

白岡市地域防災計画

第2編 震災対策編 (案)

令和3年 月

白岡市防災会議

目 次

第2編 震災対策編	25
第1章 震災対策の総則	25
第1節 活断層及び地震履歴	25
第2節 被害想定と基本方針	27
第2章 震災予防計画	31
第1節 建築物・施設等の安全対策	31
第2節 震災に強い防災都市づくり	34
第3節 地震火災等の予防	41
第4節 地域防災力の向上	44
第5節 防災教育	50
第6節 防災訓練	55
第7節 震災に関する調査研究	58
第8節 震災に備えた活動体制の強化	60
第3章 震災応急対策計画	91
第1節 応急対策の活動体制	91
第2節 災害情報の収集伝達	105
第3節 広報広聴活動	111
第4節 自衛隊災害派遣要請	116
第5節 応援要請・要員確保	120
第6節 応援の受入	124
第7節 災害救助法の適用	127
第8節 消防活動	130
第9節 救急救助・医療救護	134
第10節 水防対策	138
第11節 避難支援	139
第12節 交通規制	150
第13節 緊急輸送	152
第14節 飲料水・食糧・生活必需品の供給	156
第15節 帰宅困難者対策	163
第16節 遺体の取扱	166
第17節 環境衛生	169
第18節 公共施設等の応急対策	175
第19節 応急住宅対策	184
第20節 文教対策	189
第21節 要配慮者への支援	194
第4章 震災復旧及び復興計画	198
第1節 迅速な災害復旧	198
第2節 計画的な災害復興	203
第3節 生活再建等の支援	205
第5章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置	224
第1節 趣旨	224
第2節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応	225
第6章 火山噴火降灰対策計画	227
第1節 火山噴火降灰対策の概況	227
第2節 予防・事前対策	229
第3節 応急対策	232

第7章 最悪事態（シビアコンディション）への対応計画	235
第1節 シビアコンディションを設定する目的	235
第2節 シビアコンディションへの対応	235
第3節 シビアコンディションの共有と取組の実施	235

第2編 震災対策編

本編は、震災に対して強いまちづくりを目指し、「第1章 震災対策の総則」、「第2章 震災予防計画」、「第3章 震災応急対策計画」、「第4章 震災復旧及び復興計画」、「第5章 南海トラフ地震臨時情報に伴う対応措置」、「第6章 火山噴火降灰対策計画」、「第7章 最悪事態（シビアコンディション）への対応計画」により構成する。

第1章 震災対策の総則

第1章 震災対策の総則においては、県周辺の活断層や地震履歴を把握するとともに、震災予防計画、震災応急対策計画等を策定する上で前提となる事項として、市に係る地震被害想定や震災対策の基本方針、目標について整理する。

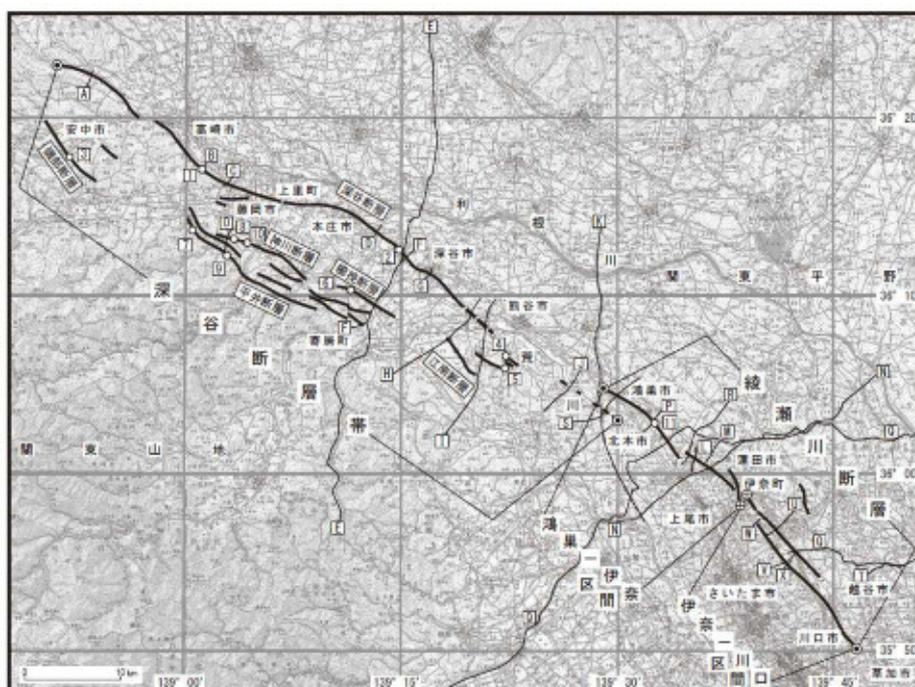
第1節 活断層及び地震履歴

第1 県周辺の活断層

県周辺の活断層は次のとおりである。

国の地震調査研究推進本部地震調査委員会は、発生すると地震の規模が大きく、社会的、経済的影響が大きいと考えられる主要な活断層について、震源の位置や形状等を調査し、その結果を長期評価として公表している。

なお、地震調査研究推進本部の最新の評価では、関東平野北西縁断層帯及び元荒川断層帯については、断層帯を構成する断層やそれらの位置・形状、周辺の地下構造、活動履歴に関して新たな知見が得られたことから、これらに基づき、断層帯の活動区間及びそれらの位置・形状や活動履歴について改訂を行っている。これに伴い、断層帯の名称を深谷断層帯・綾瀬川断層帯に改訂した。



【深谷断層帯・綾瀬川断層の位置】

【地震調査研究推進本部による活断層の長期評価の概要】

断層帯名	断層帯を構成する断層	マグニチュード	地震発生確率		
			30年以内	50年以内	100年以内
立川断層帯	立川断層、名栗断層	7.4程度	0.5～2%以内	0.8～4%以内	2～7%以内
深谷断層帯	深谷断層、磯部断層、平井断層、神川断層、櫛挽断層、江南断層	7.9程度	ほぼ0～0.1%	ほぼ0～0.2%	ほぼ0～0.5%
綾瀬川断層 (鴻巣-伊奈区間)	綾瀬川断層	7.0程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%
綾瀬川断層 (伊奈-川口区間)	綾瀬川断層	7.0程度	不明	不明	不明

出典：地震調査研究推進本部

第2 過去の地震被害

【県に被害を及ぼした過去の地震】

西暦 (和暦)	名称	マグニチュード	埼玉県の 主な被害	白岡市の 主な被害
1923年9月1日 (大正12年)	関東地震	7.9	死者行方不明者343名 住家全壊4,759戸	死傷者8名、住家全壊24戸、住家半壊3戸 液状化現象記録あり。
1931年9月21日 (昭和6年)	西埼玉地震	6.9	死者11名、負傷者114名、 住家全壊63戸	死傷者1名、住家全壊7戸、 住家半壊8戸
2004年10月23日 (平成16年)	新潟県中越地震	6.8	負傷者1名	特に被害は認められない。
2005年2月16日 (平成17年)	茨城県南部地震	5.4	負傷者6名	特に被害は認められない。
2005年7月23日 (平成17年)	千葉県北西部地震	6.0	負傷者9名	特に被害は認められない。
2005年8月16日 (平成17年)	宮城県沖地震	7.2	負傷者4名、住家全壊1戸	特に被害は認められない。
2005年8月16日 (平成17年)	茨城県沖地震	7.0	負傷者1名	特に被害は認められない。
2011年3月11日 (平成23年)	東北地方 太平洋沖地震	9.0	死者1名、負傷者104名、 建物全壊24戸、建物半壊199戸	屋根瓦等被害536戸、 ブロック塀の被害、電柱の傾斜等の被害。

出典：地震調査研究推進本部（平成31年3月1日現在）

第2節 被害想定と基本方針

第1 想定震源

県では、これまでに地震被害想定調査を5回実施している。平成24・25年度に実施した5回目の地震被害想定調査は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災によって顕在化した様々な課題や、関東地域における地震学等の各種の研究成果の公表、及び県内の社会的状況の変化を受けて行われたものである。

県の調査では、国の中央防災会議や地震調査研究推進本部の成果を参考として、次の5つの想定地震を選定している。

また、活断層による地震動の計測に当たっては、地震による破壊開始の始まる位置の設定により、震度分布が大きく異なることを考慮し、関東平野北西縁断層帯は3点（北、中央、南）、立川断層帯は2点（北、南）のパターンを設定している。

なお、県の想定地震は、地震調査研究推進本部の最新の評価が反映されていないことから、関東平野北西縁断層帯については、深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定している。

【想定震源の概要】

想定地震	マグニチュード	地震のタイプ	説明
東京湾北部地震	7.3	海溝型	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映
茨城県南部地震	7.3		※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%
元禄型関東地震	8.2		過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖） ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%
関東平野北西縁断層帯地震	8.1	活断層型	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%～0.008%
立川断層帯地震	7.4		最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2%

出典：埼玉県「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）」



出典：埼玉県「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）」
【想定震源の断層位置図】



出典：埼玉県「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）」
【活断層の破壊開始点】

第2 被害想定条件及び主な被害予測項目

地震による被害は、季節、時刻、風速による条件などの違いによって変わることから、異なる季節、時刻、風速を設定して想定が行われている。

主な被害予測項目は次のとおりである。

【被害想定の子測条件】

項目	条件	内容
季節・時刻 3ケース	夏 12時	大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース
	冬 5時	大多数の人が住宅にあり、住宅による死傷者が最も多くなるケース
	冬 18時	火気の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース
風速 2ケース	3 m/s	平均的な風速のケース
	8 m/s	強風のケース

出典：埼玉県「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）」

【主な被害予測項目】

項目	予測内容
地震動	震度
液状化	液状化可能性
地盤災害	急傾斜地崩壊
建物被害	全壊棟数、半壊棟数
火災被害	出火件数、焼失棟数
人的被害	死者数、負傷者数
津波遡上	河川遡上による津波高さ、浸水域分布
交通被害	道路橋りょう被害、鉄道路線被害
ライフライン	上水道・下水道・都市ガス・電力・通信の被害数、供給支障数
生活支障	避難者数、帰宅困難者数、住機能支障、飲食機能支障、衛生機能支障、要配慮者数、エレベーター停止台数、中高層階住宅支障
その他	危険物施設、河川、火山噴火降灰、大規模停電、長周期地震動、大規模盛土造成地、防災公共施設、震災廃棄物量、直接被害額

出典：埼玉県「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）」

第3 想定結果

県が想定した5地震のうち、市に最も大きな被害をもたらす「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、市における最大震度は6強と予測されており、それに伴う被害の程度は次のとおりである。

【関東平野北西縁断層帯地震における想定結果】

想定項目		想定結果
白岡市の最大震度		6強
建物被害	全壊数（揺れ＋液状化）	177棟
	半壊数（揺れ＋液状化）	813棟
	焼失棟数 ^{注1)}	21棟
人的被害 ^{注2)}	死者	7人
	重傷者	10人
	軽傷者	114人
避難者数 ^{注1)}	1日後	765人
	1週間後	1,919人
	1か月後	3,156人
帰宅困難者数 ^{注3)}		2,873人
ライフライン	上水道（1日後の断水人口）	16,496人
	下水道（機能支障人口）	9,763人
	都市ガス（供給停止件数）	6,715件
	電力（1日後の停電人口） ^{注1)}	1,941人
	電話（不通回線数） ^{注1)}	24回線
震災廃棄物量 ^{注1)}		39,000トン 55,881トン ^{注4)}

注1) の項目に関しては、冬18時、風速8m/sの結果

注2) の項目に関しては、冬5時の結果

注3) の項目に関しては、内閣府手法（出典：南海トラフの巨大地震の被害想定第二次報告，内閣府）による平日12時の結果、なお「関東平野北西縁断層帯地震」が休日に発生した場合、市における帰宅困難者は2,654人に上る

出典：埼玉県「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）」

注4) 「白岡市災害廃棄物処理計画（令和2年3月）」による

■資料-5 埼玉県地震被害想定調査における白岡市の被害想定結果

第4 震災対策の基本方針

東日本大震災以降、国では「減災」や「自助・共助・公助による取組」等を震災対策の基本方針として防災基本計画の大幅な改正を行っており、県地域防災計画においても同様の修正が行われている。

市では、これまでの計画修正により、「総則編」にこれらの基本方針（「第5節 防災対策の基本方針」）を掲げていることから、震災対策編では、この基本方針に基づき計画を策定するものとする。その際、震災対策の前提とする計画フレームには、市において起こりうる最大規模の地震である「関東平野北西縁断層帯地震」の被害想定結果を設定する。

第2章 震災予防計画

本計画は、東日本大震災等の教訓を活かし、市が実施した「防災基礎アセスメント調査（平成8年実施）」及び「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）」をもとに、日頃からその地震災害の予防に万全を期し、被害の発生を最小限にとどめるための計画とする。

第1節 建築物・施設等の安全対策

市は、事前の予防措置として施設ごとに耐震性を備えるよう、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）等に基づき、耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるための対策を図る。

令和2年現在、公共建築物の耐震化は完了しており、多数の者が利用する建築物（民間建物）の耐震化も目標に達している。今後、住宅の耐震化を促進する。

第1 建築物の耐震化

【建築課】

建築物の耐震性の向上を図るため、市は、県に協力し、資料の配布、説明会等を通じて、建築物の所有者又は使用者に対して、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発を行うとともに、建築物の耐震化のために必要な情報の提供を行う。

1 建築指導等

建築物全般（建築設備を含む。）及び特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設）の安全性の確保については、建築基準法に基づく建築確認申請の審査等を通じ指導を行い、その実効を図っている。

具体的内容としては、建築物等の構造耐力上、防火及び避難上等の諸点についての安全確保を図る規定がある。

建築基準法の防災関係の規定については、近年発生した地震及び火災事例に鑑み、一般構造及び防火・避難規定等が強化されている。

また、埼玉県建築基準法施行条例で建築物の構造等について、安全上及び防火上の制限を付加し、安全性についての実効を図っている。

2 耐震化対策

(1) 耐震化に関する相談窓口の設置

住宅の耐震診断、改修等に関する市民等の相談に応ずる窓口等を設置する。

(2) 耐震診断を行う技術者の養成

県が開催する耐震診断講習会への参加を促し、建築物の耐震診断及び耐震改修設計を行う技術者を養成し、耐震化を促進する。

(3) 耐震性に関する知識の普及啓発

耐震診断、耐震工法及び耐震補強等に関し、資料の配布、説明会等を通じ、市民への知識の普及啓発に努める。

(4) 緊急輸送道路等における既存建築物の耐震化の助言等

県及び関係団体と連携して、物資の輸送、避難等の安全性を確保する必要があると認める道路（緊急輸送道路等）に面する地域に存する既存建築物の所有者に対し、耐震診断、耐震改修又は維持保全について指導、助言又は勧告を行う。

第2 窓ガラス等の落下・脱落防止

【建築課】

建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下及び天井材等の非構造部材の脱落による危険を防止するため次の対策を講じる。

1 落下防止対策の実施

県が実施する繁華街等の道路沿いにある3階建て以上の建築物の窓ガラス等落下対象物の調査結果の実態把握に努める。

2 落下防止に関する普及啓発

建築物の所有者又は管理者に対して、窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下防止策、天井材等の非構造部材の脱落防止対策の重要性について啓発を行う。

3 改修等の指導

調査結果の報告に基づき、落下・脱落のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改修等の普及に努める。

4 緊急輸送道路等における落下対象物の実態把握

県及び関係団体と連携して、緊急輸送道路等に面する落下対象物の地震に対する安全性の確保に関する実態の把握に努める。

第3 空き家等の実態把握

【環境課】【建築課】

「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「白岡市空家等の適切な管理に関する条例」に基づき空き家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められるときは、必要に応じ県と連携し、所有者又は管理者に対して指導、助言又は勧告を行うものとする。

第4 ブロック塀の倒壊防止

【建築課】【教育指導課】【環境課】

過去の地震災害では、ブロック塀（れんが塀、石塀を含む。）の倒壊による死亡者が発生しているが、その原因は、倒壊したブロック塀が建築基準法に適合しない粗悪な施工によるものであったことが判明している。こうしたことから、ブロック塀を設置している市民に対し、広報紙等を通じて、安全対策及び転倒防止対策を周知する。

地震によるブロック塀の倒壊を防止するため、次の対策を講じる。

1 市街地内のブロック塀の実態調査

避難路、避難所及び通学路等を中心に市街地内のブロック塀の実態調査を行い、倒壊危険箇所の把握を行う。

2 ブロック塀の倒壊防止に関する普及啓発

ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く市民に啓発するとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について知識を普及させる。

3 ブロック塀の点検・撤去・改修等に関する指導及び助成

ブロック塀を設置している市民に対し、点検を行うよう指導するとともに、1の実態調

査に基づき危険なブロック塀に対しては改修及び生垣化等を奨励する。

また、ブロック塀の撤去・改修や生垣化等の実施に対し、助成措置を行う等、その推進に努める。

4 緊急輸送道路等におけるブロック塀の実態把握

県及び関係団体と連携して、緊急輸送道路等に面するブロック塀の地震に対する安全性の確保に関する実態の把握に努める。

第5 自動販売機の転倒防止

【商工観光課】

1 自動販売機の転倒防止に関する普及啓発

県及び関係団体と連携して、自動販売機の地震に対する安全性の確保に係る対策の普及及び啓発を行う。

2 緊急輸送道路等における自動販売機の実態把握

県及び関係団体と連携して、緊急輸送道路等に面する自動販売機の地震に対する安全性の確保に関する実態の把握に努める。

第6 エレベーターの閉じ込め防止

【建築課】

エレベーターを有する建築物の所有者又は使用者に対し、震災発生時のエレベーター閉じ込め対策について啓発し、水、食糧、簡易トイレ等を備えたエレベーター用防災用品の整備を促進する。

第2節 震災に強い防災都市づくり

多種多様な都市型災害に対応できる防災体制を確立するとともに、建築物の不燃化促進及び道路や公園緑地等のオープンスペースを確保することにより、都市型災害に強いまちづくりを進める。

第1 防災都市づくりの推進 【安心安全課】【街づくり課】【建築課】【道路課】

1 防災都市づくりの基本的考え方

- (1) 都市の実情に応じた計画を策定し、総合的かつ計画的な防災都市づくりを推進する。
なお、防災都市づくりに関する計画は、主に災害予防のための都市づくりを対象とするが、被害を最小限にとどめるための円滑な避難活動や支援活動等の災害応急活動を促進するための都市づくりも視野に入れた計画の策定も行う。
- (2) 市の防災面から見た地域特性にあった市街地整備を計画するとともに、建築物の耐震化、不燃化を促進する。
- (3) 広域災害に対処するため、避難地の確保や避難路の整備等行政界を越えた近隣市町と連携した計画とする。
- (4) 高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮し、道路や公園等の都市基盤施設のバリアフリー化を図る。
- (5) 平常時のゆとりを確保する都市づくりを目指し、市民に親しまれ、災害時には、活動しやすい都市空間の整備を確保する。

2 「都市における震災の予防に関する計画」の策定

市は、防災都市づくりのマスタープランとなる「都市における震災の予防に関する計画」に基づき、各種事業を総合的に展開するとともに、防災に配慮した計画的な土地利用を図り、震災に強い都市づくりを推進する。

(1) 都市における震災の予防に関する基本的な方針

ア 基本的な考え方

地震による災害を最小限にするために、延焼の危険性、倒壊の危険性、避難の困難性、応急活動の困難性を改善し、防災機能の高い市街地にするとともに、日常的にも安全・安心でゆとりある快適なまちを目指す。

イ 基本の方針

(ア) 密集市街地の改善と拡大防止

防災上危険な市街地を把握し、課題に応じた適切な改善を図ると同時に、住宅・住環境の向上を目指す。

(イ) 都市施設の整備

広幅員幹線道路、緑道などの延焼遮断帯や公園・広場などの避難地等の確保に努める。

(ウ) 市街地の防災性能の保全

適切な土地利用の規制・誘導や、計画的な都市基盤施設の整備などを行うことにより、防災性能の維持・保全に努める。

(エ) 市と県の役割分担による震災予防対策の推進

市は、必要に応じて「都市における震災の予防に関する計画」の策定を行い、震災予防対策のまちづくりを総合的に推進する。県は、広域的な都市基盤の整備を担うとともに、情報提供や連絡調整など総合的な震災予防対策を推進する一方、地域の実情に応じた対策を進める基本的な計画の策定を行い、市に対する必要な支援を行う。

(2) まちの災害危険度データ整備

防災都市づくりを効率的に進めるとともに、市民の防災意識の高揚を図るため、地震災害に関する基礎的データを整備する。

また、市と県は、防災都市づくりを市民参加により計画的・重点的に促進するため、地盤特性や市街地形態、建築物の立地状況等を総合的に勘案して、都市レベル、地域レベルでの災害危険度を明らかにし、その公表に努める。

3 土地利用の適正化

(1) 土地利用の規制・誘導

国土利用計画法に基づいて策定した国土利用計画や土地利用基本計画を踏まえ、計画的な土地利用を推進するとともに、都市計画法などの個別法を有機的に運用して、土地利用の適正な規制を行うことにより、地震に強い安全な県土づくりを誘導する。

(2) 土地情報の整備

適正な土地利用により、自然と共生した防災対策を推進するため、土地の自然条件や土地利用の変遷、災害履歴及び植生等の土地情報を整備する。

第2 都市計画マスタープランへの位置づけ

【街づくり課】

都市計画マスタープランについては、地域防災計画を踏まえ、「防災まちづくり方針」の修正など、防災と都市の将来像の関係を調整することで、災害に配慮したまちづくりを位置づける。

第3 市街地の整備等

【企画政策課】【街づくり課】

災害に強い安全で快適な都市構造の形成を図るため、土地区画整理事業などを引き続き推進しながら、市街地の整備を行う。

1 都市機能の更新及び土地区画整理事業の活用

防災上重要な地域においては、耐火建築物等を誘導することなどにより地域の不燃化を図る。また、土地区画整理事業により、街路・公園等を整備し、オープンスペースを確保する。

■資料-6 市街地整備の実施状況

2 地区計画等の活用

市が定める地区計画等を活用し、壁面の位置の制限、かき又はさくの構造の制限、建築物等の高さの最高限度等を定めることにより、防災性を備えた都市づくりを誘導する。

3 地籍調査の推進

各種の市街地整備事業を計画的に行うとともに、迅速な復旧及び復興対策を行うため、錯そうしている土地の権利関係を明確にする地籍調査を推進する。

第4 建築物の不燃化

【街づくり課】【建築課】【消防署】

1 防火・準防火地域の指定

都市計画法、建築基準法に基づく諸制度を活用し、防火地域及び準防火地域を指定し建築物の不燃化を促進する。

2 屋根不燃化地区の指定

防火・準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼を防止するため、建築基準法に基づき、屋根の不燃化を図る。

3 建築物の防火対策の推進

建築物の新築や増改築の際に、建築基準法に基づき防火対策の指導に努めるとともに、既存建築物に関しては、特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に、建築基準法及び防火対象物定期点検報告制度に基づき、防火及び避難に係る改善対策の指導に努める。

第5 オープンスペース等の確保

【安心安全課】【街づくり課】【道路課】【農政課】

被災者の安全確保と応急活動の円滑化に資するとともに、火災の延焼防止を図るため、公園の整備や緑地等の保全を行い、オープンスペースを確保する。

1 都市公園の整備

震災時の避難場所となる防災公園、周辺自治体や警察、消防、自衛隊等応援部隊が活動拠点とする都市公園については、耐震性貯水槽、夜間照明、放送施設、非常電源施設等の災害応急対策に必要な施設の整備を推進する。

■資料- 7 都市公園の状況

2 緑地・農地の保全

市街化区域内農地は、火災の延焼防止に大きな効果があり、また、井戸等の農業用施設は、重要な役割が期待されるため、施設の先行的な取得及び保全等を促進していく。

3 避難場所及び避難路周辺の不燃帯の形成促進

市街地火災からの安全を確保できる十分な広さの避難場所及び避難路を整備することが困難である現状を踏まえて、不燃帯の形成による避難所及び避難路周辺の建築物の不燃化を促進する。

4 広幅員街路の整備

火災延焼遮断帯及び避難路としての機能を併せ持つ広幅員道路を、市街地に計画的に整備するとともに、迅速な応急活動に資する道路網の整備を促進する。

■資料- 8 都市計画道路の状況

第6 交通施設の安全化 【道路課】【東日本旅客鉄道(株)】【東日本高速道路(株)】

交通施設の各管理者は、施設の耐震化及び安全対策並びに二次災害の発生防止を図る。また、市は、各管理者と協力して、情報提供等緊急時の連絡体制の確立に努める。

1 道路及び橋りょう対策

【道路課】

道路、橋りょうの被害予防対策は、揺れに対する強度を増大させるだけでなく、柔軟性や粘りを高めることを基本とする。橋脚等については、耐震対策状況を点検し、必要に応じて橋脚補強や落橋防止対策を行い、耐震性の向上を図る。路盤については、特に液状化

による地盤流動の影響を基礎の設計で十分にチェックする。

また、道路附帯設備や植樹についても地域状況を配慮し、適切に配備していくとともに、交通規制用や応急復旧用の資材等の備蓄を進める。

2 鉄道施設 【東日本旅客鉄道(株)】

鉄道施設の耐震化等により被害を最小限にとどめるよう、万全の予防措置を講じる。

(1) 施設の現状

ア 線路施設は、設計基準によって各線とも耐震設計がなされている。

耐震設計は、条件に応じて震度法、修正震度法、動的解析法及び応答変位法を採用している。

イ 主要構造物は、関東大震災クラスの地震に耐えられるように設計されている。

(2) 事業計画

ア 防災情報システムの導入により、リアルタイムの情報を感知し、列車防護が速やかにできる体制をとっている。

イ 震災予防対策は、鋭意施工中であり、さらに当面の措置として「既存の鉄道構造物に係る耐震補強の緊急措置について」（平成7年7月運輸省通達）により対応する。

3 高速道路 【東日本高速道路(株)】

市内では、東北自動車道が市域を南北に縦断し、圏央道（白岡菖蒲 IC～久喜白岡 JCT 東側までの延長 3.3km）が北西部を東西に通過している。高速道路は災害時の緊急輸送道路として特に重要であることから、施設の安全対策と災害時の交通確保に万全を期すものとする。

(1) 高速道路等の維持管理に当たっては、高速道路等の周辺の環境及び交通実体の変化に対応した適切な措置を講じる。

(2) 高速道路等においては、日常点検、定期点検及び臨時点検を実施し、耐震性を確保するために必要な補修等の災害予防措置を講じる。

(3) 橋りょう等については、構造上の安全を付加するため、落橋防止装置等の対策の促進を図る。

(4) 地震発生時における道路利用者の安全及び高速道路の適正な利用を確保するため、道路利用者に対し、地震発生時の心構え、とるべき行動等の広報を行う。

(5) 地震による被害の拡大防止及び応急復旧活動に資するため、必要に応じ資機材、生活用品等の備蓄に努める。

第7 ライフライン施設の安全化 【下水道課】【水道課】【経営課】【事業者】

ライフラインの被災は、安否確認、市民の避難、救命・救助等の応急活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市、県及び事業者は、電力、ガス、上下水道、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点分散、代替施設整備等による代替性の確保を進める。

1 電気供給施設の安全化 【東京電力パワーグリッド(株)】

電柱の倒壊、電線の切断等による停電及び通電直後に漏電やショートによる火災が発生し、倒壊を免れた家屋が焼失する二次災害が予想される。このため、市は、事業者に、供給施設の耐震化、安全設備の整備、災害発生時の漏電など二次災害の発生を防止するよう要請、協力するとともに、情報提供等緊急時の連絡体制を確立する。

2 ガス供給施設の安全化 【東京ガス(株)等ガス事業者】【(一社)埼玉県LPガス協会】

ガス供給施設は、漏えい、混触発火を引き起こし、誘爆や被害の拡大の可能性があり、市民の生命や生活に重大な影響を及ぼすおそれがある。

このため、市は、ガス事業者に、供給施設の耐震化及び緊急遮断弁等の安全設備の整備、災害発生時のガス漏れなど二次災害の発生を防止するよう要請、協力するとともに、情報提供等緊急時の連絡体制を確立する。

3 上水道施設の安全化 【安心安全課】【水道課】【経営課】【事業所】

水道管の破損や停電により市内全域で断水が発生し、飲料水の確保や消火活動が困難になることが予想される。

このため、水道施設の耐震性を向上させることのみならず、事業所や近隣自治体との協力など、復旧を短時間で迅速かつ円滑に実施できる即応体制を確立する。また、断水に備え応急給水資材の備蓄を行うとともに、市民に対し給水拠点の周知を図る。

(1) 水道施設の震災予防対策 【水道課】【経営課】

大山配水場は耐震基準適合施設であるが、岡泉浄水場の一部と高岩浄水場の施設は、平成9年以前の耐震工法指針に基づいて建設された構造物であるため、耐震性能調査を実施するとともに、基準を満たさない施設については適切な改修が必要である。また、災害時における断水区域を小範囲に止めるため、老朽管の布設替えによる計画的な耐震化を進める。

(2) 耐震性貯水槽及び車両一体型給水タンク車の整備 【水道課】【経営課】

断水が発生した場合に備え、常時は水道管路の一部として機能し、非常時に消火用及び飲料用として貯留水を利用することができる耐震性貯水槽の整備を図る。また、拠点給水の応急給水設備(タンク等)などに効率よく水を運搬し給水ができる車両一体型給水タンク車の整備を図る。

(3) 民間所有井戸の活用 【安心安全課】

断水等が発生した場合に備え、現在、使用されている民間所有井戸の所有者に対し、災害時に一般に開放できる井戸を募集し、「災害用井戸(飲料以外)」として指定するよう努める。

なお、民間所有井戸の募集にあたっては、指定の基準の策定に努める。

(4) 災害用井戸の設置 【安心安全課】【教育総務課】

災害時の飲料水以外の生活用水を確保するため、避難所である全ての小中学校に「手押しポンプ式による災害用井戸」の設置を進める。

■資料- 9 白岡市上水道施設位置図

4 下水道施設の安全化及びトイレ対策 【安心安全課】【環境課】【下水道課】【経営課】

汚水処理場の機能停止、中継ポンプ場や管渠の亀裂・破断、土砂の流入及びマンホールの異常等の被害を受けるとともに、汚水が道路に漏れ出す、逆流してトイレからあふれ出るなどの被害が起きるおそれがある。

(1) 下水道施設の災害予防対策 【下水道課】【経営課】

下水道施設は、既設管等の事前調査などにより、老朽管の取替、接続部の改良補修及びクラックが生じた部分の改修を実施し、汚水排除の確保及び雨水の氾濫防止に努めるとともに、下水道施設の耐震性の向上、下水道台帳の複数保管、応急復旧機器の確保、資材の備蓄及び近隣市町村との協力体制等の確立を図る。

(2) トイレ対策 【安心安全課】【環境課】【下水道課】【経営課】

トイレ使用の可否は、公衆衛生、生活環境の悪化に大きな影響を及ぼすため、仮設トイレ等の設置や下水マンホール及び既存浄化槽の利用等により、迅速に対応できるよう

に資機材の備蓄を図る。

避難所となる学校などについては、仮設トイレの設置場所等について事前に検討しておくとともに、災害用トイレ（マンホールトイレ、貯留式）の整備を進める。また、既設の公園についても、災害用トイレ（ベンチ貯留式トイレ）の整備を進める。

■資料-10 白岡市下水道施設位置図

5 電話通信施設の安全化

【東日本電信電話(株)】【携帯電話各社】

東日本電信電話（株）埼玉事業部は、災害時においても可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信を疎通させるよう、平常時から電気通信設備の耐震構造化等の防災対策を推進する。

また、災害が発生した場合においては、埼玉県内のグループ会社を統制して対策組織を設置し、要員、資機材及び輸送力等を最大限に利用して通信の疎通と設備の早期復旧を行う。

市は、東日本電信電話（株）埼玉事業部に通信の疎通と設備の早期復旧等を要請するとともに、情報提供等緊急時の連絡体制を図る。

6 廃棄物処理施設の震災予防対策

【環境課】【蓮田白岡衛生組合】

耐震性の確保を図るとともに、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第8 液状化対策及び地盤沈下対策

【建築課】【下水道課】【経営課】【水道課】【道路課】【街づくり課】

地盤条件によって大きな被害をもたらすため、土地の自然特性や災害特性等に適した計画的な土地利用を実施するとともに、地震による地盤災害の危険性が高い地域において、被害の軽減を図るための対策を実施していく。

1 液状化対策

東日本大震災では、市内の電柱の傾斜や道路陥没などの被害が見られ、また、東京湾の埋立地などの軟弱地盤で激しい液状化現象が起り、住宅の傾斜、宅地や道路の陥没など多くの被害をもたらした。

国土交通省においては、東日本大震災による液状化被害を踏まえ、液状化対策技術検討会議を設置し、液状化被害の実態把握や発生メカニズムの検証等を行い、液状化被害想定手法や宅地、道路、住宅・建築などの分野で技術基準の再検討を進めている。

大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する成果を踏まえ、「白岡町地震ハザードマップ作成業務委託（平成21年3月）」における液状化危険度分布等の結果を参考に液状化対策を推進する。

(1) 液状化対策工法の普及

液状化対策工法などの情報提供を行い、施設整備に反映させる。

(2) 耐震診断の実施

災害時に液状化現象が予測される地域に対しては、地盤の調査をするなど、適切な手法で施設の耐震診断を行い、地震後に確保すべき施設の機能に応じた耐震強化対策を実施していく。

■資料-12 白岡市液状化危険度マップ

2 地盤沈下対策

地盤沈下は、地震時に被害を増大させる可能性がある。また、建築物や土木構造物等の耐震性の劣化が指摘されている。地盤沈下と建築物や土木構造物の劣化現象の関連に関する調査をもとに、地盤沈下が激しい地域の建築物、土木建造物の耐震性の劣化状況の把握に努める。

第3節 地震火災等の予防

地震によってもたらされる被害のうち、火災は、発災時の気象状況や市街地の状況によって、甚大な被害をもたらす。火災による被害をできるだけ少なくするため、日頃から出火防止を基本とした予防対策を推進する。

第1 住宅等からの出火防止

【消防署】

1 一般火気器具（ガスコンロ、灯油ストーブ等）からの出火防止

- (1) 災害時における出火要因として最も多いものは、ガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具である。地震による出火を防止するために、火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の火災予防に関する知識を市民に周知しておく。また、過熱防止装置の付いた火気器具の普及に努める。
- (2) 災害時における一般火気器具からの出火を防止するため、対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。また、灯油ストーブ等には対震自動消火装置が普及しているが、管理不良のためタールの付着や異物の混入等により装置が作動しない場合があるため、管理の徹底を図る。
- (3) 通電火災の防止のため、感震ブレーカーや過熱防止装置等の一層の普及を図るとともに、地震後は、ブレーカーを落としてから避難するなどの普及啓発に努める。
- (4) 住宅用火災警報器等の設置及びその普及啓発に努める。

2 化学薬品からの出火防止

学校や研究機関等で保有する化学薬品は、地震により落下したり、棚が転倒することにより容器が破損し、混合混触発火及び自然発火等の形で出火する危険性がある。混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなど適切な管理を行う。引火性がある化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、容器や棚の転倒防止措置の徹底を図る。

第2 初期消火体制の充実強化

【消防署】

1 市民の初期消火力の強化

地震時は、同時多発火災が予想され、消火力にも限界がある。地域の自主防災組織を充実させ、災害時に有効に機能するよう組織の活動力の向上を図り、市民による消火やバケツリレー等の初期消火力を高め、消防署及び消防団等と一体となった火災防止のための活動体制の確立に努める。

2 事業所の初期消火力の強化

地震時に、事業所独自で行動できる対策を図るとともに、職場での従業員及び周辺市民の安全確保のために、日頃から地震時の初期消火について具体的な対策計画の確立を図るよう指導する。

3 市民と事業所の連携

計画的かつ効果的に防災教育や防災訓練を行い、市民の防災行動力を高めていくとともに、家庭、自主防災組織、事業所の協力及び連携を促進し、地域における総合防災体制を強化していく。

第3 消防力の強化

【消防署】

市は、消防署と協力して火災に迅速に対応する対策計画を策定し、次のとおり活動体制の整備に努める。

1 消防体制の充実

- (1) 消防職員の養成、資質の向上
- (2) 消防職員及び消防団員の非常招集体制の確立
- (3) 消防団の育成

消防団は、常備消防の活動を補佐し、地域の実情に応じて適切に活動することが期待されている。市は、消防団を活性化し、災害活動能力を向上させるため、実戦的な教育訓練を実施するとともに、市民への防災指導に努める。

また、消防団の活性化に向けて、若手リーダーの育成、地域との連携による消防団のイメージアップを図ることにより、女性や大学生の入団促進など幅広い層への働きかけや、機能別団員、分団制度の活用等消防団の活性化とその育成を進める。

- (4) 公務員の消防団員との兼職

公務員が消防団員として活躍することは地域防災の推進を図る上で市民からの理解が得やすくなるとともに、職員にとっても防災行政の習熟につながることから、入団促進を図る。

- (5) 消防施設・車両・資機材等の整備

消防署は、震災対策に有効な消防資機材の充実を図る。消防団は、必要な消防資機材を整備する。また市及び県は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を備えた消防隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発、消防団分団施設の耐震化（補強）や建替えに努める。

- (6) 消防応急無線、消防通信設備の整備

迅速、確実な消防体制を図るため消防通信指令台の高機能化を進めるとともに、他の消防機関及び消防署間における効率的な情報収集及び連絡体制の強化を図る。

2 消防水利及び進入路の確保

- (1) 消火栓が使えない場合の対策

火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心に、耐震性のある防火水槽の整備、ビルの保有水の活用、河川やプール等の自然水利の開発や確保をより一層推進していく。

- (2) 地域の状況に対応した消防水利の配置
- (3) 住宅密集地の道路状況の点検及び拡幅や隅切り等による進入路の整備

3 協力応援体制の確立

- (1) 他市町村の消防機関・消防団の応援受入及び円滑に活動するために必要な支援
- (2) 市と消防署との一体的な災害対策の推進
- (3) 自主防災組織の育成と活性化

■資料-17 消防機械一覧表

■資料-18 消防団消防車両一覧表

■資料-19 白岡市消防団一覧

第4 危険物取扱施設の安全化

【消防署】

軟弱地盤地域の危険物取扱施設は、液状化のため損傷（燃料タンク等の傾斜など）を受けおそれがあり、損傷を受けた燃料タンクからの燃料漏れは、大きな災害を誘発させる要因になる。

消防署は消防法（昭和23年法律第186号）及び関係法令に基づき、施設の耐震性、危険物の安全管理等について適切な指導を行う。また、市民の安全を図るため、危険物の現状と被害状況を迅速に把握する体制を確立する。

危険物取扱施設関係の火災予防に関しては、安全管理及び立入検査を行い、保安上の責任と事故防止の指導に努める。

また、先端技術産業等で使用される新たな危険物等の出現、流通形態等の変容及び危険物施設等の大規模化、多様化あるいは複雑化に備え、安全対策指針の整備に努める。

1 危険物取扱施設

県及び市は、危険物取扱施設の安全確保のため、法令基準の適用を受けない小規模施設等を含め、実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制の強化、事業所に対する指導の強化及び普及啓発を図る。

■資料-13 市内の危険物施設の現況

2 毒劇物取扱施設

県は、毒劇物取扱施設について、その取扱に係る保健衛生上の危害を防止するために、毒物及び劇物取締法に基づき、監視指導を行っている。

毒劇物はその化学的性質上、万一流出すると被害を相乗的に拡大するおそれがある。このため、県は、これらの実態把握に努めるとともに、貯蔵設備及び配管の耐震化等に重点をおき、法令に基づく規制の強化や事業所に対する普及啓発を図る。

■資料-14 市内の毒劇物取扱施設の現況

3 高圧ガス施設

県は、法令に基づく規制を徹底するとともに、事業所に対する指導の強化及び普及啓発を図る。

4 火薬類施設

火薬類は火薬類取締法及び関係法令に基づき、製造、販売、貯蔵、消費その他の取扱が厳しく規制されていることから、法令に基づく規制の強化や事業所に対する普及啓発を図る。

第4節 地域防災力の向上

防災は「自らの身の安全は自ら守る」が基本であり、市民一人ひとりには「自助」が求められる。また、地域に密着した自主防災組織や事業所等における防災組織には「共助」が求められる、各組織は市や防災関係機関と連携して災害予防対策に取り組める防災体制を整える。

第1 自助【市民の防災力向上（普及啓発・防災教育）】 【安心安全課】

「自らの身の安全は自ら守る」（自助）の取組を促進・推進する。

1 身近な自助

- (1) 防災に関する学習
- (2) 火災の予防
- (3) 防災設備（消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー）の設置
- (4) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (5) 食糧、飲料水、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必需品の備蓄（最低3日間（推奨1週間）分を目標）
- (6) 家具類の転倒防止やガラスの飛散・落下防止対策
- (7) ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修
- (8) 災害時の家族同士の連絡方法の確認（災害用伝言ダイヤル171など）
- (9) 自主防災組織への参加
- (10) 市、県、自治会、自主防災組織等が実施する防災訓練、防災活動への参加
- (11) 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（町内会・自治会の活動）への参加
- (12) 近隣の要配慮者への配慮
- (13) 住宅の耐震化
- (14) 地震保険への加入
- (15) 家庭や地域での防災総点検の実施

2 実践的な自助

- (1) 実践的な訓練の導入
市及び県は、市民を対象とする訓練に災害図上訓練（DIG^{※1}）や避難所開設・運営訓練（HUG^{※2}）を取り入れ、住民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施・普及に努める。
※1 DIG (Disaster Imagination Game)
大きな地図を参加者で囲み、災害をイメージして自宅近くの危険物や障害物を把握し、具体的な避難路や要配慮者の避難などを確認する実践的な訓練。
※2 HUG (Hinanzyo Unei Game)
避難所の開設・運営責任者となったことを想定し、避難所で起きる様々な事態への対応を短時間で決定することを学ぶ訓練。
- (2) 防災意識の向上
市民は、市その他の行政機関が実施する防災対策事業に協力するとともに、過去の震災から得られた教訓の伝承や、防災訓練等への参加などを通じ、自らの問題として防災対策に取り組むよう努める。
- (3) 家庭内の3つの取組の普及
市民は、特に次に掲げる事項について日頃から備え、自ら震災に備える取組を家庭内で実施する。
ア 家具の配置を見直し、家具類の転倒・落下・移動を防止する。
イ 災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段として、災害用伝言ダイヤル等の手段を確保する。

ウ 家庭内で備蓄を行う（最低3日間（推奨1週間）分を目標とする）。特に、飲料水や食糧などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリング備蓄」を導入する。

市及び県は、3つの取組を中心に、市民が日頃から発災時の行動を家族とよく話題にするよう働きかける。

（4）防災総点検

市民の防災意識の高揚と災害への備えを充実・強化するため、市、県、市民、事業者など主体ごとに家庭、職場、地域における防災の総点検を実施する。

【主な点検例】

各主体	点検事項
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・家具や家電製品などの転倒防止対策 ・「災害用伝言ダイヤル171」等の利用方法の確認 ・備蓄品・非常持出品の点検 ・住居の耐震性の確認と必要な補強等 ・家族の非常時の連絡方法の話合い ・避難場所や安全な避難経路の確認 ・消火器の設置場所、操作方法の確認
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の防災体制の整備状況 ・教職員への研修 ・児童・生徒を含めた避難訓練の実施状況 ・学校の防災体制の確認 ・学校施設・設備の安全点検 ・危険物・化学薬品等の管理点検 ・避難所としての取組状況

第2 共助【自主防災組織の強化】

【自主防災組織等】【安心安全課】

大規模な地震が発生した際に、被害の防止又は軽減を図るためには、防災関係機関による応急活動に先立ち、市民自らが出火防止や初期消火、被災者の救出、避難等を行うことが必要である。

このため、地域においては、自主的な防災活動が展開できるように、自主防災組織等の育成、強化を図り、消防団等との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の活性化を促す。併せて、女性の参画の促進に努める。

同時に、自主防災組織は、市民の防災意識の高揚と災害への備えを充実・強化するため、地域における防災の点検を実施する。

【主な点検例】

各主体	点検事項
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の危険性の把握 ・高齢者・障がい者等の避難行動要支援者の支援の確認 ・市民への連絡系統の確認 ・防災備蓄の点検（防災資機材、備蓄品） ・消防水利や施設の点検・確認 ・危険な場所や避難経路、避難所の確認・点検

1 自主防災組織の結成と活動の充実・強化

(1) 自主防災組織の結成

市は、自主防災組織が結成されていない地域の結成を推進する。自主防災組織の結成に当たっては、次の点に留意するとともに、地域の実情に応じて最も有効と考えられる単位で組織結成を行う。

- ア 既存のコミュニティである行政区等を活用して結成する。なお、それらの規模が地域防災活動の単位として大きすぎる場合は、さらにブロック分けするなど既存の地域コミュニティを生かした単位とする（マンションの自治会等）。
- イ 昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。
- ウ 地域内の事業所と協議の上、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置づけて連携を図る。

(2) 活動の充実・強化

市は、次に示す事項に留意し、自主防災組織の指導・育成を図る。

- ア 自主防災組織の結成の促進（結成への働きかけ、支援等）
- イ 自主防災組織の育成・支援（リーダー研修の実施、防災訓練の支援等）
- ウ 活動のための環境整備（資機材及び訓練用の場所等の整備等）

市は、既存組織の活動の活性化やリーダーの育成に関し、組織への指導・助言を行うとともに、モデル組織の設置及び助成の実施等を推進する。市は、既存の地域コミュニティである行政区・自主防災組織等を活用して、自主防災組織が結成されていない地域の組織化を促進する。なお、県は市が行う自主防災組織の育成に関する取組を支援するとともに、市と連携して、自主防災組織の活動において中心的役割を担う者を育成するよう努める。1組織に複数のリーダーを置くことを目指し、女性のリーダーの育成にも努める。

■資料-15 白岡市自主防災組織補助金交付要綱

■資料-16 白岡市自主防災組織連絡協議会補助金交付要綱

2 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の活動内容は、おおむね次に示すとおりとする。

【自主防災組織の活動内容】

	活動内容
平常時	1 要配慮者を含めた市民のコミュニティの醸成 2 日頃からの備えと地震発生時の的確な行動等に関する防災知識の普及 （例 防災イベントの実施、各種資料の回覧、配布） 3 情報の収集・伝達、初期消火、避難及び救出、救護等の防災訓練の実施 （例 要配慮者に対する情報伝達・避難誘導等） 4 防災用資機材、応急手当用医薬品等の整備・点検等 （例 初期消火資機材：軽可搬ポンプ、消火器等 救助用資機材：ジャッキ、バール、のこぎり、リヤカー等 救護用資機材：救急医療セット等） 5 地域の把握 （例 危険箇所の把握、要配慮者の把握） 6 普通救命講習の受講
発災時	1 初期消火の実施 2 情報の収集・伝達の実施 3 被災者等の安否確認、救助隊との協力、救出、救護の実施 4 集団避難の実施（特に、避難行動要支援者の安全確保に留意）

	活動内容
発災時	5 避難所の運営活動の実施 (例 炊き出し、給水、物資の配布、安否確認) 6 要配慮者の安否確認、避難誘導支援 7 避難所での運営協力 (例 運営のルールづくり等)

第3 共助 [民間防火組織の育成] 【消防署】

地域社会においては、市民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、日頃から出火防止、避難、応急救護などの知識を身につけておくことが必要である。

そこで、防火防災意識の高揚と知識の普及を図るため、民間の防火組織として、地域に密着した幼年消防クラブ、少年消防クラブ、女性防火クラブの組織づくりと育成強化を行っていく。

1 活動内容

民間防火組織の活動は、次に示すとおりである。

- (1) 幼年消防クラブ (知識の習得、啓発活動)
- (2) 少年消防クラブ (知識の習得、啓発活動)
- (3) 女性防火クラブ (啓発活動、初期消火・避難・救護等の防災活動)

2 結成促進及び活性化

組織の結成促進を図るとともに、研修会の開催等により活動の活性化を図る。

第4 共助 [事業所等の防災体制の充実] 【安心安全課】【消防署】

地震発生時は、市や市民のみならず、市内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。また、自主防災組織の構成員である地域住民が昼間県外へ通勤して不在のケースも多い。

したがって、市内に立地する事業所等の防災組織の育成指導を図るとともに、事業所等における事業継続のための取組を支援する。

また、防災意識の高揚と災害への備えを充実・強化するため、事業者は職場、地域における防災の点検を実施する。

【主な点検例】

各主体	点検事項
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の防災体制の整備 ・職場の安全対策 (備品などの転倒防止対策) ・建物の耐震診断、必要な補強等 ・備蓄品・非常持出品の点検 ・従業員等との非常時の連絡方法等の整備 ・消火器、発電機など防災資機材の点検 ・危険物施設の安全点検

1 一般企業の防災組織

一般企業を対象とした防災意識の向上を図るため、組織整備の支援、指導及び助成等を行う。

市は、一般企業が設置する自衛消防隊と連携を図り、被害の拡大を防止する。

一般企業は企業が果たす役割を認識し、重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

また一般企業は、各企業が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の市民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努める。

2 集客施設内の防災組織

学校、病院、公民館等不特定多数の人が出入りする施設に対し、防火管理者を主体に自主的な防災組織の育成指導に努める。

3 危険物施設、高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設、高圧ガス施設等の管理者やその自主防災組織に対し、事故予防規程等の制定や防災組織の活動などに対する必要な助言及び指導に努める。

また、専門知識を有する高圧ガス関係業界及び高圧ガス関係の保安団体に対し、防災活動に関する技術又は防災訓練の実施等に関する指導・助言に努め、その育成を図る。

4 事業所内の防災組織

事業所の自衛消防組織又は中小企業等の自主防災組織の確立を支援し、事業所又は中小企業等と協議の上、地域の自主防災組織として位置づけて、連携を図る。

また、中小企業等は、企業が果たす役割を認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

5 高層建築物の防災組織

高層建築物（消防法第8条の2 高さ31mを超える建物）の管理者に対し、防災組織の活動等について指導・助言を行い、自主的な防災組織の整備、充実を図る。

6 関係機関との協力体制の確立

災害対策組織の末端における防災活動の円滑な実施を図るため、自主防災組織の整備を促進し、民間との協力体制の充実を図る。

また、次の機関の協力体制の確立に努める。

- (1) 民生委員及び行政区
- (2) 農林商工関係団体
- (3) PTA その他の市民団体
- (4) 公共的団体

第5 共助 [地区防災計画の策定]

【安心安全課】

市内の一定の地区の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

市防災会議は、地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第5節 防災教育

市は、地震による被害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、生涯を通じた体系的な教育により、市民の災害対応力を高めるとともに、市民が地域を守る一員としての役割を認識し、積極的に防災学習に取り組める環境の整備に努める。

第1 市民に対する防災教育

【安心安全課】【消防署】

市は、市民に対して、防災知識の向上のため防災教育を実施し、防災意識の普及啓発に努める。

1 市民の防災学習の内容

- (1) 地震発生の仕組みと想定される被害
- (2) 地域の地震に対する危険性
- (3) 災害状況別の行動指針
- (4) 日頃から実施すべき地震への備え
- (5) 地震防災対策の現状
- (6) 災害教訓の伝承

2 防災学習の方法

- (1) 埼玉県防災学習センター等の活用
常設の防災学習拠点である埼玉県防災学習センターの利用を広報し、市民に対して継続的に防災学習を実施する。
- (2) PR資料の作成配布
防災知識の普及啓発を図るため、市民向けの防災に関するPR資料を作成、配布する。
PR資料としては、学習対象に応じてポスター、リーフレット、小冊子、図書、広報紙等を適正に選択する。
- (3) 防災学習用設備及び教材の貸出し
防災学習に役立つ設備・機器、ソフトウェア、映像資料等の整備、周知を行い、希望する団体等に対して貸出しを行う。
- (4) 講演会・研修会・出前講座の実施
防災に関する学識経験者、防災関係機関の担当者、災害体験者等を講師とした講演会・研修会・出前講座を開催する。
- (5) マスメディアの活用
テレビ、ラジオ、新聞等の各種マスメディアを通じて、市民の防災意識の高揚を図るとともに防災学習を実施する。
- (6) 広報紙等の活用
広報紙、市のホームページ等に、防災に関する情報を掲載する。
- (7) 地震情報等の普及・啓発
熊谷地方気象台は、地震や気象災害に関する情報を市民が容易に理解できるよう、県や市、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）、南海トラフ地震に関する情報、気象災害等の解説に努める。
- (8) 緊急地震速報の普及・啓発
緊急地震速報が発表されてから強い揺れがくるまではわずかな時間しかないことから、熊谷地方気象台及び市、県は、緊急地震速報の普及・啓発に努めるとともに、緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動について周知するものとする。
また、防災訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図る。

なお、震度6弱以上の緊急地震速報を特別警報に位置づけているが、とるべき行動に変更はない。

【緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動】

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅などの 屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパート などの 集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街などの屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルのなかに避難する。
車の運転中	後続の車が状況を察知していないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすようなことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキを踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

3 災害に関する各種資料の収集・提供

市及び県は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化^{*}を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

また、地域における災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、災害伝承の取組を支援する。

^{*}「災害文化」：災害についての知識や伝承、あるいはそれに対応する方法や技術的産物の変化

第2 児童・生徒に対する防災教育

【教育指導課】

学校教育における防災教育は、教育のねらいや重点などを明確にし、学校の教育課程に位置づけられるとともに、教育活動を通じて体系的、計画的に行う。

また、防災意識の向上を図るため、学校の教育活動を通して災害教訓を伝承することに努める。

1 各教科等による防災教育

児童・生徒の発達段階などに応じて、児童・生徒一人ひとりが災害に対して適切に対応する態度や能力が確実に身につけられるようにする。

各教科（道徳）、特別活動、総合的な学習の時間など、様々な時間を利用して、災害教訓を伝承するとともに地震の発生の仕組み、地震発生時の正しい行動等についてビデオ教材等を活用した教育を行う。

- (1) 小学校低学年では、教職員や保護者など近くの大人の指示に従う適切な避難行動ができるようにする。
- (2) 小学校中学年では、様々な危険を知り、自ら安全な避難行動ができるようにする。
- (3) 小学校高学年では、日常生活の様々な場面で発生する災害の危険性を理解し、安全な避難行動ができるようにするとともに、自分の安全だけでなく他の人々の安全にも気配りできるようにする。
- (4) 中学校では、小学校での理解をさらに深め、応急処置の技術の修得、防災への日常の備え、的確な避難行動ができるようにするとともに、学校、地域の防災や避難所運営の補助などを体験し、ボランティア活動の大切さについて理解を深める。

2 学校行事としての防災教育

防災意識の向上を図るため、避難訓練を行うとともに防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震疑似体験、AED研修等のほか、防災学習センター等での体験学習を実施する。

3 教職員に対する防災研修

防災研修は、地震発生時の教職員のとるべき行動とその意義、児童・生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童・生徒のこころのケア及び特に留意する事項等に関しその周知徹底を図る。

なお、文部科学省は平成23年7月に「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」を設置し、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（平成24年3月）」を作成している。この手引書をもとに各学校の学校防災マニュアルを整備・充実するように努める。

第3 自主防災組織に対する防災教育 【安心安全課】【消防署】

市は、防災関係機関、消防署、消防団と連携し、自主防災組織に対して、リーダー養成に関することや防災用資機材の操作に関すること等の防災教育を実施し、防災意識の普及啓発に努める。

- (1) リーダー養成に関すること。
- (2) 日頃の備えに関すること。
- (3) 防災用資機材の操作に関すること。
- (4) 応急手当用医薬品等の整備・点検等に関すること。
- (5) 救命技能認定講習会に関すること。
- (6) 初期消火の実施に関すること。
- (7) 情報の収集・伝達に関すること。
- (8) 救出・救護の実施及び協力に関すること。
- (9) 集団避難の実施に関すること。
- (10) 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力に関すること。
- (11) 要配慮者の安全確保等に関すること。
- (12) 避難所の運営協力に関すること。

第4 職員に対する防災教育 【安心安全課】【消防署】

応急対策の実行主体となる市職員は、震災に関する豊富な知識と適切な判断力が要求される。このため、次に示すような防災教育を行う。

1 市職員に対する防災教育

- (1) 職員初動マニュアルの配付・周知
職員参集、初動体制、自己の配置と任務及び災害の知識等を簡潔に示した職員初動マニュアルを配付し、周知する。
- (2) 実践的な現地訓練の実施
地域で活動する対策要員に対し、避難所の開設、情報の収集、広報活動、物資の供給等の応急活動を想定した現地での訓練を実施する。
- (3) 研修会及び講演会等
学識経験者、防災関係機関の担当者等を講師又は指導者として研修会、講演会等を実施する。
- (4) 通信機器等の習熟
通信機器、自家発電機等の災害活動に必要な機器、資機材の基本操作の習熟のため研修を実施する。(燃料の補給、自家発電機等の始動操作、機器管理など)
- (5) 職員の家庭における安全対策の徹底
家庭における安全対策が不十分であると、職員自身の負傷、家族の負傷等により職員としての防災活動が困難になる。
そのため、職員の家庭における家屋の保守点検、非常持ち出し品の用意等が徹底されるよう、定期的に職員に安全対策の実施を促す。

2 防災関係機関職員に対する防災教育

防災関係機関は、応急活動を実施する要員に対して、所期の目的を達するための防災教育を実施する。

第5 防災上重要な施設に対する防災教育 **【安心安全課】【消防署】**

防災上重要な施設における応急活動の重要性を踏まえ、各施設の防災要員に対する防災教育を推進する。

1 病院及び社会福祉施設における防災教育

日頃から要介護者の把握、避難誘導訓練及び教育活動に努め、また、夜間や休日の地震発生に備え、市民との共同訓練等により連携を図る。

さらに、従業者及び入所者に対して防災知識の普及啓発、防災意識の高揚に努める。

2 ホテル及び旅館における防災教育

従業者に対して、消防設備、避難誘導、救助、救護等に重点をおいた教育及び訓練の実施に努める。

また、宿泊客に対しては、避難等の対処について、掲示板、広報紙等を通じて理解を得るよう指導する。

3 その他

その他大規模小売店、レクリエーション施設等不特定多数の人々が集まる施設においては、避難誘導、情報伝達のほか、各施設の特性に応じた対策を迅速かつ確実に実施できる防災教育及び訓練に関する指導に努める。

第6 事業所に対する防災教育 **【安心安全課】【消防署】**

事業所における防災学習のテキスト等の作成に努め、その普及を図る。また、防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習会等を実施し、防災意識の普及啓発に努める。

第6節 防災訓練

地震時に迅速かつ的確な行動を取るためにはどのような行動を取るべきか、日頃からの実践的な訓練が重要である。また、実践的な想定に基づく防災訓練は、本計画の熟知及び防災関係機関と市民の協力体制の確立をはじめ、市民に対する防災知識の普及啓発、本計画の検証などの副次的な効果があるため継続的に実施する。

防災訓練は、次の点に留意して行う。

- (1) 実践的な訓練の実施
- (2) 参加意識を持った訓練の実施

訓練に参加する意義の明確化、興味を持ちやすいテーマの設定、現実味を持った、真摯に取り組める雰囲気作り等に努める。

また、訓練内容は、参加型として地域特性を踏まえ、地域に密着した訓練を実施する。

第1 総合防災訓練の実施

【防災関係機関】

大規模な地震の発生を想定し、総合防災訓練を実施し、防災対策の習熟と自衛隊及び防災関係機関相互の協力連携体制の確立並びに確認を図る。

1 訓練項目（例）

- (1) 災害対策本部等の設置運営訓練
- (2) 災害情報の収集伝達訓練、広報訓練及び交通対策訓練
- (3) 災害現地調査訓練
- (4) 避難誘導訓練及び避難所・救護所運営訓練
- (5) 広域応援訓練
- (6) 道路応急復旧訓練
- (7) 水防訓練
- (8) 自主防災組織等の活動支援訓練
- (9) 配水管復旧訓練、応急給水訓練

2 自主防災組織及び市民を主とする訓練項目（例）

- (1) 初期消火訓練
- (2) 応急救護訓練
- (3) 炊き出し訓練
- (4) 巡回点検訓練
- (5) 要配慮者の安全確保訓練
- (6) 避難訓練
- (7) 避難誘導訓練
- (8) 応急給水装置の組み立て訓練

第2 実践的な個別訓練の実施

【安心安全課】【消防署】【防災関係機関】

総合防災訓練と併せ、消防団、自主防災組織、市内の事業所等の協力及び連携のもとに具体的なプログラムにより、次の実践的な個別訓練を毎年1回以上実施する。

1 市が実施する避難訓練

- (1) 市の避難訓練

円滑、迅速かつ確実な避難勧告、立ち退き等を行うため、市が中心となり、防災関係機

関の参加のもと、市民や消防団、自主防災組織等の協力を得て毎年1回以上実施する。

(2) 幼稚園、保育所、小学校、中学校、病院、社会福祉施設等における訓練

幼児、児童・生徒、傷病者、高齢者及び障がい者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命や身体の安全を守り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し、避難訓練を中心とする防災訓練の実施を指導する。

2 市職員の訓練

(1) 非常参集訓練

市は、迅速に職員を参集させるため、非常参集訓練（予告なしの夜間・休日・帰宅時など）を実施するとともに地震発生時の即応体制の強化に努める。また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練を実施する。

(2) 応急手当訓練

市は、職員により、応急救護活動の支援や補助が行えるように、職員に対し、定期的に応急手当訓練を実施し、職員の救護技術の向上を図る。

(3) 情報収集伝達訓練

市は、被害状況に関する情報を消防団、自主防災組織等と迅速かつ的確に伝達ができるよう、情報の収集、伝達等に関する訓練を実施する。併せて通信機器・設備を円滑に操作できるよう、通信機器の操作実習訓練を実施する。

(4) 災害想定訓練（図上訓練）

市は、地震発生時の状況を想定し、判断能力・活動調整能力等の向上を目的とした図上訓練等を実施する。

(5) 応急復旧訓練

市は、道路等の被災状況の情報収集、指揮命令等のため、警察、県、消防等の関係機関と連携して、応急復旧の訓練を実施する。

(6) 他市町村の防災訓練への参加

市は、広域災害が発生した場合に他市町村との連携が円滑に実施できるよう、他市町村が実施する防災訓練に市職員を派遣する。

第3 事業所、自主防災組織等の訓練

【安心安全課】【消防署】

震災時には、市民の相互協力による自衛的な防災活動を実施することが重要である。そのため、事業所、自主防災組織及び市民は日頃から訓練を実施し、地震発生時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携に努める。

1 事業所（防火管理者）における訓練

市は、病院、工場、事業所等の消防法で定められた防火管理者に対し、市の消防計画に基づき、避難訓練を毎年2回以上実施するよう指導する。

また、地域の一員として、市、消防署及び地域の防災組織が実施する防災訓練への積極的な参加を促進する。

2 自主防災組織等における訓練

市は、自主防災組織が、市民の災害対応力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう消防署と協力して指導し、地域の事業所はこれに積極的に協調する。主な訓練項目は、次のとおりである。

(1) 情報収集・伝達訓練

(2) 初期消火訓練

- (3) 救出・救護訓練
- (4) 避難誘導訓練
- (5) 炊き出し・給水訓練

第4 防災訓練の検証

【安心安全課】

総合防災訓練及び個別訓練後は、訓練参加者との意見交換、アンケート、協議等により訓練の内容評価及び検証を行う。

また、これらの評価及び検証において得られた課題等については、次回の防災訓練計画づくりに反映する。

第5 消防訓練

【安心安全課】【消防署】【防災関係機関】

- (1) 消防組織法第4条第2項第15号の規定に基づき、市消防計画により実施する。市は、消防に関する訓練を実施するため、県から勧告及び助言を受ける。
- (2) 訓練の種類
 - ア 基礎訓練
 - イ 火災防御訓練
 - ウ 水災防御訓練
 - エ 救助救急訓練
 - オ 総合防災訓練

第7節 震災に関する調査研究

地震災害は、地震の規模や市の地形条件、社会条件と密接に関係するため、その対策も合理性が求められる。したがって、市内の地域特性の詳細把握を主体とする基礎的調査研究を行うとともに、実践的な震災予防対策を推進するため、自然科学や社会科学の分野について総合的かつ効率的な基礎研究を行う。

内閣府中央防災会議から「首都直下地震の被害想定と対策についての最終報告（平成25年12月）」や、「地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会報告（平成24年3月）」が公開された。

今後も防災関係機関による最新の情報を収集するなど調査研究に努める。

第1 地震被害想定調査

【安心安全課】

市内の災害危険性を総合的かつ科学的に明らかにするため、市内の地質や地盤等の特性を把握し、地震被害想定調査を定期的を実施する。

なお、調査のために収集した資料や調査結果は、防災関係機関等が活用できるように随時提供する。

第2 震災対策に関する調査研究

【各課】

市民の生命の安全、生活の安定を図るため、効果的な応急活動を行えるように日頃から調査研究に努める。

1 公共施設・ライフライン施設の震災対策に関する調査研究

公共施設やライフライン施設は、現代の都市生活に必要なものであり、これらの機能が喪失した場合には、大きな社会的混乱が予想される。そこで、これらの公共施設等の耐震性の向上や代替性の確保、迅速な復旧方法に関する調査研究を実施する。

また、人的・物的被害の大きな原因は、建築物等の倒壊と延焼火災である。そこで、既存建築物の耐震性及び耐火性を向上するための方策について、技術的側面とそれを誘導するための政策的側面から調査研究を実施する。

2 地震火災対策に関する調査研究

地震発生と同時に多発すると予想される地震火災への対策を有効に行うため、科学的なデータに基づき、出火防止や初期消火、火災の拡大防止、延焼危険地域、延焼防止機材等に関する調査研究を実施する。

3 避難者の安全確保に関する調査研究

避難者を安全に誘導するため、避難所や避難路の安全性の確保、円滑な避難誘導方法に関する調査研究を実施する。

4 効果的な緊急輸送に関する調査研究

効果的な緊急輸送を行うため、緊急輸送道路や鉄道の代替手段の確保、防災拠点の連携や広域応援の受入等を視野に入れた交通網整備に関する調査研究を実施する。

5 地震情報等の伝達方法に関する調査研究

地震情報や被災地の被害情報、災害活動情報など、市民が適切な行動を行うために有用

な情報の迅速な伝達が必要とされる。そこで、効果的な情報の伝達方法等に関する調査研究を実施する。

6 社会的混乱の防止に関する調査研究

平常時に機能している社会システムの大きな混乱が予想される。そこで物価高騰や都市機能低下などによる社会的混乱の防止に関する調査研究を実施する。

7 災害時の生活確保に関する調査研究

被災者への飲料水、食糧、生活必需品及び住宅等の迅速な供給は、被災者の経済的・精神的な安定化を図るとともに、社会的な混乱を防止する面からも重要である。そこで、供給物資の適正備蓄、迅速な調達・輸送体制や供給体制についての調査研究を実施する。

8 震災復興に関する調査研究

被災者の生活再建や地域経済の健全な回復を図るためには、被災地の迅速な復興が不可欠である。そのため、震災復興についての基本方針や行政手続等に関する調査研究が必要である。

第3 防災研究成果の活用

【各課】

国・県等で実施した防災に関する研究成果等も踏まえ、震災予防対策の向上を図る施策を実施するとともに、防災関係機関及び関係者に周知し、防災体制の強化に努める。

第8節 震災に備えた活動体制の強化

地震発生時の被害を最小限にとどめるため、市、防災関係機関、市民及び事業所等が地震に対応できる体制を確立する。

第1 活動体制の整備

【全職員共通】

初動体制及び災害対策本部の運営を迅速かつ的確に行うため、あらかじめ体制の構築を図る。

1 初動体制の整備

地震発生時に、確実に応急活動を実施できるよう、災害対策本部の設置をはじめ、緊急に必要な初動職員の確保に努める。

(1) 職員の役割

ア 職員は、「職員初動マニュアル」を参照し、地震発生時の参集場所、業務内容等を十分習熟しておかなければならない。

イ 「職員初動マニュアル」を補完するものとして、詳細な「職員班別行動マニュアル」を作成し、常に必要な見直し、修正を行う。

(2) 避難所参集職員の確保

迅速に避難所を開設できるよう、あらかじめ各避難所へ派遣する職員を「避難所運営職員等一覧表」に定めておくとともに、指定された職員は、参集場所等を十分習熟するよう努める。

2 非常体制（災害対策本部設置）の整備

(1) 配備体制の明確化

的確に応急活動が実施できるよう、組織改革に沿った職員の人数、職制等を踏まえ、配備体制を強化するとともに、職員の健康管理や交替要員の確保等について十分検討しておく。

ア 実施責任者不在時の対応（指揮者の優先順位の明確化）

イ 市庁舎に災害対策本部が設置できない場合の代替施設

(2) 職員の配属体制の強化

夜間、休日等における職員の動員、配備体制を明確にするとともに、参集訓練等を実施し、結果を踏まえ、必要に応じて配備体制の見直しを図る。

(3) 配備体制等の周知・徹底

職員が円滑に配備、参集、応急活動の実施を行えるよう、職員に対し研修等を実施し、配備体制、災害時の役割等を示した「職員初動マニュアル」を周知する。

3 応援協力体制の充実

市の体制のみでは十分な応急活動の実施が困難となることが想定されるため、国、県、他市町村、指定公共機関等との連携強化に努める。

(1) 国との連携強化

各種情報の交換に関し、日頃から連携強化に努める。

(2) 県との連携強化

応急活動において、県との連携は不可欠であるため、日頃から通信、情報連絡体制をはじめ、県との連携強化に努める。

(3) 緊急消防援助隊の派遣要請

他市町村の協力のみでは十分な救助活動が困難となった場合は、緊急消防援助隊の派

遣を県に要請する。そのため、市は、迅速かつ円滑に派遣の要請ができるよう、連絡体制の強化に努める。

(4) 自衛隊の派遣要請

自衛隊の派遣要請は、原則県を通じて行うが、状況に応じて、市が直接派遣を要請する場合もあるため、自衛隊の派遣に必要な手続、連絡先、必要な書類、自衛隊の災害時の活動内容等を明確にし、災害時に迅速に派遣の要請ができるよう努める。

(5) 他市町村との相互応援協力

市は、県境を越えた他市町村から応援を受けられるよう、県外の遠隔地の市町村との応援協定の締結に努める。また、要請に必要な手続、連絡先、必要な書類、災害時の活動内容等を明確にし、迅速に派遣の要請ができるよう努める。

(6) 指定公共機関等との連携強化

ライフライン関係機関である指定公共機関等との連携が非常に重要となるため、日頃から連絡や連携の強化に努める。

(7) 公共的団体との協力強化

市は、公共的団体に対して、応急活動等、積極的な協力が得られるよう、事前に協力体制を強化する。

このため、公共的団体における防災組織を充実させるための支援、指導を行い、相互の連絡を密にするように努める。

(8) 企業・事業所との協力体制の確立

県は、災害時に地域と連携し、防災活動等を行う企業を登録する「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」を実施しており、市は、これらの制度の普及に努める。

(9) 救援物資の受入体制の整備

東北自動車道及び圏央道が通過しており、白岡菖蒲 IC を活用した救援物資の受入体制などの整備に努める。

4 業務継続計画（BCP）の策定及び推進

市は、災害発生時に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するために業務継続計画（BCP）に基づく対策を実践するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行うなど、継続的な取組を実施する。

5 応急対応、復旧復興のための人材の確保

市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者を含む。）の活用や、民間の人材の任期付き採用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

6 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

第2 防災拠点の整備 **【安心安全課】【道路課】【下水道課】【経営課】**

市は、市庁舎、生涯学習センター、避難所等の防災活動のための拠点施設の整備促進を図るとともに、これら防災拠点間を結ぶ緊急輸送道路のネットワーク化の推進に努める。

1 防災拠点施設の整備

応急活動の中核拠点となる防災拠点及び災害現場で応急活動を行う地区拠点の整備に努

める。

(1) 電源の確保

ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進める。併せて、再生可能エネルギーや蓄電池等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。

(2) マニュアルの作成

防災拠点施設の管理者は、災害時に当該施設が有する機能を十分に発揮するよう、あらかじめ利用関係者と調整を図り、運営マニュアル等を作成する。

2 緊急輸送ネットワークの整備

市内の効率的な緊急輸送を行うため、「防災基礎アセスメント調査（平成8年3月）」や「白岡町地震ハザードマップ作成業務委託（平成21年3月）」の調査結果をもとに、市の地域特性等を踏まえて、他市町村、防災関係機関及び事務所等と協議し、次に示す施設を結ぶ路線を選定し、緊急輸送道路に指定する。

- (1) 市役所
- (2) 出先庁舎
- (3) 防災関係機関施設
- (4) 防災活動施設
- (5) 避難所等
- (6) 防災倉庫
- (7) 輸送の拠点となる施設
- (8) 臨時ヘリポート

3 緊急輸送道路及び沿線の整備

指定した緊急輸送道路の沿線地域の不燃化や耐震化を促進し、地震による建築物の倒壊、がれき等の障害物の発生を極力少なくするように努める。

下水道管理者は、液状化が想定される地域内の緊急輸送道路にある下水道のマンホールについて、液状化による浮上防止対策を推進し、災害時における緊急通行車両等の通行を確保する。

また、緊急輸送道路内の応急活動上重要な箇所及び大きな被害が発生する可能性のある箇所の事前調査に努める。

4 応急復旧時の活動体制の整備

(1) 協力体制の整備

応急復旧活動が円滑に実施できるよう、県、東日本高速道路(株)、消防機関、警察、(一社)埼玉県建設業協会等との協力体制の整備に努める。

(2) 応急復旧資機材の整備

日頃から、応急復旧資機材の整備を行う。また、(一社)埼玉県建設業協会との連絡を密にして、使用できる建設機械等の把握を行う。

(3) 復旧状況等の情報提供体制の整備

地震発生時における緊急輸送道路の通行の可否、規制状況等を市民へ周知するための情報提供手段等の整備に努める。

(4) 市民への周知

緊急輸送道路の役割に関して、日頃から市民への周知を図る。

第3 情報通信設備の整備

【安心安全課】【各課】

市は、最近の情報通信技術の進展等の成果及び過去の災害時の教訓などを踏まえ、総合的な災害情報システムの確立を図る。また、災害情報システムの整備に関し、次の点に留意して整備に努める。

- ・情報通信技術の進展に伴う新しい技術の分析
- ・想定される災害に対応できる体制

1 情報通信設備の安全対策

情報通信設備が十分機能し、活用できるよう、市は、安全対策として施設・機能の代替性の確保に努める。

(1) 非常用電源の確保

停電に備え、無停電電源装置（発動発電機、大容量バッテリー）等を整備しておく。また、断水時に機能する自家発電設備及び移動式簡易発動発電機、小容量バッテリー等の確保に努めるとともにこれらの定期的なメンテナンスを行う。

(2) 転倒防止のための措置

情報通信設備は、免震床に設置するなど、地震動に対する対策を講じる。また、各種情報機器には、転倒防止措置を施す。

(3) スプリンクラー散水防止対策

多くの一般的な情報通信設備は、耐水性能を有していないため、スプリンクラーからの散水により機器が使用不能とならないよう、散水防止に備える。

(4) システムのバックアップ体制の確保

無線ネットワークシステム等の多ルート化、バックアップシステムの別の場所への設置等により、庁舎が被災しても、情報通信機能が維持できるようなバックアップを整備する。

(5) 情報機器の整備点検

地震時に支障が生じないように、情報機器や衛星携帯電話等の整備点検に努める。

2 情報収集・伝達体制の充実

(1) 基本事項

被害状況を迅速かつ正確に把握するため、地域別又は被害の種別ごとに、情報収集及び報告に関する責任者、調査員の常設、報告用紙の配付、調査要領、連絡方法及び現場写真の撮影等について打合せを行う等、情報収集体制をあらかじめ整備しておく。

また、市は、災害情報の統括責任者を選任し、災害情報の収集、統括及び報告に当たらせる。

(2) 情報収集体制の充実

市内の被害状況等を把握するため、次の情報収集体制の整備を強化する。

- ア 屋上テレビカメラによる被害状況把握システム
- イ 自主防災組織及び自衛消防隊等からの通報システム
- ウ 既存の災害情報システム
- エ 白岡市防災行政無線システム
- オ MCA 無線等を用いた移動通信システム
- カ アマチュア無線及びタクシー無線等の情報システム
- キ 市民によるかけつけ通報等の受付け

(3) 情報伝達体制の充実

市及び防災関係機関は、避難所、地域機関、防災活動拠点、市民及び事業所等に対し災害情報等を迅速に伝達する体制を整備する。

- ア 市の防災行政無線

- イ アマチュア無線
- ウ タクシー無線
- エ テレビ（CATV システム、データ放送を含む）
- オ ラジオ（コミュニティ FM 放送、FM 文字多重放送を含む）
- カ インターネット（市のホームページ・白岡市安心安全メールサービス・緊急速報メール）
- キ デジタルサイネージ
- ク SNS（白岡市公式ツイッター、フェイスブック）
- ケ 広報車
- コ 道路情報表示板 等

3 情報処理・分析体制の整備

(1) 地震発生時に必要な情報の整理

情報の不足や不確実な情報による混乱が発生する可能性があるため、円滑に情報処理・分析が行えるよう、事前に準備すべき情報、必要となる情報を整理しておく。

ア 事前に準備すべき情報

(ア) 地域情報

地形、地質、人口、建築物、公共施設等に関する情報

(イ) 支援情報

防災組織、対策手順、基準等に関する情報

イ 必要となる情報

(ア) 観測情報

地震計等からの情報

(イ) 被害情報

物的被害、人的被害、機能的被害に関する情報

(ウ) 措置情報

市、県及び防災関係機関の行う対策に関する情報

(エ) 生活情報

ライフライン等生活に関する情報

(2) 災害情報データベースシステムの整備

日頃から災害に関する情報を収集し、地震発生時にこれらの情報が活用できるように災害情報のデータベース化を図る。

なお、災害情報のデータベースには、地形・地質、災害履歴、建築物、道路・鉄道、ライフライン、避難所等のデータを整備する。

4 職員の情報通信設備の使用法の習熟

通信施設を有効に運用できる職員の配置及び参集体制を確立するため、日頃から担当職員の教育及び育成に努めるとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用できるよう努める。

また、情報通信設備の点検及び試験並びに通信訓練（通信網の単独及び防災関係機関と連携した運用等）を行い、使用法の習熟を図る。

次の点を考慮して情報通信設備の運用を図る。

(1) 管理者の責務

各管理者の防災業務の認識とその環境づくりに努める。

(2) 担当者の指名と交代要員の確保

市は、災害時に迅速に情報を収集・伝達できるよう、誰がどのような情報を収集するかを明確にし、組織的な情報の収集・伝達体制の整備を図る。また、自主防災組織、市民への情報伝達を円滑に行えるよう、担当者の任務の正しい認識及び交代要員の確保に努める。

(3) 関係機関との調整

市は、ライフライン関係機関をはじめ、防災関係機関が所管する施設等の被害に関する情報、応急対策の実施状況に関する情報が災害時に円滑に得られるよう、防災関係機関との連携強化に努めるとともに、関係機関との通話試験及び方法並びに通信訓練を定期的実施する。

(4) 使用方法の習熟

市の防災行政無線等の情報通信設備の使用方法を習熟させるため、次に示す訓練等を実施する。

なお、通信方法、通話試験方法、平常時点検及び随時点検の実施方法並びに総合点検の実施方法のマニュアル化を図っておく。

- ア 平常業務における運用（防災行政無線業務）
- イ 通話試験の実施
- ウ 平常時点検及び随時点検の実施（技術的知識の醸成）
- エ 総合点検の実施（保守業者及び専門知識を持つ職員の活用）
- オ 個別通信訓練の実施
- カ 他の機関と連携した訓練（「非常通信協議会」等）
- キ 総合通信訓練の実施
- ク 災害想定通信訓練の実施
- ケ 点検マニュアルの整備

5 災害情報のための電話の指定

市及び防災関係機関は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、そのふくそうを避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定めて、災害時における防災関係機関相互の情報に関する通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるようにする。

第4 ボランティア活動の環境整備

【安心安全課】【地域振興課】【社会福祉協議会】

大規模地震発生時には、被災地内外から様々なボランティアが多数集まってくることが予想されるため、ボランティア活動の環境整備を図る。

1 災害ボランティア活動の環境整備

市は、ボランティア団体等の協力による迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができる体制を整備する。そのため、白岡市社会福祉協議会と連携して参集したボランティアを円滑に受け入れるための次の事前対策を講じていく。

- ア 災害ボランティアセンター立ち上げ・運営マニュアルの作成
- イ 必要な資機材の備え（市内地図、ボード、机、椅子、自転車等）
- ウ ボランティアのための活動拠点の候補地を選定

2 県災害ボランティア登録制度の周知

(1) 災害ボランティア

県は、日頃から災害ボランティア登録を行い、必要な研修を実施するとともに、ボランティアに関する情報提供を行う。地震時においては、登録ボランティアは自主的、自発的に災害ボランティアの活動を行う。

市は、市民に対し、県のボランティア登録制度の周知を図るとともに、登録への呼びかけを積極的に行う。

災害ボランティアは、次に示す専門分野を持たずに労働力を提供する一般作業を実施する。

＜災害ボランティアの活動内容（主なもの）＞

ア 炊き出し

イ 清掃

ウ 救援物資の仕分け等

(2) 災害救助専門ボランティア

介護や通訳、土木・建築など特に必要となる専門分野の人員の不足が予想されるため、次の専門分野からなる災害救助専門ボランティアを編成し、災害時の人員不足に備える。

ア ボランティアコーディネーター

イ こころのケア

ウ 乳幼児保育

エ 介護

オ 障がい別の専門ボランティア（手話通訳）

カ 外国語通訳

キ 情報・通信

ク 土木・建築

3 ボランティア団体等の把握

市及び白岡市社会福祉協議会は、災害時に、迅速にボランティアの派遣要請が行えるよう、ボランティア団体の活動内容、連絡先等を把握しておく。

4 ボランティアコーディネーターの養成

市及び白岡市社会福祉協議会は、ボランティアの需給調整を円滑に行えるよう、県社会福祉協議会や日本赤十字社埼玉県支部等が開催する研修会等に積極的に参加する。

その際、市内で活動している福祉ボランティア等にも積極的に参加を呼びかける。

第5 救急救助

【消防署】

1 救急救助体制の整備

市及び消防署は、消防団及び自主防災組織における救急救出救助資機材の整備を行い、消防団員及び市民等に対する救急救助訓練を行って、消防団及び自主防災組織等を中心とした各地域における救急救助体制の整備を図る。

高層建築物等に関する救急救助活動については、消防法に定める防火管理者に対し、自衛体制の整備について指導を行い、その体制の強化に努める。

2 傷病者搬送体制の整備

(1) 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制の確立に努める。

(2) 搬送順位

あらかじめ地域ごとに、医療機関の規模、位置及び診療科目等をもとに、およその搬送順位を決定しておく。

(3) 搬送経路

搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討する。

(4) ヘリコプター搬送

あらかじめ、ヘリコプター離着陸箇所や離着陸スペースを考慮した受入可能な医療機関との連絡体制を確立させておく。なお、防災ヘリコプター、他都県市の保有するヘリコプター等による重症患者の搬送計画を確認する。

(5) 効率的な出動・搬送体制の整備

骨折、火傷等傷害の種類も多く、緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と行動が要求される。このため、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制・搬送体制を整備する。

第6 医療救護

【安心安全課】【健康増進課】【消防署】【各医療機関】

医療体制を確保するため、平常時から災害直後の初期医療、傷病者の搬送先後方医療体制（救急病院等）及び近隣市町村との医療応援体制の整備を図る。また、自主防災組織等による自主救護活動体制の整備に努める。

なお、次の点に留意して医療体制の整備を図る。

(1) 初期段階の救急医療体制の充実

地震発生直後は、119番回線の不通又はふくそうや交通混雑などによる救急車両の走行障害等の状況が考えられるため、こうした事態を想定した救急医療体制の充実を図る。

(2) 医療救護活動のマニュアル化

効果的な医療救護活動を行うため、医療需要が時間経過や局面によって異なる点に配慮し、活動マニュアル等の整備に努める。

1 初期医療体制の整備

【健康増進課】

市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び公的医療機関等並びに自主防災組織と協議し、事前に次の項目に関して計画を定めることとする。

(1) 救護所の設置

(2) 救護班の編成、出動

(3) 自主防災組織等の対応救護能力の強化

(4) 救急医療機関の災害時の対応力の強化

2 職員による救護体制の支援

【健康増進課】【消防署】

市は、職員が応急救護活動の支援・補助を行えるよう、定期的に応急手当訓練を実施し、救護技術の向上を図る。

3 自主防災組織等による自主救護体制の整備

【安心安全課】【健康増進課】【消防署】

市は、初期医療を円滑に行うため、自主防災組織等の救護班が救護所などにおいて軽微な負傷者に対して応急救護活動を実施するための体制づくりを支援する。

また、自主的な救護活動が実施できるよう、止血、人工呼吸、AED等の普通救命講習会等を踏まえ応急救護能力が強化されるよう指導していく。

4 救急医療機関の災害時の対応力の強化

【消防署】【各医療機関】

救護班の応急処置に続き初期治療を実施する救急医療機関等では、ライフライン途絶状況下での医療活動を想定した対応計画の策定を推進する。

5 医薬品等の確保 **【健康増進課】**

市は、医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるとともに、市内の販売業者、薬剤師会等と連携し、ランニング備蓄*の推進を図る。また、災害時に市内の販売業者、薬剤師会が医薬品、医療資機材等を提供していただけるよう、市内の販売業者、薬剤師会との協力体制の整備に努める。必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合、県、医師会、協定締結市町村等に医薬品の供給要請を行うため、それらの関係機関との体制の整備に努める。

※ランニング備蓄：医薬品等卸売業者との委託契約により、鎮痛剤、シップ剤、外皮用軟膏、感冒剤、整腸剤、糖尿病薬、輸液、脱脂綿、ガーゼ、包帯、絆創膏などを確保すること。

6 後方医療体制の整備 **【安心安全課】【消防署】【各医療機関】**

(1) 後方医療体制

救護所や救急医療機関等で対応できない重症者等を受入れ、治療及び入院等の救護を行う医療機関を後方医療機関と位置づける。

なお、後方医療機関は、地域災害拠点病院を中核とし、県立病院、国立病院、公立病院等の地域の中心的な病院とする。

利根保健医療圏に係る地域災害拠点病院及び県内の基幹災害拠点病院は、次のとおりである。

【利根保健医療圏に係る地域災害拠点病院】

令和2年9月現在

病院名	郵便番号	所在地	電話番号
(社福) 恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会栗橋病院	349-1105	久喜市小右衛門 714-6	0480-52-3611
社会医療法人壮幸会 行田総合病院	361-0056	行田市持田 376	048-552-1111
医療法人社団埼玉巨樹の会 新久喜総合病院	346-8530	久喜市上早見 418-1	0480-26-0033
埼玉医療生活協同組合 羽生総合病院	348-8505	羽生市下岩瀬 446	048-562-3000

【県内の基幹災害拠点病院】

令和2年9月現在

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
川口市立医療センター	333-0833	川口市西新井宿180	048-287-2525
埼玉医科大学総合医療センター	350-8550	川越市鴨田1981	049-228-3411
さいたま赤十字病院	333-8553	さいたま市中央区新都心1-5	048-852-1111

■資料-20 災害拠点病院一覧表

■資料-21 救命救急センター一覧表

(2) 後方医療機関の機能

後方医療機関に求められる主な機能は、次の3つである。

- ア 既存入院患者などの治療の継続
- イ 災害による傷病者の受入
- ウ 救護班の派遣

(3) 後方医療機関の機能確保

後方医療機関となるべき医療機関は、災害時に医療機能を確保するため、主に次の防災措置について整備を図る。

- ア 医療施設等の耐震化及び不燃化

- イ 医薬品、救急救護資機材の備蓄及び配備
- ウ 飲料水及び食糧の備蓄及び配備
- エ 自家発電装置等の備蓄及び配備
- オ 医療要員の非常参集体制の整備
- カ 救護班の編成
- キ 傷病者の円滑な受入体制の整備

(4) 後方医療機関の受入状況等情報連絡体制の整備

救護所と後方医療機関、搬送車両と後方医療機関及び後方医療機関と市消防機関等間における十分な情報連絡機能を確保すべく、災害時医療情報連絡体制の整備を図る。

第7 避難

【安心安全課】【各施設の所管課】

地震が発生した場合は、火災の延焼拡大等により、市民の避難を要する地域が数多く出現するものと予想される。

このため、これらの危険地域の市民を安全な場所へ避難させることにより、人的被害の発生を未然に防止するほか、倒壊、焼失等により住居を失った被災者を一時収容又は保護するため、市民の避難について適切な避難予防対策の確立に努める。

1 避難所等の指定及び整備

【安心安全課】【各施設の所管課】

(1) 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

避難者は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるために指定緊急避難場所に避難し、被害の状況を確認したのち、倒壊や焼失等により自宅に帰宅できない被災者については、被災者の生活環境を確保するために一定期間、指定避難所で収容する。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

避難所等一覧を「震災対策編第3章第11節第4避難所の開設」に記載する。

【指定緊急避難場所・指定避難所の区分及び内容】

区分	内容
指定緊急避難場所	指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れる場所として、地震・洪水の災害の種別ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定する。
指定避難所	指定避難所は、災害の危険性があり避難した市民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった市民等を一時的に滞在させるための施設として指定する。

(2) 支援避難所の指定

避難所だけではすべての避難者を収容できない場合、集会所や自治会館等を支援避難所として位置づける。最近の新型コロナウイルス感染症対策により、指定避難所の収容人数が減らされる傾向にあるため、平常時からできる限り多くの避難所の確保を検討しておく。

(3) 福祉避難所の指定

高齢者、障がい者等の要配慮者に対する二次的避難の利用を目的として福祉避難所を指定促進する。福祉避難所の増設に向けて、別途「福祉避難所開設・運営マニュアル」の作成に努めることとする。

また、生活相談員等の確保が比較的容易である社会福祉施設（民間施設を含む）等と、

災害時の受入体制及び移送体制等が確保できるよう、協定を締結することを検討しておく。

(4) 要配慮者のための避難所における福祉避難室の検討

避難所となっている各施設の所管課は、多人数での共同生活が困難な障がい者等の収容や、介護や医療相談等を受けることができる空間として、指定避難所に福祉避難室を整備することを想定し、空き教室等の独立した空間や物資・器材等の事前整備に努める。

(5) 避難所等の整備

ア 災害に対する安全性の確認

避難所に指定した施設については、災害に対する安全性を点検し、避難所の開設時の判断資料とするほか、対象地域の市民に対しても周知する。市は、地域性、施設及び周囲の安全性、被害想定を踏まえた収容人員等を考慮し、指定避難所、支援避難所及び福祉避難所を指定する。

また、安全な避難を確保するため、市民にわかりやすい通学路を避難路に指定し、その他周辺状況を踏まえ、幹線道路等の避難路への指定に努める。

イ 良好な生活環境の確保

指定避難所に指定した施設については、施設の管理者は、換気、照明、避難者のプライバシーの確保等生活環境が良好に保たれるよう配慮するものとする。

ウ 機能の強化

指定避難所に指定されている施設では、通信確保のための特設公衆電話、飲料水、食糧の備蓄や必要な資機材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。

また、指定避難所に仮設トイレ等を備蓄するとともに、その設置及び利用方法等を熟知しておく。

避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料の多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入など）を含む停電対策に努める。

<避難所環境の整備・電源や燃料の多重化（例）>

- (ア) LPガス、都市ガス、石油系など多様な燃料を使用する炊き出し用調理器具、空調設備、給湯入浴用施設の設置
- (イ) 停電対応型空調機器の設置
- (ウ) ガスコージェネレーションの設置
- (エ) 太陽光発電や蓄電池
- (オ) ソーラー付LED街灯

エ 感染症対策用資材の備蓄

新型コロナウイルス等の感染症対策として、有効と考えられる物資・資材等を可能な限り準備する。

事前に準備しておくことが適当な物資・資材等

- ・基本的な感染症対策用：マスク、消毒液、ペーパータオル、ティッシュ、ポンプ式ハンドソープ、家庭用洗剤 など
- ・避難者等の健康管理用：非接触型体温計 など
- ・避難所運営スタッフの防護用：使い捨て手袋、ガウン、フェイスシールド など
- ・その他資材：パーテーション、ビニールシート、段ボール、仮設トイレ、段ボールベッド など

■資料-11 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

2 避難計画の策定

【安心安全課】

(1) 避難計画の策定

市は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織、行政区等を

通じて、避難体制の確立に努める。

- ア 避難勧告等の判断基準及び伝達方法
 - イ 避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
 - ウ 避難所への経路及び誘導方法
 - エ 避難所開設に伴う被災者救援活動に関する事項
 - (ア) 給水措置
 - (イ) 給食措置
 - (ウ) 毛布、寝具等の支給
 - (エ) 衣料、日用必需品の支給
 - (オ) 負傷者に対する応急救護
 - オ 避難所の管理・運営に関する事項
 - (ア) 管理・運営体制の確立
 - (イ) ボランティアの受入
 - (ウ) 避難収容中の秩序保持
 - (エ) 避難者に対する災害情報の伝達
 - (オ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (カ) 避難者に対する各種相談業務
 - (キ) 感染症対策
 - カ 広域避難地等の整備に関する事項
 - (ア) 収容施設
 - (イ) 給水施設
 - (ウ) 情報伝達施設
 - キ 避難所等の周知に関する事項
 - (ア) 市等による広報紙や市のホームページを利用した広報
 - (イ) 案内板等の設置（誘導標識、避難所案内図、避難所表示版）
 - (ウ) 防災訓練の実施
 - (エ) 市職員による市民に対する巡回指導
 - ク 災害時における情報伝達手段に関する事項
 - (ア) 市の防災行政無線
 - (イ) 広報車
 - (ウ) 自主防災組織、行政区
 - (エ) 白岡市安心安全メール
 - (オ) 緊急速報メール
- (2) 避難計画の見直し
- 市は、策定した避難計画に対し、次の点に留意し、随時、見直しを行う。
- ア 避難所の開設手順（夜間、休日等を中心に）
 - イ 避難所単位での物資・資機材の備蓄
 - ウ 避難所の管理・運営体制
 - エ 福祉避難所の設置
 - オ 災害対策本部との情報連絡体制
 - カ 避難長期化の場合の教育活動との共存及び教職員と市職員との役割分担
 - キ 被災者の自立支援

3 各施設の避難計画

【安心安全課】【各施設の所管課】【消防署】

(1) 防災上重要な施設の避難計画

学校、病院、工場、危険物保有施設、その他防災上重要な施設管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

- ア 病院

健康増進課は、病院と協力して患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、収容施設の確保、移送の実施方法等に関して把握し、避難の万全を期する。

イ 高齢者、障がい者、児童等の社会福祉施設

福祉課、高齢介護課は、それぞれの地域特性を考慮した上で、市社会福祉協議会、施設管理者の協力のもと、避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保について把握し、避難の万全を期する。

ウ 高層ビル、駅等の不特定多数の人が出入りする施設

安心安全課は、施設管理者と協力して、それぞれの地域特性や人の行動、心理の特性を考慮した上で、避難所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等に関して周知徹底を図り、避難の万全を期する。

エ 工場、危険物保有施設

消防署は、危険物、その他火薬類、液化石油ガス等の爆発、引火するおそれのある物品を貯蔵する建築物又は設置場所等の実態把握若しくは法令規制違反事項の是正に努める。また、危険物取扱者等に対する法令講習の実施及び消防訓練の指導等、防災教育の徹底を図り、避難の万全を期する。

オ その他公共施設

指定避難所となりうる公共施設の管理者は、施設の安全を確認したうえで、避難経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保について把握し、避難の万全を期する。

(2) 学校等の避難計画

教育総務課、教育指導課は、学校等において、多数の児童及び生徒を混乱なく安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策を講じる避難計画を定めるよう支援する。

ア 防災体制の確立

(ア) 防災計画

児童・生徒の生命の安全を確保するため、あらかじめ防災計画を作成する。この計画作成に当たっては、小中学校管理規則等に従って計画化される学校の防火及び警備の計画との関連を図る。

なお、学校等の立地条件及び施設・設備を点検し、自校の弱点を知り、それに応じた防災計画を作成する。

(イ) 防災組織

学校等においては、防災組織の充実強化を図る。その際、国、県及び市並びに防災機関の防災組織との連携を図り、二次災害の発生に対しても、その機能を十分発揮できる防災組織とする。

(ウ) 施設及び設備の管理

学校等における管理は、人的側面及び物的側面から、その本来の機能を十分に発揮し適切に行う。

(エ) 防火管理

災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

a 日常点検の実施

職員室、給食調理室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検する。
なお、消防用設備等についても点検する。

b 定期点検の実施

消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、誘導灯及び貯水槽等の器具並びに設備等については、綿密に機能等を点検する。

イ 避難誘導

学校等は、長時間にわたって多数の児童・生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応し、的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるようにする。避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日頃から

避難訓練を実施し、児童・生徒に災害時の行動について周知しておく。

なお、地域防災計画に基づき、消防署、警察署、他市町村及び自治会等と密接な連携のもと、安全性の確認に努めるとともに、避難所等については、保護者に連絡し周知徹底を図る。

(3) 高層集合住宅等の避難計画等

高層集合住宅では、災害時の避難に困難を伴うため、居住者及び管理者は、次の事項に留意して、避難計画を作成するとともに、市等の協力を得て必要な訓練等を実施し、避難の万全を期する。

- ア 自主避難の適切な判断
- イ 避難勧告又は避難指示等の迅速な伝達
- ウ ヘリコプター、はしご車等による救出
- エ 居住者の把握
- オ 倒壊救出対策

4 避難誘導體制の確立

(1) 避難誘導體制の確立

市民の避難行動は、空地や校庭などのオープンスペースに自発的に避難し、災害の状況によって再び避難行動を起こすことが予想される。そのため、避難誘導はこのような活動に合致したものとなるよう避難誘導體制の整備に努める。

(2) 案内標識、誘導標識等の設置

避難所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、外来者などに対しても場所がわかるよう配慮するとともに、日頃から市民への周知を図るなど、速やかな避難ができるような対策を講じる。

(3) 夜間又は停電時の避難対策

夜間又は停電時における避難に備え、非常灯及び自家発電設備等の照明設備を整備する等の対策を検討する。また、市民に対しても、懐中電灯等を各家庭で準備しておくように周知を図る。

(4) 避難路等の周知

中心市街地等で狭隘な道路が多い地区における避難については、複数の被害想定を立て、避難所への避難訓練を含む市民参加の防災訓練等を実施し、自主防災組織等と一体となり、迅速な避難行動がとれるよう日頃から市民に周知を図るなど啓発活動を行う。

(5) 避難所要員、誘導員の配置

「避難所運営職員等一覧表」に従って避難所等に避難所要員を配置するほか、久喜警察署と連携して道路の要所に誘導員を配置するなどの避難誘導の実施及び各避難所の収容状況を確認し、避難所へ誘導する等の体制づくりを今後検討する。

5 避難所運営マニュアルの策定

災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を実施するため、県が策定した「避難所の運営に関する指針」及び「新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン」に基づき、市民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の実情に応じた適切な「避難所運営マニュアル」を作成する。

(1) 避難所の開設手順（特に鍵の管理を含めた夜間、休日等の対応）

(2) 避難所単位での物資・資機材の備蓄

(3) 避難所の管理・運営体制

- ア 避難所の管理責任者
- イ 自主防災組織等が参加した運営体制

(4) 災害対策本部との情報連絡体制

(5) 避難長期化の場合の教育活動との共存及び教職員と市職員との役割分担

6 ヘルプカードの配布

在宅の要配慮者に対する避難所における的確な支援のため、あらかじめ「望む援助、避難先等」を記したヘルプカードを作成し、周囲への伝達準備をしておくことが有効である。市は、在宅の要配慮者に対してヘルプカードを配布し、各々が必要事項を記入しておくよう指導する。

第8 飲料水・食糧・生活必需品・資機材・医薬品・石油燃料の調達体制の整備 【安心安全課】【農政課】【健康増進課】【水道課】【経営課】

市民の生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品等の物資、資機材等の備蓄及び調達など供給体制の整備を推進する。

物資、資機材等の備蓄は、次の点に留意して対策を図る。

(1) 想定される被害の規模

備蓄数量の目標値は、市内での被害が最大となる地震を対象に設定する必要がある。「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）」では、市内で最も被害が大きくなると想定される関東平野北西縁断層帯地震での被害を次のとおり想定している。

建物全壊・半壊数：990棟（市内の建物の約5%）
避難者数：765人（1日後）

また、各地域の備蓄物資による相互応援が円滑にできるような緊急輸送体制の整備が必要である。

(2) 地震発生時の人口分布と対策

公的備蓄数量の目標値は、夜間人口を対象として設定を行う。

(3) 発災時間と備蓄品目との関係

地震発生の季節及び時間帯等の発生時期は、事前には特定できないため、想定される最悪のケースに対応できるように品目の選定に努める。

(4) 既存施設の活用

備蓄拠点として公共施設の活用に努める。

(5) 高齢者及び障がい者等への配慮

食糧及び生活必需品等の備蓄並びに調達品目については、高齢者及び障がい者等を十分に考慮して品目を積極的に補充する。

1 飲料水の調達体制の整備

【安心安全課】【水道課】【経営課】

(1) 基本事項

ア 実施主体

原則として市が行い、県はそれを補完する。

イ 応急給水の対象者

応急給水活動の対象者は、被災者及び災害によって上水道施設が被害を受け、水道の給水が停止した断水世帯及び緊急を要する病院等の医療機関とする。

ウ 1日当たり目標給水量

「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）」で想定した関東平野北西縁断層帯地震による最大断水人口を想定し、被災後の時間経過に沿って、次の給水量を応急給水の目標とする。県被害想定によると、関東平野北西縁断層帯地震による配水管の被害が36箇所発生し、1日後には、断水人口は16,496人となる。

【応急給水の目標給水量】

災害発生からの期間	目標給水量	給水量の根拠
災害発生から3日	3ℓ/人/日	生命維持に最低限必要な水量
4日から10日まで	20 ℓ/人/日	炊事、洗面、トイレ等最低生活水準を維持するために必要な水量
11日から21日まで	100 ℓ/人/日	通常の生活では不便であるが、生活可能な必要水量
22日から28日まで	250 ℓ/人/日	ほぼ通常の生活に必要な水量

エ 品目

保存水、給水タンク、ポリタンク、給水袋等

オ 備蓄場所

(ア) 高岩浄水場、岡泉浄水場、大山配水場

(イ) 防災倉庫

【飲料水の貯水量】

配水場名	住 所	緊急遮断弁	貯水量
高岩浄水場	白岡市高岩 2211 番地	あり	4,375m ³ ×2 基
岡泉浄水場	白岡市岡泉 1325 番地	なし	740m ³ ×2 基 1,386m ³ ×1 基
大山配水場	白岡市下大崎 1590 番地 1	なし	1,329m ³ ×1 基

注) 貯水量は、常時平均貯水量を計上している。

(2) 応急給水資機材の備蓄計画の策定

断水世帯想定に基づき、応急給水資機材及び物品の備蓄数量、調達数量、調達先、輸送方法等の備蓄計画の策定を図る。

(3) 応急給水資機材の備蓄、更新

市は、給水拠点開設マニュアルの変更等により、応急給水資機材が不足する場合は、マニュアルに合わせた資機材の調達を行い、現有資器材については、適切な更新、メンテナンスに努める。また、不足する品目については、備蓄計画により、計画的な備蓄に努める。

(4) 応急給水資機材の調達体制の整備

市は、応急給水資機材の備蓄及び備蓄計画に基づき、日本水道協会埼玉県支部及びその他当該資機材を有する機関等と十分協議し、協力体制の確立を図る。

(5) 耐震性貯水槽の整備

現在、本市には耐震性貯水槽による給水拠点の整備がされていないことから、浄、配水場を給水拠点としているが、浄、配水場施設には、重要な機械や設備、薬品などがあるため、安全確保や衛生管理などの観点から、耐震性貯水槽を整備し、浄、配水場以外への給水拠点の確保に努める。

(6) 車両一体型給水タンク車の配備

現在、車載用給水タンクを2基保有しており、災害時は市内各所の避難所等の応急給水装置などへの供給を行うが、車載用給水タンク2基のみでの対応には限界があるため、供給効率の高い車両一体型給水タンク車を追加配備し、効率的な供給体制を確立する。

(7) 自己水の活用

県水の供給が断たれた場合を想定し、現在浄水場で取水している深井戸や付随する設備等の維持管理に努め、災害時の自己水の活用を図る。

2 食糧の調達体制の整備

【安心安全課】【農政課】

(1) 基本事項

ア 実施主体

市、及び市民が行う。県は、それを補完する。

イ 食糧給与対象者

災害時の食糧供給の対象者は、避難者及び災害救助従事者とする。

ウ 基本目標量

「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）」において、市内で最も被害が大きくなると想定されている関東平野北西縁断層帯地震の1日後における避難人口の3日分に相当する量を目標として、県、市でそれぞれ備蓄するとともに、帰宅困難者用を市は1.5日分備蓄する。

なお、市民は、避難する際に食糧を持ち出すものとする。

【食糧備蓄目標量】

供給対象者	市の備蓄	県の備蓄	市民の備蓄
避難者	1.5日分	1.5日分	3日（推奨1週間） 分
災害救助従事者	3日分	1.5日分	なし

項目	避難者、帰宅困難者	災害救助従事者
供給対象者	3,638人	377人
供給対象者食数 (1人/1日)	3食	3食
備蓄目標数量	3,638人×3食×1.5日分 =16,371食	377人×3食×3日分 =3,393食

エ 品目

食糧は、保存期間が長く、かつ、調理不要のもので、要配慮者や食物アレルギーを持つ者等、多様なニーズに対応したものととして、主に次の品目のなかから適宜選定して備蓄する。

(ア) 主食品：アルファーマ、レトルトがゆ、缶入りパン等

(イ) 乳児食：乳児用ミルク、離乳食等

(ウ) その他：保存水（ペットボトル水）、缶詰、レトルト食品、カップ麺等

(エ) 高齢者及び障がい者等：アルファーマ（おかゆ）、減塩食品等

オ 要配慮者への配慮

高齢者や障がい者等の要配慮者の健康状態には、特別の配慮が必要であるため、食べやすさや日常生活に近い食事等についても考慮し、食糧の供給体制を整備する。

また、食物アレルギーを持つ者には、アレルギー対応食品の供給体制の整備を行うほか、アレルギー食品注意カードを避難所等で配布する。

カ 保育所における備蓄

保育所においては、保育する児童数に応じ、必要な飲料水、食糧及び生活必需品等を備蓄する。

キ 学校における備蓄

学校においては、必要な飲料水、食糧及び生活必需品等を備蓄する。

ク 備蓄場所

(ア) 市役所

(イ) 防災倉庫

(2) 食糧の備蓄計画の策定

市は、食糧の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法及びその他必要事項等、食糧の備蓄計画を策定しておくものとし、避難者及び災害救助従事者を対象とする備蓄を行う。

(3) 食糧の調達計画の策定

市は、被災者想定に基づき必要数量等を把握の上、食糧の調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等、食糧の調達計画の策定に努める。

(4) 食糧の調達体制の整備

市は、食糧の調達計画に基づき、生産者、農業協同組合、生活協同組合その他の販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定の締結に努める。

また、契約や協定を締結した企業、団体等の災害時の担当窓口の把握に努めるなど継続的な連携を図る。

(5) 食糧の輸送体制の整備

市は、食糧の備蓄及び調達計画に基づき、生産者、販売業者及び輸送業者と十分に協議し、市が備蓄及び調達を行う食糧の輸送に関して、業者と協定の締結に努める。

(6) 食糧集積地の指定

市は、集積地に関する計画において、輸送及び連絡に便利で、かつ、管理が容易な施設（建築物）のなかから市の集積地を定め、その所在地、経路等についてあらかじめ県知事に報告する。

(7) 食糧の供給

災害時の被災者等に対する食糧の供給は、災害救助法の基準に従い市が実施する。

また、市は、炊き出し等の実施場所として、避難所のほか適当な場所を定めておく。

3 生活必需品の調達体制の整備

(1) 基本事項

ア 実施主体

原則として、市（農政課、安心安全課）が行い、県は、それを補完する。

イ 生活必需品の給（貸）与対象者

災害時の生活必需品の給（貸）与対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、かつ、物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

ウ 基本目標量

「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）」で想定した関東平野北西縁断層帯地震の被害想定に基づき、市と県でそれぞれ1.5日分（合計3日分）以上備蓄することを目標とする。

さらに、備蓄の目標を上回った分については、国や他県への応援要請等により確保する。

エ 品目

市民の基本的な生活を確保する上で必要な生活必需品のほか、避難所での生活が被災者の心身に与える衛生的影響を最小限に留めるため、避難者のプライバシーに配慮した簡易間仕切りや簡易トイレの衛生用品など、避難所生活に必要な物資とするとともに、要配慮者や女性に配慮したものとする。

(ア) 毛布、タオル (イ) 下着、靴下 (ウ) 簡易食器 (エ) 懐中電灯

- (オ) ラップフィルム (カ) おむつ (子供用、大人用) (キ) 生理用品
- (ク) 石鹸 (ケ) ウェットティッシュ
- (コ) 使い捨てトイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、トイレ衛生用品
- (サ) 更衣室等ボックス、避難所シート、簡易間仕切り

オ 備蓄場所

- (ア) 市役所
- (イ) 防災倉庫

(2) 生活必需品の調達

市は、被災者想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の調達数量、品目、調達先、輸送方法及びその他必要事項等、生活必需品の調達計画の策定に努める。

(3) 生活必需品の備蓄

市は、被災者想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法及びその他必要事項等、生活必需品の備蓄計画の策定に努める。

(4) 生活必需品の調達体制の整備

市は、生活必需品の調達計画に基づき、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定の締結、更新に努める。

(5) 生活必需品の輸送体制の整備

市は、生活必需品の備蓄及び調達計画に基づき、生産者、販売業者及び輸送業者と十分協議し、市は、備蓄及び調達を行う生活必需品の輸送に関して、業者と協定の締結に努める。また、契約や協定を締結した企業、団体等の災害時の担当窓口の把握に努めるなど継続的な連携を図る。

4 防災用資機材の調達体制の整備

【安心安全課】

資機材を用いて行う救助活動等は地震発生直後に行わなければならないため、即対応が可能な市が備蓄を行う。

(1) 基本事項

ア 実施主体

原則として、市が行い、県は、それを補完する。

イ 目標数量

関東平野北西縁断層帯地震の被害想定に基づき、市の必要数とする。

ウ 品目

備蓄品目は、防災用や災害従事者用の資機材とする。

- (ア) ろ水器、発動発電機
- (イ) 仮設トイレ
- (ウ) 救助用資機材 (バール、ジャッキ、のこぎり等)
- (エ) 移送用具 (自転車、バイク、担架、ストレッチャー等)
- (オ) 道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材
- (カ) 避難所用資機材 (看板、表示板、レイアウト図)
- (キ) 投光機
- (ク) 炊飯器
- (ケ) テント
- (コ) ブルーシート
- (サ) 携帯電話用充電器

エ 備蓄場所

- (ア) 市役所 (現業棟)
- (イ) 防災倉庫
- (ウ) 消防署

(2) 資機材の備蓄計画の策定

市は、各避難所の収容人員の計画値に基づく必要量を把握の上、資機材の備蓄に関する品目、数量、保管場所、輸送方法その他の必要事項の備蓄計画の策定に努める。また、自主防災組織又は行政区単位での備蓄体制の整備を図る。

(3) 防災用資機材等の備蓄

市は、防災用資機材等の備蓄計画に基づき、災害時の応急活動用の防災用資機材等の備蓄、更新及びメンテナンスに努める。

(4) 調達体制の整備

市及び県は、調達計画に基づき、防災用資機材の生産、販売の事業所、団体と協議し、その協力を得るとともに、防災用資機材の調達に関する契約及び協定を締結する。

また、契約や協定を締結した事業所、団体等の災害時の担当窓口の把握に努めるなど継続的な連携を図る。

5 医療救護資機材及び医薬品の調達体制の整備

【安心安全課】【健康増進課】

(1) 基本事項

ア 実施主体

原則として、市が行い、県は、それを補完する。

イ 利用対象者

災害時の医療及び助産救護活動を行う市、県及び市、県が要請した機関とする。

ウ 品目

(ア) 災害用医療資機材セット

(イ) 消毒剤

(ウ) 止血剤

(エ) 各種疾患用剤等

エ 目標数量

備蓄数量は、「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）」に基づく人的被害の数量を目安とする。

オ 備蓄場所

(ア) 防災倉庫

(イ) 市役所

(ウ) 保健センター

(2) 医療救護資機材及び医薬品の備蓄並びに調達計画の策定

市は、「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）」に基づく人的被害の数量及び現状での医療関連機関におけるストックの状況等で備蓄数量を把握し、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品の備蓄及び調達計画の策定に努める。

(3) 医療救護資機材及び医薬品の備蓄

ア 市は、医療救護資機材及び医薬品の備蓄並びに調達計画に基づき、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品の備蓄、更新及びメンテナンスに努める。

イ 医薬品の品質の安全確保について管理責任者体制を明確にし、自主対策の推進を図る。

(4) 医療救護資機材及び医薬品の調達体制の整備

市は、医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達計画に基づき、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品の調達に関し、医薬品卸売業者等との「ランニング備蓄委託」契約を行うとともに、厚生労働省、近隣市町村及び関係業者と十分に協議し、調達体制の整備を行う。

6 石油類燃料の調達・確保

市は、公用車や市役所、指定避難所等の重要な防災拠点施設に必要な石油類燃料の調達

については、白岡給油所組合等との災害時優先供給に関する協定の締結に努め、これらの物資の緊急時における調達に万全を期する。

■資料-22 防災備蓄品一覧表

■資料-23 災害時における燃料等の優先供給に関する協定書

第9 帰宅困難者（帰宅抑制）対策

【安心安全課】【教育指導課】【学び支援課】【いきいき教育課】

帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発するとともに、災害時における情報提供方法や帰宅行動への具体的な支援策を県など関係機関と研究・協議し、実施する。

また、徒歩帰宅者に対する支援策を検討していく。

1 帰宅困難者の概要

地震などの大規模災害の発生に伴い、公共交通機関の運行停止など移動手段が当分の間途絶した場合には、外出先で足止めされることとなる。これらの者の内、徒歩により容易に帰宅することができない者を帰宅困難者とする。

「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）」によれば、「関東平野北西縁断層帯地震」が夏12時に発生した場合、市における帰宅困難者は3,132人に上るものと算定されている。

また、中央防災会議首都直下地震対策専門調査会の地震被害想定調査によれば、首都圏において最も切迫性が高いと考えられている「東京湾北部地震」が昼12時に発生した場合に、埼玉県内で、県外からの通勤通学者等を含め、67万人の帰宅困難者が発生すると予想されている。都内では、埼玉県からの通勤通学者等も含め、390万人の帰宅困難者が発生するとされている。

2 帰宅困難者発生に伴う影響

帰宅困難者の発生に伴い、次のような影響が考えられる。

(1) 地域の災害対応力の低下

多くの市民が帰宅できなくなることから、大規模地震の発生直後は、マンパワー不足となり地域の災害対応力が低下する。

(2) 被害の拡大

発災直後からの多くの徒歩帰宅者により幹線道路は混乱し、緊急車両の通行障害による救出、救助への支障の発生や二次災害などにより、被害が拡大する。

(3) 通信手段の喪失

多くの帰宅困難者が家族等の安否確認や情報収集のために、携帯電話等で通話することによって、通信網に負荷がかかりふくそうの発生や電気通信事業者による通信規制が行われる。

3 帰宅困難者（帰宅抑制）対策

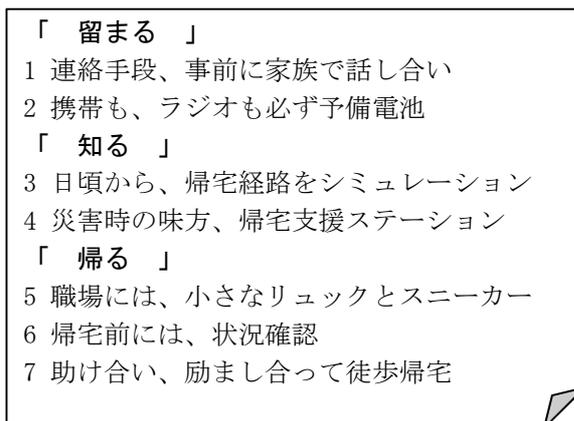
(1) 市民への啓発

「むやみに移動を開始しない」を徹底するとともに、「自らの身の安全は自ら守る」ことを基本に、次の点を実行するよう啓発する。

ア 徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路や沿道市町村の避難所などに関する各自による事前確認をしておく。

イ 災害時には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則をもとに被災状況を確認して、勤務先での宿泊を含め無理のない帰宅計画を立案、実施する。

ウ 徒歩帰宅の心得7カ条



- (2) 災害時伝言ダイヤル 171 等を利用した安否等の確認方法
災害時伝言ダイヤル 171 等を利用した安否等の確認方法について、PR 活動を実施する。
- (3) 一時滞在施設の確保
駅周辺に発生した滞留者を一時的に避難させるための施設として、公共施設（指定避難所）や民間施設（集客施設）を問わず幅広く確保する。また、駅周辺から一時滞在施設へ安全に誘導するため、久喜警察署の協力を得る。市及び県は、一時滞在施設の運営マニュアル等を整備し、一時滞在施設を支援する。
- (4) 一時滞在施設での備蓄
一時滞在施設には、飲料水、食糧、のぼり旗、看板等の必要な物資を備蓄する。なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には、防災倉庫等からの備蓄物資の提供方法をあらかじめ決めておく。
- (5) 事業者等における対策
市内事業者は、自社従業員等に対して「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知徹底及び災害用伝言ダイヤル 171 や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した家族等との安否確認方法について普及啓発を行う。
また、自社従業員等との安否確認手段を確保する。
自社従業員を一定期間留めるために、飲料水、食糧等の備蓄、災害時のマニュアル作成や情報の提供などの体制整備に努める。
市内事業者は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等と同様の保護ができる対策を検討、実施する。その場合には、自己の管理下で保護できない場合もあることを想定して対応を検討する。
さらに、留まった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。
- (6) 学校における対策
学校は、発災時に児童・生徒の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、児童・生徒の引取りが困難な場合を想定した災害時のマニュアルを作成する。
また、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ決めておく。
- (7) 帰宅困難者への情報提供
新たに駅前に大型ビジョンや緊急速報メール等の活用方法を検討する。
- (8) 帰宅困難者支援のための応急的な連携
安全確保後に徒歩帰宅する帰宅困難者を沿道支援するため、ガソリンスタンドやコンビニエンスストア、外食店舗、ファミリーレストランなどを帰宅支援ステーションとする協定を締結している。市は、災害時帰宅支援ステーションの拡大・拡充を図るとともに、帰宅支援道路を設定し、沿道事業者による徒歩帰宅支援（飲料水、情報、トイレなど）を推進する。

第10 遺体の埋・火葬

【市民課】

1 遺体収容所の選定

市は、死者への尊厳や遺族感情に配慮するとともに、効率的な検視・検案・死体調査・身元確認の実施に資する条件を備えた施設を選定し、事前に遺体収容所として指定するよう努める。

2 防疫用資機材の備蓄及び調達

市は、棺、ドライアイス等の埋・火葬資材が不足する場合又は火葬場の処理能力を越える遺体処理の必要が生じた場合に備え、あらかじめ関係業者又は他の市町村との協定を締結する等の事前対策を進める。

第11 廃棄物処理対策

【環境課】【蓮田白岡衛生組合】

大規模災害時には、家屋の倒壊、火災等によって、がれき、木くず、ごみ、し尿、処理困難物等の災害廃棄物が多量に排出される。

また、指定避難所等においても、生活ごみ、し尿の処理需要が発生するほか、ライフラインの停止、廃棄物処理施設の損壊や下水処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

このため、発生したごみ及びし尿を迅速に処理し、被災地の環境衛生の維持を図る必要がある。

1 災害廃棄物処理計画の策定

市は、災害時における廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目的として、「埼玉県災害廃棄物処理指針（平成29年3月）」に準じ、災害廃棄物の処理のため必要な事項を定めた「白岡市災害廃棄物処理計画」を令和2年3月に策定した。計画は、県の被害想定の見直しや市の状況により、必要に応じて見直しを行うものとする。

2 ごみ処理体制の整備

市は、ごみの処理体制について、あらかじめ作業に従事する人員及び車両を確保する方法を検討するとともに、広域的な相互応援体制の整備を図る。

災害発生時には、一般廃棄物や災害廃棄物等の分別や排出方法の混乱が予想される。さらに、通常と異なる排出・処理方法を採用することから、ごみの処理に関する市民等からの問い合わせへの対応が必要となることが想定される。

市は、このような事態を回避し、災害時においても廃棄物の迅速な収集運搬、適正な処理及び資源化を行うため、災害時における廃棄物の処理について、平常時から様々な機会を通じて広報・啓発を行うものとする。また、災害発生時には、多くの対象者に確実に周知できるよう、複数の方法で情報提供を行うものとする。

3 し尿処理体制の整備

災害時には、電気・上下水道等のライフラインが一時的にストップし、また、交通障害等によりし尿の適正処理が不可能となることが予想される。

そのため、市は、仮設トイレ等し尿処理に必要な資機材が迅速に確保できるよう、あらかじめ調達業者を把握するとともに、業者との間で協定の締結を進める。

4 仮置場（一時集積場所）の確保

大規模災害で発生した大量の災害廃棄物の焼却処分、最終処分を短期間で実施すること

は、困難な場合が想定される。

そのため、市は、災害廃棄物発生量の推計及び必要となる仮置場の面積を算定するとともに、災害発生時には、既に選定済の仮置場候補地の中から仮置場を決定し、速やかな開設を行うものとする。

また、災害により死亡したペット等については、飼い主の心情に留意した管理を行う必要があることから、ペットに係る災害対策について別途検討を進めるものとする。

第12 防疫対策

【健康増進課】【環境課】

1 防疫活動組織

市は、県の組織に準じて組織表を作成し、被害の程度に応じ迅速適切に防疫ができるよう動員計画及び必要な資材の確保計画を策定する。

2 防疫用資機材の備蓄及び調達

市は、防疫及び保健衛生用器材について、必要な資機材を調達する。

第13 応急住宅対策

【建築課】

住宅の損壊又は焼失により、多数の市民が住居を失い、さらに多くの市民がライフラインの途絶の長期化による生活支障のため、自宅での居住が困難となる。したがって、仮設住宅の設置によって、一時的な住宅の緊急確保を図る。

1 応急措置の相談

建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うための体制整備を図るとともに、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故を防止するための市民への広報活動等を行う。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導の実施、相談を受ける等の運用体制の確立に努める。

- (1) 県は、応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑に行われるよう、市と連携して、応急危険度判定士を育成する等その実施体制の整備を図る。また、市は、応急危険度判定及び被災宅地危険度判定について市民への普及啓発を行う。
- (2) 市は、建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うための体制整備を図るとともに、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための市民への広報活動等や、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。

2 応急仮設住宅の準備

(1) 応急仮設住宅の事前計画

ア 事前の用地選定の考え方

市は、応急仮設住宅適地の基準に従い、市公有地、及び建設可能な私有地のなかから必要戸数を確保できる用地を選定する。私有地については、地権者等と協定を結ぶなどの方策を講じる。建設用地の選定基準については次のとおりとする。

- (ア) 飲料水が得やすい場所
- (イ) 保健衛生上適当な場所
- (ウ) 交通の便を考慮した場所
- (エ) 住居地域と隔離していない場所
- (オ) 土砂災害の危険箇所等に配慮した場所
- (カ) 工事車両のアクセスしやすい場所

- (キ) 既存生活利便施設が近い場所
 - (ク) 造成工事の必要性が低い場所
- イ 設置事前計画

県及び市は、次の点を明記した応急仮設住宅の設置事前計画を作成しておくことが望ましい。

- (ア) 応急仮設住宅の着工時期
 - (イ) 応急仮設住宅の入居基準
 - (ウ) 応急仮設住宅の管理基準
 - (エ) 要配慮者に対する配慮
- ウ 適地調査

市は、応急仮設住宅の適地調査を行い、建設可能敷地の状況について年1回、県に対して報告する。

■資料-24 応急仮設住宅の設置予定場所

第14 動物愛護

【環境課】

災害時には、負傷又は脱走状態の動物が生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

保護された動物の飼い主の特定や避難所において他の避難者とのトラブルを回避するためには、災害時に備え適正に飼育管理を行うなど平時からの飼い主の取組が重要であるため、飼い主に対し動物の災害対策に関する普及啓発を行う。

1 動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発

(1) 所有者明示に関する普及啓発

市、県、獣医師会、動物関係団体等は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置を取ることについて普及啓発をする。所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけでなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨するものとする。

(2) 災害に備えたしつけに関する普及啓発

通常的环境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になるおそれがある。このため、市、県、獣医師会、動物関係団体等は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグのなかに入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。

第15 文教対策

【教育総務課】【教育指導課】

児童・生徒の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、事前計画を策定する。

1 市

所管する学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するための応急教育計画の策定をはじめとする応急教育に関する事前対策を推進する。

教材用品の調達及び配給の方法については、市教育委員会及び学校において、あらかじめ計画を策定しておく。

2 校長等

学校の立地条件などを考慮し、常に災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法などにつき明確な計画を立てておく。

災害の発生に備えて次のような措置を講じる。

- (1) 市の地域防災計画における学校の位置づけを確認し、学校の役割分担を明確にするとともに、地震発生時の対応を検討し、その周知を図る。
- (2) 児童・生徒等への防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を検討し、その周知を図る。
- (3) 教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡及び協力体制を確立する。
- (4) 勤務時間外における所属教職員への連絡先や非常招集の方法を定め、教職員に周知する。
- (5) 突発的な地震災害に対処する防災訓練を行う。

第16 要配慮者の安全対策 【安心安全課】【地域振興課】【福祉課】【高齢介護課】

平成23年の東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上った。他方で、消防職員・消防団員、民生委員・児童委員など支援者における犠牲も大きかった。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援が定められたところである。

市及び県、関係団体等は法改正を受け、内閣府が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難行動要支援者の支援対策を推進する。

1 基本的な考え方

(1) 地域との協力体制の整備

要配慮者の安全確保は、行政とともに市民が協力し、一体となって取り組んでいくことが必要である。

また、公共施設等の人が多く集まる施設においては、利用者が要配慮者である場合を想定して、施設の整備や避難誘導計画の策定を行うことが必要である。

(2) 災害時の要配慮者に係る定義

ア 要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者等の災害対応能力の弱い者、外国人などの災害時に自力で避難することが困難な者、また、災害時の避難所生活等に当たり、特段の手助けが必要な者のことをいう。

イ 避難行動要支援者

市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を必要とする者のことをいう。

社会福祉施設入所者等は別項目を立てているため、主に在宅の避難行動要支援者のことをいう。

ウ 避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難支援を行う地域のマンパワーのことをいう。災害対策基本法第49条の11第2項で、例示として消防機関、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織をあげているが、必ずしもこれに限定せず、地域に根ざした幅広い団体のなかから、地域の実情により、避難支援者を定めることとしている。

2 避難行動要支援者の安全対策

(1) 要配慮者の把握

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部課で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約する。

また、難病患者に係る情報等、市で把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められる情報については、県知事その他の者に対し、情報提供を積極的に求め、取得する。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者に係る避難の支援、安否の確認、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成する。

名簿に記載する者の範囲及び記載事項は次のとおりとする。

ア 名簿に記載する者の範囲

- (ア) 75歳以上の高齢者でひとり暮らしの者
- (イ) 75歳以上の高齢者のみの世帯
- (ウ) 介護保険で要介護の認定を受けた者
- (エ) 身体障害者のうち、身体障害者手帳1級又は2級の者
- (オ) 知的障害者のうち、療育手帳④又はAの者
- (カ) 精神障害者のうち、精神障害者保健福祉手帳1級の者
- (キ) その他支援を必要とする者

イ 名簿に記載する事項

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項

(3) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状況に保つよう努める。

(4) 避難行動要支援者名簿の活用

避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくものである。そのため、市は、避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、情報を提供する。

なお、平常時から名簿情報を外部提供するために、避難行動要支援者の同意を得るよう努める。

また、災害の発生時、又は発生のおそれが生じた場合において、避難行動要支援者本人の同意に関わらず、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供する。

(5) 避難支援等関係者の安全確保の措置

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とする。そのため、市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

また、避難行動要支援者に対しても、「避難支援等関係者は全力で助けようとするが、

助けられない可能性もあること」も含め、制度を正しく理解してもらうよう周知に努める。

(6) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

災害規模等によっては市の機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制について検討する。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておくものとする。

(7) 避難行動要支援者名簿情報の適正管理

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市においては個人情報保護の管理徹底について説明を行うなど適切な措置を講じるよう努める。

(8) 個別計画の策定

避難行動要支援者については、災害の発生時、又はそのおそれが高まったときに、避難行動要支援者への避難情報の伝達や避難誘導等を迅速かつ適切に実施するため、特に人的支援が必要な避難行動要支援者一人ひとりについて、誰が支援して、どこに避難所等に避難させるかをあらかじめ定めておく必要がある。

このため、市は、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿情報に基づき民生委員・児童委員、自主防災組織など地域の関係機関や支援者と打合せながら、個別計画を策定するよう努める。

また、平常時から避難行動要支援者と避難支援等関係者が、避難支援等の具体的な支援方法について入念に打合せができるよう避難支援等関係者に協力を求めるものとする。

(9) 防災訓練の実施

市は、防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくよう努める。

また、福祉事務所との連携や福祉避難所の開設訓練の実施に努める。

3 社会福祉施設入所者等の安全対策

(1) 施設管理者

ア 災害対策を網羅した消防計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」にとどまらず、大規模地震の発生も想定した「防災計画」及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令システムを定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図り、市は、これを指導する。

イ 緊急連絡体制の整備

(ア) 職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、迅速に対応するため、電話による緊急連絡網のほか、携帯電話等を用いた一斉メール等を整備し、職員の確保に努める。

(イ) 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡網を整備する等、緊急連絡体制を確立する。

ウ 避難誘導體制の整備

施設管理者は、避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者を所定の避難所への誘導や移送するための体制を整備する。

エ 施設間の相互支援システムの確立

市は、市内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建築物が使用できない場合、入所者を他の施設に一時的に避難させる、又は相互の職員が応援するなど市内の施設を地域ごとに相互利用できるシステムを確立する。

また、施設管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入体制、他施設への職員の派遣体制の整備を行うとともに、市内又は近隣市町における同種の施設やホテル等

の民間施設等と施設利用者の受入に関する災害協定を締結するよう努める。

オ 被災した在宅要配慮者の受入体制の整備

施設管理者は、通常の避難所では生活が困難な在宅の要配慮者を受入れるための体制整備を行う。

カ 食糧、防災資機材等の備蓄

入所施設の管理者は、次に示す物資等を備蓄しておくものとし、市は、これを指導する。

(ア) 非常用食糧（老人食等の特別食を含む）（3日分以上）

(イ) 飲料水（3日分以上）

(ウ) 常備薬（3日分以上）

(エ) 介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（3日分以上）

(オ) 照明器具

(カ) 熱源

(キ) 移送用具（担架・ストレッチャー等）

キ 防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する知識の普及啓発を定期的実施するとともに、各施設が策定した「防災計画」を周知徹底し、消防署や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的実施し、市は、これらを促進する。

特に福祉避難所として指定を受けている施設においては、当該施設が平常時に受入れている者以外の在宅の要配慮者などの受入を想定した開設訓練を実施するものとし、市はこれを促進する。

ク 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、日頃から近隣の行政区やボランティア団体及び近くの小中学校・高校等との連携を図る。

また、災害時の防災ボランティアの派遣要請等の手続が円滑に行えるよう、市との連携を図る。

ケ 施設の耐震・不燃化対策

施設管理者は、建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修及び不燃化を行う。

(2) 市

ア 情報伝達体制の整備

社会福祉施設等を支援するために、あらかじめ通信網の整備などを行い、気象警報等の情報伝達体制を整備する。

イ 災害対策を網羅した消防計画の策定

計画及びマニュアルの策定、職員、入所者への周知徹底を指導する。

ウ 施設間の相互支援システムの確立

市内の施設を地域ごとにブロック化し、施設の建築物が崩壊した場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させる、又は職員が応援するなど地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。

エ 社会福祉施設等の耐震・不燃化

施設管理者は、建築物の安全を図るため、耐震診断、耐震改修、不燃化を行うよう指導する。

4 要配慮者全般の安全対策

(1) 要配慮者の安全確保

ア 緊急通報システムの整備

市は、的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進及び緊急通報システムの整備に努める。

イ 防災基盤の整備

市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難所の整備、明瞭で見やすい大きさの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者を考慮した防災基盤整備を促進する。

また、市は、要配慮者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行うものとし、既存の集客施設に対しては、これを促進する。

ウ 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備

市は、要配慮者への災害情報の伝達を効果的に行うため、電光掲示板、文字放送テレビ、ファクシミリの設置、外国語や絵文字による案内板の標記、要配慮者等に考慮した救援物資の備蓄及び調達先の確保など、要配慮者等に対して避難所での良好な生活環境が提供できるよう、要配慮者となる多様な主体の意見の聴取に努め、避難所の運営計画を策定する。特に福祉避難所については、通常の避難所よりも、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所として指定されているものであることに留意し、物資・機材について配慮する。

エ 地域との連携

(ア) 支援体制の強化

市は、要配慮者の避難・救助において、地域の連携が非常に重要となるため、病院、社会福祉施設、ホームヘルパー、行政区、自主防災組織、自治会、民生委員、災害ボランティア団体等と連携を図り、支援体制の強化に努める。

(イ) 社会福祉施設との連携

市は、介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、日頃から社会福祉施設等との連携を図っておく。

また、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用を図る。

(ウ) 見守りネットワーク等の活用

市は、高齢者、障がい者等に対する近隣住民、民生委員及びボランティアによる安否の確認などの見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立する。

オ 相談体制の確立

市は、被災者からの相談（経済、雇用、住宅、福祉、医療、保険、教育等）に的確に対応できるよう日常から相談体制を整備する。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員を確保する。

カ ヘルプカード

市は、要配慮者が必要としている援助の内容が分かるカードの作成、配布及びその周知に努める。

5 外国人の安全対策

【安心安全課】【地域振興課】

(1) 外国人の所在の把握

外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるように日頃から外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 防災基盤の整備

市は、避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

また、市は、案内板のデザインの統一化について検討する。

(3) 防災知識の普及啓発

市は、日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な交流機会や受入機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及啓発に努める。

また、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット等の広報媒体を利用し、生活情報や防災情報などの日常生活に係る行政情報についての外国語による情報提供を行う。

(4) 防災訓練への参加

日頃から外国人の防災認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

(5) 通訳・翻訳ボランティアの確保

外国人が円滑にコミュニケーションを図れるよう通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

第3章 震災応急対策計画

第1節 応急対策の活動体制

市内に大規模な地震が発生し、又は発生するおそれがあるとき、市及び防災関係機関は協力体制を整え、災害対策本部を設置し、必要に応じて災害救助法の適用を県知事に要請するなど、災害の拡大防止及び救援活動が迅速に実施できるよう、応急対策に万全を期する。

第1 活動体制及び配備基準

【全職員共通】

1 配備体制

市における震災応急対策に係る配備体制及び配備基準は、次のとおりである。

【配備体制及び配備基準】

配備体制	配備基準	活動内容
警戒体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内で震度5弱の地震が発生したとき。 2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意または巨大地震警戒)を受けたとき。 3 その他状況により副市長が必要と認めたとき。 	情報の収集伝達活動を強化するとともに、小規模な災害の発生に対処できる体制とする。
非常体制第1配備 (災害対策本部の設置)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内で震度5強の地震が発生したとき。 2 埼玉県及び東京都で震度6弱以上の地震が発生したとき。 3 地震により市内の数地域で被害が発生したとき。 4 その他状況により市長が必要と認めたとき。 	災害対策本部を庁議室に設置し、局地災害に直ちに対処できる体制をとるとともに、社会的混乱の防止、情報の収集連絡及び広報活動に対処できる体制とする。
非常体制第2配備 (災害対策本部の設置)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内及び隣接市町で震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 その他状況により市長が必要と認めたとき。 	災害対策本部を庁議室に設置し、救助・救護活動を行い、災害が拡大するのを防止するための応急対策活動及び復旧対策活動に対処できる体制とする。
市内で震度4の地震が発生したときは、通常の組織で情報収集や連絡活動が行える体制をとる。		

配備体制の決定権者及び決定権者の代理者は、次のとおりである。

【配備体制の決定権者及び代理者】

配備体制の決定権者		決定権者の代理者		
		第1順位	第2順位	第3順位
警戒体制	副市長	総合政策部長	安心安全課長	企画政策課長
非常体制第1配備	市長	副市長	教育長	総合政策部長
非常体制第2配備	市長	副市長	教育長	総合政策部長

2 体制の解除、本部の廃止及び移行

【体制の解除、本部の廃止及び移行】

配備体制	体制の解除、本部の廃止及び移行
警戒体制	副市長は、次の基準に達した場合、警戒体制を解除するとともに、警戒本部を廃止及び移行し、市長にこの旨を連絡する。 1 警戒体制の原因となった地震による被害が認められないとき。 2 警戒活動の必要性がなくなったとき。 3 二次災害の拡大により、警戒体制では対処しきれず、非常体制に移行する必要性が生じたとき。
非常体制第1配備	災害対策本部長（市長）は、次の基準に達した場合、非常体制第1配備を解除するとともに、災害対策本部を廃止及び移行する。 1 非常体制第1配備の原因となった地震による被害が認められないとき。 2 局地的な被害の応急対策がおおむね終了したと認めるとき。 3 二次災害の拡大により非常体制第1配備では対処しきれず、非常体制第2配備に移行する必要性が生じたとき。
非常体制第2配備	災害対策本部長（市長）は、次の基準に達した場合、非常体制第2配備を解除するとともに、災害対策本部を廃止及び移行する。 1 被害の応急対策がおおむね終了したと認めるとき。 2 災害発生のおそれがなくなり、警戒体制に移行するとき。

■資料-25 災害に係る受付及び指令表

■資料-26 警戒体制非常体制配備計画書

第2 配備体制と職員の配置

【全職員共通】

応急対策に必要な人員を確保するため、次のとおり職員を配置する。

【配備体制】

部（部長）	班	班長	配備体制		
			警戒体制 (5弱)	非常体制 第1配備 (5強)	非常体制 第2配備 (6弱)
総合政策部 (総合政策部長)	安心安全班	安心安全課長	◎	◎	◎
	企画政策班	企画政策課長	○	●	◎
	秘書広報班	秘書広報課長	○	●	◎
	総務班	総務課長	○	●	◎
	財政班	財政課長	○	●	◎
	税務班	税務課長		●	◎
	出納班	会計課長		●	◎
	議会事務局班	議会事務局長		●	◎
市民生活部 (市民生活部長)	地域振興班	地域振興課長		●	◎
	商工班	商工観光課長		●	◎
	農政班	農政課長	○	●	◎
	市民班	市民課長		●	◎
	環境班	環境課長	○	●	◎
健康福祉部 (健康福祉部長)	福祉班	福祉課長	○	●	◎
	子育て支援班	子育て支援課長	○	●	◎
		保育課長	○	●	◎
	高齢介護班	高齢介護課長	○	●	◎
	援護班	保険年金課長	○	●	◎
保健衛生班	健康増進課長	○	●	◎	
都市整備部 (都市整備部長)	資材班	街づくり課長	○	●	◎
	土木班	道路課長	◎	◎	◎
	建築班	建築課長	○	●	◎
上下水道部 (上下水道部長)	水道班	水道課長	◎	◎	◎
	下水道班	下水道課長	◎	◎	◎
	上下水道庶務班	経営課長	◎	◎	◎
学校教育部 (学校教育部長)	教育総務班	教育総務課長	○	●	◎
	教育指導班	教育指導課長	○	●	◎
生涯学習部 (生涯学習部長)	社会教育班	学び支援課長	○	●	◎
		いきいき教育課長	○	●	◎

◎：全職員 ●：各班 1/3 以上（各班が定める）

○：当該災害に係る職員又は災害対策本部長が必要と認める職員

第3 災害対策本部の設置

【全職員共通】

1 災害対策本部の設置

市長は、市内で震度5強以上の地震が発生し、もしくは埼玉県及び東京都で震度6弱以上の地震が発生したとき、その他状況により市長が必要があると認めたときは、災害対策基本法第23条第2項の規定に基づき災害対策本部を設置する。

■資料-27 白岡市災害対策本部条例

2 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、市役所庁議室に設置する。
なお庁舎が被災した場合は、市長の指示する代替施設に災害対策本部を設置する。

【災害対策本部代替施設リスト】

順位	施設名	所在地	代表電話
1	白岡市生涯学習施設こもれびの森	白岡市千駄野 432	92-1111
2	勤労者体育センター	白岡市新白岡 3丁目-200-2	93-2828

3 設置及び廃止の通知

本部長は、災害対策本部を設置又は廃止したときには、直ちに関係機関等に通知する。

【関係機関通知先リスト】

通知・公表先	通知・公表の方法	連絡担当
埼玉県消防防災課	県の防災行政無線、電話、ファクシミリ	安心安全班（安心安全課）
国（消防庁）注）	防災関係機関の保有する無線、電話	安心安全班（安心安全課）
陸上自衛隊第32普通科連隊（大宮）	電話、ファクシミリ	安心安全班（安心安全課）
久喜警察署	電話、ファクシミリ	安心安全班（安心安全課）
指定地方行政機関 指定公共機関 指定地方公共機関の長 その他必要と認める機関の長	電話、ファクシミリ	安心安全班（安心安全課）
議会	電話、ファクシミリ	議会事務局班（議会事務局）
報道機関	電話、ファクシミリ	秘書広報班（秘書広報課）
応援協定締結市町村等	電話、ファクシミリ	企画政策班（企画政策課）
市民	市の防災行政無線、市のホームページ	秘書広報班（秘書広報課）

注）国（消防庁）へは、県に連絡できない場合通知する。

■資料-4 防災関係機関連絡一覧

第4 災害対策本部の運営

【全職員共通】

1 本部会議の開催

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、市の震災応急対策に関する基本方針、重要事項の協議及び連絡調整を行う。

(1) 本部会議の協議、調整事項

- ア 震災応急対策の基本方針に関すること。
- イ 動員配備体制に関すること。
- ウ 各部間の調整事項の指示に関すること。
- エ 避難勧告又は避難指示に関すること。
- オ 自衛隊に対する派遣要請に関すること。
- カ 埼玉県、防災関係機関との連絡調整に関すること。
- キ 災害救助法の適用申請に関すること。
- ク 応援協定締結市町村等への応援要請に関すること。
- ケ 震災応急対策に要する経費の処理方法に関すること。
- コ その他、災害の発生の防御又は拡大の防止に関すること。

(2) 本部会議の事務分掌

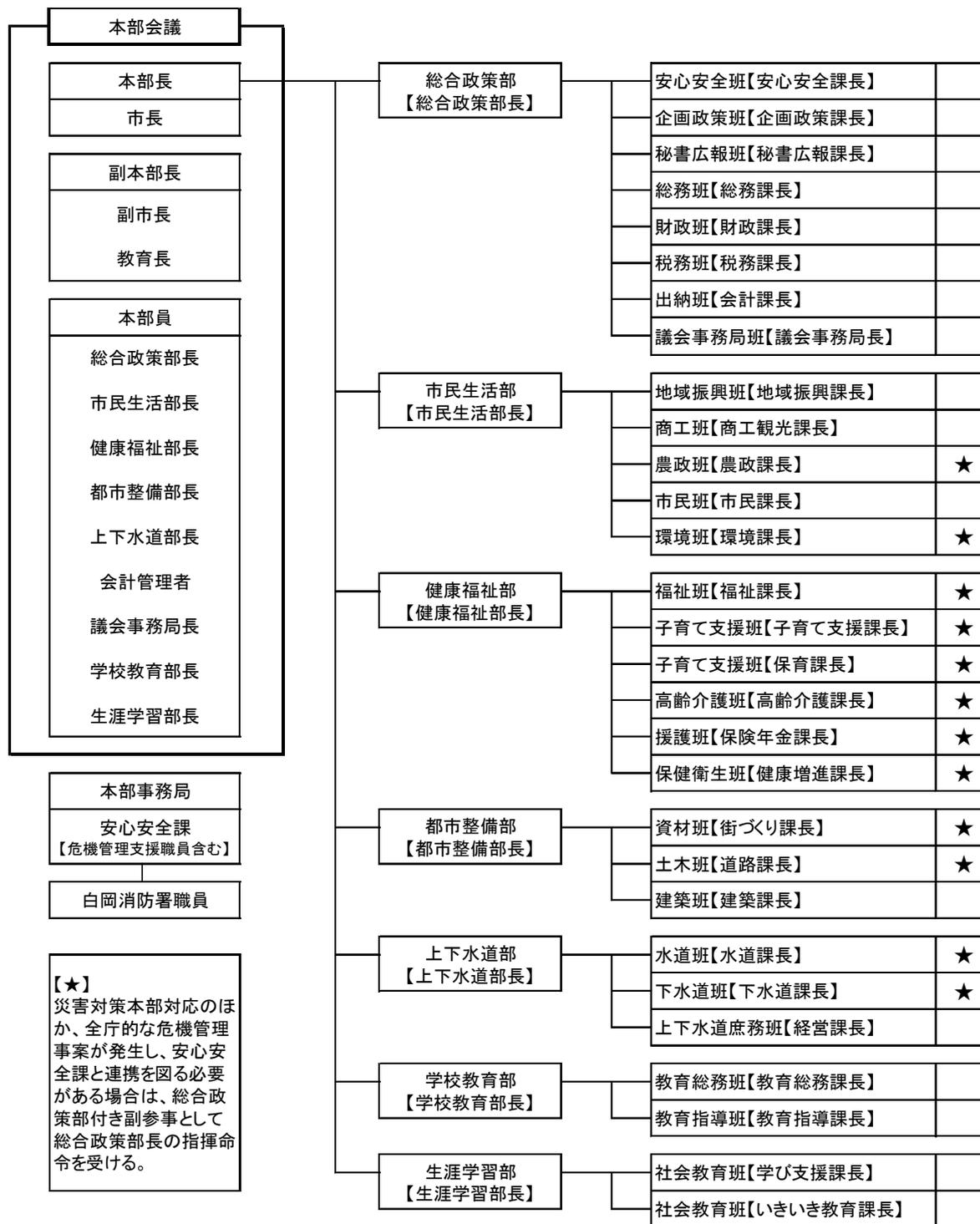
本部長、副本部長及び本部員の事務分掌は、次のとおりである。

【本部会議の事務所掌】

職名	担当者名	事務分掌
本部長	市長	本部の事務を統括し、職員を指揮監督する。
副本部長	副市長 教育長	本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。 (順位は副市長、教育長、総合政策部長の順とする。)
本部員	総合政策部長 市民生活部長 健康福祉部長 都市整備部長 上下水道部長 会計管理者 議会事務局長 学校教育部長 生涯学習部長	本部長の命を受け本部の事務に従事するほか、必要に応じ現地に赴き各班の指揮を取る。
本部付	安心安全課長	本部会議の事務局として従事する。
	白岡消防署長が 指名する消防職員	災害対策本部と白岡消防署との連絡調整を行う。

2 災害対策本部の組織編成、事務分掌

災害対策本部の組織編成、各班の事務分掌は、次のとおりである。



【災害対策本部の組織構成】

◆ 共通事項

- (1) 部内の応援に関する事。
- (2) 他部の応援に関する事。
- (3) 所管する課の電子データの保全・バックアップに関する事。
- (4) 避難所の開設及び運営に関する事。

【総合政策部（総合政策部長）】

班名 【班長】	担当部署	事務分掌
安心安全班 【安心安全課長】	安心安全課	1 災害対策本部の設置及び運営に関する事。 2 市防災会議に関する事。 3 職員の動員及び人員配置に関する事。 4 避難勧告又は避難指示に関する事。 5 自衛隊派遣要請に関する事。 6 防災行政無線に関する事。 7 他の所管に属さない事。
企画政策班 【企画政策課長】	企画政策課	1 災害復興計画の策定に関する事。 2 災害応急対策のとりまとめ及び調整に関する事。 3 県、他市町村等への応援要請及び要員確保に関する事。
秘書広報班 【秘書広報課長】	秘書広報課	1 災害情報の収集、伝達及び報告に関する事。 2 災害情報等の市民に対する広報に関する事。 3 災害の記録の収集及び編集保存に関する事。 4 報道機関への連絡及び応対に関する事。 5 本部役員の秘書に関する事。
総務班 【総務課長】	総務課	1 災害対策本部、部内各班との連絡調整に関する事。 2 派遣職員及び被派遣職員等の人事並びに報酬に関する事。 3 他の機関、団体及び各部各班との連絡並びに調整に関する事。
財政班 【財政課長】	財政課	1 緊急予算編成及び資金調達に関する事。 2 市有財産の被害調査及び災害応急対策に関する事。 3 人員・物資の緊急輸送に関する事。 4 自動車の借上調達及び配車の調整に関する事。 5 公用自動車の需要調達及び集中運用に関する事。 6 車両用燃料の調達に関する事。
税務班 【税務課長】	税務課	1 被災納税者の調査に関する事。 2 被災納税者の減免に関する事。 3 家屋被害認定調査及び罹災証明の発行に関する事。
出納班 【会計課長】	会計課	1 災害対策に必要な金銭の出納に関する事。 2 災害情報の収集伝達および報告に関する事。
議会事務局班 【議会事務局長】	議会事務局	1 議会への報告に関する事。 2 災害情報の収集伝達および報告に関する事。

【市民生活部（市民生活部長）】

班名 【班長】	担当部署	事務分掌
地域振興班 【地域振興課長】	地域振興課	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民相談窓口の開設に関する事。 2 災害ボランティアの要請及び受入に関する事。 3 自主防災組織、行政区との連絡調整に関する事。 4 安否情報の収集及び提供に関する事。 5 要配慮者（外国人）の支援等や情報発信に関する事。
商工班 【商工観光課長】	商工観光課	<ol style="list-style-type: none"> 1 衣料及び寝具等生活必需品の調達に関する事。 2 商業及び工業の被害調査に関する事。 3 被災商工業者に対する融資に関する事。
農政班 【農政課長】	農政課	<ol style="list-style-type: none"> 1 農作物及び農業用施設等の被害状況調査並びに農家に対する金融措置その他対策に関する事。 2 農協等農業関係団体との連絡調整に関する事。 3 農業関係の災害復旧に関する事。 4 被災者用食糧（米、弁当、パン等の主食及び副食）の調達に関する事。 5 米穀業者及び食糧供給業者等関係業者との連絡調整に関する事。 6 炊き出しに関する事。
市民班 【市民課長】	市民課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部、部内各班との連絡調整に関する事。 2 災害情報の収集伝達および報告に関する事。 3 避難所収容者に対する情報及び指示等の伝達に関する事。 4 遺体の埋・火葬に関する事。
環境班 【環境課長】	環境課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地等の消毒及び防疫に関する事。 2 し尿の収集、運搬及び処分に関する事。 3 災害廃棄物の処理及び清掃に関する事。 4 遺体の収容、安置等に関する事。 5 公害の監視及び環境保全に関する事。 6 放射能対策に関する事。 7 蓮田白岡衛生組合の被災情報の収集及び応急復旧の連絡調整に関する事。 8 避難所等の応急仮設トイレの設置に関する事。 9 動物愛護・保護及び情報交換に関する事。

【健康福祉部（健康福祉部長）】

班名 【班長】	担当部署	事務分掌
福祉班 【福祉課長】	福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法の適用申請に関すること。 2 身体障がい者等の救護に関すること。 3 災害義援金、救援物資等の受付、保管及び配布に関すること。 4 災害弔慰金の支給及び災害救助資金の融資に関すること。 5 日本赤十字社等社会福祉団体及び民間協力団体との連絡調整に関すること。 6 被災者台帳の作成に関すること。 7 社会福祉施設の被害状況調査に関すること。 8 要配慮者に関すること。 9 要配慮者（障がい者）の支援等や情報発信に関すること。
子育て支援班 【子育て支援課長】 【保育課長】	子育て支援課 保育課	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童福祉施設等の被害状況調査、利用児童等の救護及び復旧等に関すること。 2 避難所収容者に対する食糧及び生活必需品等救助物資の配布に関すること。
高齢介護班 【高齢介護課長】	高齢介護課	<ol style="list-style-type: none"> 1 要援護高齢者の救護に関すること。 2 高齢者福祉施設の被害状況調査に関すること。 3 要配慮者（高齢者）の支援等や情報発信に関すること。
援護班 【保険年金課長】	保険年金課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部、部内各班との連絡調整に関すること。 2 被災者の収容及び援護に関すること。
保健衛生班 【健康増進課長】	健康増進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療・助産救護に関すること。 2 医療救護所の開設及び管理に関すること。 3 傷病者の応急手当て及び医師の派遣に関すること。 4 救急薬品等の供給確保に関すること。 5 感染症予防対策その他保健衛生対策に関すること。 6 保健所等関係機関との連絡調整に関すること。 7 被災者等の精神的ケアに関すること。

【都市整備部（都市整備部長）】

班名 【班長】	担当部署	事務分掌
資材班 【街づくり課長】	街づくり課	1 災害対策本部、部内各班との連絡調整に関する事 2 公園及び駅前広場等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事 3 土地区画整理事業等の被害調査に関する事 4 オープンスペース利用計画に関する事 5 旧資材及び所要物品の調達に関する事
土木班 【道路課長】	道路課	1 土木関係被害状況の情報収集調査に関する事 2 道路、堤防、橋りょう等の危険防除及び応急復旧に関する事 3 災害復旧用資機材、土砂等の調達及び運搬に関する事 4 道路等の障害物除去に関する事 5 関係機関との連絡調整に関する事 6 道路の通行止め及び車両の誘導等に関する事 7 災害対策のための労務供給に関する事 8 その他土木に関する事
建築班 【建築課長】	建築課	1 建築物の被害調査に関する事 2 被災建築物応急危険度判定活動に関する事 3 被災宅地危険度判定活動の実施に関する事 4 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関する事 5 建築業者等の連絡調整に関する事 6 被災者の住宅相談に関する事

【上下水道部（上下水道部長）】

班名 【班長】	担当部署	事務分掌
水道班 【水道課長】	水道課	1 上水道施設の被害状況調査、応急復旧に関する事 2 応急給水に関する事 3 飲料水の水質検査に関する事 4 その他水道に関する事
下水道班 【下水道課長】	下水道課	1 下水道施設の被害状況調査、応急復旧及び清掃に関する事 2 排水水路施設の操作整備に関する事 3 その他下水道に関する事
上下水道庶務班 【経営課長】	経営課	1 災害対策本部、部内各班との連絡調整に関する事 2 部内の広報に関する事 3 部内の支援に関する事

【学校教育部（学校教育部長）】

班名 【班長】	担当部署	事務分掌
教育総務班 【教育総務課長】	教育総務課	1 災害対策本部、部内各班との連絡調整に関する事。 2 教育関係災害復旧、応援及び救助予算の要求に関する事。 3 教育関係被害状況の調査報告に関する事。 4 災害時における学校給食に関する事。
教育指導班 【教育指導課長】	教育指導課	1 児童・生徒の安全確保に関する事。 2 被災児童・生徒の教育に関する事。 3 被災校の保健及び衛生指導に関する事。 4 被災児童・生徒の学用品の給付に関する事。 5 災害時における学校給食に関する事。 6 帰宅困難者対応に関する事。 7 その他学校教育に関する事。

【生涯学習部（生涯学習部長）】

班名 【班長】	担当部署	事務分掌
社会教育班 【学び支援課長】 【いきいき教育課長】	学び支援課 いきいき教育課	1 公民館等の社会教育施設の災害対策に関する事。 2 文化財の保護及び被害状況の調査に関する事。 3 帰宅困難者対応に関する事。

【消防団（消防団長）】

団 【団長】	本部・分団	事務分掌
消防団 【消防団長】	本部 第1分団 第2分団 第3分団 第4分団 第5分団 第6分団 第7分団	1 市内の状況確認に関する事。 2 消火、救助、救急に関する事。 3 避難誘導、救出、救護に関する事。 4 避難所及び応急仮設住宅等での不審火、出火予防に関する事。 5 河川の巡視活動、応急措置に関する事。

3 職員招集の連絡方法

(1) 連絡方法

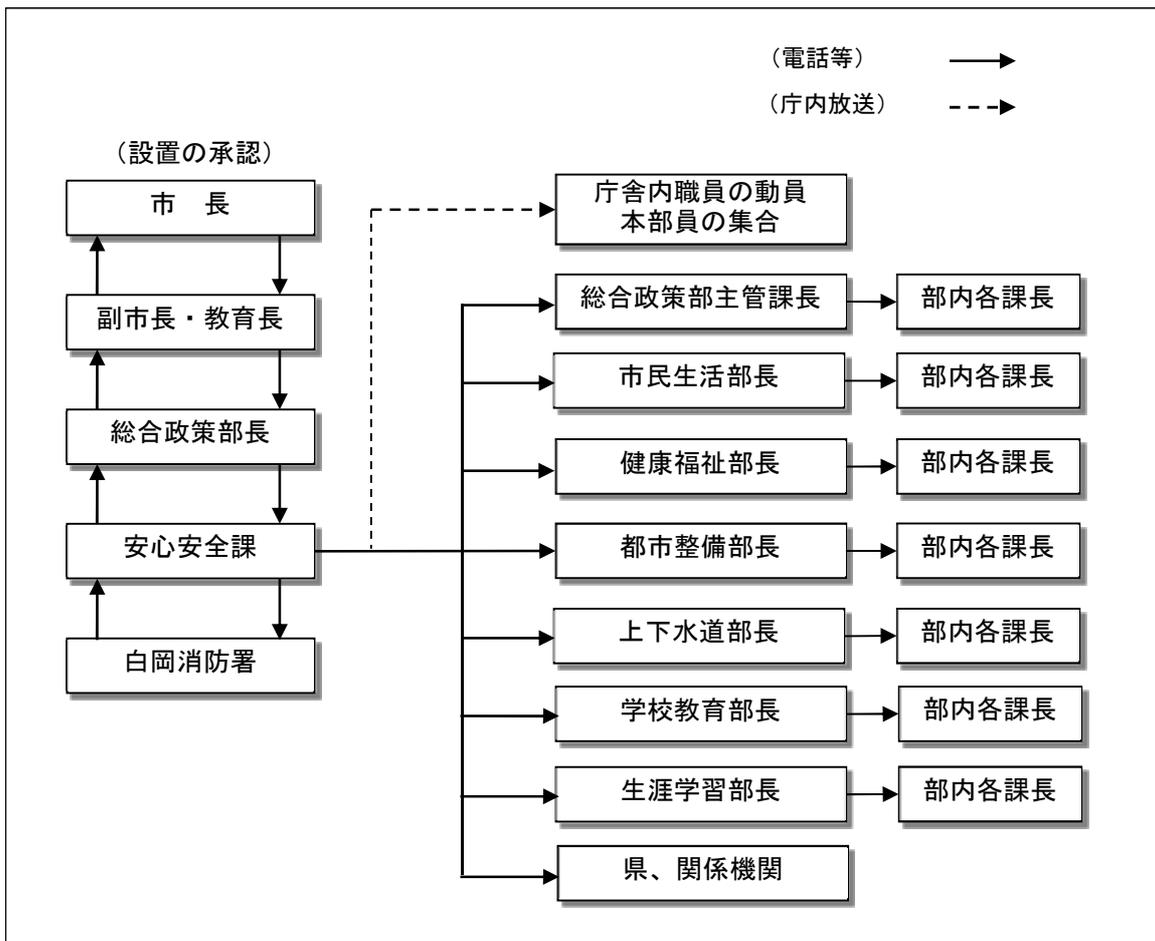
職員招集の連絡方法は、次のとおりである。

【連絡方法】

体制区分	職員	勤務時間内		勤務時間外	
		有線使用 (可)	有線使用 (不可)	有線使用 (可)	有線使用 (不可)
非常体制	全職員	職員参集システム			
		庁内放送、 電話、ファク シミリを 用いて連絡	使送(伝令) により連絡	自主参集 (部長以上には 電話連絡)	自主参集

(2) 勤務時間内の連絡

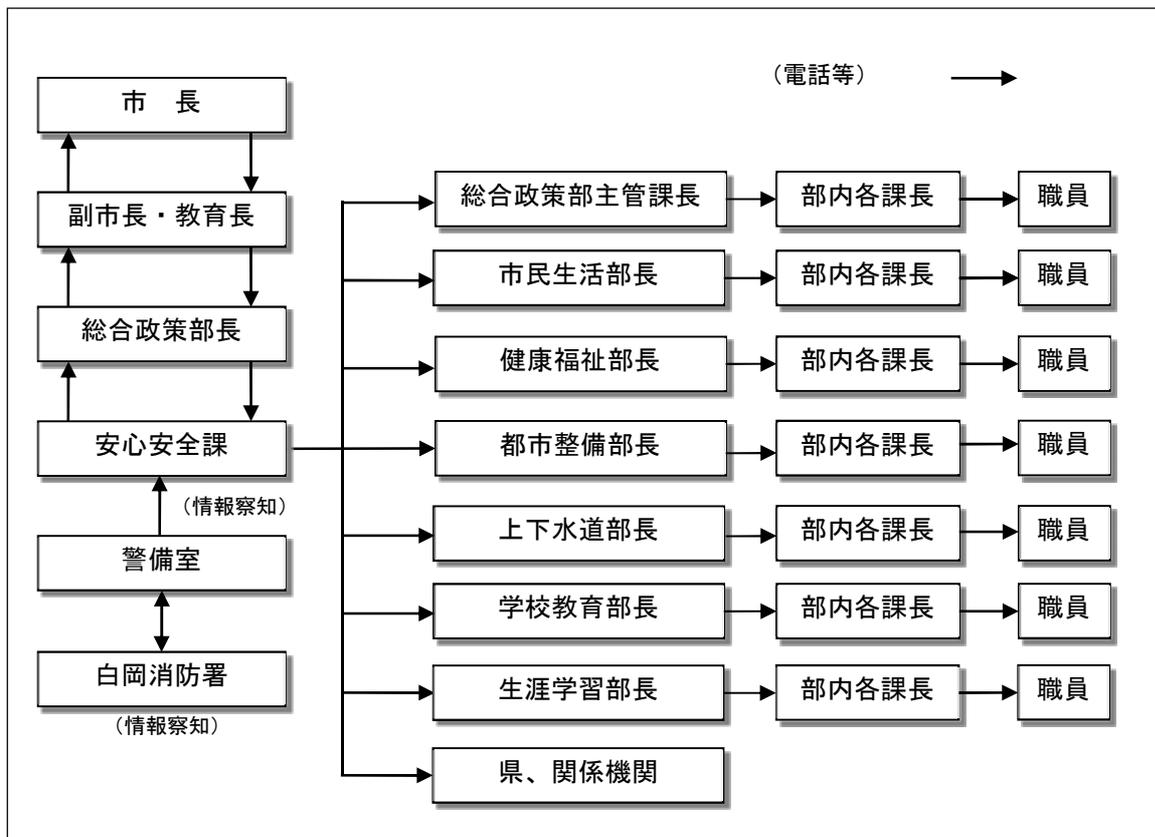
勤務時間内の職員の動員は、安心安全課が庁内放送、電話等を使用し、各部長を通じて連絡する。



【勤務時間内の職員への連絡系統】

(3) 勤務時間外の連絡

勤務時間外の職員の動員は、安心安全課がその旨、職員参集システム・電話等を使用し、各部長を通じて連絡する。



【勤務時間外の職員への連絡系統】

4 勤務時間外及び休日における動員

(1) 勤務時間外の動員

ア 勤務場所への参集（あらかじめ定められている参集区分）

(ア) 震度5強以上の地震情報を入手した職員は、自主参集する。

(イ) 本部長、副本部長、本部員は、本部に自主参集する。

(ウ) 全職員は、テレビ、ラジオにより報道される地震情報を的確に判断し、家族の安否確認後、速やかに勤務場所に自主参集する。

イ 参集が困難な場合

交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、班長への連絡に努め、班長の指示に従う。

ウ 参集の報告

班長は、班員の参集状況を本部に報告する。

(2) 1次被害情報の把握

職員は、参集途上において収集した被害情報を把握し、班長に報告する。

(3) 被害情報の報告

班長は、参集途上に班員が収集した被害情報を「秘書広報班」に報告する。

(4) 参集における注意事項

参集においては、次の点に留意する。

ア 家族の安否確認を行った後に速やかに参集する。

- イ 服装は、応急活動ができる服装（作業服等）で安全な靴、帽子や手袋を着装する。
- ウ 携帯電話、筆記具、タオル、着替え、防寒具（冬期）、懐中電灯、身分証明書等、各自必要なものを携行して参集する。
- エ 参集途上においては、被災者、救助活動の状況、道路、建築物の被災状況、火災、消火活動の状況、ライフライン状況等の被害情報を収集する。
- オ 参集途上における情報収集は、あくまでも概略的情報収集であり、迅速な参集を第一とする。
- カ 勤務場所への参集途中においての火災の発生又は人身事故等に遭遇した場合は消防機関へ連絡し、周囲の市民の協力を求め、被災者の救助を優先し、救助後にはできる限り迅速に参集する。
- キ 交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、原則として徒歩、自転車、バイク等で参集する。
- ク 自らの言動で市民に不安、誤解を与えない。

■資料-28 白岡市職員緊急時連絡系統図

第2節 災害情報の収集伝達

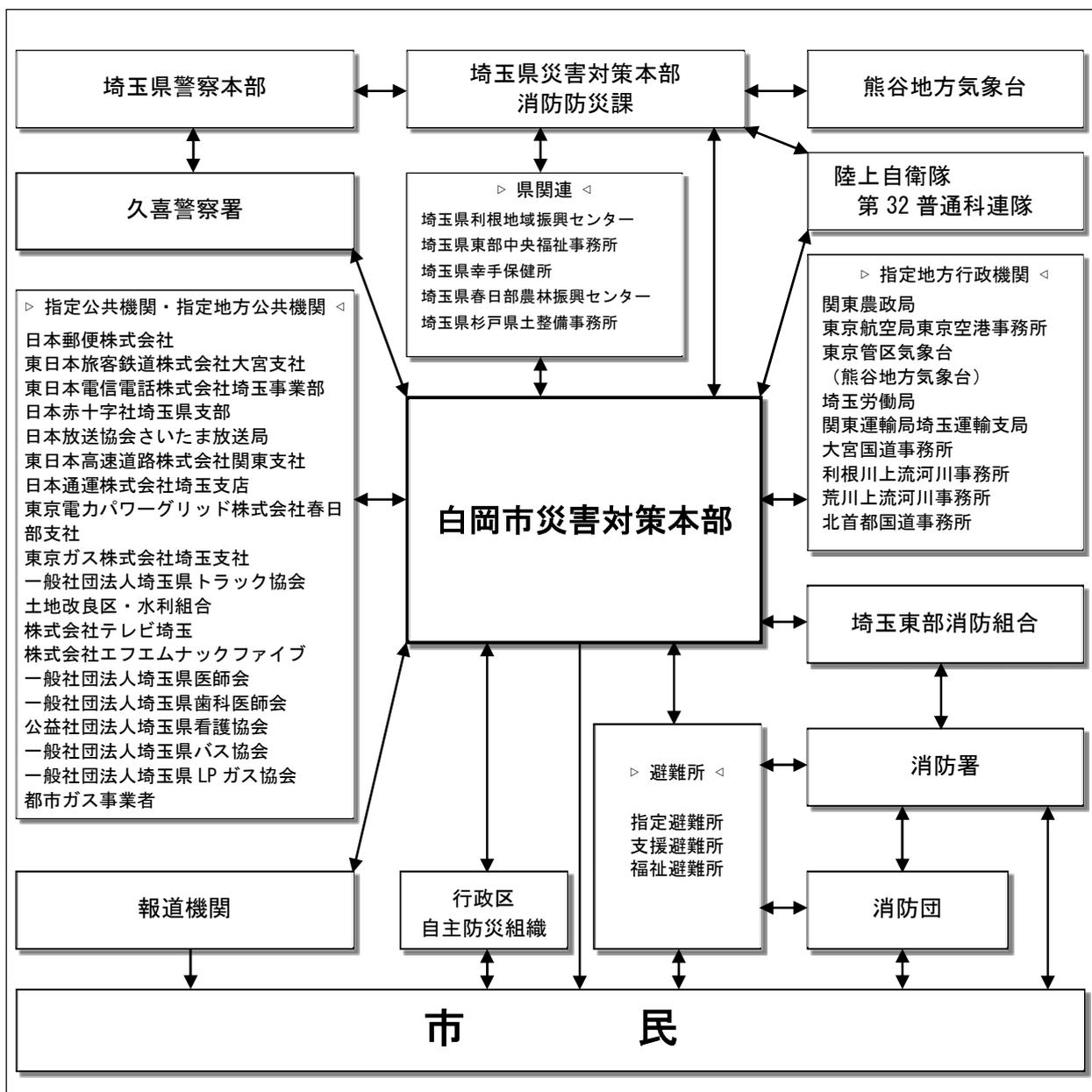
大規模な地震が発生したとき、防災関係機関が緊密な連携のもと、被害状況の把握及び応急対策等を実施するため、被災地における適切な広報活動を展開し、社会的混乱等の二次災害を防止することが必要である。

第1 情報の連絡体制

【秘書広報班】【防災関係機関】

1 通信連絡系統

災害情報の収集及び報告並びに災害通信等については、次の系統により行う。



【通信連絡系統図】

2 災害の通信

県、市及び防災関係機関は、有線が途絶し、又は途絶するおそれがある場合には、次により通信の確保等を行う。

(1) 通信連絡の確保

防災関係機関は、災害時における相互間の通知、要請、指示、通報、伝達その他必要な連絡等の通信を迅速かつ円滑に行うため、非常時における通信を確保する。

(2) 指定有線電話及び連絡責任者

ア 市及び防災関係機関は、指定有線電話及び連絡責任者を定め、窓口の統一を図る。

イ 防災関係機関は、災害時においては指定有線電話を平常業務に使用することを制限し、連絡責任者の統括のもとに通信連絡に当たる。

ウ 防災関係機関は、指定有線電話及び連絡責任者に変更があった場合は、速やかに安心安全課に修正報告する。

(3) 県の防災行政無線

市と県との間における連絡、予警報等の伝達は、県が設置している防災行政無線によって行う。

なお、通信のふくそう等により通信の確保が困難となる場合には、県は、回線統制、一斉指令、割込み、強制切断及び直通回線の設置等の通信統制を行う。

(4) 市の防災行政無線

被害状況、活動状況等の情報伝達は、市の防災行政無線移動系によって行う。

また、久喜警察署に市職員を派遣し、携帯無線により相互連絡及び情報の収集を行う。

(5) 非常通話及び緊急通話の利用

防災関係機関は、災害対策基本法第57条、電気通信事業法第8条並びに電気通信事業法施行規則第55条、第56条の規定に基づき、非常通話、非常電報、緊急通話及び緊急電報を活用する。

ア 非常通話及び非常電報

非常通話及び非常電報は、災害予防又は救済のため緊急を要する事項を内容とするものであり、消防機関又は災害救助機関相互において実施する。

イ 緊急通話及び緊急電報

緊急通話及び緊急電報は、火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救済、復旧等に直接関係のある機関との間又はこれらの機関相互において実施する。

ウ 利用上の注意事項

(ア) 非常電話及び緊急電話

原則として、あらかじめ東日本電信電話株式会社埼玉事業部の承諾を受けた番号の電話により行う。これを請求する場合は、「非常電話」又は「緊急電話」である旨及び必要な理由を手動交換取扱担当部門に告げる。

(イ) 非常電報及び緊急電報

非常電報又は緊急電報を発信する場合は、「非常電報」又は「緊急電報」である旨を告げるとともに、頼信紙の余白に「非常」又は「緊急」と朱書きする。

(6) 災害情報通信のための通信施設の優先使用

市が災害対策基本法第57条の規定に基づいて災害情報通信のための通信施設を優先使用する場合は、この計画の定めるところによる。

ア 有線電気通信設備及び無線設備を使用する機関等の範囲

(ア) 警察機関

(イ) 消防機関

(ウ) 水防機関

(エ) 航空保安機関

(オ) 気象業務機関

- (カ) 鉄道事業者
- (キ) 電気事業者
- (ク) 鉱業事業者
- (ケ) 自衛隊

イ 有線電気通信設備及び無線設備を優先する場合

- (ア) 災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急を要する場合において、特別の必要があると認めるとき。
- (イ) 災害発生時において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めるとき。

ウ 有線電気通信設備及び無線設備を優先する場合の注意事項

- (ア) 緊急の場合に混乱を生じないように、あらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の具体的手続を定めておく。
- (イ) 市が災害情報通信のため、特に緊急を要する事項について、警察専用電話又は警察無線設備を使用しようとするときは、あらかじめ警察本部長と協定しておく。

(7) 非常通信

市、県及び防災関係機関は、有線通信や防災行政無線等が使用できない場合は、電波法の規定に基づき、関東地方非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を利用した非常通信（非常無線）を行うことができる。

なお、非常通信に関する照会、問い合わせを行う場合は、次のとおりとする。

関東総合通信局無線通話部陸上第二課
電話 03-6238-1771（直通）
FAX 03-6238-1769

(8) 使者の派遣

全ての通信が途絶した場合は、使者を派遣して行う。

(9) 他団体への協力要請通信手段

有線電話の途絶した場合にアマチュア無線局、タクシー無線局の協力を得る。

■資料-29 防災行政無線各課配置一覧表

■資料-30 市所有携帯電話一覧表

■資料-31 災害時における白岡町防災行政無線の放送に関する協定書

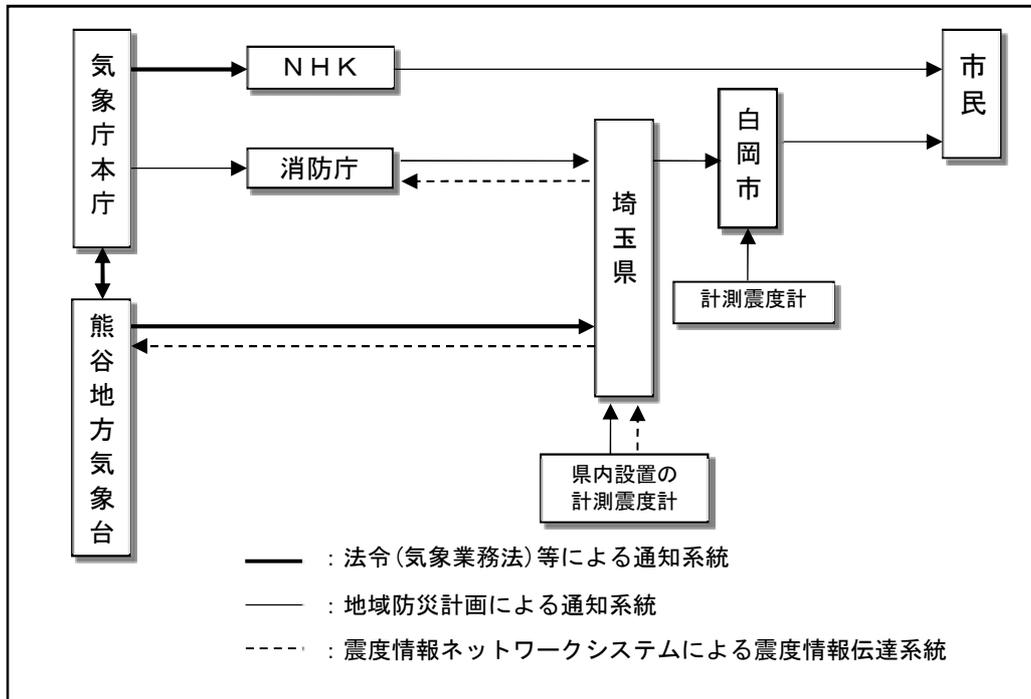
■資料-32 白岡市災害優先電話 登録回線電話番号一覧

第2 地震情報の収集・伝達

【秘書広報班】【防災関係機関】

1 地震情報の収集伝達系統

地震情報の収集伝達系統は、次のとおりである。



【地震情報の収集伝達系統図】

2 地震情報の収集伝達

県は、県内に設置された計測震度計から地震情報を収集する。収集した情報は県の防災行政無線により市に伝達する。

市は、地震情報を収集した場合、市の防災行政無線や広報車等により直ちに市民等に伝達するとともに、必要な措置を講じる。

3 震度情報ネットワークシステムによる震度情報伝達

県は、県庁で集約された震度情報を、消防庁へ伝達するほか、専用回線を利用して熊谷地方気象台に伝達する。

また、市へは、県内で震度4以上の地震を観測した場合に市の防災行政無線の一斉FAXにより県内の震度分布図と震度一覧を送信する。

4 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会(NHK)に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能)、全国瞬時警戒システム(J-ALERT)と連動した市防災行政無線等を通して市民に伝達する。

市は、伝達を受けた緊急地震速報を市防災行政無線等により、市民等への伝達に努める。

第3 被害情報等の収集体制

【秘書広報班】【各班】

市は、速やかに被害状況を取りまとめ、市が災害応急対策に関し、措置した事項及び今後の措置に関する事項と併せて、埼玉県防災情報システム（使用できない場合はFAX等）で県に報告するとともに、併せて災害応急対策に関する既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について報告する。被害状況等の報告は、当該災害に関する応急対策が完了するまで続ける。

1 情報統括責任者の選任

市は、災害情報の統括責任者を選任し、災害情報の収集、統括及び報告に当たらせる。
なお、選任の結果を現地災害対策本部又は支部に充てられる埼玉県利根地域振興センターに報告する。

2 情報の収集

- (1) 市は、災害情報の収集に当たって、所轄の久喜警察署と緊密に連携する。
- (2) 被害の程度の調査に当たっては、市内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整しなければならない。
- (3) 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認するようにしなければならない。
- (4) 全壊、流出、半壊、死者及び負傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、性別、年齢等を速やかに調査する。

3 情報の報告

市は、市内の被害状況等について、次により県に報告する。なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

被害速報は発生速報と経過速報に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市関係公共土木被害を優先して報告する。

- (1) 報告すべき災害
 - ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
 - イ 市又は県が災害対策本部を設置したもの
 - ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、本県における被害が軽微であっても全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
 - エ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
 - オ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後上記の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
 - カ 地震が発生し、県内で震度4以上を観測したもの
 - キ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの
- (2) 報告の種別
 - ア 被害速報
 - (ア) 発生速報
埼玉県防災情報システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力する。
なお、埼玉県防災情報システムが使用できない場合は、発生速報（様式第1号）により防災行政無線やファクシミリ等で報告する。
 - (イ) 経過速報
埼玉県防災情報システムにより、特に指示する場合のほか2時間ごとに逐次必要

事項を入力する。

なお、埼玉県防災情報システムが使用できない場合は、経過速報（様式第2号）により防災行政無線やファクシミリ等で報告する。

イ 確定報告

被害状況調（様式第3号）により、災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。

■資料-33 被害調査要領（県要領に準拠）

■資料-34 確定報告記入要領

4 報告先

(1) 被害速報及び確定報告

被害速報及び確定報告は、埼玉県消防防災課に報告する。

なお、勤務時間外においては、危機管理防災部当直に報告する。

電話 048-830-8111（直通）

防災行政無線 84-6-8111

FAX 048-830-8119

(2) 消防庁への報告

【消防庁への報告先】

報告先	通信手段	番号	
平日（9:30～18:15） （消防庁応急対策室）	NTT 回線	電話	03-5253-7527
		FAX	03-5253-7537
	消防防災行政無線	電話	TN-90-49013
		FAX	TN-90-49033
	地域衛星通信 ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013
		FAX	TN-048-500-90-49033
上記以外 （消防庁宿直室）	NTT 回線	電話	03-5253-7777
		FAX	03-5253-7553
	消防防災行政無線	電話	TN-90-49102
		FAX	TN-90-49036
	地域衛星通信 ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49102
		FAX	TN-048-500-90-49036

（注）TN は、回線選択番号を示す。

第3節 広報広聴活動

被災した市民が適切な行動をとれるよう、正確かつ迅速な広報を実施する。

また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談、情報提供の窓口を設置し、被災者や市民等の様々な相談に適切に対応する。

第1 市民への広報

【秘書広報班】【各班】

市は、パニックの発生を防止するためにも必要とされる正確な情報を迅速に収集し、発信する。

1 広報内容

(1) 緊急広報

地震発生直後からおおむね24時間の初動対応期における緊急広報は、原則として次に掲げる内容について実施する。ただし、災害の状況等により、適宜、必要な項目についても広報を行う。

【緊急広報の内容】

広報事項	内容
1 地震、火災等の災害の発生状況	1 災害の規模、範囲、内容の概要情報 2 余震情報 3 二次災害に関する情報
2 初期消火活動、人命救助活動の呼びかけ	1 初期消火、出火防止（ガスの元栓、電気ブレーカーの点検等）の協力要請 2 市民、自主防災組織、行政区、事業所への人命救助、要配慮者救助の協力要請
3 避難所、避難路等、避難に関する事項	1 避難勧告、避難指示、警戒区域設定関連情報 2 避難所、避難路の情報 3 避難時の注意 （携行品、車の利用規制、連絡先の表示）
4 医療、救護に関する事項	1 救護所の開設状況 2 医療機関等の受入情報 3 専門医療（透析等）機関の情報
5 その時点で判明している被害の状況	1 ライフライン情報 2 道路情報（交通規制、緊急道路等） 3 交通機関情報（運休、運行状況）
6 市及び関係機関の応急対策の状況	1 応急対策の実施状況 2 全国からの救援情報
7 その他必要な事項	1 飲料水、食糧、物資等の状況 2 安否に関する情報 3 遺体収容関係情報 4 その他必要な情報

(2) 一般広報

地震発生後からおおむね24時間経過した後における一般広報は、その時点における応急対策の状況や被災者の生活維持に必要な情報等、原則として次に掲げる事項とする。

【一般広報の内容】

広報事項	内容
1 災害情報	その時点での被害情報
2 市及び関係機関の応急対策状況	その時点での各応急対策の実施状況
3 給水、給食、物資等の支給に関する状況	1 飲料水、食糧、生活必需品等の支給情報 (場所、日時、対象者等) 2 救援物資の受入、支給情報
4 ライフラインの復旧情報	1 ライフラインの復旧情報 2 復旧見込み及び代替措置等の情報 3 代替交通機関の情報
5 道路情報、交通機関の運行・復旧状況	1 道路情報(交通規制、緊急道路等) 2 公共交通機関の運行・復旧情報 3 代替交通機関の情報
6 市民の安否に関する事項	1 避難所での名簿記載、自宅への避難先表示等の協力依頼 2 自主防災組織等への安否確認の協力依頼 3 安否確認、死亡者確認等の問い合わせに関する情報
7 医療機関、救護所の運営状況	1 医療機関の受入情報 2 専門医療機関に関する情報 3 救護所の運営状況
8 避難施設、地域での生活関連事項	1 要配慮者に対する情報 2 ゴミ処理、し尿処理等衛生関連の情報 3 風呂の情報 4 商店等の営業情報
9 施策の実施等に関する事項	1 住宅関連情報 (応急危険度判定、応急仮設住宅、空室あっせん等) 2 倒壊家屋、がれき処理関連情報 3 各種相談窓口の開設情報 4 罹災証明、義援金関連情報 5 教育関連情報(休校、再開等) 6 弔慰金等の支給関連情報 7 税、手数料等の減免措置の状況 8 各種貸付、融資制度関連情報 9 市の一般平常業務の再開情報
10 その他必要な事項	1 ボランティア関連情報 2 その他必要な情報

2 広報の方法

市は、次の媒体を活用して広報を行う。被害状況により必要と認められる場合は、県に対し広報の協力を要請する。

- (1) 市の防災行政無線
- (2) 広報車
- (3) ハンドマイク
- (4) 回覧
- (5) インターネット（市のホームページ・ツイッター等）
- (6) 緊急速報メール
- (7) 白岡市安心安全メール
- (8) ケーブルテレビ

■資料-36 災害時における放送等に関する協定

■資料-37 災害に係る情報発信等に関する協定書

3 報道機関への情報提供

災害対策基本法第57条に基づく災害警報等の放送要請については、県を通じNHKさいたま放送局、テレビ埼玉、エフエムナックファイブに対して行う。

県は、これらの報道機関に情報提供を行い、放送を通じて市民への広報を図る。ただし、やむを得ない場合は、市から直接要請する。

第2 帰宅困難者・要配慮者への広報

【秘書広報班】【福祉班】【地域振興班】【高齢介護班】【県】

1 帰宅困難者への広報

帰宅困難者への広報は、次のとおり実施する。

【帰宅困難者への広報】

区分	実施主体	内容
東京都内通勤通学者への広報	埼玉県	1 災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報 2 テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報 3 危機管理・災害情報ブログによる情報提供
埼玉県内主要駅での帰宅困難者への広報	埼玉県	1 災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報 2 テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報 3 危機管理・災害情報ブログによる情報提供 4 駅前の大型ビジョンによる情報提供 5 緊急速報メールによる発災直後の注意喚起

2 要配慮者に対する広報

広報を実施するに当たっては、外国人に対しての多言語による広報や視聴覚障がい者に対

してのファクシミリや文字放送による広報の実施など要配慮者にも配慮した対策を積極的に推進する。

(1) 高齢者、障がい者への広報

- ア 文字放送テレビ、ファクシミリ、メール等による情報提供
- イ 自主防災組織との連携による情報提供
- ウ 手話通訳者の派遣による情報提供
- エ 民生委員、ホームヘルパー、ボランティアの活用による情報提供
- オ 視覚障がい者に対する音声による情報提供
- カ 高齢者、障がい者専用の相談窓口の設置

(2) 外国人への広報

- ア テレビ・ラジオ、インターネット等を活用した外国語による情報提供
- イ 語学ボランティアの活用による情報提供
- ウ 広報紙、情報誌等の発行による情報提供
- エ 外国人専用の相談窓口の設置

第3 被災者に対する広聴活動の実施

【秘書広報班】【地域振興班】

生活の基本である住居や職を失ったり、家族や身内を失った悲しみ、地震で受けた衝撃や余震への恐怖、さらには生活再建への不安など被災者の多くは精神的にも大きな苦難と直面する。こうした被災者の抱える生活上の不安、悩みなどの相談に応じることで少しでも不安、悩みを解消し、被災者の生活再建と安定を支援する。

1 被災者に対する広聴の実施

「秘書広報班」は、全般の応急対策の実施状況を把握し、他の防災関係機関と連携を図り、被災者の要望、苦情等の収集に努める。また、必要により県へ広聴活動の支援を要請する。

2 相談窓口の開設

「地域振興班」は、市内の公共施設や避難所に相談窓口を開設する。

「秘書広報班」は、他の防災関係機関と連絡の上、市民からの問い合わせや要望を受け付けるとともに、相談内容や要望事項の整理を行い、「地域振興班」にそれらの内容を報告する。

3 安否情報の提供

安否情報は、同居の家族や市民の間だけでなく、市外に居住する家族、縁者、知人、仕事関係者等も広く関心を寄せる事項であり、迅速で的確な安否情報の提供を行う。なお、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障をおよぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

また、被災者のなかに、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

4 県ホームページの活用

災害時には、県ホームページ上に速やかに「埼玉県震災コーナー」が開設される。市は、必要により「埼玉県震災コーナー」にアクセスし、被災者の要望、苦情等の把握・分析を行う。

5 県の災害情報相談センターの活用

情報収集及び情報提供等、県の災害情報相談センターの業務に協力するとともに、その活用を図る。

6 震災相談連絡会議の設置

震災後の連携体制を強化するため、震災後早期に、災害情報相談センターにおいて、県、市町村及び関係団体による震災相談連絡会議が開催される。

震災相談連絡会議では、災害情報相談センターと関係団体の相談窓口分担、相談体制、情報入手方法、伝達方法等を確認するとともに、相談のたらい回しを防止するため、相談窓口一覧表や「災害情報相談センターマニュアル」を作成する。

第4節 自衛隊災害派遣要請

市長は、災害の態様及びその規模から、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求める。この場合において、市長は、必要に応じて、その旨及び市の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

第1 災害派遣要請の判断と連絡

【安心安全班】

市長は、市民の生命、身体、財産を守るために必要と判断したときは、自衛隊法第83条の規定に基づき自衛隊の災害派遣を要請する。

1 自衛隊災害派遣の活動範囲

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の3つの要件を勘案して行う。

- (1) 緊急性の原則
差し迫った必要性があること。
- (2) 公共性の原則
公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。
- (3) 非代替性の原則
自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。

【自衛隊災害派遣の活動範囲】

活動範囲	災害派遣時に実施する救援活動
1 被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
2 避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
3 遭難者の捜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常の他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
4 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作製、運搬、積込み等の水防活動を行う。
5 消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
6 道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
7 応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
8 人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
9 炊事及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
10 物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
11 危険物の保安及び除去	能力可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
12 その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で可能なものについては、所要の措置をとる。

出典：防衛省「防衛省防災業務計画（平成30年6月29日）」

2 災害派遣要請要領

- (1) 県知事に対する自衛隊災害派遣要請は、市長が行う。
- (2) 市長が県知事に対し、自衛隊の災害派遣要請を依頼するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは電信、電話等により県危機管理防災部危機管理課に依頼し、事後速やかに文書を送達する。
- また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、通信等の途絶により、県知事に要求ができない場合は、直接最寄り部隊に通報し、事後所定の手続を速やかに行う。

ア 提出（連絡先）

県危機管理防災部危機管理課

イ 記載事項

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由
(イ) 派遣を希望する期間
(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
(エ) その他参考となるべき事項

【県への連絡先】

勤務時間内 災害対策本部設置前	危機管理課（危機管理担当） TEL 048-830-8131 FAX 048-830-8129
勤務時間外 災害対策本部設置後	危機管理防災部当直・統括部 TEL 048-830-8111 FAX 048-830-8119

【災害派遣要請窓口】

部隊名 (駐屯地等)	連絡責任者		電話番号
	時間内	時間外	
陸上自衛隊 第32普通科連隊 (大宮)	第3科長	部隊当直司令 (連隊夜間当直)	048-663-4241～5 内線 435～439 FAX 内線 440 時間外 内線 402 注)連隊長内線 400

■資料-38 自衛隊災害派遣要請書

第2 災害派遣部隊の受入体制

【安心安全班】

1 緊密な連絡協力

市は、県、警察、消防機関等と緊密に連絡協力し、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題等や必要な現地資材等の使用協定等に関する受入体制を確保する。

2 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

市は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

3 作業計画及び資材等の準備

市は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、先行性のある計画を次の基準により確立するとともに、作業実施に必要なとする十分な資料を整え、かつ、諸作業に関係ある管理者の理解を取り付けるよう配慮する。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

4 自衛隊との連絡窓口の一本化

市は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を「安心安全班」に一本化する。

5 災害派遣部隊の受入

市は、派遣された部隊の受入に対し次の施設等を準備する。

【災害派遣部隊の受入施設】

施設の種類	施設名等	備考
本部事務室	市役所 (災害対策本部設置場所)	
材料置場	適当な広場等	野外の適当な広さ
駐車場	適当な広場等	車1台の基準 3m×8m
ヘリコプター臨時発着場	総合運動公園	2方向に障害物がない広場
野営地	ふれあいの森公園	

【ヘリコプター臨時発着場】

施設名	所在地	市役所からの距離
総合運動公園	白岡市千駄野 345 番地	約 0.5km
ふれあいの森公園	白岡市小久喜 765 番地	約 0.1km

第3 自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は、県知事から要請することを原則とするが、要請による災害派遣を補完する措置として、次のような場合に自衛隊は、県知事の要請を待たないで部隊を派遣することがある。

自衛隊は、連絡員等により速やかに県知事及び市災害対策本部へ部隊派遣に関する情報を伝達する。

- (1) 大規模地震が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣
- (2) 通信の途絶等により県との連絡が不可能な場合の人命の救助のための部隊の派遣
- (3) 地震災害に際し、特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合の部隊の派遣

第4 災害派遣部隊の撤収要請

【安心安全班】

1 市長から県知事への撤収依頼

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき又は必要がなくなったときは、速やかに県知事に対して自衛隊の撤収を依頼する。

2 撤収を依頼する際の留意事項

(1) 撤収日時等の協議

市長は、消防機関及び自衛隊派遣部隊の責任者等と協議の上、撤収日時等を決定する（時刻までの調整を含む）。

(2) 県への連絡

市長は、撤収日時等が決定次第、県に連絡する。
連絡は、まず電話での連絡の後、文書にて行う。

■資料-39 自衛隊災害派遣撤収要請書

第5 経費負担

【財政班】

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担し、その内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建築物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- (4) 派遣部隊の救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は協議する。

第5節 応援要請・要員確保

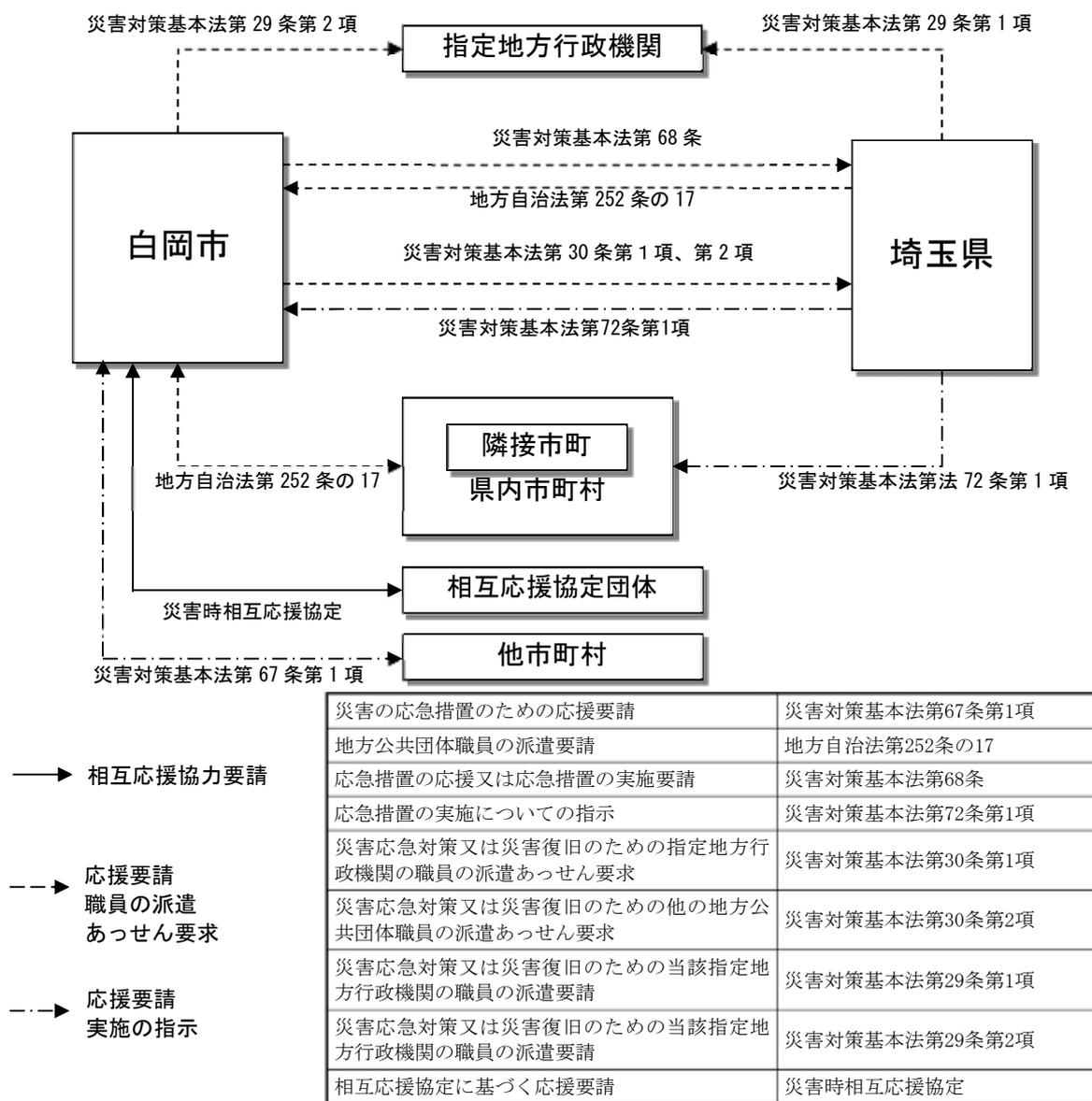
市の応急対応能力を超える大規模地震が発生したとき、近隣市町村及び県へ応援を要請する。また、災害応急対策を遂行する上で不足する労働力については、必要な要員を確保する。

第1 応援要請

【安心安全班】【企画政策班】

1 法律、協定に基づく応援要請の系統

災害対策基本法及び相互応援協定に基づく関係行政機関に対する応援協力要請等の系統は、おおむね次のとおりである。



【応援要請の系統図】

第2 相互応援協力

【安心安全班】

1 他市町村との相互応援

市は、市の地域に係る災害について、適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、災害対策基本法第67条第1項及び相互応援協定により、他市町村に対して応援を求めることができる。また、市は、市町村消防の相互応援協定に基づき、相互に応援する。

- (1) 被害の拡大防止や被災者の救助のための措置を十分に行えないと判断されるとき。
- (2) 他自治体等の応援を得た方が迅速かつ確実に応急対策活動が行えると判断されるとき。
- (3) 夜間等で被害状況の把握が十分にできない状況下で、職員との連絡が困難であったり、被害報告が相次いでもたらされるような切迫した事態のとき。

2 県への応援要請

市は、県又は指定地方行政機関等に応援又は応援のあつせんを求める場合は、県統括部（危機管理防災部消防防災課）に、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

【応援要請の内容】

要請の内容	事項	備考
県への応援要請 又は応急措置の 実施の要請	1 災害の状況 2 応援（応急措置の実施）を要請する理由 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 4 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） 6 その他必要な事項	災害対策基本法 第68条

- 資料-40 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定
- 資料-41 災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関する協定書
- 資料-42 災害時における相互応援に関する協定書
- 資料-〇 白岡市・君津市災害時相互応援協定

3 職員の派遣要請及び派遣あっせん要求

(1) 指定地方行政機関の職員の派遣要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条第2項に基づき、指定地方行政機関の長に対し、当該職員の派遣を要請する。

(2) 指定地方行政機関の職員の派遣あっせん要求

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第30条第1項に基づき、県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんにを要求する。

(3) 他の普通地方公共団体の職員の派遣あっせん要求

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第30条第2項に基づき、県知事に対し、地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体の職員の派遣についてあっせんにを要求する。

(4) 職員の派遣要請及び派遣あっせん要求の手続

職員の派遣要請及び派遣あっせん要求については、「安心安全班」の指示に基づき、「総務班」が次の要領により行う。

ア 職員の派遣要請及び派遣あっせん要求の手続

指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請するときは、災害対策基本法施行令第15条に基づき、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。

(ア) 派遣を要請する理由

(イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

イ 職員の派遣あっせん要求手続

県知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんにを要求するときは、災害対策基本法施行令第16条に基づき、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。

(ア) 派遣のあっせんにを求める理由

(イ) 派遣のあっせんにを求める職員の職種別人員数

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんに必要な事項

(5) 他の市町村長を応援すべきことの指示

県知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第72条第1項に基づき、他の市町村長を応援すべきことを指示することができる。

(6) 相互応援協定に基づく応援要請

「総務班」は、相互応援協定を締結している地方公共団体への応援要請を行う。

なお、相互応援の範囲、応援の方法、費用の負担その他必要な取り決め事項の詳細は協定書に基づく。

応援要請の手続等は次に示すとおりとする。

ア 市における応援要請者は市長とする。

イ 応援要請の手続は、「総務班」が行う。

ウ 応援の要請には、次の事項を記載した文書をもって行う。

エ ただし、緊急を要する場合には、電話その他の方法をもって要請し、事後文書を提出する。

(ア) 被害の状況

(イ) 資機材、物資等の提供を要請する場合にあっては、その品名、数量等

(ウ) 職員の派遣を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員

(エ) 応援場所及び応援場所への経路

- (オ) 応援の期間
- (カ) その他応援要請に必要な事項

第3 要員確保

【 安心安全班】

災害応急対策を実施する際に不足する労働力については、公共職業安定所を通じて労働力を確保する。

1 要員確保の対象となる災害応急対策

市における応急救助の実施に必要な労務は、次の救助を行うために必要最小限の労働者の雇い上げによって要員を確保する。

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産における移送
- (3) 被災者の救出
- (4) 飲料水の供給
- (5) 救助用物資の整理、分配及び輸送
- (6) 遺体の搜索
- (7) 遺体の処理
- (8) 緊急輸送道路の確保

2 災害救助法が適用された場合の費用等

市が実施する応急救助のための人夫費として要する費用については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。

第6節 応援の受入

緊急性又は専門的な知識及び技術が求められる救援活動に対して、国等から応援及びあつせんを円滑に受入れる。

また、大規模地震発生時には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界がある。ボランティアの善意が効果的に生かされるよう、行政、ボランティア関係機関、ボランティア・グループ等の連携により、ボランティア等を円滑に受入れる。さらに、地方公共団体からの、所掌事務に関連する組織的応援を他機関との連携により円滑に受入れる。

第1 国からの応援受入

【安心安全班】【消防署】

国は大規模な災害に際しては、緊急性に対応する輸送手段、専門性を有する医療などの活動資源を有し、また、その他必要な災害活動のあつせんを行う権限を有している。市及び県は、国の応援受入に際しては、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるような体制の整備を図る。

1 国が行う活動

- (1) 自衛隊の災害派遣
- (2) 警察の広域緊急援助隊
- (3) 消防の緊急消防援助隊
- (4) 医療の広域医療応援
- (5) その他災害応急対策（政府との防災訓練で検証がなされている業務等）

■資料-43 災害時の情報交換に関する協定書

2 市が行う対策

- (1) 受入体制の整備
 - ア 情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化
 - イ 応援部隊が被災地で活動するための活動拠点の選定
- (2) 応援受入の対応
 - ア 受入窓口
 - イ 応援の範囲又は区域
 - ウ 担当業務
 - エ 応援の内容

第2 地方公共団体からの応援受入

【安心安全班】

1 受入体制の確立

他の地方公共団体における専門的技術及び知識を有する職員を受入れるために、関係機関との相互協力により、原則として市で受入窓口を設置する。

- (1) 県からの応援
- (2) 県内・外の市町村からの応援
- (3) 災害時相互応援協定を結ぶ地方公共団体からの応援

2 応援活動の内容

市が応援を依頼する活動として、以下の業務が想定される。

応援活動	業務例
1 災害救助に関連する業務	消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供、確保等
2 医療応援に関連する業務	医療班等
3 被災生活の支援等に関連する業務	物資の応援、応急危険度判定等
4 災害復旧・復興に関連する業務	被災者の一時受入、職員の派遣（事務の補助）

第3 ボランティアの応援受入 【安心安全班】【地域振興班】

1 ボランティア受入体制の確立

大規模な地震が発生したとき、行政や防災関係機関のみで対応していくことは限界があるため、民間の団体又は個人によるボランティアの協力を得ることが必要である。

このため、市は、ボランティア活動に係るコーディネート業務を一元化して行うことを目的に白岡市社会福祉協議会と連携し、白岡市災害ボランティアセンターを設置する。

(1) 災害ボランティアセンターの開設

ア 市は、発災後直ちに白岡市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの活動拠点となる白岡市災害ボランティアセンターを設置する。

イ 災害ボランティアセンターは、白岡市社会福祉協議会、ボランティア団体等が主体となり次の業務を行う。

(ア) ボランティアの受入、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネートを行う。

(イ) 市のみではボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティアセンターにボランティアの派遣等を要請する。

(2) 備品等の用意

災害ボランティアセンターには、通信設備、パソコン、コピー等の必要な機器、事務用品等を用意する。

2 ボランティア活動への支援

市は、ボランティア活動に対して次の支援を行う。

(1) 災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供し、ボランティア活動の円滑化を図るとともに、ボランティア活動からもたらされる情報についても積極的に受け入れる。

(2) ボランティア活動が効果的に行われるように、必要な機器・資機材及び活動拠点を提供する。

3 ボランティア活動保険の適用

市の依頼あるいは自主的な参加により、防災活動に従事した者についてはボランティア活動保険の対象となることから、白岡市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターが作成した「災害ボランティア受入名簿」に従いボランティア活動保険の加入手続きを行う。

また、支援活動者に対し、「ボランティア活動保険の概要」を配付するものとする。

第4 市民、自主防災組織等の協力

【安心安全班】【地域振興班】

多くの建築物の倒壊や火災の同時多発などから地域を守るため、市民、自主防災組織等が、市や県、防災関係機関と連携して、災害対策を円滑に進める。

1 市民の活動

市民は、災害が発生したときは、次の活動を行う。

- ア 適切な初期消火（消火器、バケツリレーによる消火など）
- イ 避難時前の電気ブレーカーとガス元栓の確認
- ウ 自主防災活動への参加、協力
- エ 市民共助による負傷者、要配慮者の救出・救助
- オ 避難所での自主的な活動、ゆずりあい
- カ 避難所運営への積極的な参加
- キ 避難所における要配慮者への支援
- ク 市、県及び防災関係機関が行う防災活動への協力

2 自主防災組織の活動

自主防災組織は、災害が発生したときは、活動マニュアルに基づいて次の活動を行う。

- ア 初期消火の実施
- イ 情報の収集・伝達
- ウ 被災者等の安否確認、救助隊との協力、救出、救護の実施
- エ 集団避難の実施（特に、要配慮者の安全確保）
- オ 避難所の運営活動の実施（例 炊き出し、給水、物資の配布、安否確認）
- カ 要配慮者の避難誘導支援
- キ 避難所での運営協力（例 運営のルールづくり等）
- ク 災害対策本部の要請に基づく応急活動業務の協力
- ケ 防災関係機関の要請による応急活動業務の協力

3 事業所等の活動

事業所等は、発災が発生したときは、次の活動を行う。

- ア 正確な情報の把握及び伝達
- イ 出火防止措置、初期消火の実施
- ウ 従業員、利用者等の避難誘導
- エ 応急救助・救護
- オ ボランティア活動への支援
- カ 自主防災組織活動への協力
- キ BCP 発動による事業の継続

第7節 災害救助法の適用

被害の程度が災害救助法の基準を超える場合には、同法の適用を県知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。

第1 災害救助法の適用手続

【福祉班】

市は、災害救助法の適用基準に従い被害状況の把握を行い、災害救助法の適用基準に該当するかどうかを判断し、該当する場合又は該当する見込みがある場合は、県に対して災害救助法の適用を要請する。

第2 災害救助法の適用

【福祉班】

1 災害救助法の適応基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、市における具体的適用基準は、次のとおりである。

なお、適用基準は、国勢調査の人口51,535人（平成27年）による。

【災害救助法の適用基準】

政令で定める程度の災害	備考
市における住家の滅失した世帯数が80世帯以上の場合	災害救助法施行令第1条第1項第1号
市における住家の滅失した世帯数が80世帯に達しない場合でも、県内の区域内の滅失世帯数が2,500世帯以上で、市における滅失住家の世帯数が40世帯以上の場合	災害救助法施行令第1条第1項第2号
県内の区域内の滅失住家の世帯数が12,000世帯以上で、市における被災世帯が多数（滅失世帯数が40世帯に達していないが、救助が必要な程度の被害）の場合	災害救助法施行令第1条第1項第3号
被害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合	
多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合	災害救助法施行令第1条第1項第4号

2 被災世帯の算定

住家の「全壊（全焼、流失）」した世帯数を基準とする。

ただし、半壊については2世帯をもって1世帯とみなし、床上浸水又は土砂の堆積等によって一時的に居住できなくなった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。

3 被災世帯の判定基準

住家が滅失した世帯数の算定に当たっては、次の被災世帯の判定基準による。

【判定基準】

住家の滅失	1 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の面積が、その住家の床面積の70%以上に達したもの
	2 住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの
住家の半壊・半焼	1 住家の損壊又は焼失した部分の面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの
	2 住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの
住家の床上浸水、土砂の堆積	1 浸水がその住家の床上に達した程度のもの
	2 土砂・竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

【世帯及び住家の単位】

世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
住家	現実に居住している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で住居の用に供している部屋が遮断・独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

4 災害救助法による救助の種類と実施者

災害救助法による救助の実施は、県知事が行う。ただし、県知事から救助の実施についてその一部を委任された場合は、市長は、県知事の補助機関として行う。

災害救助法による救助の種類と実施者は、次のとおりである。

【救助の種類と実施者】

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所（福祉避難所を含む）の設置	7日以内	市
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	市
被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	10日以内	市
医療及び助産	14日以内（ただし、助産分娩した日から7日以内）	医療班派遣は県及び日赤支部 県から委任されたときは市
学用品の供与	教科書1か月以内 文房具15日以内	市
被災者の救出	3日以内	市
埋葬	10日以内	市
応急仮設住宅の供与	着工20日以内	対象者、設置箇所の選定：市 設置：県 県から委任されたときは市
被災した住宅の応急修理	完成1か月以内	市
死体の捜索	10日以内	市

救助の種類	実施期間	実施者区分
死体の処理	10日以内	市
災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	10日以内	市

(注) 期間については、すべての災害発生の日から起算する。ただし、厚生労働大臣と協議し、その同意を得た上で、実施期間を延長することができる。
実施者区分は、災害救助法第30条により救助の実施に関する事務の一部を市に委任した際の区分である。

5 埼玉県への報告

市長は、委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に県知事に報告しなければならない。

■資料-44 令和元年災害救助基準

■資料-45 救助の特例等申請様式

第8節 消防活動

地震に伴って発生する火災や危険物の漏えい等による二次災害を防止するため、消防署及び消防団の全機能をあげて消防活動に取り組む。

市民、自主防災組織、事業所は、出火防止に努めるとともに消防団と連携し、初期消火活動に取り組む。

第1 消防活動の基本方針

【消防署】

1 消防署による消防活動

(1) 情報収集

ア 災害状況の把握

119番通報、かけこみ通報、消防無線、参集職員の情報等から被害の状況を把握し、初動体制を整える。

イ 把握結果の緊急報告

消防署長は災害の状況を市長に対して報告し、応援要請等の手続に遅れないよう対処する。

(2) 同時多発火災への対応

ア 避難地及び避難路確保優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

イ 重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

ウ 消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

エ 市街地火災消防活動優先の原則

工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とする。

オ 重要な消防対象物優先の原則

重要な消防対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要な消防対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

(3) 火災現場活動の原則

ア 出動隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を判断し、行動を決定する。

イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢現場活動により火災を鎮圧する。

ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建築物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(4) 救急救助

要救助者の救出救助と負傷者に対して応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえ、搬送先を決定する。

2 消防団による消防活動

(1) 出火防止

火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の市民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は、市民と協力して初期消火に当たる。

(2) 消火活動

地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは消防署と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3) 救急救助

消防署による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。

(4) 避難誘導

避難勧告又は避難指示がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら市民を安全に避難させる。

(5) 情報の収集

消防署による活動を補佐し、早期の災害情報の収集を行う。

(6) 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域の案内等を消防署と協力して行う。

第2 応援要請

【消防署】

1 他消防機関に対する応援要請手続

(1) 消防相互応援協定による応援要請

市長等は、市内の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ締結している消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

(2) 県知事への応援要請

市長等は、市内の消防力で十分な活動が困難である場合には、県知事に対して県内消防本部の応援出動の指示を要請する。

2 応援要請の内容

市長等は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして県知事に要請する。要請は、緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出する。

被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し、被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

- (1) 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）、応援要請の理由、災害種別及びその状況
- (2) 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- (3) 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- (4) 市への進入経路及び集結場所（待機場所）
- (5) 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

3 緊急消防援助隊の受入

被災市町村が2つ以上の場合には、埼玉県消防応援活動調整本部が県に設置される。被災市町村が1つの場合には、県知事が必要と認める場合は、埼玉県消防応援活動調整本部と同様の組織が設置される。

(1) 受入体制

- ア 応援消防隊の誘導方法
- イ 応援消防隊の人員、資機材数、指揮者等の確認
- ウ 活動拠点の確保

(2) その他応援隊

円滑な受入を図るため、応援要請を行う消防機関は、受入体制を整える。

第3 危険物の安全措置

【消防署】

関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者が当該危険物施設の実態に応じて、次の応急措置を講じるよう指導する。

- (1) 危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置
危険物が流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖又は装置の緊急停止措置を行う。
- (2) 危険物施設の応急点検
危険物施設の現状把握と災害発生の危険を確認するため、危険物の貯蔵・取扱施設、消火設備、付帯設備周辺の把握等の応急点検を実施する。
- (3) 危険物施設からの出火及び流出の防止措置
危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い引火防止に努める。
- (4) 災害発生時の応急活動
危険物による災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス及び中和剤等を十分活用し、状況に応じた初期消火、危険物の拡散防止措置を行う。
- (5) 防災関係機関への通報
災害を発見した場合は、速やかに消防、警察等の防災関係機関に通報し、状況を報告する。
- (6) 従業員及び周辺市民に対する人命安全措置
災害発生事業所は、消防、警察等の防災関係機関と連絡を密にし、従業員及び周辺市民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

第4 市民の活動

【市民】

市民は、次の活動を行う。

1 火気の遮断

ガス栓の閉止及び石油ストーブ、電気機器類等の火気遮断を速やかに行う。

2 初期消火活動

自宅及び近隣において火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂のくみ置きの水等で初期消火に努めるとともに、119番通報する。

3 通電火災の防止

避難時には、通電ショート等の二次的火災の発生防止のため、ブレーカーやガスの元栓を閉めるとともに確認を行う。

第5 自主防災組織の活動

【自主防災組織】

自主防災組織は、次の活動を行う。

1 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のブレーカー、ガス栓の閉止等の火気遮断の呼びかけを行うとともに、一人暮らし世帯の火気遮断の点検及び確認を迅速に行う。

2 初期消火活動

火災が発生した場合には、初期消火資機材（軽可搬ポンプ、消火器等）を活用して初期消火を実施するとともに、消防機関に通報する。

3 要配慮者の避難支援

火災の延焼拡大の状況判断により、要配慮者を安全な場所に避難誘導する。

第6 事業所の活動

【事業所】

1 火災が発生した場合の措置

自衛消防隊により消火器等を活用して初期消火を実施するとともに、速やかに消防機関へ通報する。必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

2 火災拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域住民に対し、立入禁止等必要な措置を講じる。

第9節 救急救助・医療救護

広域又は局地的に、救急救助及び医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における救急救助等の初動体制を確立し、関係医療機関及び防災関連機関との密接な連携のもとに一刻も速い医療救護活動を実施する。

第1 救急救助対策 【保健衛生班】【消防署】【避難所運営職員】

災害による負傷者等に対して、迅速かつ適切な救急救助対策を行うために、次の計画を定める。

1 救急救助活動

救急救助活動は、消防署が中心となって当たるが、消防機関のみで対応しきれない場合は、警察署、「保健衛生班」がこれを援助する。

2 救急救助の実施方法

(1) 救急救助の対象者

災害救助法による災害にかかった者の救出の対象者は、次のとおりである。

なお、この場合の災害にかかった者とは、本人自身が生命の危険な状態に陥ったことを意味し、住家の被害程度には関係がない。

ア 災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者

イ 災害のため、生死不明の状態にある者

(2) 救急救助活動

ア 救助活動は、救命処置を要する負傷者を最優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせる。

イ 現場が多発する場合の対応

(ア) 延焼火災が多発し、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救急救助活動を行う。

(イ) 延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に、効果的な救急救助活動を行う。

(ウ) 同時に小規模な救急救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救急救助活動を行う。

ウ 傷病者に対する応急手当を実施し、傷病程度により収容先や搬送先等を決定するため、医師、看護師及び市職員により現場本部に応急救護所を設置する。

エ 応急救護所における医師、看護師等医療関係者が不足するときは、日本赤十字社埼玉県支部その他医療機関に応援を要請する。

オ 被害状況（負傷者数、程度等）を正確に把握するため、現場及び応急救護所以外の場所で取り扱った救出活動（傷病程度、人員、収容搬送先等）の内容についてもすべて調査し、現場指揮者に報告する。

(3) 関係機関への応援要請

市の救助、救護体制で対処できない場合は、県に埼玉県特別機動援助隊（埼玉 SMART）を応援要請する。

埼玉県特別機動援助隊（埼玉 SMART）は、特別の訓練や教育を受けた機動援助隊、24時間運航体制をとる防災航空隊、災害派遣医療の専門スタッフによる埼玉 DMAT、これら3隊が力を合わせて効果的な救助、救命活動を行う。

《参考》

◆ 埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）

高度な資機材を装備し、特別の教育・訓練を受けた消防（局）本部の機動救助隊、県防災航空隊、埼玉DMAT（災害派遣医療チーム）から編成される。

3 災害救助法が適用された場合の費用等

災害救助に要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において市が県に請求する。

第2 医療・助産救護活動

【保健衛生班】【消防署】【避難所運営職員】

医療機関の機能が停止又は不足若しくは混乱して、被災地の市民が医療の途を失うような状態になった場合には、市が、被災地の市民に医療又は助産等の処置を施し、被災者の保健の万全を図るために、次の事項を定める。

1 医療・助産救護活動

(1) 医療及び助産対策の実施責任者

市は、必要に応じ避難所等に救護所を設置するとともに、医療救護チームを編成し、出動する。また、災害の種類及び程度により地区医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護を行う。

災害の程度により、市の能力をもってしては十分でない認められたとき、又は災害救助法適用後、医療・助産救護の必要があると認められるときは、保健所長を通じて、県、地区医師会等に協力を要請する。

(2) 医療及び助産の対象者

災害救助法による医療及び助産の対象者は、医療及び助産を必要とする状態にもかかわらず、災害のため医療や助産の途を失った者である。

(3) 医療救護活動

「保健衛生班」は、地区医師会の協力を得て市内の医療機関及び保健所と緊密な連絡を取り、医療及び助産活動に万全を期す。

ア 応急救護所の設置

震災の規模や患者の発生状況により、応急救護所を保健福祉総合センター（はびすしらおか）、中央公民館、各学校及び市内の各病院等に設置し、被災者、消防機関等救助活動に従事する機関に周知する。

イ 医療救護活動

(ア) 医療救護活動は、原則として医療救護チームが応急救護所において行う。災害救助法による医療及び助産の対象者は、医療及び助産を必要とする状態にもかかわらず、災害のため医療や助産の途を失った者である。

(イ) 医療救護チームの業務内容

- a 傷病者に対する応急処置
- b トリアージの実施
- c 搬送不能で生命への危険性が高い重症者に対する医療
- d 軽症者に対する医療
- e カルテの作成
- f 医薬品等の補給、医療救護チーム等の派遣要請
- g 助産救護

- h 死亡の確認
- i 遺体の検案への協力(必要に応じて実施)
- ウ 埼玉DMAT(「Disaster Medical Assistance Team」災害派遣医療チーム)
 - 災害の急性期(災害発生からおおむね48時間以内)に活動できる機動性と専門的な訓練を受けた「災害派遣医療チーム」が設置されている。
 - 出動要請は、原則として県知事が行うこととなっているが、急性期に対応可能なDMATの機動性が損なわれないように、状況に応じて消防本部の長が直接、指定病院の長に出動の要請を行うことができる。
 - 利根保健医療圏では、4病院が埼玉DMAT指定病院に指定されている。
- エ 後方医療機関における救護活動
 - 応急救護所で手当てを受けた傷病者のうち、医療機関による医療が必要な重傷者等については、県(保健医療部長)が定めた後方医療機関において、入院医療等の救護を実施する。
- オ 医療救護活動の原則
 - 原則として、被災地内の診療可能な医療機関は、負傷者の受入体制を整え診療を継続する。
 - また、診療不能な医療機関については、医療救護チームを編成し、あらかじめ定められた応急救護所等で医療救護活動を行う。
 - なお、被災地外の医療機関は、被災地からの負傷者の受入体制を確保するとともに、速やかに医療救護チームを派遣する。
- カ 帳簿等の準備
 - 本計画により出動した医療救護チーム等は、「救助の特例等申請様式」に定める様式により、取扱患者台帳及び救助実施状況表を備えるとともに救護活動終了後、医療班出動報告書を提出する。
- キ 医療器具、医薬品等の調達
 - 医療及び救護活動に必要な医療器具や医薬品等は、備蓄品としての災害用医療資機材セットのほかは、「保健衛生班」が医薬品卸業者等から調達する。医師会で保有する医薬品の供給も受ける。医薬品の搬送は、「保健衛生班」が行う。
- (4) 傷病者搬送
 - ア 傷病者搬送の判定
 - 医療救護チーム又は傷病者を最初に受入れた医療機関は、トリアージの実施結果を踏まえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断する。
 - イ 傷病者搬送の要請
 - 医療救護チーム又は傷病者を最初に受入れた医療機関は、市、県、その他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。
 - ウ 傷病者の後方医療機関への搬送
 - (ア) 傷病者搬送の申請を受けた県、市及びその他の関係機関は、搬送順位に基づき、転送先医療機関の受入体制を十分確認の上、搬送する。搬送順位は、医療機関の規模、位置、診療科目等をもとに、あらかじめ定めておき、災害発生後は、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえた上で、最終的な搬送先を決定する。
 - (イ) 搬送は消防署に要請するほか、各応急救護所に「保健衛生班」の車両を搬送用の車両として配置する。「保健衛生班」の車両で不足が生じた場合には、「総務班」に配車の手配を要請する。
 - (ウ) 医療救護チームは、保有している自動車が使用可能な場合は、必要に応じ自動車により該当する傷病者を搬送することができる。
- (5) 助産救護活動
 - 助産救護チームを医療救護チームの編成に準じ編成する。

2 災害救助法が適用された場合の費用等

災害救助法が適用された場合、災害の事態が急迫して県知事による医療・助産救援活動の実施を待つことができず、市が医療・助産救援活動に着手したときに要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。

■資料-46 市内の病院・診療所

■資料-47 市内の歯科診療所

第3 保健衛生

【保健衛生班】

健康相談や訪問指導等の健康対策の実施について定める。

1 巡回健康相談

「保健衛生班」は、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。

「保健衛生班」は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、健康相談、健康教育等を実施する。

「保健衛生班」は、巡回健康相談の実施に当たり、関係機関と連携して要配慮者をはじめ、被災者の健康状態の把握に努める。

2 精神科救急医療の確保

市は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回相談等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者が認められた場合は、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

3 巡回栄養相談の実施

「保健衛生班」は、避難所や仮設住宅、給食施設を巡回し、被災者の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、巡回栄養相談を実施する。

「保健衛生班」は、避難所閉鎖後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養のバランスの適正化を支援する。

「保健衛生班」は、巡回栄養相談の実施に当たり、要配慮者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。

第10節 水防対策

市は、地震の発生に伴う、河川施設の損壊による浸水被害を防止するための応急対策を実施する。

第1 水防活動 **【農政班】【資材班】【土木班】【建築班】【水道班】 【下水道班】【上下水道庶務班】【消防団】**

1 監視・警戒活動

市長（水防管理者）は、出動命令を出した時から水防区域の監視及び警戒を厳にし、現在の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心とした堤防の表側、天端及び裏側を巡回し、異常を発見した場合は直ちに、杉戸県土整備事務所長に報告する。

2 水門等の操作

水門等の管理者は、地震を観測した場合、直ちに門扉を開閉できるよう体制を整え、必要に応じて適正な開閉を行う。

3 資機材の備蓄及び水防措置の実施

水防用器具、資材の備蓄に努めるとともに、監視及び警戒により水防措置が必要と認められる場合には、関係機関と協力し、水防措置を実施する。

第2 応急復旧活動 **【農政班】【土木班】【下水道班】【上下水道庶務班】**

地震により河川施設等が破壊、崩壊等の被害を受けた場合は、次のような応急復旧を行う。

1 堤防及び護岸の破壊等

堤防及び護岸の破壊等については、クラック等に雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等を覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。

2 内水の排除

水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除を実施する。

第11節 避難支援

危険区域にいる市民を安全な区域に避難させ、必要に応じて避難所に収容して、人命被害の軽減と避難者の援護を図る。

避難に際しては、市民に対して避難勧告又は避難指示を行う。避難は、高齢者、障がい者等の要配慮者を優先し、避難所への誘導は、市職員、警察官及び消防職員、市民、自主防災組織、行政区等が協力して行う。避難所の運営は、自主防災組織等や「避難所運営職員」により組織される「避難所運営委員会」が中心となり、地域団体や避難住民等の協力を得ながら行う。

第1 避難勧告等の発令 【安心安全班】【消防署】【久喜警察署】

1 実施責任者

避難勧告又は避難指示（緊急）は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、市民に危険が切迫し、市民を緊急に避難させる必要が生じたときに、原則として市長が実施するものである。

なお、避難勧告等の実施者については、関係法規等に基づき次のように定められている。

【避難勧告等の実施責任者】

実施責任者	勧告等を行う要件等	根拠法令
市長 (県知事*)	市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、勧告等を行う。	災害対策基本法第60条 避難勧告等の判断・伝達 マニュアル作成ガイド ライン
県知事、その命を受けた県職員、 水防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の市民に対して避難の指示を実施。	水防法第29条
警察官	・市長が避難の指示ができないと認められ、しかも指示が急を要するとき。 ・市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官においては、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいないとき。	自衛隊法第94の3

※市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合

2 警戒区域の設定

市長は、地震災害に伴う火災の延焼が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるときに警戒区域（立入制限、立入禁止、退去命令）を設定する。

警戒区域の設定を行った場合は、避難勧告又は避難指示と同様に、関係機関及び市民に、その内容を周知する。

3 警戒区域の設定権者

警戒区域の設定に当たっては、次に示すとおり状況に応じて指示を行う。

【警戒区域の設定権者】

状 況	措 置	設定権者	対 象 者
災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合（災害対策基本法第63条）	ア 立入制限 イ 立入禁止 ウ 退去命令	ア 市長 イ 警察官 ^(注1) ウ 自衛官 ^(注3) エ 県知事 ^(注4)	災害応急対策に従事する者以外の者
水防上緊急の必要がある場所（水防法第14条）	ア 立入禁止 イ 立入制限 ウ 退去命令	ア 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者 イ 警察官 ^(注2)	水防関係者以外の者
火災の現場及び水災を除く災害（消防法第36条において準用する同法第28条）	ア 退去命令 イ 出入りの禁止 ウ 出入りの制限	ア 消防吏員又は消防団員 イ 警察官 ^(注2)	命令で定める以外の者
人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある天災等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第4条）	退去命令	警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

注1 市長若しくはその委任を受けて警戒区域の設定の職権を行う市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

注2 アに属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

注3 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、ア及びイがその場にいない場合に限り、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

注4 県知事は、災害によって市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって実施しなければならない。

4 避難対象者

避難勧告又は避難指示の対象者は、居住者、滞在者、通過者等、警戒区域にいる全ての者を指す。

5 避難勧告等の伝達方法

市長は、収集した被害情報等に基づき、必要に応じて避難の勧告・指示、警戒区域の設定を行う。

避難の勧告・指示、警戒区域の設定を行う場合は、防災行政無線（固定系）、エリアメール、緊急速報メール、市ホームページ、広報車及び報道機関への報道依頼等あらゆる手段を用いて迅速な住民への伝達に努める。

【避難の勧告・指示、警戒区域の設定について】

区分	内容
避難勧告	災害対策基本法第60条に基づく避難の「勧告」とは、その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為である。
避難指示（緊急）	災害対策基本法第60条に基づく避難の「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、居住者等を立ち退かせるものである。
警戒区域の設定	災害対策基本法第63条第1項に基づく「警戒区域の設定」とは、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する

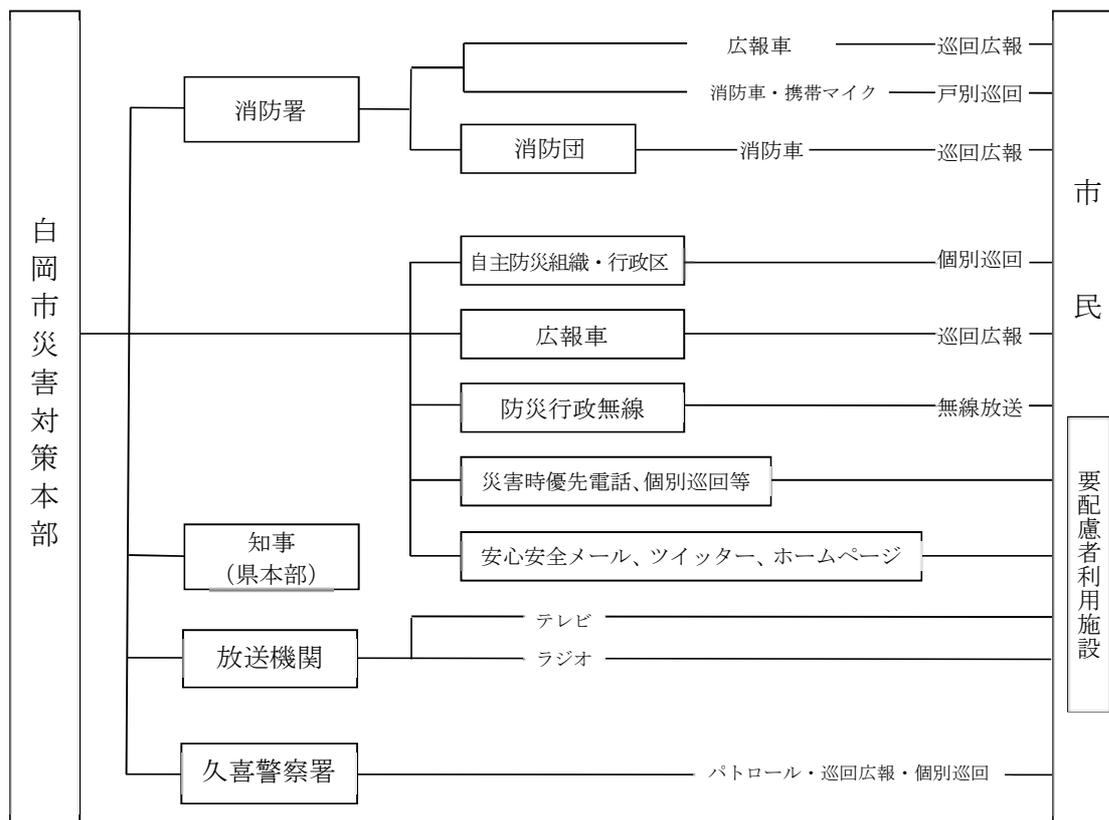
区分	内容
	危険を防止するため特に必要があると認めるときに、縄張り等により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずるものである。

6 避難勧告、避難指示の伝達系統

避難の勧告・指示、警戒区域の設定を行う場合の住民等への伝達は、次の内容を明示して行う。

- (1) 差し迫っている具体的な危険予想
- (2) 避難対象地区名
- (3) 避難日時、避難先及び避難経路
- (4) 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）
 - ア 火気等危険物の始末
 - イ 家庭内備蓄食料、飲料水及び最小限の肌着、救急薬品等の携帯
 - ウ 素足を避け、必ず帽子、ヘルメット等を着用
 - エ 隣近所そろって避難すること等

避難勧告、避難指示の伝達系統は、次のとおりである。



【避難勧告等の伝達系統図】

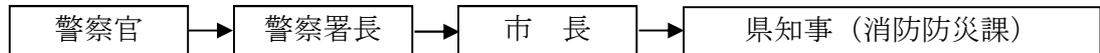
7 関係機関相互の通知及び連絡

避難のため立退きを指示し、又は勧告をしたときは、次の要領に従って関係機関に通知若しくは報告する。

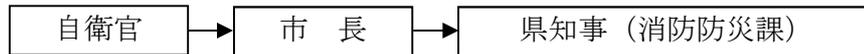
(1) 市長の措置（災害対策基本法第60条による措置）



(2) 警察官の措置（災害対策基本法第61条による措置）



(3) 自衛官の措置（災害対策基本法第63条による措置）



第2 避難誘導

【安心安全班】【土木班】【消防団】

1 避難の準備

避難の準備に当たっては、市民一人ひとりが次の点を自覚し、避難準備する。

- (1) 避難に際しては、自宅や職場の戸締り、火気、電源の始末（ブレーカーを切る。）等を完全に行う。
- (2) 事業所又は工場等にあつては、建築物の損壊その他の被害による油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講じる。
- (3) 避難者は、氏名票（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもので水にぬれても大丈夫なもの）を携行する。
- (4) 避難者は、3食分程度の食糧、飲料水、バスタオル、ウェットティッシュ、洗面用具、照明具（懐中電灯など）、救急薬品等を携行する。
- (5) 服装は軽装とするが、素足を避け、帽子、雨具、最小限の肌着等の着替えや、必要に応じて防寒具を携行する。
- (6) 貴重品以外の荷物（大量の家具類等）は持ち出さない。

2 避難誘導の方法

市長は、次の事項に留意して避難誘導を行うものとし、市職員、消防職員及び自主防災組織等が連携し、これを実施する。

- (1) 避難路の指示
 - ア 避難路は、市長から特定の指示がなされた場合については、その経路とする。
 - イ 特別の指示がないときは、「土木班」が指定するが、状況により指定が困難なときは特に指定しないこともある。指定のない場合は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。
 - ウ 避難路は、避難開始前にその安全を検討確認し、危険な地域には標示や縄張りを行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。特に、夜間は照明を確保し、誘導の安全を期する。
 - エ 避難路に重大な障害があり容易に取り除くことができないときは、災害対策本部を経由して避難路の確保（道路の啓開等）を要請する。
- (2) 自主防災組織等と連携を図り、避難者の誘導措置を講じること。
- (3) 危険な地域には、標示、縄張りを行い、状況により誘導員を配置し、安全を期すること。
- (4) 状況により、要配慮者を適当な場所に集合させるとともに、車両等による輸送を行うこと。
- (5) 避難誘導中は、事故防止に努めること。
- (6) 避難誘導は、避難所等の救助物資の配布等を考慮し、自主防災組織、行政区等の単位で行うこと。

(7) 避難順位は、おおむね次の順序で行い、要配慮者には特に配慮の上、誘導を支援すること。

第1順位 病弱者、障がい者

第2順位 高齢者、妊産婦、乳幼児、児童

第3順位 一般市民

(8) 避難者の避難先

避難者の避難先は、その災害の形態や避難の理由により異なるが、おおむね次のとおりである。

ア 大規模な市街地火災のとき

(ア) 必要に応じて避難所に避難する。

(イ) 臨時に近くの小規模公園等の広場に集合した場合にも、なるべく早い時点で避難所へ移動する。

(ウ) 火災が収まり安全が確認されたら、避難指示を解除する。

(エ) 生活の拠点を失った者を避難所に移送する。

イ 建築物が被害を受けたとき

緊急を要するときは、とりあえず屋外へ誘導し、後に避難所へ誘導する。

第3 避難所の開設

【避難所運営職員】

市は、住居が倒壊又は焼失して救助を要する被災者に対し、宿泊、給食等の救助を実施するために避難所を開設し、収容保護する。避難所開設の詳細は、別途作成する「白岡市避難所開設・運営マニュアル」に基づき実施する。

1 避難所開設の基準

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがあり、避難しなければならない者を一時的に収容し保護するため、避難所を開設する。

また、災害発生の不安により、当該地域の市民からの要請があった場合、避難所を開設する。

2 避難所の開設期間

災害救助法による避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する場合は、県知事の事前承認を受ける。

3 開設の手順

避難所は、次の手順に従って開設する。

(1) 開設の決定と場所の選定割当て（避難所のなかから選ぶ。）

(2) 開設、設営と給水、給食、寝具等生活必需品の調達及び給付

(3) 自主防災組織等への避難所開設の周知

(4) 避難者の収容

4 避難所の開設

(1) 避難所の開設は、市長の指示に基づき避難所に当てられた施設管理者が行う。

(2) 避難所は、次の条件を満たす施設を優先して選定する。

ア 災害に対し安全な場所にあること。

イ 被災地に近く集团的に収容できる既存の建築物であること。

ウ 耐震構造の建築物（学校、体育館等）であること。

エ 給食等の利便性があること。

- (ア) 給水及び給食施設を有するもの
 - (イ) 給食施設を急造し得るもの
 - (ウ) 比較的容易に搬送給食できるもの
- (3) 既存の建築物を利用できない場合は、野外に天幕又はプレハブ等を仮設する。
- (4) 開設に当たっては、安全点検を速やかに実施し、危険箇所がある場合は避難者を近づけないよう縄張り等を行う。倒壊等のおそれがある場合は、避難所としての使用を中止する。

5 避難所への収容対象者

収容対象者は、災害によって実際に被害を受けた者、又は災害によって現に被害を受けるおそれがある者とする。

- (1) 災害によって実際に被害を受けた者には、次の者が該当する。
- ア 住家が被害を受け、居住の場を失った者（全壊（焼）、半壊（焼）等の被害を受け、日常生活する場所を失った者）
 - イ 災害を受けた者（自己の住家の被害に直接関係はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者（旅館、下宿屋の宿泊人、一般家庭の来訪者、通行人等））
- (2) 災害によって現に被害を受けるおそれのある場合には、次の場合が該当する。
- ア 避難勧告又は避難指示が発令された場合
 - イ 避難勧告又は避難指示は発令されていないが、緊急避難の必要がある場合

6 避難所開設の公示と報告

市長は、避難所を開設したときは、その旨を公示し、避難所に収容すべき人を誘導し、保護する。

- (1) 感染症対策の周知
- 市は、避難所を開設する場合は、新型コロナウイルス等の感染症対策として、防災行政無線、市ホームページ、SNS、白岡市安心安全メール等で次の事項を周知する。
- (ア) 自宅での安全確保がきる場合は、在宅避難について検討すること。
 - (イ) 可能であれば、安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること。
 - (ウ) 市の備蓄品には限りがあるため、感染防止や健康状態の確認のため、マスク、消毒液、体温計及び衛生用品（タオル、歯ブラシ）等の避難生活において必要となるものを可能な限り持参すること。
 - (エ) 避難時に発熱等の症状がある者は、避難所到着時に速やかに避難所職員等に申し出ること。
 - (オ) 避難所への避難が必要な場合は躊躇なく避難し、市の指示に従うこと。
- (2) 県への報告
- 市長は、避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を県知事に報告する。
- (ア) 避難所の開設の目的、日時及び場所
 - (イ) 箇所数及び収容人員
 - (ウ) 開設期間の見込み

■資料-48 避難所開設状況報告書

■資料-49 避難所運営記録簿

■資料-50 避難状況一覧

■資料-51 白岡市避難所等位置図

■資料-52 指定緊急避難場所・指定避難所避難可能人員一覧表

【避難所一覧表】

○…使用可能 △…洪水時2階以上使用可能

番号	施設名	所在地	避難対象地区 注1)	指定 避難所	指定緊急避難場所 注2)	
					地震	洪水
1	篠津小学校	白岡市篠津 2644	篠津・白岡（3・4区）	○	○	△
2	篠津中学校	白岡市篠津 2617	野牛・高岩・寺塚	○	○	△
3	菁莪小学校	白岡市上野田 101-1	上野田・下野田・爪田ヶ谷	○	○	○
4	菁莪中学校	白岡市下野田 927	岡泉・太田新井・彦兵衛	○	○	○
5	大山小学校	白岡市荒井新田 339	柴山・荒井新田・下大崎	○	○	△
6	南小学校	白岡市小久喜 524-1	小久喜（三光区を除く）	○	○	△
7	南中学校	白岡市千駄野 356-1	実ヶ谷・千駄野・小久喜（三光区）	○	○	△
8	西小学校	白岡市西 6丁目 3-1	白岡1区・西	○	○	△
9	中央公民館	白岡市小久喜 1227-1	中央公民館付近	○	○	△
10	保健センター分館	白岡市白岡 1172	保健センター分館付近	○	○	○
11	老人福祉センター	白岡市高岩 2177	地域の要配慮者向けの避難所として使用	○	○	○
12	コミュニティセンター・西児童館	白岡市白岡 857-6	白岡2区・西	○	○	○
13	八幡公園	白岡市白岡 858-1	八幡公園付近		○	
14	高岩公園	白岡市新白岡 3丁目 43	高岩公園付近		○	
15	勤労者体育センター	白岡市新白岡 3丁目 200-2	勤労者体育センター付近	○	○	
16	白岡中学校	白岡市白岡 1647-1	白岡中学校付近	○	○	△
17	白岡東小学校	白岡市新白岡 2丁目 28-1	白岡東小学校付近	○	○	○
18	総合運動公園	白岡市千駄野 345	白岡市総合運動公園付近		○	
19	県立白岡高等学校	白岡市高岩 275-1	白岡高等学校付近	○	○	○

注1) 避難対象地区は目安であり、避難所を指定するものではない。

注2) 指定緊急避難場所は、地震に対する安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定する。

【避難所以外の支援避難所一覧表】

	名 称	所 在 地	建設面積(m ²)	敷地面積(m ²)
1	岡泉行政区集会所	白岡市岡泉 1121-3	122.81	315.05
2	実ケ谷自治会館	白岡市実ケ谷 478	93.33	629.00
3	千駄野自治会館	白岡市千駄野 814-1	94.05	165.28
4	小久喜区民会館	白岡市小久喜 21-1	151.31	1,473.71
5	沖山区民会館	白岡市小久喜 524-1	104.49	644.00
6	上野田公会堂	白岡市上野田 533-1	161.70	281.00
7	宮山コミュニティ会館	白岡市上野田 529-4	142.44	423.02
8	下野田集会所	白岡市下野田 941-49	156.30	461.00
9	爪田ケ谷集会所	白岡市爪田ケ谷 585-2	85.95	413.00
10	太田新井集会所	白岡市太田新井 1162-1	112.20	166.26
11	太田新井海老島団地集会所	白岡市太田新井 1371-8	92.95	132.00
12	彦兵衛第1区集会所	白岡市彦兵衛 88-1	121.07	598.00
13	東伸自治会館	白岡市太田新井 443-2	98.34	330.00
14	神山自治会館(2階建)	白岡市篠津 1946-2	125.62	107.86
15	神山西集会所	白岡市西 8丁目 18-3	98.50	400.00
16	篠津宿集会所	白岡市篠津 1798-1	95.86	2,915.00
17	篠津横宿区集会所	白岡市篠津 1834-1	113.44	763.00
18	篠津横宿西集会所	白岡市西 10丁目 10-20	104.57	629.00
19	上宿会館(2階建)	白岡市篠津 3074-1	103.56	169.80
20	馬立集会所	白岡市篠津 5081-1	122.10	804.00
21	野牛集会所	白岡市野牛 652-1	105.78	929.00
22	高岩参集所	白岡市高岩 1616-1	171.62	194.18
23	アメニティセンタープラザ	白岡市新白岡 2丁目 17-14	167.14	400.17
24	アメニティサウスプラザ	白岡市新白岡 3丁目 12-16	168.93	400.23
25	西北集会所	白岡市西 5丁目 1-1	100.95	542.53
26	新田集会所	白岡市白岡 1059-1	80.00	247.00
27	西の南区民会館	白岡市西 2丁目 7-6	97.71	406.00
28	消防会館	白岡市白岡 1487-6	92.60	98.53
29	柴山集会所	白岡市柴山 1021-2	119.25	375.47
30	大山農村センター	白岡市下大崎 1341-1	190.46	1,243.53
31	荒井新田区集会所	白岡市荒井新田 549-1	71.21	437.34
32	ノースプラザ	白岡市新白岡 1-19-4	199.94	372.21

【福祉避難所一覧表】

	名 称	所 在 地	避難対象者
1	保健福祉総合センター (はびすしらおか)	白岡市千駄野 445	要配慮者の二次的な避難所として使用
2	ありの実館	白岡市白岡 805-2	
3	東ありの実館	白岡市爪田ヶ谷 52-3	
4	介護予防事業拠点施設 (いきいきさぼーと)	白岡市高岩 2177-1	

第4 避難所の運営

【避難所運営職員】

1 避難所の運営

避難所の開設に伴い、「避難所運営職員」は、自主防災組織、行政区等と連携し、別途作成する「白岡市避難所開設・運営マニュアル」に基づき、避難者からなる運営委員会等を組織し、避難所の自主運営に努める。

(1) 避難者名簿の整備

避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食糧・物資等の需要を把握する。

避難所等の不足が見込まれる場合には、災害対策本部を通して県、近隣市町村に応援要請する。

(2) 通信手段の確保

避難所の開設や運営状況などを把握するため通信連絡手段の確保に努める。

(3) 避難所の運営

避難所ごとに避難所運営要員を配置し、円滑な運営に努める。運営に当たっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。

なお、女性に配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参画させるよう配慮する。なお、避難所の運営に当たっては、ボランティアの応援を円滑に活用できるよう活動環境を整える。

(4) 要配慮者や女性に配慮したスペースの配置

高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、福祉避難室、クールダウンスペース（障がい者等が気持ちを落ち着かせることができる空間）等を開設当初から設置できるように努める。

女性や子どもに対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室やトイレ、入浴施設等の設置場所に配慮するとともに、注意喚起や巡回警備を実施するなど、安心・安全の確保に努める。

また、女性の相談員、福祉相談員を配置し、巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては、ボランティアセンターや民間団体を積極的に活用する。

(5) 要配慮者等に必要な物資等

要配慮者や女性等のために必要と思われる物資等を配布するように努める。

【要配慮者や女性のために必要と思われる物資等】

要配慮者の分類	物資名
高齢者	紙おむつ、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡等
乳幼児	タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、乳児用ミルク、お湯、離乳食、ベビーバス、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣料、おんぶ紐、ベビーカー等
肢体（上肢、下肢、体幹） 不自由者	紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリートイレ等
病弱者・内部障がい者	医薬品や使用装具、オストメイトトイレ（膀胱又は直腸機能に障がいのある者）、気管孔エプロン（咽頭摘出者）、酸素ボンベ（人工咽頭、呼吸機能障がいのある者）等
聴覚障がい者	補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ等
視覚障がい者	白杖、点字器、ラジオ等
知的障がい者・精神障がい者・ 発達障がい者	医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具等
女性	ウェットティッシュ、バスタオル、女性用下着、生理用品などの衛生用品等
妊産婦	マット、組立式ベッド等
外国人	外国語辞書、対訳カード等

(6) 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）

避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。

(7) 避難者の健康管理

避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて応急救護所を設ける。

「保健衛生班」による巡回健康相談の実施、地元医師会との協定に基づく医療救護チームの派遣等の必要な措置をとる。

また、高齢者や障がい者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、医療機関への移送や福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣等の必要な措置をとる。

(8) 県への要請

県は、市から要請があった場合は、県職員を避難所に派遣するとともに、他市町村に対し、当該職員の派遣を指示する。

(9) 避難者と共に避難した動物の取扱

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し、飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

(10) やむを得ず避難所に滞在できない被災者への配慮

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食糧等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

2 広域一時滞在

市は、災害から被災した市民を避難させることが市内では困難と判断した場合、他の市町村の協力を得て、被災市民を避難させる。

協力を求められた市町村は、広域一時滞在のための避難所を提供するものとし、県は、広域一時滞在のための避難所を提供する市町村を支援する。

避難所の運営に当たっては、本計画に準ずる。

3 災害救助法が適用された場合の費用等

避難所設置の費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」による。

第12節 交通規制

交通の混乱を防止し、警察活動、消防活動、緊急物資輸送等が円滑に行われるよう交通及び公共輸送の運行を確保する。

第1 埼玉県警察による交通規制

【久喜警察署】

災害応急対策を円滑に実施するため災害発生後速やかに、緊急通行車両及び緊急通行車両以外に災害時の交通規制から除外する車両を除く車両の通行を禁止し、又は制限する道路(以下「緊急交通路」という。)を確保し、交通規制等の措置及び緊急交通路の確認事務を実施するものとする。

(1) 交通部高速道路交通警察隊長が行う交通規制

交通部高速道路交通警察隊長は、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、次に掲げる高速道路等のうち、災害応急対策上必要な路線を緊急交通路として確保するものとする。

ア 東北自動車道

イ 首都圏中央連絡道

(2) 久喜警察署長が行う交通規制

久喜警察署長は、その管轄区域内の道路について災害による道路の決壊、その他交通上危険な状態が発生し、交通規制をする必要があると認められるときは、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

ただし、久喜警察署長が行うこれらの措置は、その期間が1ヶ月を超えない場合に限り行うものとする。

(3) 警察官が行う交通規制

ア 道路交通法第6条第2項同条第3項に基づく交通規制

警察官は災害発生時において、車両等の通行が著しく停滞し、又は混雑するおそれがあり、道路における交通の円滑を図るため、やむを得ないと認めるときは、その現場の混雑を緩和するため、車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

警察官は、前項の措置を行うほかやむを得ないときは、災害のため混雑する現場にある車両等の運転手に対し、後退させることを命じ、又は道路交通法に定めた方法と異なる通行方法を命ずるものとする。

警察官は、上記の措置を行うだけでは、災害による交通の混雑を緩和することができないときは、その現場の関係者に対して必要な指示をするものとする。

イ 道路交通法第6条第4項に基づく交通規制

警察官は、災害発生時において、道路の損壊、その他の事情により緊急措置を行う必要があると認めるときは、一時的に歩行者又は車両の通行を禁止し又は制限するものとする。

警察官は、前項の措置をとるときは、災害の影響を受けない安全なまわり道を指示して一般通行の事故防止と交通の円滑化に努める。

第2 道路管理者による交通規制

【各道路管理者】

(1) 道路管理者は、管理する道路が損壊したこと等により、通行が危険であると認められる場合には、その対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等により、当該道路の通行を禁止し、又は制限する。

(2) 道路管理者は、管理する道路について通行を禁止し、又は制限する場合には、あらかじめ当該区域を管轄する久喜警察署長及び市長に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知する。

なお、あらかじめ通知するいとまがなかったときは、事後速やかにこれらの事項を通知する。

第13節 緊急輸送

被災者を避難させるための輸送及び救助の実施に必要な人員と救助物資の輸送に万全を期さなければならない。輸送を迅速かつ円滑に実施するため、所要の車両及び施設に関して次の事項を定めて実行する。

また、応急対策において、人員、物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、輸送車両の確保やその確認等を速やかに行い、効果的な緊急輸送を実施する。

第1 緊急通行車両による輸送

【財政班】【土木班】

1 実施責任者

- (1) 緊急輸送の総括、市で必要とする車両等の調達、管理などは、「財政班」が担当する。
- (2) 輸送を行う班は、交通関係諸施設等の被害状況及び復旧状況について、「土木班」と連絡を取り、状況に応じた対応方法を考慮する。

2 緊急輸送対象

(1) 人員

優先輸送されるべき人員は、被災者、避難者及び医療（助産）救護を要する人、災害対策本部員、救急及び救助のための要員、消防機関の職員とする。

(2) 物資

優先輸送されるべき物資は、医薬品、医療器具、災害復旧用資機材、車両用燃料、食糧、飲料水、生活必需品等の救護物資などとする。

【各段階における輸送対象】

第1段階 (被災直後)	第2段階 (おおむね被災から 1週間後まで)	第3段階 (おおむね被災から 1週間後以降)
ア 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資 イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設・下水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員及び物資等 エ 医療機関へ搬送する負傷者等 オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資		
—	ア 食糧、飲料水等生命の維持に必要な物資 イ 疾病者及び被災者の被災地外への輸送 ウ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資	
—		ア 災害復旧に必要な人員及び物資 イ 生活必需品

3 輸送順位

輸送の円滑な実施を図るため、輸送順位の原則を次のとおりとする。

- (1) 市民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- (2) 災害の拡大防止のために必要な輸送
- (3) その他災害応急対策を円滑に行うために必要な輸送

4 緊急輸送道路の確保

(1) 道路被害状況等の把握

道路被害状況、復旧見込み等の情報収集は、「土木班」が担当し、その情報を「財政班」に報告し情報の共有を図る。

(2) 緊急輸送道路の選定

道路被害状況を検討し、最も適切な輸送ルートを選定する。

ア 道路が障害物によって車両が立ち往生する可能性がある場合には、応急対策に支障が生じるため、特に注意をする。

イ 一般車両等の駐車によって輸送が困難な場合は、警察に協力を要請するとともに、日頃から市民に周知しておく。

(3) 緊急輸送道路の確保

ア 防災関係機関が効率よく有機的に活動できるように緊急輸送道路は、市が指定する路線から順次確保する。

イ 災害の状況により、地域によって指定路線の確保が困難な場合には、状況に応じて代替道路を確保し、指示する。

ウ 市が災害対策上の必要性から県の指定路線を確保する場合は、県知事にその旨を通知する。

(4) 緊急輸送道路の応急復旧

ア 作業順位の決定

あらかじめ指定された緊急輸送道路の被害状況をもとに、緊急性を考慮し、県及び警察本部と調整の上、応急復旧順位を決定する。

なお、効率的な応急復旧のために、警察本部、(一社)埼玉県建設業協会と次の事項について、事前協議を行う。

(ア) 復旧路線、区間

(イ) 復旧車線数

(ウ) 復旧作業の相互応援

(エ) 協力建設会社との連携

イ 応急復旧作業

所管する道路について、応急復旧作業を行う。

道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得ながら(一社)埼玉県建設業協会と連携して行い、交通確保に努める。道路上に乗り捨てられた車両等の移動は、災害時応援協定に基づき、レッカー協会の協力を得て行うほか、レッカー車が到着できない場合は他の方法により移動させる。特に避難、救出及び緊急物資の輸送に必要な主要路線は重点的に優先して行う。この場合2車線の確保を原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両のすれ違いができる待避所を設ける。

また、必要に応じ災害復旧応急組立橋による復旧を行う。

ウ 放置車両対策

道路管理者は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、放置車両や立ち往生車両等の運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

エ 応急復旧状況の広報

効率的な緊急輸送を行うため、応急復旧、交通規制、交通量などの状況を情報収集し、緊急輸送を実施している主体からの問い合わせ等に対して、的確な情報伝達を行う。

■資料-53 白岡市緊急輸送道路一覧表

■資料-54 白岡市緊急輸送道路位置図

5 車両の確保等

公用車を全面的に活用するとともに、市内の輸送業者及び市民に協力を依頼し、輸送力の確保に万全を期する。

■資料-55 白岡市公用車一覧表

■資料-56 災害時における被災者及び救援物資の輸送業務の提供に関する協定書

6 緊急通行車両の確認

(1) 緊急通行車両等の要件

緊急通行車両は、災害対策基本法施行令第32条に規定する車両であって、災害対策基本法第50条に規定する次の事項に対応する車両である。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難勧告又は避難指示に関するもの
- イ 消防、水防その他の応急措置に関するもの
- ウ 被災者の救助、救助その他被災者の保護に関するもの
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関するもの
- カ 清掃、防疫その他保健衛生に関するもの
- キ 犯罪の予防、交通規制その他被災地における社会秩序の維持に関するもの
- ク その他災害の発生への防御又は拡大の防止のための措置に関するもの

(2) 緊急通行車両の確認

災害対策基本法第76条に基づいて交通規制が行われた場合には、次のとおり確認を受ける。

- ア 確認機関
久喜警察署
- イ 確認手続等

(ア) 「財政班」又は当該車両の使用者は、確認機関による審査を受け、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第6条に規定する標章及び証明書の交付を受ける。

(イ) 交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい場所に掲出する。

■資料-57 緊急通行車両の確認に関する事務処理要領

7 車両の運用

- (1) 車両の運用は、「財政班」が災害対策本部各部の要請に基づき、使用目的に合わせた適正配車に努める。
- (2) 災害対策本部の各部は、応急対策を実施する上で車両が必要になったときは「財政班」に対し、用途、使用予定時間、台数等必要な事項を添えて配車を要請する。
- (3) 「財政班」は、常に配車状況を把握するなど車両台数を確認し、災害対策本部各部の要請に対応する。

8 燃料の調達方法

公用車に必要な石油類燃料の調達については、市内石油販売業者との災害時優先供給に関する協定により、緊急時に供給を受ける。

■資料-23 災害時における燃料等の優先供給に関する協定書

9 災害救助法が適用された場合の費用等

応急救助のための輸送に要した経費は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。

第2 ヘリコプターによる輸送

【安心安全班】

空路からの救助物資輸送時のヘリコプター臨時発着場を次のとおり定める。

【ヘリコプター臨時発着場】

施設名	所在地	市役所からの距離
総合運動公園	白岡市千駄野 345 番地	約 0.5km
ふれあいの森公園	白岡市小久喜 765 番地	約 0.1km

第14節 飲料水・食糧・生活必需品の供給

生活に必要な物資が被害を受け、又は流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合において、市民の基本的な生活を確保するため、生活維持に特に必要である飲料水、食糧及び生活必需品の確保に努め、市民の生活の安定を図る。

第1 飲料水の供給

【水道班】【上下水道庶務班】

飲料水が枯渇又は汚染し、飲料水を得ることができない者に対し最小限必要な量の飲料水の供給と給水施設の応急復旧を実施する。

なお、応急給水活動は、復旧までの期間において、段階的に給水量を増加させるためのものとし、人工透析対応病院を始めとする医療機関、社会福祉施設等に対して優先的に給水を行うほか、避難所等への給水を行う。

1 給水の実施責任者

- (1) 一般の場合、水道により水を供給しているときは、「水道班」が供給の責務を有する。
- (2) 特別の事態が発生した場合、次のように法令の定める者が供給の責務を有する。

【給水の実施責任者】

給水を必要とする場合	実施責任者	法令
災害により現に飲料水を得ることができない場合	市長*	災害救助法第23条
感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水について、県知事はその使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じた場合	市長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条
災害その他非常の場合において、県知事が緊急に水道用水を補給することが公共の利益を保護するために必要であり、かつ、適切であると認めた場合	水道事業者 (市長)	水道法第40条

* 災害救助法第30条により救助の実施に関する事務の一部を市に委任した場合

2 応急給水活動

「水道班」及び「上下水道庶務班」は、応急給水実施に当たり、次の事項を検討し、給水計画を作成する。

(1) 断水区域、断水戸数の把握

各種被害情報等により、断(減・濁)水区域及び戸数を速やかに把握する。また、当該区域に医療施設及び福祉施設等の重要施設が含まれているかを確認する。

(2) 給水拠点

広範囲に断水が生じた場合は、高岩浄水場、岡泉浄水場及び大山配水場を給水拠点として開設する。また、断水対象地区については、避難所の応急給水装置(タンク等)が設置された場所への運搬給水を行う。

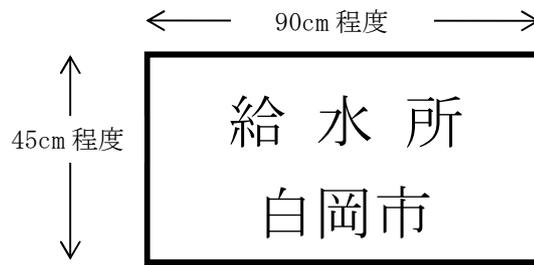
(3) 給水方法の選定

給水方法の選定に当たっては、次の事項に留意した上で最も効率的な給水方法を決定する。

ア 臨時給水

断水対象地区については、各避難所の避難者の状況、運搬経路の被害状況等を勘案し、避難所運営委員会は、臨時に給水所を設置する避難所の選定を行い、選定した避

難所には、自主防災組織などにより応急給水装置（タンク等）を設置する。水道班は、設置された応急給水装置へ運搬給水により給水を行う。



【給水所の表示】

イ 運搬給水

運搬給水は、車載用給水タンク、ポリタンク及び給水袋により行う。

断水対象区域内に医療施設が含まれるときは、車載用給水タンク等により給水を行う。また、健康福祉部との連携により、独居老人世帯等に対し、給水袋等を配布する。

ウ 仮設給水

断水対象区域内に消火栓がある場合は、給水が便利な場所まで仮配管を行い、臨時給水栓を設置し、仮設給水を行う。

(4) 応急給水量の算定

厚生労働省が定めた「水道の耐震化計画等対策指針」の例により、応急給水目標量を次のとおり設定する。

【応急給水目標量】

災害発生からの日数	目標水量	市民の水の運搬距離	主な給水方法
3日まで	30ℓ/人・日	おおむね 1km 以内	耐震貯水槽、給水タンク車載車、ポリタンク等による運搬、県送水管付近の応急給水栓
10日まで	20ℓ/人・日	おおむね 250m 以内	配水幹線付近の仮設給水栓
21日まで	100ℓ/人・日	おおむね 100m 以内	配水支線上の仮設給水栓
28日まで	250ℓ/人・日	100m 以内	仮配管からの各戸給水、供用栓

(5) 運搬給水優先順位及び運搬給水量の設定

ア 運搬給水優先順位の設定

運搬給水は、人工透析対応病院を最優先とし、次いで入院患者がいる一般医療機関及び福祉施設の給水を優先とする。また、可能な限り、並行して臨時給水所等への給水を行う。

イ 給水量の設定

優先施設等への給水量は、事前に各施設と協議の上設定する。なお、臨時給水所等の給水量については、応急給水目標量とする。

(6) 応急給水に係る広報

断水対象範囲が狭小の場合は、広報車を主として周知し、断水区域が広範囲の場合は、広報車による広報のほか、市の防災行政無線、市のホームページ及び広報紙等を活用する。

(7) 自家水利用者への配慮

地震等の影響による地下水の濁り、水脈の破断又は停電等により自家水の使用が困難となった市民に対しても応急給水の対象とする。

(8) 給水用資機材及び給水要員の確保

「水道班」及び「上下水道庶務班」は、応急給水の実施が見込まれる場合は、速やかに車両、給水用資機材及び人員を確保する。また、資機材及び人員不足により、対応が不可能であるときは、「安心安全班」に資機材の調達及び人員を要請し、応急給水体制を確保する。

3 給水施設の応急復旧

給水施設に被害の発生のおそれがある場合又は発生した場合において、市長は、白岡市管工事業協同組合の協力を得る必要があると認めたときは、「災害時における水道施設の応急活動の応援に関する協定書」に基づき、組合員の出勤を要請し、水道施設の復旧又は応急措置を講じる。

また、被害が広範囲に及ぶなど白岡市管工事業協同組合による復旧が困難な場合は、「日本水道協会埼玉県支部災害時相互応援要綱」に基づき応援を要請する。

なお、被害状況の調査及び復旧工事は、おおむね1週間以内に完了するよう実施し、復旧資材の調達は、日本水道協会埼玉県支部への要請の他、市長の要請に基づき県知事があつせんする。

■資料-73 災害時における水道施設の応急活動の応援に関する協定書

■資料-〇 公益社団法人日本水道協会埼玉県支部災害時相互応援要綱実施要領

■資料-〇 公益社団法人日本水道協会埼玉県支部災害時相互応援要綱

4 物資提供に関する協定

民間事業者などとの協定締結により、市内において震度5以上の地震が発生した場合、市内に設置されている地域貢献型自動販売機内の飲料水を無償提供するほか、飲料水の優先的な提供が実施される。

■資料-58 災害時における救援物資提供に関する協定書

■資料-59 災害時における救援物資提供に関する協定書

5 災害救助法が適用された場合の費用等

市が実施する飲料水の供給に要した費用は、「災害救助法による援助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。

第2 食糧の供給

【財政班】【農政班】【子育て支援班】【援護班】

住家の損壊、焼失のため、多数の市民が食糧と自炊手段を失うと同時に、食糧の供給、販売機能がまひすることが予想される。そのため、被災者及び災害対策本部員に対して、配布する食糧について定める。

1 給食の実施責任者

実施責任者は、市長とする。

2 給食対象者、数量等

給食対象者、数量等については、次のとおりとする。

(1) 対象者

- ア 避難指示等に基づき、避難所に収容された者
- イ 住家が被害を受け、炊事が不可能な者
- ウ 災害救助に従事する者
- エ 旅行者、市内通過者で、他に食糧を得る手段のない者

なお、財産管理上の都合その他で、家を空けることができない被災者にもできる限り配布されるよう努力する。ただし、親せき、知人宅へ寄留し、当該箇所での食事の提供を受けることができる者、又は勤務先等における救済措置が講じられる者は、この限りでない。

(2) 食糧の配布基準

応急時の食糧の配布基準は、次のとおりとする。

【応急時の給食数量】

品 目		基 準	
米	穀	被災者	1食当たり精米 200g 以内
		応急供給受給者	1人1日当たり精米 400g 以内
		災害救助従事者	1食当たり精米 300g 以内
乾	パン	1食当たり	1包(115g入り) 以内
食	パン	1食当たり	185g 以内
調	製粉乳	乳児1日当たり	200g 以内

(3) 応急食糧の種類

応急食糧としては、米穀、備蓄の乾パン、アルファーマ、スナックパック及び乳児用ミルクを基本とする。

ア 第1次調達品

被災後、炊き出しや給食を実施するまでの間(24時間以内を目途とする)の応急的な食糧の供給では、乾パン、アルファーマ、スナックパック等とする。

イ 第2次調達品

体制が整い次第(24時間以内)、炊き出し、給食の実施により体系的かつ継続的な食糧を供給する。食糧は、主に、米穀類と副食類とする。

(4) 引渡等の管理

食糧の引渡し又は受領等について、物品名、数量等を確認の上、物品輸送引渡書・物品受領書を作成し、適切な管理を行う。

■資料-60 物品輸送引渡書、物品受領書

(5) 必要数の把握と報告

応急食糧の必要数の把握と報告は、次のとおり行う。

- ア 避難所については、「子育て支援班」が「農政班」の協力を得て行う。
- イ 住宅残留者については、「援護班」が行政区等の協力を得て行う。
- ウ 「子育て支援班」から把握した食糧の必要数を災害対策本部に報告し、本部長は供給数を決定する。決定後、「農政班」は、必要数を調達する。

3 食糧の調達

(1) 市内小売販売業者等からの調達

「農政班」は、市内小売販売業者等から米穀を購入する。

(2) 県知事への要請

市の調達食糧に不足が生じたり、調達不可能なときは、「農政班」は「供給割当申請書」によって、災害応急米穀を県知事に要請する。

(3) 応急米穀の緊急引渡し の要請

交通、通信の途絶等、被災地の孤立等、災害救助法が発動され、応急食糧が必要と認める場合、「農政班」は、あらかじめ県知事から指示される範囲内で農林水産省生産局又は関東農政局に対し、「米穀の買入・販売等基本要領（平成21年5月29日付総合食料局長通知）」に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請し、供給を受ける。

(4) その他の食品の調達

市は、米穀以外の食品の給与を行う必要が生じたときは、あらかじめ策定した計画に基づいて調達するが、なお不足を生ずる場合は、県知事に食品の調達を要請する。

■資料-61 食糧調達状況

4 物資提供に関する協定

卸売事業者等からの食糧供給を目的とした優先的食糧の供給協定を締結し、食糧の安定供給を円滑に進める。

■資料-62 災害時における物資の供給等に関する協定書

■資料-63 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定

5 食品の調達

「農政班」は、災害対策本部が設置され、災害の状況により応急食糧が必要と認める場合は、要配慮者に留意して、民間事業者から食品を調達する。

6 食品の輸送と集積地

(1) 食品の輸送

「財政班」は、市が調達した食品及び県から給付を受けた食品を指定の集積地に集め、指定する避難所へ緊急輸送等を行う。

なお、被災状況によっては、調達先から直接避難所等に輸送する方法、調達先の業者に輸送させる方法なども考慮する。

(2) 食品の集積地

食品の集積地については、原則として市役所庁舎とする。状況によっては、交通及び連絡に便利な公共施設とする。

なお、食品の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理の万全を期す。

7 給食の方法

(1) 配布の順序

原則として米穀とするが、状況等によって乾パン等の非常食品とする。

また、乳児食として生後1年未満の乳児には、乳児用ミルクを配布する。配布の種類とステップは、「震災対策編第3章第14節第2食糧の供給2給食対象者、数量等(3)応急食糧の種類」のとおりとする。

なお、炊き出し及び食品の配分は、指定避難所において実施する。

(2) 炊き出しの方法

炊き出しは、学校給食室等で行い、不足する場合は、自主防災組織、行政区、民間協力団体等に対し、協力を依頼する。

なお、学校給食室が利用不能又はその他の特別の場合は、市内の食堂等に対して炊き出しを委託する。また、多大な被害を受け、市内で炊き出しが困難と認められるときは、県知事に炊き出し等についての協力を申請する。

(3) 食品の配分

「子育て支援班」は、送付を受けた食品について、本部の指示に従い、定めた数量を配分する。配分に当たっては、収容被災者等の協力を得て公正に実施する。

市長は、炊き出し、食品の配分、その他食品の給与を実施したときは、実施状況を速やかに県知事に報告する。

8 災害救助法が適用された場合の費用等

市が実施する炊き出し等による食品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。

第3 生活必需品の供給

【財政班】【商工班】【子育て支援班】

被災者に支給する寝具（毛布）や衣料等、生活必需品の確保と供給を、次のとおり迅速、確実に行う。

1 実施責任者

生活必需品の供給等の実施責任者は、市長とし、供給等は「子育て支援班」が当たる。災害救助法を適用した場合の生活必需品等の供給等は、県知事の補助機関として、市長が実施する。

2 供給等の対象者及び品目

供給等の対象者及び品目については、次のとおりとする。

(1) 対象者

住家の全壊（焼）、半壊（焼）等で、生活上必要な家財等を喪失し、又はき損し、かつ、資力の有無にかかわらず、物資の販売機構の混乱により生活必需品等を直ちに入手できない状態にある者を対象者とする。

(2) 品目

品目は、災害救助法の基準に準じて、次の8種類を目安とする。

ア 寝具（毛布） イ 外衣 ウ 肌着 エ 身の回り品 オ 炊事道具
カ 食器 キ 日用品 ク 光熱材料

(3) 生活必需品の備蓄

市は、生活必需品等の備蓄計画に基づき、被災者のための生活必需品の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

(4) 生活必需品の調達方法

ア 生活必需品は、市の防災倉庫に予め備蓄する。

イ 備蓄分で不足する場合は、市内小売販売業者等により、必要な品目を「商工班」が購入して補う。

ウ 予定されていない品目及び小売業者だけでは調達できない場合、その都度業者を選定し、購入する。

エ 市の調達数量に不足を生じたとき、又は調達不能なときは、市長は県に調達を要請する。

(5) 生活必需品等の輸送

ア 「財政班」は他の班との合同により、市が調達した物資や県から給付された物資を指定の集積地（市役所）から輸送計画に基づき避難所へ緊急輸送する。

イ 災害の状況によっては、調達先から直接避難所等に輸送し、また調達先の業者に輸送させるなど考慮する。

ウ 生活必需品等の引渡し又は受領等については、物品名、数量等を確認の上、物品輸送引渡書・物品受領書を作成し、適切な管理を行う。

■資料-60 物品輸送引渡書、物品受領書

■資料-64 災害時における物資供給に関する協定書

【生活必需品の集積地】

名 称	所 在 地	電話番号
白岡市役所	白岡市千駄野 432	0480-92-1111

3 生活必需品等の配分方法

(1) 供給する生活必需品の品目等の決定

市長は、被災者に供給する生活必需品の品目、数量等について、災害の状況に応じて、原則として災害救助法に定める限度額の範囲内で、その都度定める。

(2) 災害救助法適用後は、市長の指示により被災者に配布後、直ちに県に報告する。

(3) 生活必需品の供給の範囲

生活必需品の供給は、主として避難所収容の被災者を対象に実施し、自宅残留者その他の被災者に対しても、必要に応じて実施する。

(4) 生活必需品の配布

子育て支援班長は、供給対象者の把握に努めるとともに、物資の提供場所、方法、従事者の確保その他必要な配分計画を確立する。

「子育て支援班」は配分計画に基づき、自主防災組織、行政区等及び被災者の協力を得て、被災者に公平に配布する。

4 災害救助法が適用された場合の費用等

市が実施する生活必需品の給与又は貸与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。

第4 救援物資の供給

【財政班】【農政班】

大規模な地震が発生したとき、救援物資が短時間のうち大量に搬送され、集積地に滞留して、避難所等の必要な場所に届かないことが懸念される。

そこで、民間物流事業者等のノウハウ、マンパワー、物流施設を活用した救援物資管理システムを活用し、救援物資を迅速かつ円滑に供給する。

災害対策本部に、食糧、物資、輸送に係る「農政班」及び「財政班」の職員が民間物流事業者と連携した「物流オペレーションチーム」を編成し、物資に関する情報を一元的に管理して、救援物資の受入及び配送の指示を行う。

■資料-60 物品輸送引渡書、物品受領書

■資料-65 輸送状況

第15節 帰宅困難者対策

地震が発生した直後は、火災や余震による落下物等で非常に危険な状況である。さらに鉄道が停止し、外出先から人々が一斉に帰宅した場合、主要駅などで大きな混乱が生じる。このため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図り、家族等への安否確認の連絡体制、企業や学校などでの一時的滞在、主要駅周辺での一時滞在施設の確保などの対策を実施する。

また、首都圏で大規模な地震が発生したとき、多くの人々が東京など県外で帰宅困難になることが予想される。帰宅困難となった通勤、通学者等に対し、適切な情報の提供、保護・支援、代替交通手段の確保などの対策を実施する。

第1 帰宅困難者への情報提供 【秘書広報班】【安心安全班】【社会教育班】

1 帰宅困難者への情報提供

帰宅困難者にとって必要な交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保する。

【帰宅困難者に伝える情報の種類・内容例】

種類	内容
被害状況に関する情報	震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等
鉄道等の公共交通機関に関する情報	路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等
帰宅に当たって注意すべき情報	通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等
支援情報	帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等

【帰宅困難者への情報提供例】

実施機関	項目	対策内容
埼玉県	情報の提供、広報	1 テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 2 ホームページ、メールや危機管理・災害情報ブログ等による情報提供 3 緊急速報メールによる発災直後の注意喚起
白岡市	誘導	1 徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布 2 ホームページ、メール、防災行政無線等による情報提供 3 自動販売機などデジタルサイネージを活用した情報提供 4 緊急速報メールによる情報提供 5 駅周辺帰宅困難者対策協議会を活用した情報提供
鉄道機関	情報の提供、広報	鉄道の運行、復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等
東日本電信電話株式会社	安否確認手段の提供	1 災害用伝言ダイヤル（171）のサービス提供 2 特設公衆電話の設置等
各携帯事業者	安否確認手段の提供	災害用伝言板のサービス提供
ラジオ、テレビ等放送報道機関	情報の提供	帰宅困難者向けの情報の提供 (県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報)

第2 一時滞在施設の確保 【安心安全班】【社会教育班】【久喜警察署】

1 主要駅周辺における一時滞在施設の確保

地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機する場所がない者を一時的に滞在させるための施設を確保する。一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保する。なお、鉄道事業者については、駅施設の安全性が確認でき、かつ、要員が確保できた場合において、可能な範囲で帰宅困難者を受入れることとする。

一時滞在施設を開設した時は、滞留者や徒歩帰宅者に対し、安全な待機場所であることをわかりやすく表示する。

また、駅周辺から一時滞在施設まで安全に誘導するため、久喜警察署の協力を得る。

(1) 一時滞在施設の運営の流れ

ア 建物の被害状況の把握や施設の安全性の確認

イ 施設内の受入スペースや女性用スペース、避難行動要支援者等のためのスペース、立入禁止区域等の設定

ウ 施設利用案内等の掲示

エ 電話、特設公衆電話、ファクシミリ等の通信手段の確保

オ 市等へ一時滞在施設の開設報告

※一時滞在施設の開設運営に当たっては、事後に災害救助法による費用の支弁を求めることを考慮し、避難所の運営開設に準じて、書類・帳票等を一時滞在施設に整備、保存しておくことが望ましい。

(2) 一時滞在施設の運営

一時滞在施設に受入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食糧等を提供する。

市は、交通機関の復旧情報や道路の被災、復旧に関する情報など帰宅の可否を判断できる情報を適宜一時滞在施設に提供する。一時滞在施設管理者は、市から提供された情報などを受入れた帰宅困難者に提供する。

運営に当たっては、共助の点から、施設内の帰宅困難者に運営スタッフとして、あるいはその補助者として参画してもらうことも有用である。

(3) 一時滞在施設の閉鎖

一時滞在施設の閉鎖に際しては、災害発生後おおむね3日程度が経過し、道路等の安全が確保されていること、公共交通機関が運行を再開していること、あるいは行政が帰宅困難者に帰宅を促す対応を始めたこと等が、一つの判断材料となる。

一時滞在施設管理者は、閉鎖に当たっては市と調整をする。

管理者は、安全が確保されている道路、公共交通機関の運行状況や代替輸送の状況等、可能な範囲で受入れた帰宅困難者の帰宅を支援する情報を提供する。

2 新幹線が停止した場合の対応

地震の発生により、県内で新幹線が停止し、乗客を車外へ避難させる必要が生じた場合、JR東日本は埼玉県災害対策本部、沿線市町村と連携し、帰宅が可能となるまで一時滞在施設に乗客を受入れる。

また、一時滞在施設まで安全に誘導するため、久喜警察署の協力を得る。

なお、一時滞在施設に受入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食糧等を提供する。このため、一時滞在施設に必要な物資を備蓄する。

3 災害救助法の適用の検討

大量の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において飲料水、食糧等の提供を行う必要が生じた場合には、災害救助法の適用を検討する。

第3 帰宅支援

【県】【事業者】

1 帰宅の支援

県は、近隣都県や関係事業者と連携・協力し、避難行動要支援者を中心とした代替輸送を実施するとしている。市が代替輸送の発着所となる際には、帰宅困難者の円滑な乗降について体制を整備し担当する。

また、市は必要に応じ、発着所に救護所等を設置し、県及び県医師会等の協力を得て避難行動要支援者等の輸送者の安全を確保する。徒歩帰宅者を支援するため、災害時帰宅ステーションは、協定に基づく支援を実施する。

また、沿道の市民や企業等は、可能な範囲で徒歩帰宅者に休憩所やトイレ、水道水その他の物資や安全に帰宅するために有用な情報などを提供するよう努める。

【帰宅への支援】

実施機関	項目	対策内容
県、市、県バス協会	帰宅支援協定に基づく一時休憩所提供の要請	ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請
	代替輸送の提供	バス輸送の実施 マリナー、船着場を活用して、河川舟運による輸送の実施
鉄道事業者	トイレ等の提供	トイレ等の提供
東京電力(株)	沿道照明の確保	帰宅経路となる幹線道路への照明用電力の供給

2 帰宅途上における一時滞在施設の確保

多数の徒歩帰宅者に対して、帰宅途上の道路沿いに休憩する場所の提供が必要となる。

地域の避難所は、地元の避難者で満員になる可能性が高いため、可能な限り地域の避難所とは別に徒歩帰宅者の一時滞在施設の確保に努める。

第4 代替輸送の提供

【安心安全班】

バス事業者との連携により、バス輸送を行う。

第16節 遺体の取扱

市は、県の支援を得ながら、災害により死亡又は死亡していると推定される者の捜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については埋・火葬を実施し、人心の安定を図る。大規模地震が発生したとき、多数の死亡者、行方不明者が発生することが予想され、これらの捜索、処理、埋火葬等を適切に実施する。

第1 遺体の捜索

【消防署】【久喜警察署】

1 捜索体制

- (1) 遺体及び行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により死亡していると推定される者の捜索は、県、警察署等の協力のもとに、労務者の雇入れ、車両、機械器具等の借り上げを行い実施する。
- (2) 災害救助法が適用された場合においても、災害救助法第30条により救助の実施に関する事務の一部を市に委任した場合は、市長が実施する。

2 捜索用資機材の調達

捜索用資機材は、市所有のものを用い、不足を生じる場合には「環境班」が調達する。

3 行方不明者に関する相談窓口の設置

行方不明者に関する問い合わせ等への対応は、「地域振興班」が相談窓口を設置し、警察機関と連携を図りながら実施する。

第2 遺体の処理

【環境班】【久喜警察署】

災害の際、死亡した者に関して、市は、警察署及び県等の協力を得て、次により遺体の処理を行う。

1 死体調査等	警察官は、検視又は死体調査を行う。 救護班（歯科医師）は身元確認に際し、法歯学上の協力を行う。
2 検案	救護班（医師）は、検案を行う。また、必要に応じ、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。
3 遺体の輸送	市は県に報告の上、遺体を警察署、消防署等の協力を得て遺体収容所へ輸送し、収容する。
4 遺体収容所（安置所）の開設	市は、二次災害のおそれのない適当な場所（公共施設等）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。なお、候補となる建物が被災することを考慮し、候補となる建物は複数指定しておく。 前記収容所（安置所）に遺体収容のための建築物がない場合は、天幕・幕張り等を設備し、必要器具（納棺用具等）を確保する。遺体収容所（安置所）には、検視、死体調査及び検案を行うための検視所を併設する。
5 遺体の収容	市は、収容した遺体及び遺留品等の整理を行う。
6 安置所の管理運営	安置所の管理運営は、施設の管理責任者と環境班で当たる。 災害遺体処理票を作成の上、納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺にちょう付する。

7 遺体の一時保管	市は検視、死体調査及び検案前の遺体や、火葬前の遺体の一時保管を行う。
8 遺体の引渡し	市は、久喜警察署と協力して、身元不明遺体の引取人を調査する。なお、遺体の身元が判明している場合は、原則として、遺族、親族又は市長に連絡の上、遺体を引き渡す。

■資料-66 市内の寺院の状況

第3 遺体の埋・火葬 【市民班】

1 埋・火葬の実施基準

身元が判明しない遺体又は引取り手のない遺体の埋・火葬は、市が実施する。

1 埋・火葬の場所	埋・火葬は原則として市で実施する。
2 他の市町村に漂着した遺体	遺体が他の市町村（災害救助法適用地域外）に漂着した場合、当該市町村は、遺体の身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は災害救助法適用地の市町村に連絡して引き取らせるものとするが、災害救助法適用地が混乱のため引き取る暇がないときは、当該市町村は県知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）する。
3 罹災地から漂着してきたと推定できる遺体	遺体の身元が判明しない場合で、罹災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記に準じて実施する。
4 葬祭関係資材の支給	棺（付属品を含む）、骨つぼ又は骨箱とし、なるべくその現物をもって支給する。

2 遺体の火葬

- (1) 遺体を火葬に付す場合は、市は、災害遺体送付表を作成の上、遺体収容所から火葬場に移送する。
- (2) 遺骨及び遺留品に災害遺留品処理票を付し、所定の保管所へ一時保管する。
- (3) 遺族等で遺骨及び遺留品の引取りを希望する者がある場合、市は、災害遺留品処理票によって整理して引き渡す。
- (4) 1年以内に引取人が判明しない無縁の遺骨は、納骨堂に収蔵するか無縁墓地に埋葬する。

【火葬場】

名 称	所 在 地	電話番号	能 力
埼玉斎場組合	春日部市内牧 1431	048-752-3441	21 体

3 遺体の埋葬

- (1) 収容した遺体が多数のため、火葬場で火葬に付すことができない場合は、寺院その他適当な場所に仮埋葬する。
- (2) 仮埋葬した遺体は、早期に発掘して火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋蔵又は収蔵する。

4 埋・火葬の調整及びあっせん

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うものと

するが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、棺やドライアイス等の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合、市は、業者や火葬場等の調整及びあっせんを行う。なお、火葬場の処理能力を大幅に超える数の遺体が発見・収容された場合には、他市町村等の協力を得て、火葬を実施する。その際の火葬場までの遺体の搬送については市が負担するものとする。

5 埋・火葬のための資材の確保、火葬場の確保

- (1) 死亡された方の火葬は死亡後24時間以上を経過しないとできないため、被害状況の早期把握に努め、犠牲者数に応じて広域的な火葬場の応援を要請する。
- (2) 市は、棺、ドライアイス等の埋・火葬資材が不足する場合及び火葬場の処理能力を超える遺体処理の必要が生じた場合に備えて、あらかじめ関係業者又は他の市町村との協定を締結する等の事前対策を進める。

6 災害救助法が適用された場合の費用等

災害救助法が適用された場合の遺体の捜索、処理、埋・火葬に係る費用や期間等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に定めるところによる。

■資料-67 災害遺体処理票

第17節 環境衛生

災害時には、住家の損壊等により大量の廃棄物が排出され、また、上下水道の損壊や処理機能の低下等のため処理できない廃棄物が大量に発生することが考えられる。市は、災害時に発生するがれき等の災害廃棄物や避難所で発生する生活ごみ等の処理方法を示した「白岡市災害廃棄物処理計画」を策定した。災害廃棄物等の処理については、この計画に基づき進めるものとする。

また、災害時の感染症予防のための防疫活動や食品衛生維持のための保健衛生活動を行うとともに、災害に伴う逸失動物の保護や避難所でのペット対策等についても配慮し、災害時であっても可能な限り生活環境の維持を図るものとする。

第1 廃棄物処理

【環境班】

1 対象廃棄物

(1) 災害廃棄物

災害の発生により、平常時と異なる対応が必要となる廃棄物は次のとおりである。

ア がれき等

被災した建物等から発生する木くず、コンクリートがらなど

イ 処理困難物

有害廃棄物（廃石綿、PCB、フロン類）、感染性廃棄物、消火器、ボンベ類、ピアノ、バッテリーなどの適正処理困難物

ウ 一般ごみ等

災害により発生した金属くず、可燃物、不燃物など

エ 粗大ごみ

災害により発生した家具類や家電4品目以外の家電

オ 家電4品目

災害により発生したエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機などの家電4品目

(2) 生活ごみ等

ア 生活ごみ（平常時と同様にごみ集積所に排出、または蓮田白岡衛生組合へ直接持込）

平常時と同様に家庭から排出される生活ごみや資源物、粗大ごみなど

イ 避難所ごみ（避難所に設置したごみ集積所に排出）

避難所から排出される生活ごみなど

(3) し尿

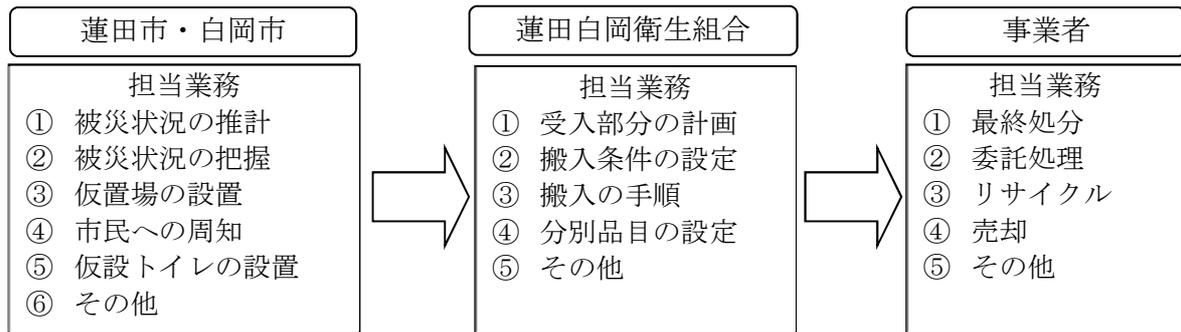
平常時と同様に家庭から排出されるし尿及び浄化槽汚泥及び避難所等に設置した仮設トイレから排出されるし尿

(4) 災害廃棄物の処理方針

白岡市災害廃棄物処理計画に基づき処理を行うものとする。

(5) 役割分担

蓮田市・白岡市、蓮田白岡衛生組合及び事業者の主な役割は、次のとおりである。



【役割分担】

(6) 収集処理

ア 収集処理方法

(ア) 災害廃棄物は、現場での選別、一時保管場所での選別により原則として被災者が一時保管場所に搬入することとする。ただし、被災者の申立てにより自己搬入が困難と判断される場合及び道路等に散在し緊急に処理する場合は、市が収集処理を行う。

(イ) 危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集運搬する。

(ウ) 応急活動後、がれきの処理・処分の進捗状況を踏まえ、破碎・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

イ 仮置場の確保及び運営

(ア) 仮置場の機能

災害廃棄物を一時的にストックする機能に加え、場合によっては、災害廃棄物の積み替えや解体、選別を行う機能も求められる。

(イ) 仮置場の設置

既に仮置場の候補地は選定済であることから、災害廃棄物の発生量を推計するとともに、必要となる仮置場の面積を算定のうえ仮置場を決定し、速やかに開設する。

ウ 人員、資機材の調達

(ア) 人員の確保

市の人員に不足を生じる場合、「環境班」は臨時雇入れを行い、作業員を派遣する。さらに不足がある場合には、県（環境部）に近隣市町村等の協力が得られるよう連絡し、調達を図る。

(イ) 資機材の調達

市所有の資機材で不足が生じた場合には、市長から埼玉県建設業協会へ収集用車両や資機材の調達を依頼する。

エ 応援協力体制

埼玉県清掃行政研究協議会会長（県・県内市町村・一部事務組合が加盟）と埼玉県一般廃棄物連合会との間で「災害廃棄物等の処理の協力に関する協定」を、埼玉県と一般社団法人埼玉県環境産業振興協会との間で「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」を締結している。

市のみでの災害廃棄物処理が困難な場合、協定に基づき、災害廃棄物等の収集・運搬、処分の協力を求めるものとする。

(7) 環境汚染が懸念される廃棄物の処理

市は、石綿等の有害物質を含む廃棄物の飛散防止対策や有害物質取扱事業所からの混入を防止し、適切な処置に努める。

(8) 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

適正処理困難物として蓮田白岡衛生組合による収集・処理ができないものとして取り扱う廃棄物、産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理する。

2 生活ごみ・避難所ごみ

被災時における生活ごみ・避難所ごみの処理は、蓮田白岡衛生組合の処理施設で処理可能な場合には平常時と同様に蓮田白岡衛生組合のごみ処理施設での処理を基本とする。

また、収集業務においては、被災状況に応じて平常の収集作業を制限し、避難所などの緊急を要するものから優先的に収集を行う。

(1) 処理対象とするごみ

災害時に排出されるごみは、次のものを想定する。

- ア 生活ごみ：一般ごみ、資源物、粗大ごみなど
- イ 避難所ごみ：避難所からの生活ごみ、資源物など

(2) 収集処理

平常の収集作業と並行して行うことを原則とするが、被災状況に応じて平常の収集作業を制限し、避難所などの緊急を要するものから優先的に収集を行う。

ア 収集順位

環境衛生の状況を悪化させないため、次の順序に従い収集する。

- ① 避難所等
- ② 被災者住宅
- ③ 被災していない地域

イ 収集・処理方法

収集したごみは、蓮田白岡衛生組合のごみ処理施設において処理することを基本とするが、蓮田白岡衛生組合施設の全部又は一部が被災により通常の稼働が困難となった場合は、埼玉県清掃行政研究協議会の「災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施協定」により県内市町村の協力を要請する。さらに処理能力が不足する場合は、県を通じ、県が協定締結している団体への協力要請を行う。

ウ 廃棄物処理場

予定していた施設が損壊したときは蓮田白岡衛生組合が指定した施設において処理する。

【一般廃棄物処理施設】

名 称	所 在 地	電話番号	処理能力
蓮田白岡衛生組合	白岡市篠津 1279 番地の 5	0480-92-8839	1 日 180 t

エ ごみの処理

道路交通の状況などを勘案しつつ、速やかにごみの収集体制を整え、衛生向上を図り、処理施設の復旧状況を踏まえ、収集品目及び量の拡大を図る。遅くとも数日後には収集を開始し、大量に発生したごみの早期の処理に努める。

(3) 不法投棄対策

東日本大震災の被災地で見られたように、混乱時期には集積地以外に産業廃棄物等が処理場に持ち込まれるおそれがあるため、事前に監視等防止対策を行う。

3 し尿処理

(1) し尿処理の基本

- ア し尿処理・浄化槽汚泥は、平常時と同様に蓮田白岡衛生組合の施設で処理を行うことを基本とする。
- イ 仮設トイレの貯留量は、家庭の汲取り便槽などと比較して少ないことから避難所の収集を定期的に行えるように配慮する。
- ウ 仮設トイレを利用したときの吸着剤や固化剤などで凝固させたし尿については、一般廃棄物として取り扱い、焼却処理する。

(2) トイレ対策

- ア 仮設トイレの設置に当たっては、市民からの要請受付、必要性の判断、設置数等について蓮田市と協議して決定する。
- イ 仮設トイレの設置場所及び設置数は、被災者数等を考慮して「安心安全班」と協議して決定する。また、仮設トイレの設置に当たっては、障がい者等への配慮を行う。
- ウ 仮設トイレを設置した場合は、設置場所を市民に周知する。
- エ 過去の大規模地震の被災地の教訓によれば、苦情の生じない適正基準としての仮設トイレの収集頻度は、1基当たり使用者数を60～70人として、収集は毎日1回行っていた。このため、これを基準とした維持に努める。
- オ 水道や下水道の復旧に伴い、水洗便所が使用可能となった場合には、仮設便所の撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

(3) 収集処理

ア 収集順位

保健衛生の状況を悪化させないため、被災地域や避難所等の重要性が高い施設から優先して収集する。

イ 収集・処理方法

避難所開設に併せて、し尿処理業者に委託して迅速に処理する。予定していた施設が損壊したときは、蓮田白岡衛生組合が指定した施設において処理する。

【し尿処理施設】

名 称	所 在 地	電話番号	処理能力
蓮田白岡衛生組合	白岡市篠津 1279 番地の 5	0480-92-8839	46 キロリットル／日

(4) し尿処理に係る被災による影響

便槽・浄化槽の破損、収集の遅れ、施設の処理の停滞などが想定されることから、公衆衛生や環境保全を速やかに確保するためにも、近隣市町村や事業者などとの相互応援体制を整備し、迅速なし尿処理体制の確立を図る。

4 処理施設の応急復旧

(1) 処理施設の状況把握

廃棄物処理施設は、設備の欠陥が生じた場合には、適切な維持管理が難しくなるだけでなく、周囲の環境破壊を引き起こすおそれが考えられる。したがって、平常時より施設の管理を十分に行うとともに、被害が生じた場合には迅速にその状況を把握し、応急復旧の連絡調整を図る。

(2) 被害状況の報告

被害状況を勘案し、災害復旧費補助金を受ける場合には、早急に県に被害状況を報告するなどの処置を講じる。

(3) 処理施設の処理

収集作業に影響を与えるような場合には、期間を定めて他の処理施設に処理を依頼する等の方策を立て、効果的な清掃活動が行われるよう万全を期する。

第2 防疫活動

【環境班】【保健衛生班】

水道の断水、家屋の浸水等の被害による感染症の発生を予防するとともに、生活環境の悪化の防止を図る必要がある。そのため、家屋内外の消毒を実施し、感染症患者を早期に発見するための各種検査、予防措置等について次のとおり定める。また、停電、断水、浸水などにより食品の汚染、腐敗も予想されることから食品衛生監視の方法についても定める。

1 防疫活動組織

「環境班」は、埼玉県幸手保健所の協力を得て、防疫活動を行うため、次の係を編成する。

【防疫活動組織の構成】

	1班	2班	3班	計
班長（連絡員）	1人	1人	1人	3人
消毒機械A	2人	2人	1人	5人
消毒機械B	2人	2人	—	4人
計	5人	5人	2人	12人

(1) ねずみ族・昆虫駆除係

防除業者の協力を得て、ねずみ族、昆虫等の害虫が発生した場所又は発生する可能性のある場所等を重点的に駆除する。

(2) 消毒

浸水家屋に対する消毒は、感染症予防指定消毒剤及び殺菌剤入り粉剤を行政区を通じて希望者に配布し、消毒を行うよう別途詳細指導する。

(3) 予防接種係

災害の状況、感染症発生状況等により予防接種が必要となった場合は、医師等の協力をもとに、「保健衛生班」が実施する。

2 防疫活動内容

- (1) 患者発生情報の収集と県への報告
- (2) 県の指示を受け、被災地区の家屋及び避難所等の消毒の実施
- (3) 県の指示を受け、害虫駆除の実施
- (4) 患者の収容に係る県との連絡調整

3 防疫用資機材の備蓄及び調達

市は、防疫用資機材の備蓄及び調達について次の対応を行う。

- (1) 災害時における防疫業務実施基準に基づいた必要量の確保
- (2) 防疫及び衛生機材等の品質の安全確保
- (3) 災害対策防疫用資機材の整備・充実
- (4) 関係機関との連携による防疫資材の調達

第3 保健衛生対策

【保健衛生班】

1 保健衛生対策の実施責任者

市長が実施責任者となり、「保健衛生班」が実施する。

2 食品衛生監視指導

市は、県の食品衛生監視指導について、保健所長の指揮のもと次の活動を行う。

- (1) 救護食品の衛生確保及び試験検査
- (2) 飲料水の簡易検査
- (3) その他飲食に起因する被害発生の防止

3 予防広報

感染症予防教育を行うとともに、ポスターの掲示、広報紙の配布、拡声器の使用等により予防広報を行う。

第4 動物愛護

【環境班】

地震時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県や関係機関、獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。

1 被災地域における動物の保護

飼い主不明の動物、負傷動物等は県、市、獣医師会、動物関係団体等が協力の上保護し、動物保護施設等へ搬送する。

2 避難所における動物の適正な飼養

- (1) 市は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
- (2) 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。
- (3) 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負うものとする。

3 情報の交換

市は、動物関係団体と連携して、次の情報を収集、提供する。

- (1) 各地域の被害及び避難所での動物飼養状況
- (2) 必要資機材、獣医師の派遣要請
- (3) 避難所から動物保護施設への動物の受入希望
- (4) 他都縣市への連絡調整及び応援要請

4 その他

動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。

第18節 公共施設等の応急対策

応急対策上重要な公共施設をはじめ、道路、鉄道等の交通施設、上下水道、電力、ガス、電信電話等のライフライン施設、河川その他の土木構造物は、市民の日常生活及び社会、経済活動はもとより、地震発生時の応急対策活動においても重要な役割を果たす。

このため、これらの施設については、相互の連携を図り迅速な応急対策に努める。

第1 施設管理者への応急対策の指導

【各施設の所管課】

市は、公共施設等の管理者に対し、災害発生時には、施設の機能及び人命の安全を確保するため自主的な応急活動を行い、被害の軽減を図るとともに、震災後における災害復旧が順調に行われるように次の措置を指導する。

- (1) 避難対策については、綿密な計画を樹立して万全を期する。
- (2) 災害時における混乱の防止措置を講じる。
- (3) 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講じる。
- (4) 避難所になった場所は、火災予防について十分な措置をとる。
- (5) 収容施設は、施設入所者の人命救助を第一とする。
- (6) 被害状況を県担当部局に報告する。

第2 市の公共施設が共通してとるべき措置

【各施設の所管課】【建築班】

1 利用者の安全確保

利用者の安全を確保するため、避難の際の庁舎及び施設管理責任者は、階段等避難施設を利用して安全な場所に誘導する。

また、エレベーターの閉じ込めやトイレ等の利用者の安全についても確認し、庁舎及び施設内残留者の把握に努める。

2 館内設備等の点検

館内設備については、施設管理者又は各設備の管理者が、点検を行い、必要な措置を講じる。

(1) 通信設備及び放送設備の点検

通信設備及び放送設備の点検を直ちに実施する。

(2) 機械設備及び電気設備の点検

機械設備及び電気設備の点検を直ちに実施し、設備担当者は、各々の箇所の配置に付く。稼働可能な状況であっても、当面次の設備は使用を停止する。

ア 冷暖房

イ その他必要以外の電気、機械の運転

(3) ガス器具等の点検

ガス器具や火気使用場所の点検・確認を行い、元栓を止めて出火防止措置を講じる。

(4) その他の設備

その他管理上、注意を要する施設・設備については、その固有の特性、機能について必要な点検措置をあらかじめ定めておく。

3 応急危険度判定

余震等による二次的な災害を防止することを目的に、被災した建築物及び宅地の危険性を、主として目視等によって市が判定する。

- (1) 市及び防災関係機関が所有又は使用している建築物について、危険性を確認し、二

次災害の防止と建築物の地震後での使用の可能性について判断を行う。

- (2) 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士が足りない場合には、県に派遣を依頼する。

4 被災度区分判定調査

被災度区分判定調査は、地震による建築物の耐震性能の劣化度を調査・判定するもので、建築物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料とする。

市は、各施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ、県内の建築技術者、学識経験者、建築士団体、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。

5 応急措置

被災した建築物に対して詳細調査を行い、適切な応急措置を実施する。

第3 社会福祉施設の応急対策

【福祉班】

高齢者、障がい者等の社会的にハンディキャップを持った人たちは、独力で自身の安全を確保することが極めて困難である。

これらの人達が利用する社会福祉施設等においては、安全の確保を図るため、施設関係者は平常時から関係機関と連絡を密にするとともに、災害時には自主的な災害活動を実施し、応急措置等を行う。

- (1) 社会福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。
- (2) 施設の責任者は、職員の状況、施設の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。
- (3) 施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。
- (4) 被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

第4 ライフライン施設

【事業者】

ライフライン施設の応急対策は、次の手順により各事業者が実施する。

また、施設の復旧は、防災上重要な建築物（災害対策本部が設置される施設、医療救護活動施設、応急対策活動施設、避難収容施設、社会福祉施設）に配慮し、あらかじめ各事業者が優先復旧順位を定めておき、実際の復旧に当たっては、関係機関と調整して各事業者が実施する。

1 電気施設応急対策

【東京電力パワーグリッド(株)春日部支社】

地震による電気施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに公衆の電気災害の防止を徹底する。

(1) 応急対策人員

応急対策（工事）に従い、可能な人員はあらかじめ調査し、把握しておく。この場合その対策要員は、請負会社等も含めた総合的なものとし、地震の突発性に即応できるよう次により人員の動員や連絡の徹底を図る。

ア 非常災害時は対策本(支)部を組織し、動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。

イ 社外者（請負会社等）及び他支店（社内）に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

(2) 災害時における広報宣伝

ア 感電事故及び漏電による出火を防止するため、次の事項を十分広報する。

- (ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- (イ) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異状を発見した場合は、速やかに東京電力事業所に通報すること。
- (ウ) 断線垂下している電線には絶対触らないこと。
- (エ) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないことまた、使用する場合は、絶縁検査を受けた上で使用すること。
- (オ) 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- (カ) 警戒宣言が発せられた場合は不必要な電気器具のコンセントを抜くこと。
- (キ) 地震発生時においては使用中の電気器具のコンセントをただちに抜くこと。
- (ク) その他事故防止のため留意すべき事項。

イ 災害時における市民の不安を沈静させる意味からも、電力の果たす役割の大きいことに鑑み、電力施設の被害状況及び復旧予定についての的確な広報を行う。

ウ 上記については、テレビ、ラジオ及び新聞等の報道機関を通じて行うほか、PR車等により直接当該地域へ周知する。

なお、この伝達経路は次のとおりとする。

感電事故防止周知：各現業機関 → PR車 → 直接一般公衆に周知する

復旧周知：非常災害対策支店本部 → 県災害対策本部

(3) 災害時における危険予防措置

電力供給の重要性を踏まえ、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い円滑な防災活動に必要なため、警察消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な予防措置を講じる。

(4) 復旧

ア 被害状況の早期把握

全般的被害状況の情報は、復旧計画樹立に大きく影響を及ぼすため、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。

イ 災害時における復旧資材の確保

(ア) 調達

非常災害対策本(支)部は、予備品貯蔵品等の在庫量を再確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

a 請負工事会社保管在庫の相互流用

b 本(支)部相互の流用

c 支店対策本部に対する応急資材の請求(支店外からの調達を必要とする資材)

(イ) 輸送

非常災害対策用の資材の輸送は、あらかじめ契約している会社の車両等により行うが、不足する場合は他の会社からの車両を調整し適宜配車を行い輸送力の確保を図る。

なお、道路被害状況(橋りょう損壊、道路決壊及び道路上の障害物その他)については、隣接現業機関との輸送ルートも含めて、支店対策本部で十分検討し、目的地までの輸送の迅速化を図る。

(ウ) 復旧資材置場の確保

災害時において復旧資材置場としての用地確保の必要があり、かつ、自社単独の交渉によってはこれが不可能である場合(他人の土地を使用する必要がある場合等)には、当該地域の地方防災会議に依頼して置場の迅速な確保を図る。

ウ 復旧順位

災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、人命に係る箇所、復旧対策の中核となる官公署及び民心の安定に寄与する重要施設等を原則的に優先する等各設備の被害状況並びに被害復旧の難易を勘案して供給上復旧効果の最も大きいものから行う。

■資料-68 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

2 ガス施設の応急対策

ガス施設の被災による二次災害の防止及び速やかな応急復旧によって社会公共施設としての機能を維持する。

(1) 県

ア 高圧ガス製造施設応急対策（地震発生直後）

県は、地震等による災害が発生した直後は、各事業所において高圧ガス製造施設のガス種別に次に掲げる措置を講じるよう指導する。

- (ア) 高圧ガスの漏えい又は爆発等のおそれがあるガス事業所の配管の各種弁等の緊急停止及び応急点検を行い、出火防止の措置を行う。
- (イ) 災害発生時には、その状況に応じ、市民及びガス事業者従業員に対し、災害の状況及びガスの種類に応じた避難誘導を行うとともに、毒性ガスの場合にあっては風向を考慮して人命の安全を図る。また、消防、警察その他関係機関との連絡を密に行い、その任務を明確にする。
- (ウ) 漏えいガスが着火した場合は、その状況を的確に把握し、消防機関への通報及び延焼防止の初期消火活動を行う。

対策主体：高圧ガスを扱う関係事業所の管理者、保安統括者、保安技術管理者及び製造保安責任者等

イ 高圧ガス災害対策（地震発生後）

高圧ガスの製造、貯蔵、移動及び消費等により事故及び災害が発生した場合の応急対策として「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領（平成17年3月17日決裁）」に基づき、消防、警察その他関係機関と協力して高圧ガスによる災害拡大防止の応急措置を講じる。

- (ア) 県は、高圧ガスの製造、貯蔵、移動及び消費等により事故及び災害が発生し、必要と判断したときは、埼玉県高圧ガス地域防災協議会に対して必要な情報の提供を行い、応急措置及び災害拡大防止措置等の防災活動への協力を要請する。
- (イ) 上記の協力要請を受けたときは、当協議会が定める埼玉県高圧ガス防災事業所の防災応援要員は、消防、警察その他関係機関と協力して高圧ガスによる事故及び災害の応急措置及び被害拡大防止措置等を講じる。
- (ウ) 上記の応急措置を講じたときは、高圧ガスに係る事故災害の概要及び応急措置の内容等について県へ報告する。

対策主体：埼玉県高圧ガス地域防災協議会

さいたま市浦和区高砂3-4-9太陽生命ビル

TEL 048-833-1878

(2) ガス事業者

【東京ガス(株)等ガス事業者】

ア 災害応急対策

(ア) 情報の収集・報告

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

- a 災害情報（気象情報・地震センサーにより観測した情報）
- b 被害情報（一般情報・地方自治体・官公庁・報道機関・お客様等の情報）
- c その他災害に関する情報（ガス施設等の被害及び復旧に関する情報）

(イ) 情報の集約

被害推定を行い、被害の全体像の把握に努める。

- (ウ) 広報活動
テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じて連携を図る。
 - (エ) 対策要員の確保
 - (オ) 他事業者等との協力（協力会社・日本ガス協会・他ガス事業者）
 - (カ) 危険予防措置（避難区域の設定・火気使用禁止等）
 - (キ) 地震発生時の供給停止
 - (ク) 応急工事
 - (ケ) その他必要な対策
- イ ガス施設復旧対策
- (ア) 復旧計画の策定
救急病院、ゴミ焼却場、老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するように計画立案する。
 - (イ) 復旧作業（製造設備・供給設備）
復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ行う。
- ウ 復旧活動資機材の確保
- (ア) 調達
各班長・各支部長は、予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次の方法により速やかに確保する。
 - a 取引先・メーカー等からの調達
 - b 被災していない他地域からの流用
 - c 他ガス事業者等からの融通
 - (イ) 復旧用資機材置場等の確保
災害復旧は、復旧用資機材置場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

■資料-69 都市ガス事業者一覧

- (3) LP ガス **【(一社)埼玉県LPガス協会】**
- 災害の発生によって、LP ガスの供給、LP ガス充てん器の一時的な麻ひ状態のおそれがあるので、被災者に速やかにLP ガス及び燃焼器具の供給ができるよう平時から備蓄を指導するほか、緊急に調達して燃焼器具の確保に万全を期すよう指導する。
- ア 被災者に対するLP ガスの供給は、主として避難所を対象に調達できるよう業界を指導する。
 - イ 家庭用のガス燃焼器具は、ガスの種類によって異なるが、LP ガスの燃焼器具の供給は、主として避難所を対象に調達できるよう業界を指導する。

■資料-70 プロパンガス業者一覧表

3 電気通信設備の災害対策 **【東日本電信電話(株)埼玉事業部】**

災害等により電気通信設備に被害が生じるおそれのあるとき又は発生した場合において、東日本電信電話株式会社埼玉事業部が実施する応急対策は次のとおりである。

- (1) 応急対策
 - ア 災害時の活動体制
 - (ア) 災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により、埼玉事業部に災害対策本部を設置し対応する。

(イ) 情報連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、行政の災害対策本部、その他関連各機関と密接な連絡をとるとともに、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

イ 応急措置

電気通信設備に災害が発生した場合は、次の応急措置を講じる。

(ア) 重要回線の確保

行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置を講じる。

(イ) 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難所等に被災者が利用する特設公衆電話を設置する。

(ウ) 通信の利用制限

通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。

(エ) 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信のふくそうが発生した場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

ウ 応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

(ア) 被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

(イ) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。

(ウ) 復旧に当たっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

エ 災害時の広報

(ア) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(イ) テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及び市ホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。

(ウ) 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。

(2) 復旧対策

ア 復旧要員計画

(ア) 被災地の支店等要員のみでは短時間による復旧が困難な場合は、他支店等から応援措置を講じる。

(イ) 被害が甚大で社内措置のみでは復旧が困難な場合は、社外復旧要員の応援措置を講じる。

イ 移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等の出動

ウ 被災状況の把握

早期復旧に対処するため、電気通信設備の被災状況を迅速に把握し、直通連絡回線・携帯無線等の利用のほかバイク隊等による情報収集活動等を行う。

エ 通信のふくそう対策

通信回線の被災等により、通信がふくそうする場合は、臨時通信回線設定の考慮及び対地別の規制等の措置を講じる。

オ 復旧工事
応急対策に引き続き、災害対策本部の指揮により実施する。

4 鉄道施設の応急対策 【東日本旅客鉄道(株)(大宮支社)】

(1) 計画目的

地震によって列車又は構造物等に被害を受けた場合は、旅客の生命及び財産を保護するため全力をあげて救出救護に努めるほか、関係機関と緊密な連携のもとに、輸送業務の早期復旧を図ることを目的とする。

(2) 地震災害対策本部の設置

地震被害の状況を早期に把握し、人命救助、災害応急対策及び迅速な復旧を図るため、地震災害対策本部を設置し、これに対処する。

(3) 運転規制

ア 地震発生時の運転取扱は、次のとおりである。

(ア) 12カイン以上の場合、列車の運転を中止し、全線の点検後安全を確認した区間から、運転中止を解除する。

(イ) 6カイン以上12カイン未満の場合は、25km/h以下の徐行運転を行い、施設の点検後安全を確認した区間から速度規制を解除する。

(ウ) 6カイン未満の場合は、特に運転規制は行わない。

注) カイン (Kine) は、速度の単位。1カイン=1cm/秒

イ 列車の運転方法はその都度決定するが、おおむね次により実施する。

(ア) 迂回又は折り返し運転

(イ) バス代行又は徒歩連絡

(ウ) 臨時列車の特発

(4) 大規模地震(震度6弱以上)が発生したときの対応

ア 震度6弱以上の地震が発生した場合は、本社、大宮支社、各地区センター及び各駅箇所直ちに対策本部を設置する。

イ 各地区センター(埼玉県では大宮、浦和)は、情報連絡拠点となり、地区内各駅、箇所の被災状況、救助を必要とする状況及び非常参集社員の状況等を収集して、本社及び大宮支社対策本部へ報告する。

ウ 本社対策本部は、収集した情報から救助計画を策定し、救助を必要とする駅、箇所に救助要員を派遣する。

5 上下水道施設の応急対策 【下水道班】【水道班】【上下水道庶務班】

災害時の上水道及び下水道のライフラインの復旧が長期に及ぶと、市民は衛生管理面から日常生活に支障を来すことから、速やかに上下水道施設が機能するよう応急対策に努める。

(1) 被害状況の調査と応急復旧計画

ア 「水道班」並びに「下水道班」は、各関連施設の被害状況を調査し、その実態を把握した上で、作業の難易度及び復旧資材の調達等状況を考慮し、緊急度に応じて復旧計画を定める。

イ 被害状況調査によって復旧資材の所要量を把握し、備蓄資材で不足する分は、手配、発注する。

(2) 上水道施設の応急対策

ア 復旧は、取水施設、浄水施設及び配水池を起点とする配水幹線を最優先させる。

イ 医療機関等の重要施設への配水管については、3日以内を目標に復旧作業に当たる。

ウ 配水池の漏水がある場合は、可能な限り配水を停止することがないよう復旧作業に当たる。

エ 浄水処理のための薬品は、各浄水場とも、災害に備え、貯蔵量の確保に努める。

(3) 下水道施設の応急対策

- ア 下水道等に被害が生じた場合は、汚水や雨水の流れに支障のないように応急措置を講じる。
- イ 市長は、白岡市建設業協会加盟業者及び白岡市指定排水工事店の協力を得る必要があると認めるときは、工事店の出勤を要請し、排水整備の応急処置を講じる。
- ウ 停電又は電線切断等のためにポンプ場や処理場の機能が停止した場合、自家発電装置を稼働させて、排水不能事態が起こらないようにする。

■資料-71 白岡市管工事業共同組合員名簿

■資料-72 白岡市指定給水装置工事事業者一覧表

■資料-73 災害時における水道施設の応急活動の応援に関する協定書

■資料-74 白岡市指定排水設備工事店一覧表

第5 道路・橋りょうの応急対策

【土木班】【道路事業者】

1 東日本高速道路(株)

(1) 災害時の体制

高速道路等に地震による非常かつ重大な災害発生時には、非常体制をとり、関東支社及び管理事務所に災害対策本部を設置する。

災害本部等の長は、被害の程度に応じ、速やかに非常体制を指示し、社員の非常行動体制を確保するとともに、状況に応じ、緊急復旧計画を策定し、直ちに災害応急活動に入る。

(2) 地震発生時の震災点検措置

地震発生時には、地震の規模に応じ、高速道路等の損傷状況、道路利用者の被害状況、交通の状況及び沿道沿線の状況等を迅速に把握するため速やかに震災点検を実施する。

(3) 地震発生時の交通規制

地震発生時には、道路利用者の安全確保に万全を期するため地震の規模及び被災の状況に応じ、県公安委員会等と協議して、速やかに速度規制、入口ゲートの閉鎖及び本線の通行止め等の交通規制を実施し、避難措置等の情報を標識、情報板及びパトロールカー等により、また、ラジオを利用して道路利用者提供する。

(4) 応急復旧工事

地震により、高速道路等で被害が発生した場合においては、速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から、応急復旧に努める。

2 県

避難路及び緊急物資の輸送路を確保するため、県は、所管する道路の被害状況及び道路上の障害物の状況を調査し、緊急度に応じ、復旧作業並びに障害物の除去を早急に行う。

通行が危険な路線、区間については、所轄警察署長に通報するとともに交通止等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設に万全を期する。

道路占用施設に被害が発生した場合は、当該施設管理者に通報する。ただし、被害の状況により、緊急の場合は直ちに交通止を実施し、通行者及び県民の安全を図るよう措置する。

3 市

行政区域内の道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告し、被害状況に応じた応急復旧並びに障害物の除去を行い、交通の確保に努めるほか、県の措置に準じて措置する。

第6 その他施設の応急対策

【事業者】

1 医療救護活動施設

- (1) 施設の責任者は、施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
- (2) 施設の責任者は、通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期する。

2 不特定多数の人が利用する施設

- (1) 施設管理者は、施設利用者等を、あらかじめ定められた避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。
- (2) 施設管理者は、施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

3 畜産施設等

市長は、地震が発生した場合、家畜及び畜産施設等の被害状況を中央家畜保健衛生所に報告する。

4 動物園施設の応急対策

- (1) 入園者の避難誘導に当たっては、パニックを防止し、あらかじめ定める避難所に誘導し安全確保に万全を期する。
- (2) 動物舎が破損した場合は、動物の脱出防止を図り、直ちに破損箇所を修理する等の応急措置を行う。
- (3) 動物の脱出等の事態が発生した場合は、あらかじめ定められた計画に基づき処理する。
- (4) 被災後直ちに被害状況を把握し、復旧を行う。特に、動物の脱出により人命に危害を及ぼすおそれがある猛獣等の動物舎については、緊急に復旧工事を行う。

第19節 応急住宅対策

住宅の倒壊、焼失等の被害により、住宅を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を確保する。また、災害により半焼又は半壊した住宅については、応急修理することで被災者の最低限の生活を当面の間維持する。

第1 住宅及び宅地の被害

【建築班】

市は、被災した建築物の倒壊や宅地の崩落等による二次災害を防止するため必要と認めた場合、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する。

1 建築物及び宅地の被害調査

「建築班」は、建築物及び宅地の被害状況を迅速に把握するために、建築物及び宅地の被害調査を実施する。

2 被災建築物応急危険度判定

(1) 判定実施体制の確立

「建築班」の被害状況の分析をもとに、被災建築物を判定する被災建築物応急危険度判定士、機材を確保し、危険度判定体制を整える。

(2) 判定実施順位の決定

被災建築物応急危険度判定調査の順位は、延焼地域を除き、被害が著しい地域、市民からの申し出があった順とするが、二次災害の危険性がある建築物を優先する。

(3) 判定の実施

被災建築物応急危険度判定調査は、次の3段階により行う。判定結果は、特に必要な注意を付して建築物の玄関付近などの見やすい場所に掲示するとともに、関係者へ安全指導する。

判 定	内 容
危 険	この建築物に立ち入ることは危険です。
要 注 意	この建築物に入る場合は、十分注意してください。
調 査 済	この建築物の被害程度は小さいと考えられます。

3 被災宅地危険度判定

(1) 判定実施体制の確立

「建築班」の被害状況の分析をもとに、被災宅地を判定する被災宅地危険度判定士、器材を確保し、危険度判定体制を整える。

(2) 判定実施順位の決定

被災宅地危険度判定調査の順位は、延焼地域を除き、被害が著しい地域、市民からの申し出があった順とするが、二次災害の危険性がある宅地を優先する。

(3) 判定の実施

被災宅地危険度判定調査は、次の3段階により判定する。特に必要な注意を付して宅地等の見やすい場所に掲示するとともに、関係者へ安全指導する。

判定	内容
危険	この宅地に立ち入ることは危険です。
要注意	この宅地に入る場合は、十分注意してください。
調査済	この宅地の被害程度は小さいと考えられます。

第2 被災住宅の応急修理

【建築班】

市は、住宅が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理できない者を対象者として、日常生活に不可欠な部分について必要最小限の修理を行う。

1 応急修理の実施

(1) 修理戸数の決定

被害状況、住宅の被害認定（罹災証明発行のため実施するもの）等により修理戸数を決定する。

(2) 修理の範囲

居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠な部分について必要最小限の範囲とする。

2 応急危険度判定及び被災宅地危険度判定への協力

県は、被災した建築物が余震等により倒壊等をすることで生ずる二次災害を防止するため、市による応急危険度判定（被災建築物の危険度の応急的な判定）及び被災宅地危険度判定（被災した宅地の危険度判定）を支援するとともに、必要に応じ自らもこれを行う。

3 災害救助法が適用された場合の費用等

住宅の応急修理の費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において市が県に請求する。

第3 住宅関係障害物除去

【建築班】

1 除去作業の方針と内容

被災住宅の障害物の除去は、居室、台所、玄関、便所等のように日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

(1) 活動方針

ア 障害物の除去は、市長が行う。

イ 一次的には市保有の器具及び機械を使用して実施する。

ウ 労力又は機械力が不足する場合は県（住宅課）に要請し、近隣市町村からの派遣を求める。

エ 労力又は機械力が相当不足する場合は、建設業界からの資機材、労力等の提供を求める。

オ 効果的に除去作業を進めるために、建設業界との事前の協定締結等により、協力体制を整備しておく。

(2) 対象

住宅に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、次の条件に該当する住宅を早急に調査の上、実施する。

- ア 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの。
- イ 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの。
- ウ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。
- エ 住宅が半壊又は床上浸水したもの。
- オ 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの。

(3) 対象者の選定基準

障害物除去対象者の選定は市で行う。また、障害物除去戸数は半壊、床上浸水家屋の数量を把握した上で算定する。

(4) 期間

災害発生の日からできるだけ早い時期に完了するものとし、市長は、その結果を県へ報告する。

2 除去作業の支援

県は、災害救助法を適用した場合、市が実施する住宅関係障害物除去作業において、労力又は機械力が不足した場合は、市の要請に基づき、近隣市町村へ派遣を依頼する。また、建設業界等との連絡調整を行い、応援体制の確保に努める。

また、建設業界との事前の協力体制の整備を行い、地震発生後、迅速な対応ができる環境を整えておく。

第4 応急住宅の供給

【建築班】

災害救助法が適用され、必要と認められる場合には、応急仮設住宅及び空室の公的住宅等を「応急住宅」として供給する。

1 既存住宅の利用

(1) 公的住宅等の利用

公営住宅等の空家を関係機関と連携し一時的に供給する。

ア 公的住宅の確保

県は、災害時に、県営住宅等の空家の確保に努めるとともに、他の自治体及び都市再生機構・埼玉県住宅供給公社等に空家の提供を依頼し、被災者に提供する。

イ 入居資格

次の各号のすべてに該当する者のほか、県知事が必要と認める者とする。ただし、使用申込は一世帯一か所とする。

(ア) 住宅が全焼、全壊又は流出した者

(イ) 居住する住居のない者

(ウ) 自らの資力では住宅を確保することができない者

ウ 入居者の選定

県は、確保した空家の募集計画を策定し、空家の管理主体に入居者の募集及び選定を依頼する。入居者の選定については、県が定める基準をもとに、その他の生活条件等を考慮して各管理主体が行う。

2 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、災害発生後に緊急に建設して供与する「建設仮設住宅」及び民間の賃貸住宅等を借り上げて供与する「みなし仮設住宅」があり、公的住宅等で不足した場合に提供する。県は、市からの要請に基づき、設置戸数を決定する。

(1) 建設仮設住宅

県は、できるだけ早期に建設仮設住宅を設置する。

市は、設置場所、入居者の選定、管理等について、県に協力する。

ア 設置戸数の決定

県は、市からの要請に基づき、設置戸数を決定する。

イ 建設用地の確保

県及び市は、居住する被災者の生活環境をできる限り考慮し、次の基準に適合した建設予定地を定める。

- (ア) 飲料水が得やすい場所
- (イ) 保健衛生上適当な場所
- (ウ) 交通の便を考慮した場所
- (エ) 住居地域と隔離していない場所
- (オ) 土砂災害の危険箇所等に配慮した場所

ウ 維持管理

県は、市に委任し、市長が公営住宅に準じて維持管理する。

エ 災害救助法が適用された場合の費用等

県知事が直接設置することが困難な場合でその設置等を市長に委任した場合の応急仮設住宅の設置費用は「災害救助法による救助の程度、方法、及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において市が県に請求できる。

(2) 民間賃貸住宅の利用（みなし仮設住宅）

ア 民間賃貸住宅の確保

市は、関係団体等に対し災害時の協力を要請し、民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅（みなし仮設住宅）として提供する。

イ 入居資格

原則として上記（1）の公的住宅に準ずる。

ウ 入居者の募集・選定

市は、提供可能な住宅について入居者の募集を行い、県が定める基準をもとに申込者から入居者を選定する。

エ 入居者管理

市は、県が定める基準をもとに、入居者管理を行う。

(3) 応急仮設住宅の供給

ア 入居者の選定

市は、被災者の状況を調査の上、次のすべてに該当する者から入居者を決定する。

- (ア) 住宅が全壊又は流出した者
- (イ) 居住する住宅がない者
- (ウ) 自らの資力では住宅を確保することができない者

選定に当たっては、福祉業務担当者、民生委員・児童委員等による選考委員会を設置して選定する。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。

イ 入居期間

入居期間は竣工の日から原則として2年以内とする。

ウ 要配慮者への配慮

市は、応急仮設住宅を建設する際、建築物の構造及び仕様について高齢者や障がい者等の要配慮者に配慮するよう努める。また、入居に際しても、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

第5 災害復旧用資機材の調達等

【建築班】

1 応急仮設住宅資材等の調達

市は、県に依頼し、あらかじめ協定を締結している一般社団法人プレハブ建築協会等と連絡調整を行い、応急仮設住宅建設のための資材調達が円滑に進むよう努める。なお、市の実施する住宅応急修理について、資材不足が発生した場合、県は資材調達に協力する。

2 災害復旧用資機材の供給

農林水産省（関東森林管理局）は、県知事、市長からの要請により、被災者の救助、災害の復旧及び木材需給の安定のため、国有林材の供給を行う。

第20節 文教対策

教育施設の被災又は児童・生徒の罹災により、通常の教育を行えない場合を想定して、文教施設の応急対策及び罹災児童・生徒に対する学用品の支給等の文教対策を実施する。

第1 休業等応急措置

【教育総務班】【教育指導班】

1 発災時の対応

(1) 市（教育委員会）

震度5弱以上が発生し、大規模と判断された場合、原則児童は、保護者の引取りとなることを市の防災行政無線を用いて広報する。

(2) 校長

ア 震度5弱以上の地震が発生した場合、状況に応じて、適切な緊急避難の指示を与える。

イ 児童・生徒、職員の安否、施設の安全等を速やかに把握するとともに、教育委員会等に報告する。

ウ 状況に応じ、教育委員会と連絡の上、臨時休業等適切な措置をとる。

エ 避難所の開設等災害対策に協力し、学校管理に必要な職員を確保し、万全の体制を確立する。

オ 準備した応急教育計画に基づき、臨機に災害状況に即した応急指導を行う。

カ 応急教育計画については、教育委員会に報告するとともに、決定次第、速やかに保護者及び児童・生徒等に周知する。

キ 児童・生徒等が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当等を行う。

ク 学校等においては、保健衛生に十分注意し、建築物の内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防に万全を期する。

2 在校時に発災した場合（震度5弱以上）

(1) 児童・生徒の避難

校長は、児童・生徒、施設・設備の被災状況を確認後、適切な緊急避難の指示を与える。

さらに、災害の規模、児童・生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会へ報告する。

(2) 児童・生徒の帰宅方法（震度5弱以上で大規模と判断された場合）

児童の帰宅に当たっては、保護者等が迎えにくるまで児童を学校に留め置き、確実に保護者等に引き渡す。

生徒の帰宅に当たっては、学校周辺及び通学路上での安全が確認されない場合は学校に引き留め、保護者に連絡後、確実に引き渡す。安全が確保できたならば、下校させる。

3 登校・下校中に発災した場合

(1) 児童・生徒の避難

児童・生徒はまず建築物等から離れ安全を確保する。学校は安全な避難先として、周囲の状況を見極めた上で学校又は自宅に近い方に避難するよう誘導する。児童・生徒は学校又は自宅への避難が困難な場合、公園、交番、110番の家、空き地、駐車場等へ避難する。学校は、地区巡視を行う。

(2) 児童・生徒の帰宅方法

児童・生徒が学校に避難した場合、学校は保護者へ連絡し、保護者に確実に引き渡す。

自宅に避難したならば、保護者等はできるだけ早く学校へ連絡を行う。

4 在校時以外に発災した場合

- (1) 休日、休業中等に災害が発生した場合は、校長は直ちに勤務に服し、災害の状況把握に努める。
なお、交通機関等が不通の場合には、学校近くの教職員に連絡を取り、極力状況の把握に努める。
- (2) 地震が発生した場合の適切な措置については、各校長が具体的な応急計画を立てて行う。
- (3) 被害状況により休業措置を決定した場合には、学級連絡網等によって児童・生徒へ連絡する。
なお、通信途絶等の場合には市の防災行政無線や広報車で周知する。

第2 応急教育の準備・実施

【教育総務班】【教育指導班】

1 応急教育の準備

- (1) 白岡市（教育委員会）
所管する学校を指導及び支援し、応急教育に関する災害復旧時の対応を促進する。
- (2) 校長
 - ア 教職員を掌握するとともに校舎内外の整備を行い、児童・生徒等の被災状況を調査し、教育委員会に連絡し、教科書及び教材の供与に協力する。
 - イ 教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め、情報及び指令の伝達に万全を期する。
 - ウ 前記連絡網等の確立を図り、指示事項の徹底を期する。
 - エ 応急教育計画に基づき、学校に収容できる児童・生徒等は、学校に収容し、指導する。教育活動の再開に当たっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として心身の健康、安全教育及び生徒指導に重点をおく。
 - オ 避難した児童・生徒等については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、エに準じた指導を行うよう努める。
 - カ 校長は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密に連絡の上、迅速な平常授業の再開に努め、その時期について、早急に保護者に連絡する。

2 学校施設の確保

- (1) 学校施設が使用可能な場合
 - ア 学校施設が被災し、一部が使用できない場合は、学校運営及び安全管理上緊急に修理を要する箇所について、応急修理又は補強を実施し、学校教育に支障を及ぼさないように万全の措置を講じ、できる限り休業は避ける。
 - イ 避難者を多数収容しなければならない状況にある場合は、避難者の収容、生活支援を最優先する。その後、市の災害対策により避難者が安定した状況（およそ7日）を目途に授業の再開を目指す。
 - ウ 必要に応じて仮校舎の建築、2部授業、特別の学級編成を行う。所管する学校を指導及び支援し、応急教育に関する災害復旧時の対応を促進する。
- (2) 学校施設が使用不可能な場合
 - ア 学校施設が被災し、その全部が使用できない場合は、近隣の余裕学校に応急収容し、分散授業を実施する。
 - イ 余裕学校が不足し、被災学校の児童・生徒を収容できない場合には、学校として使用可能な公民館等の建築物に応急に収容し、分散授業を実施する。

ウ 校舎の全部又は大部分が被害を受け教育の実施が困難な場合は、早急に校舎の再建、仮校舎の建設の計画を立て、具体化を図る。

3 教職員の確保

教職員の被害に伴い、教育の実施が困難な場合には、当該学校以外の学校教職員の臨時配置及び補完措置等により教育実施者の確保に努める。教職員に欠員を生じた場合は、県教育委員会に連絡し、不足教職員の緊急派遣を求める。

4 応急教育の実施

教職員の被害に伴い、教育の実施が困難な場合には、当該学校以外の学校教職員の臨時配置及び補完措置等により教育実施者の確保に努める。教職員に欠員を生じた場合は、県教育委員会に連絡し、不足教職員の緊急派遣を求める。

- (1) 学校施設等の確保状況に応じ、2部授業、特別の学級編成による授業、短縮授業等を実施する。
- (2) 応急教育の実施計画については、市教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童・生徒に周知徹底を図る。
- (3) 当該学校以外の場所において教育を実施する場合は、教育環境も異なり通常の教育が実施し難いことも予想されるので、それぞれの実情に応じた措置により授業が継続実施できるよう努める。
- (4) 被害の程度により臨時休業の措置を執ることも予想されるので、授業のできなかつた時間について補習授業等を行い、その万全を期する。

第3 教材・学用品等の調達及び配給

【教育総務班】【教育指導班】

児童・生徒に対する学用品の給与は、災害救助法の適用基準に準じて行う。

1 学用品給与の実施機関

学用品の調達、配分等は、市が行う。市において調達することが困難と認めたときは、県が調達し、市に供給する。

2 学用品給与の基準

(1) 学用品給与の対象

学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水等により就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校、養護学校の小学部児童、中学部生徒を含む。）に対して行う。

(2) 学用品給与の実施

学用品の給与は、被害の実情に応じて次に掲げる品目に対して行う。

- ア 教科書（教材を含む。）
- イ 文房具
- ウ 通学用品

3 給付の時期

災害発生の日から教科書（教材を含む。）については1ヶ月以内、文房具及び通学用品については15日以内とする。

4 災害救助法が適用された場合の費用等

市が実施する学用品の給与に要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期

間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。

第4 給食等の措置

【教育総務班】【教育指導班】

1 被害状況等の報告

地震によって学校給食の運営が極めて困難となった場合又は学校給食用物資に著しい被害を生じた場合には、教育長は、次のとおりその状況を災害対策本部長に報告する。

- (1) 被害を受けた家庭における児童・生徒数
- (2) (1)のうち学校給食を実施しているものの調査表
- (3) 学校給食物資災害状況調査書

2 給食の実施

埼玉県教育委員会と連絡を密にし、応急復旧を要するものについては速やかに復旧措置を講じ、正常な運営に復するよう努め、次の点に留意の上、できる限り給食を継続して実施する。

- (1) 保管中の食材料が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講じる。
- (2) 学校が地域住民の避難所として使用される場合は、当該学校給食施設・設備は、被災者用炊き出しの用にも供されることが予想されるので、学校給食及び炊き出しの調整に留意する。
- (3) 衛生管理に十分注意し、給食に起因する伝染病、食中毒の発生のないよう努める。

3 給食を中止する場合

次のような事情が発生した場合には、給食を一時中止する。

- (1) 災害が広範囲にわたり、災害救助のため学校給食施設を使用したとき。
- (2) 給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間。
- (3) 感染症その他の被害が発生し、又は発生が予想されるとき。
- (4) 給食物資の調達が困難なとき。
- (5) その他給食の実施が外因的事情により不可能なとき、又は給食の実施が適当でないと思われるとき。

第5 学校の衛生管理

【保健衛生班】【教育総務班】【教育指導班】

1 学校施設の防疫方法

「保健衛生班」の指導によって各学校で実施する。

2 被災教職員、児童・生徒の健康管理方法

災害の状況により被災した学校の教職員、児童・生徒に対して感染症の予防接種や健康診断を保健所に依頼して実施する。「保健衛生班」の指導によって各学校で実施する。

第6 学校施設の緊急使用

【教育総務班】【教育指導班】

1 避難所に指定された場合

市長から避難勧告等の実施通知を受けた場合又は激甚な被害により被災者が自主的に避難してきた場合、市職員は市民の協力を得て、速やかに次の措置を講じる。

- (1) 学校施設の安全確認を行い、危険箇所及び避難所の管理運営に必要な部屋（校長室、職員室、放送室、保健室、理科室、コンピュータールーム、会議室等）の立入り制限措置を行う。
- (2) 避難者を収容場所（体育館、教室等）へ誘導する。
- (3) 校庭への自家用車の乗り入れを禁止する。
- (4) 避難者の名簿の作成及び移動の記録を行う。
- (5) 避難者の所属団体（学校、会社等）に安否情報を提供する。
- (6) 避難者に必要な情報を提供する。
- (7) 避難者に物資の配布等生活支援に必要なことを行う。

2 長期間学校が使用不可能な場合

避難所等に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能な場合には、教育委員会に連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急な授業の再開に期する。

■資料-75 義務教育施設の状況

第7 文化財の応急措置

【社会教育班】

1 建造物

文化財が被災した場合には、県の指示等により、次の応急措置を施す。

- (1) 被害の拡大を防ぐため、地元関係者と連絡を取り合い、応急修理を施す。
- (2) 被害が著しい場合は、損壊を防ぎ、履屋などを設ける。
- (3) 被害の大小に関わらず、防護柵などを設け安全と現状保存を図るようにする。

2 美術工芸品

美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

3 その他の文化財

遺跡などの被害の程度により、復旧の見込みがある場合は、地元関係者と連絡を取り合い、保存の処置を進める。

第21節 要配慮者への支援

身体・生命を守る自衛能力が不足している高齢者や乳幼児、傷病者、障がい者及び言葉や文化が異なり、迅速かつ的確な行動がとりにくい外国人などの要配慮者に対しては、発災直後の避難誘導からその後の応急対策、復旧に至るまで、実情に応じた配慮を行い、安全確保を第一とする対策を積極的に推進する。

第1 社会福祉施設等入所者の安全確保 【福祉班】【高齢介護班】【社会福祉法人】

施設管理者及び市は、要配慮者等の安全を確保する。

1 施設管理者

項目	内容
施設職員の確保	施設管理者は、緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行い、緊急体制を確保する。
避難誘導及び受入先への移送の実施	施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に実施する。
物資の供給	施設管理者は、飲料水、食糧、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合は、市に協力を要請する。

■資料-76 白岡市内の障がい者福祉施設の一覧

■資料-77 白岡市内の介護施設の一覧

2 市

項目	内容
避難誘導及び受入先への移送の実施	市は、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。
巡回サービスの実施	市は、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。
ライフライン優先復旧	市は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

第2 避難行動要支援者等の避難支援 【安心安全班】【福祉班】【高齢介護班】

1 避難のための情報伝達

市は、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を参考に、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令等の判断基準を定めた上で、災害時において適時適切に発令する。

また、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、特に配慮する。

2 避難行動要支援者の避難支援

市は、避難行動要支援者名簿や避難支援プランを活用し、避難行動要支援者が地域の支援者等によって安全に避難できるよう措置する。

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて実施する。

避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。

市は、発災時に本人同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講じるよう努める。

避難行動要支援者及び名簿情報は、避難支援者関係者から避難場所等の責任者に引き継ぎ、避難所生活後の生活支援に活用する。

3 避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動

(1) 安否確認及び救助活動

市は、災害時要援護者登録制度等による、避難行動要支援者名簿及び避難支援プランを活用し、避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動を実施する。職員による調査班のほか、避難支援等関係者等の協力を得て、各居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認を実施する。

(2) 救助活動の実施及び受入先への移送

市は、救助活動の実施及び受入先への移送について、次のとおり対応する。

ア 市民の協力を得ながら避難行動要支援者等の救助を行う。

イ 避難行動要支援者等を医療施設、社会福祉施設及び福祉避難所等に収容する。

4 名簿に記載されていない要配慮者の避難支援・安全確保

妊産婦や乳幼児は永続的な状態ではなく、人の入れ替わりが頻繁であるため、事前の把握が困難である。そのため、避難行動要支援者名簿に掲載されないことが考えられる。

市は、妊産婦や乳幼児の事前把握の方法を検討するとともに、妊産婦や乳幼児は、避難に時間と支援を要することが多いことを考慮し、優先的な避難等を実施するなど安全を確保する。

一方、外国人や旅行者等は、避難行動に係る支援は比較的不要であるが、日本語や地理の理解に困難を伴うため、主に情報発信に係る支援を実施する。

第3 避難生活における要配慮者支援 【安心安全班】【福祉班】【高齢介護班】

1 生活支援物資の供給

市は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの飲料水、食糧、生活必需品等の調達及び供給を行う。

配布を行う際には、場所や時間を別に設ける。

2 避難所における要配慮者への配慮

(1) 区画の確保

避難所内に、要配慮者のために区画された場所を提供するなど配慮する。

(2) 物資調達における配慮

要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努

める。

(3) ヘルプカードの活用

市は、要配慮者への効果的な救助を行うため、要配慮者が援助を必要としている内容がわかるヘルプカードを避難所において配布し、回収する。

(4) 巡回サービスの実施

市は、職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師などにより、チームを編成し、避難所で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、避難所には、女性相談窓口を設け、女性相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させる。

(5) 福祉避難室の設置

市は、避難所での集団生活が困難な要配慮者に対しては、避難所である小中学校等の特別教室や空き教室に「福祉避難室」を開設し、受入れを行う。福祉避難室は、家族等の介助により避難生活が可能なレベルの要配慮者を対象とするが、さらに専門的な介護等を必要とする要配慮者については、福祉避難所への移送を検討する。

(6) 福祉避難所の利用

市は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、避難所での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

福祉避難所の開設に当たっては、社会福祉施設と受入れ可能人数等を協議する。福祉避難所や福祉避難室を設置した場合は、速やかに住民に対し周知するとともに、県本部に報告する。

なお、「震災対策編第3章第11節第5 避難所の運営」にも避難所における要配慮者対策を定めている。

3 避難所外も含めた要配慮者全般への支援

(1) 情報提供

市は、ボランティア等の支援を受けて、在宅、避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリや文字放送テレビ等により、情報を随時提供していく。

(2) 相談窓口の開設

市は、庁舎1階会議室等に相談窓口を開設する。相談窓口には、職員、福祉関係者、医者、ソーシャルワーカー等を配置し、総合的な相談を実施する。

(3) 巡回サービスの実施

市は、職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師などにより、チームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、こころのケア等の巡回サービスを実施する。

(4) 物資の提供

在宅の要配慮者へ生活支援物資を供給する。確実に供給できるように配布手段、方法を確立させる。

(5) 福祉避難所の利用

県及び市は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

4 応急仮設住宅の提供に係る配慮

県は、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について要配慮者に配慮するよう努める。市は、入居者の選定に当たって、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

第4 乳幼児への対応

【子育て支援班】【保健衛生班】

乳幼児の安全確保について、次の対策を実施する。

1 避難所に避難する場合の対策

(1) 区画された専用の場所の設置

不特定多数の避難者のなかでの授乳や夜泣き等により避難者間でストレスが高まることがあるため、乳幼児を抱える家族については、区画された専用の場所を設ける。

(2) 乳幼児用の食糧・生活必需品の配布

乳幼児に必要な乳児用ミルク、おむつ等の物資については、迅速に調達して配布する。

2 在宅の場合の対策

(1) 在宅状況の把握

「子育て支援班」は、民生委員・児童委員、自主防災組織等の協力を得て、巡回パトロールなどを行い、在宅状況を把握する。

(2) 生活援助物資等の配布

「子育て支援班」は、必要に応じ、生活援助物資等を配布する。

第5 外国人の安全確保

【地域振興班】

1 避難誘導等の実施

(1) 安否確認の実施

市は、職員や語学ボランティア等の協力により、調査班を編成し、外国人住民に係る住民票等に基づき外国人の安否確認をするとともに、その調査結果を県に報告する。

(2) 避難誘導の実施

市は、あらかじめ用意した原稿等を使用し、広報車や市の防災行政無線等を活用して外国語による広報を実施することにより、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

2 情報提供及び相談窓口開設

(1) 情報提供

市は、テレビ・ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を行う。また、語学ボランティアの協力を得ながら、広報紙・情報誌等の発行による生活情報の提供を随時行う。

(2) 相談窓口の開設

市は、庁舎内等に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

(3) 通訳・翻訳ボランティアの確保

市は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように通訳、翻訳ボランティアなどへの協力を呼びかけ、人材を確保する。

第4章 震災復旧及び復興計画

市民の一刻も早い生活の安定と社会秩序の回復を図るため、被災者の生活手段の確保、中小企業等への融資、義援金の配布などについて適切な対策を行うとともに、災害からの教訓を踏まえ、国・県と連携してより災害に強いまちづくりに繋げる復旧及び復興計画を策定する。

第1節 迅速な災害復旧

応急復旧の進捗状況に応じて災害対策本部から復旧復興本部への組織改正を検討し、必要な事業を迅速に推進する。

第1 プロジェクト体制による推進

【企画政策班】

被害状況に応じて速やかに総合的な措置を講じるため、「企画政策班」が中心となって各部門と調整し、推進する「災害復旧・復興計画策定プロジェクト」体制をとる。

第2 災害復旧事業計画の作成

【企画政策班】

1 災害復旧事業計画の作成

災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分に調査・検討し、所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

災害復旧事業計画の作成に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

2 災害復旧事業計画の種類

災害復旧事業の種類は、次に示すとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上水道施設災害復旧事業計画
- (5) 下水道施設災害復旧事業計画
- (6) 住宅災害復旧事業計画
- (7) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (8) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (9) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (10) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (11) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (12) その他の計画

第3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

【財政班】

被災施設の災害復旧事業計画を速やかに作成し、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

特に公共土木工事施設の復旧に関しては、被災施設の災害の程度により、公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

1 法律に基づく財政援助措置

法律又は予算の範囲内において国が全額又は一部負担又は補助して行う災害復旧事業の財政援助根拠法令等は次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧等国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧事業制度

都市災害復旧事業は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。

- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 水道法

2 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚な災害が発生した場合に、地方公共団体の経費負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高める目的で、昭和37年に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）」が制定された。その内容は、激甚災害の復旧事業その他当該災害に関連して行われる事業が適切に実施されるための地方公共団体に対する特別の財政援助、激甚災害発生に伴う被災者に対する特別の助成等である。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害復旧事業関連事業
公共土木施設災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に掲げる施設で、政令で定めるものの新設又は改良に関する事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業
 - エ 公営住宅災害復旧事業
公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
生活保護法第40条又は第41条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
老人福祉法第15条第3項又は第4項の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業
 - ク 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業
身体障害者福祉法第28条第1項又は第2項の規定により設置した身体障がい者社会参加支援施設の災害復旧事業
 - ケ 障がい者自立支援施設等災害復旧事業

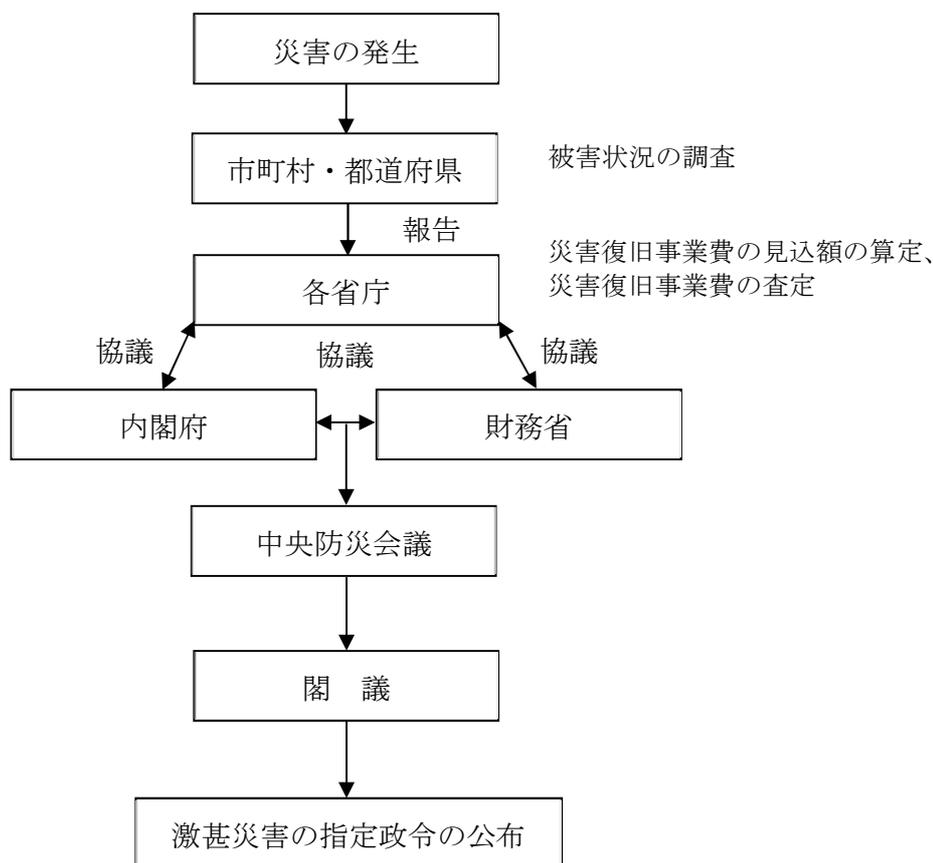
- 障害者自立支援法第79条第1項若しくは第2項又は第83条第2項若しくは第3項の規定により設置した障がい者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障がい福祉サービス（同法第5条第6項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第項に規定する就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
 売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設（市町村又は社会福祉法人が設置した婦人保護施設で都道府県から収容保護の委託を受けているものを含む。）の災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
 激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58の規定による感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業
 (ア) 区域内の排除事業
 激甚災害に伴い発生した土砂等の流入、崩壊等により河川、道路、公園その他の施設で、激甚法で定めるものの区域内に堆積した、激甚法で定める程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの
 (イ) 区域外の排除事業
 激甚災害に伴い発生した上記（ア）に規定する区域外の堆積土砂であって、市長が指定した場所に集積されたもの又は市長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市が行う排除事業
- セ 水排除事業
 激甚災害の発生に伴い浸入した水で浸入状態が激甚法で定める程度に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業等に対する補助
 エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
 ウ 事業組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助及び助成
 ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 ウ 日本私学振興財団の業務の特例
 エ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 オ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
 カ 水防資材費の補助の特例
 キ 罹災者公営住宅建設資金の特例
 ク 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び小災害復旧事業に対する特別の財政援助

- ケ 雇用保険法第10条に規定する雇用保険の被保険者に対する失業の基本手当の支給
- コ 上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助

第4 激甚災害の指定

市内に大規模な被害が生じた場合は激甚法による援助、助成等を受けて、適切な復旧計画を実施する必要がある。このため、本計画においては激甚法指定の促進及び手続について定める。

なお、激甚災害の指定手続の流れは、次のとおりである。



【激甚災害の指定手続の流れ】

1 激甚災害の指定の手続

地方公共団体の長等の報告を受けた内閣総理大臣が中央防災会議に諮問する。

中央防災会議では、激甚災害であるか否かの判断及び発動すべき特別措置の範囲を、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて審議決定し、これらを政令で指定する。

2 激甚災害に関する調査報告

市長は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮して、次に示すような災害状況等を報告し、県が行う調査に対しても積極的に協力する。

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域

- (4) 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- (5) 被害に対してとられた措置
- (6) その他必要な事項

3 激甚災害指定の促進

激甚災害の指定を受ける必要があると認めた場合、市長は、県知事及び担当局長と連絡をとり、指定の促進に努める。

4 特別財政援助額の交付手続

激甚災害の指定を受けたときは、適用対象事業を所管する市長は、速やかに関係調書等を作成し、県及び国の関係部局に提出する。

第5 災害復旧事業の実施

被災施設の復旧を迅速に行うため、県、指定地方行政機関、指定公共機関等は、実施に必要な職員の配置、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置を早期に行う。

復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるよう努める。

被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、再度の被害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

また、復旧事業の実施に当たっては、市民の理解を得るように努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し監督指導等を行う。

第2節 計画的な災害復興

第1 復興計画の作成

【企画政策班】【資材班】【建築班】

1 復興に関する事前の取組の推進

早期の復興を実現するため、復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう、あらかじめ復興手続等について検討を行い、必要に応じて復興プラン等を策定する。

2 復興対策本部の設置

被害状況を速やかに把握し、復興の必要性を確認した場合は、市長を本部長とする復興対策本部を設置する。

3 復興計画の策定

(1) 復興方針の策定

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員により構成される復興検討委員会を設置し、復興方針を策定する。

市は、震災復興方針を策定した場合には、速やかにその内容を市民に公表する。

(2) 復興計画の策定

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

第2 震災復興事業の実施

【企画政策班】【資材班】【建築班】

1 市街地復興事業のための行政上の手続の実施

以下の法令に基づき対応する。

(1) 建築基準法第84条建築制限区域の指定

ア 県

県は、建築主事を置く市町村（建築基準法第97条の2に基づき建築主事を置く市町村を除く。）以外の市町村で、被災した市街地で都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があると認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。

イ 建築主事を置く市町村

建築主事を置く市町村（建築基準法第97条の2に基づき建築主事を置く市町村を除く。）は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。

(2) 被災市街地復興特別措置法上の手続

ア 市

市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

被災市街地復興推進地域の決定は、通常の都市計画決定の手続と同様の手続が必要となる。

イ 県

県知事は、市町村による被災市街地復興推進地域の決定の同意又は協議を行う。

また、県は特定大規模災害を受けた市町村から要請があり、かつ地域の実情を勘案して必要と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で当該市町村に代

わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定又は変更のため、必要な措置をとる。

2 震災復興事業の実施

市は、復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に復興計画に基づき、復興事業を推進する。

第3節 生活再建等の支援

多くの市民が負傷、又は住家や家財等の喪失を被る可能性があり、また、電気、ガスあるいは電話の途絶などにより、異常な混乱状態に陥ることが予想される。このため、被災した市民の生活再建を援護し、市民の自力復興を促進して、市民生活の早期安定を図る。なお、市のみならず他自治体との協力体制を確立する。

第1 災害相談窓口の設置

【地域振興班】

被災者から寄せられる多様な生活上の不安に対応できるよう、総合相談窓口を早期に開設し、被災以前の状態への早期回復を図る。

1 災害相談窓口の設置

大規模な災害が発生したとき、又は市長の指示があったときは、市役所や各避難所に、被災者又はその関係者からの家族の消息、医療救護、交通情報等に関する問い合わせの相談に応じるための災害相談窓口を開設し、相談、問い合わせ等の受付業務を実施する。

なお、避難所が多数となる場合は、自動車等での巡回による相談実施とすることも考慮する。

2 災害相談窓口の業務

災害相談窓口では、おおむね次のような業務を行うこととするが、災害の規模や範囲に応じて業務内容の調整等柔軟に対応する。

(1) 行方不明者等に関する相談

発災直後から警察、消防、医療関係機関等と連携し、被災者の安否に関する情報を収集するとともに、行方不明者等の相談に対応する。

(2) 医療、保健、福祉、住宅、法律等、専門分野での相談

医療、保健（精神保健含む）、福祉、住宅、法律等に関する相談や対応を、関連各課に依頼する。

(3) 各種手続の総合窓口

災害弔慰金の交付、資金貸付、税の減免、中小企業者・農業者への融資等に関する書類配付・受付等の手続及び相談を一元的に受付け、各課へ処理を依頼する。

第2 被災者台帳の作成・罹災証明書の発行

【税務班】【福祉班】

市は、災害発生時に被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳を整備する。また、住家の被害認定の結果をもとに罹災証明書を発行する。

1 被災者台帳の作成

被災者台帳で記載する内容は次のとおりとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) その他（内閣府令で定める事項）

2 台帳情報の利用及び提供

市は、被災者に対する援護の実施に必要な限度で当該台帳を利用する。

3 罹災証明事項

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害によって被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行う。

住家被害（全壊、大規模半壊、半壊、一部破損、浸水、流出等）

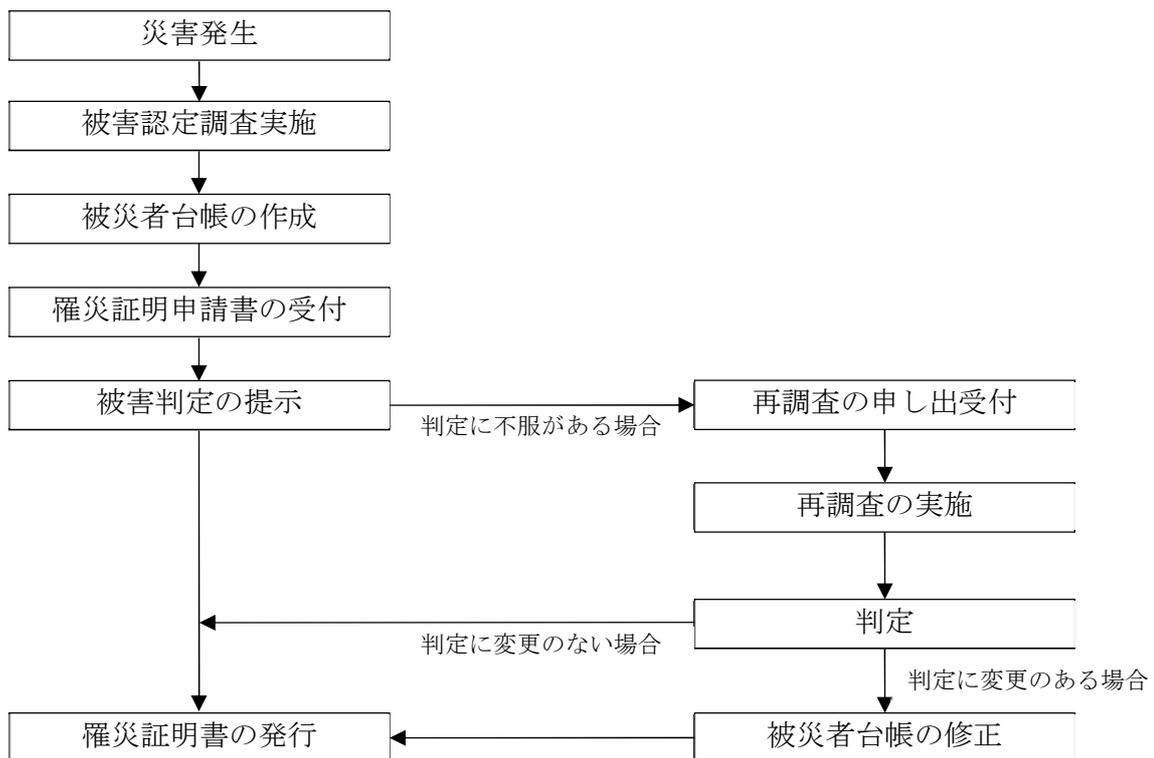
4 罹災証明者

罹災証明は市長が行うものとし、罹災証明書の発行事務は「税務班」が担当する。ただし、火災による罹災証明は消防署長が行う。

5 罹災証明書の発行体制の整備

「罹災証明書」の発行体制を整備する。

- (1) 火災以外の自然災害による罹災証明は、「税務班」で発行する。
- (2) 火災及び火災に伴う水損による罹災証明は、消防署で発行する。
- (3) いずれの場合も、罹災状況を確認できない場合には、罹災者の届出に基づく「罹災届出証明書」を発行する。



【罹災証明書発行の流れ（火災以外の自然災害）】

6 被災程度の判定

家屋の被災程度の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成25年6月）、内閣府（防災担当）」により行う。

■資料-78 災害に係る住家の被害認定基準運用指針

7 被害認定調査の概要

被災した住家に対する被害調査は、「税務班」を中心に「福祉班」の協力により第1次調査、第2次調査の2段階で実施する。

第1次調査は、外観目視調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素（外観から調査可能な部分に限る。）ごとの損傷程度等の目視により把握する。

第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から結果に不服があった場合及び第1次調査が物理的にできなかった家屋について申し出に基づき、調査を実施する。

第2次調査は、外観目視調査及び内部立入調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視により把握する。
なお、第2次調査は、原則として申請者の立会いが必要となる。

8 被災者台帳の作成

「被災者台帳」は被害認定調査結果に基づき作成し、被災者の「罹災証明書」発行申請の際に使用する。

■資料-33 被害調査要領（県要領に準拠）様式第4号 被災者台帳

9 罹災証明書の発行

市長は、申請のあった被災者に対し、被災者台帳に基づき、罹災証明書を発行する。

なお、罹災証明書の交付については、白岡市手数料条例第5条第1項第4号の規定に基づき、手数料は徴収しない。

■資料-79 罹災証明書交付申請書及び罹災証明書

10 被災者支援業務の標準化

市及び県は、大規模災害時に、市町村間が相互応援することを想定し、住家の被害認定や罹災証明、被災者台帳等の共通化を検討する。

第3 被災者の生活確保

【税務班】【福祉班】【商工班】【高齢介護班】 【援護班】【子育て支援班】

被災した市民が早期に再起更生できるよう、被災者に対する職業のあっせん、租税の徴収猶予及び減免、資金の融資等の実施により、被災者の生活確保を図る。

1 職業のあっせん

災害により、離職を余儀なくされた被災者に対する職業のあっせんについては、埼玉労働局が公共職業安定所を通じ、臨時職業相談窓口の設置、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施などにより、早期再就職の促進を図る。

市は、被災者のために開設する相談所等において、離職者の状況を把握し、埼玉労働局及び県産業労働部に報告するとともに、状況によって臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施を要請する。

2 災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給及び災害援護資金の貸付については、市が実施主体となり、条例に基づき実施する。

■資料-80 災害弔慰金の支給等に関する条例

■資料-81 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(1) 災害弔慰金の支給

項目	内容
対象災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然災害 1 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 2 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 3 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 4 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む県が2以上ある場合の災害
支給対象	1 上記の災害による死亡者（3ヶ月以上の行方不明者を含む。） 2 住居地以外の市町村の区域内（県外も含む。）で災害に遭遇して死亡した者
受給遺族	死亡した者の当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じく同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）の範囲とする。 ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。
支給額	1 生計維持者が死亡した場合 500万円 2 上記以外の場合 250万円
費用負担	国 1/2、県 1/4、市町村 1/4。ただし、県、市町村の負担分は、特別交付税で財政措置される。

(2) 災害障害見舞金の支給

項目	内容
対象災害	災害弔慰金の場合と同様である。
受給者	上記の災害によりにより重度の障がい（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者
支給額	1 生計維持者 250万円 2 1以外の場合 125万円
費用負担	災害弔慰金の場合と同様である。

(3) 災害援護資金の貸付

項目	内容
1 実施主体	市町村
2 対象災害	都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害
3 受給者	上記の災害で負傷又は住居、家具に被害を受けた者
4 貸付限度額	1 世帯主の1ヶ月以上の負傷 限度額 150万円 2 家財の1/3以上の損害 限度額 150万円 3 住居の半壊 限度額 170(250)万円 4 住居の全壊 限度額 250(350)万円 5 住居の全体が滅失若しくは流失 限度額 350万円 6 1と2が重複 限度額 250万円 7 1と3が重複 限度額 270(350)万円 8 1と4が重複 限度額 350万円 (注)被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は()内の額
5 所得制限	1 世帯員が1人 220万円 2 世帯員が2人 430万円 3 世帯員が3人 620万円 4 世帯員が4人 730万円 5 世帯員が5人以上 730万円に、1人増すごとに30万円を加えた額 6 ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。
6 利率	年3% (据置期間中は無利子)
7 据置期間	3年 (特別の場合5年)
8 償還期間	10年 (据置期間を含む)
9 償還方法	年賦又は半年賦
10 貸付原資負担	国 2/3 都道府県・政令指定都市 1/3

3 市税等の徴収猶予、減免等

被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）、被保険者等に対し、地方税法又は市条例により、期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を、それぞれの実態に応じて適時・適切に講じる。

(1) 市税の納税緩和措置

ア 期限の延長（白岡市税条例第18条の2）

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は市税を納付若しくは納入できないと認めるときは、次の方法により、災害が治まったあと2ヶ月以内（特別徴収義務者は30日以内）に限り、当該期限を延長する。

災害が広域にわたる場合は、市長が職権により適用地域と期限の延長を指定する。

イ 徴収猶予（地方税法第15条）

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付又は納入できないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行う。

ウ 滞納処分の執行の停止等（地方税法第15条の5、第15条の7、第15条の9）

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予、延滞金の免除等適切な措置を講じる。

- エ 減免（白岡市税条例第51条、第71条）
被災した納税義務者に対し、該当する各税目について、次により減免を行う。
- (ア) 市民税（法人市民税を含む。）
被災した納税義務者本人又は住宅、家財の被災の程度に応じて減免を行う。
 - (イ) 固定資産税、都市計画税
被災した固定資産（土地、家屋及び償却資産）の被災の程度に応じて減免を行う。
- (2) 国民健康保険税の減免等
- ア 減免（白岡市国民健康保険税条例第23条）
災害により、生活が著しく困難となった者に対し、被災の状況に応じて保険税を減免する。
 - イ 徴収猶予（地方税法第15条）
災害により財産に損害を受けた納税義務者が、保険税を一時に納付できないと認められるときは、その者の申請に基づき、納付できない金額を限度として、1年以内において徴収を猶予する。
- (3) 介護保険料の徴収猶予及び減免
- ア 徴収猶予（白岡市介護保険条例第11条）
納付義務者又はその生計主が、災害により財産に著しい損害を受け、保険料を納付することができないと認められる場合に、申請に基づき、納付することができないと認められる金額及び6か月以内の期間を限度として徴収猶予する。
 - イ 減免（白岡市介護保険条例第12条）
納付義務者又はその生計主が、災害により財産に著しい損害を受け、保険料を全額負担することが困難であると認められる場合に、申請に基づき、その損害の程度に応じて減免する。
- (4) 国民年金保険料の免除
第一号被保険者（強制加入）又はその世帯員が被災により財産に損害を受け、保険料の納付が困難なときは、申請に基づき、内容審査の上、社会保険事務所に保険料免除申請書を提出する。
- (5) 保育料の減免
災害により損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて、保育所や学童保育所等の保育料を減免する。
- (6) 国民健康保険一部負担金の減免等（国民健康保険法第44条、白岡市国民健康保険に関する規則第12条）
災害により国民健康保険の被保険者が死亡し、身体に著しい障がいを受け、又は資産に重大な損害を受けた場合であって、医療機関から療養の給付を受ける際に、一部負担金を支払うことが困難であると認められる場合に、申請に基づき、一部負担金を減免し、又は6ヶ月以内の期間を限度として徴収を猶予する。

第4 住宅資金及び生活福祉資金の融資

1 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構は、地震等の自然災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定に基づき災害復興住宅融資（建設資金、購入資金又は補修資金）を行う。

(1) 災害復興住宅建設及び補修資金に基づく融資

項目	内容
融資を受けることができる者	1 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付された者（建設・購入：住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付された者） 2 自分が居住するために住宅を建設、購入又は補修する者 3 年収に占めるすべての借入の年間合計返済額の割合が基準を満たす者 4 日本国の者、永住許可などを受けている外国人又は法人
融資を受けることができる住宅	1 建設：1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅 注）被災前の住宅部分の床面積が175㎡超の場合は、その床面積が上限 2 購入：1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡（マンションの場合、30㎡）以上175㎡以下の住宅 注）被災前の住宅部分の床面積が175㎡超の場合は、その床面積が上限
融資限度額	1 建設の場合 基本融資額（建設資金） 1,680万円 特例加算額（建設資金） 520万円 基本融資額（土地取得資金） 970万円 基本融資額（整地資金） 450万円 2 購入の場合 基本融資額（購入資金） 2,650万円 特例加算額（購入資金） 520万円 3 補修の場合 基本融資額（補修資金） 740万円 基本融資額（整地資金又は引方移転資金） 450万円（注） （注）整地資金及び引方移設資金の両方を利用する場合は、合計で450万円が限度額
融資金利	基本融資額年0.45%、特例加算額年1.35%（令和2年9月）
最長返済期間	建設35年、購入35年、補修20年 融資の日から3年間の金利据置期間を設けることができ、据置期間を設定すると返済期間の延長できる。年齢による最長返済期間は、80歳から申込本人の申込時の年齢を引いた値となる。
担保	建設・購入：建物及び敷地に機構が第1順位の抵当権を設定 補修：建物に機構が抵当権を設定

2 生活福祉資金の融資

県社会福祉協議会は、被災した低所得者等に対し、生活福祉資金貸付制度に基づき、「災害を受けたことにより臨時に必要な経費」、「住宅の補修等に必要な経費」の貸付を相談支援とともに行う。

(1) 災害を受けたことにより臨時に必要な経費

項目	内容
貸付対象者	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）※ただし、「災害弔慰金の支給に関する法律」に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
資金使途	滅失した家財の購入、転居費用等
貸付限度	150万円以内
償還期間	6月以内の据置期間経過後、7年以内
貸付利子	貸付利子（連帯保証人を立てる場合は無利子） （連帯保証人がいない場合据置期間後：年1.5%）

(2) 住宅の補修等に必要な経費

項目	内容
貸付対象者	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）※ただし、「災害弔慰金の支給に関する法律」に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
資金使途	現住家屋が被災したことによる補修費用や改築費用
貸付限度	250万円以内
償還期間	6月以内の据置期間経過後、7年以内
貸付利子	貸付利子（連帯保証人を立てる場合は無利子） （連帯保証人がいない場合据置期間後：年1.5%）

第5 被災者生活再建支援制度

地震などの自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由等により自立した生活を再建することが困難な者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

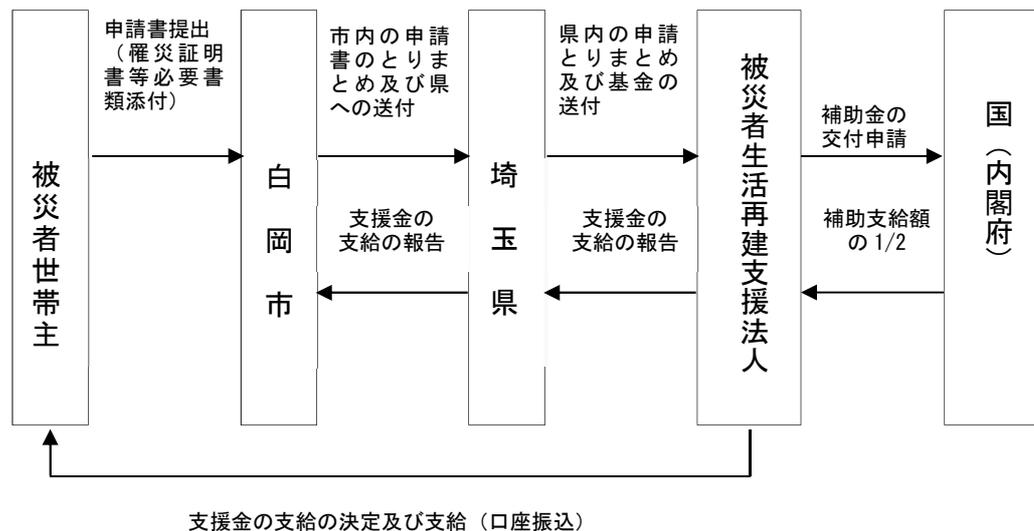
(1) 被災者生活再建支援制度の概要

目的	被害を受けた者に対し都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給しその生活の再建を支援する。																						
対象となる自然災害	<p>自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市区町村における自然災害 2 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村における自然災害 3 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害 4 1又は2の市区町村を含む都道府県区域内で、5世帯以上の住宅全壊する被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 5 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、1～3の区域に隣接する市区町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 6 1若しくは2の市区町村を含む都道府県又は3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る） 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口5万人未満に限る） 																						
対象被災世帯	<p>上記の自然災害により次の被害が生じている世帯を対象とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅が全壊（全焼・全流出）した世帯 2 住宅が半壊（半焼）し、又は敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 3 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 4 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯） 																						
支援金の支給額	<p>支給額は、以下の2つの支援金の合計となる。 （注）世帯人数が1人の場合は、各当該欄の3/4の額</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" data-bbox="443 1249 1401 1361"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊 (対象被災世帯1)</th> <th>解体 (対象被災世帯2)</th> <th>長期避難 (対象被災世帯3)</th> <th>大規模半壊 (対象被災世帯4)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> 2 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table border="1" data-bbox="443 1397 1209 1509"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃貸（公営住宅以外）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）加算支援金のうち、2以上に該当するときの支援金の額は、最も高いものとする。</p>					住宅の被害程度	全壊 (対象被災世帯1)	解体 (対象被災世帯2)	長期避難 (対象被災世帯3)	大規模半壊 (対象被災世帯4)	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊 (対象被災世帯1)	解体 (対象被災世帯2)	長期避難 (対象被災世帯3)	大規模半壊 (対象被災世帯4)																			
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																			
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）																				
支給額	200万円	100万円	50万円																				
市町村	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅の被害認定 2 罹災証明書等必要書類の発行 3 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 4 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付 																						
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況のとりまとめ 2 災害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示 3 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び支援法人への送付 																						
被災者生活再建支援法人	<ol style="list-style-type: none"> 1 国への補助金交付申請等 2 支援金の支給 3 支給申請書の受領・審査・支給決定 4 申請期間の延長・報告 																						
国（内閣府）	被災者生活再建支援法人への補助金交付等																						

(2) 支援金の支給

支援金の支給に関して、市は、次の事務を行う。

- ア 住宅の被害認定
- イ 罹災証明書等必要書類の発行
- ウ 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務
- エ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付
- オ 使途実績報告書のとりまとめ及び県への送付



【支援金の支給手続の流れ】

第6 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

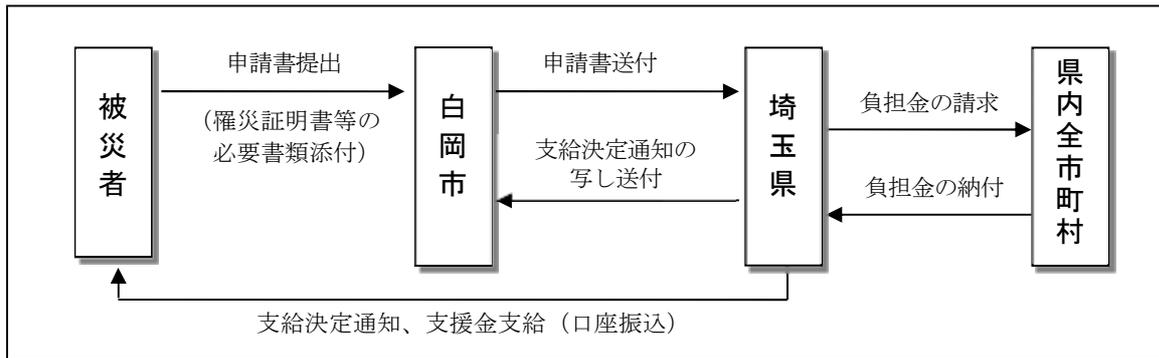
法に基づく被災者生活再建支援制度では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

このため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度（埼玉県・市町村生活再建支援金の支給、埼玉県・市町村家賃給付金の支給及び埼玉県・市町村人的相互応援）を創設し支援を行う（平成26年4月1日以降に発生した自然災害から適用）。

■資料-82 埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定

(1) 埼玉県・市町村生活再建支援金の概要

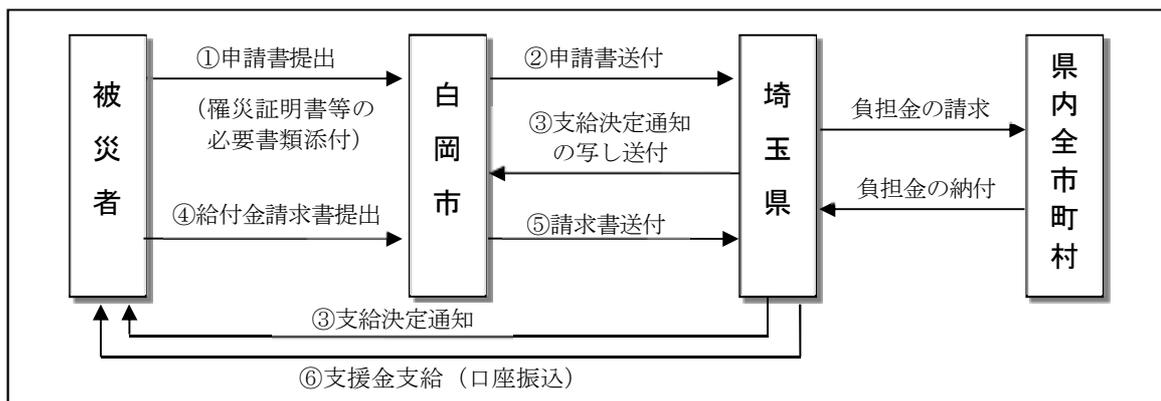
目的	被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。																						
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容																						
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。																						
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金に関する要綱第2条第1項（2）で定めるもの 1 住宅が全壊した世帯 2 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 3 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 4 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容																						
支援金の額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額） 1 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" data-bbox="432 958 1401 1070"> <tr> <td>住宅の被害程度</td> <td>全壊</td> <td>解体</td> <td>長期避難</td> <td>大規模半壊</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> 2 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table border="1" data-bbox="432 1115 1291 1227"> <tr> <td>住宅の再建方法</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃借（公営住宅以外）</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> ※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容					住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																			
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																			
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																				
支給額	200万円	100万円	50万円																				
市町村	1 住宅の被害認定 2 罹災証明書等必要書類の発行 3 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 4 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付																						
県	1 被害状況のとりまとめ 2 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 3 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 4 被災世帯主へ支援金の支給 5 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 6 申請期間の延長決定																						



【支援金の支給手続の流れ】

(2) 埼玉県・市町村家賃給付金の概要

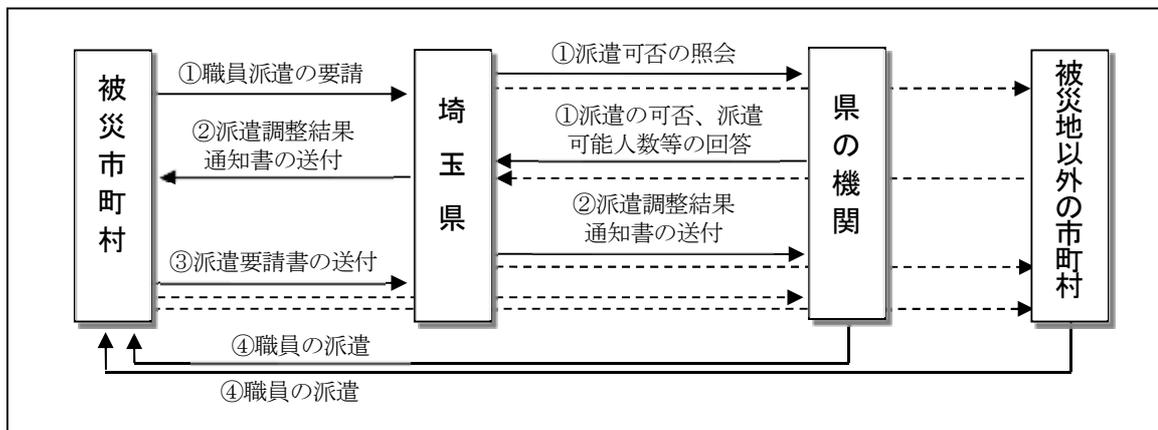
目的	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。
給付対象世帯	下記の特別な理由により、市又は県が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）。 1 全壊世帯に身体障がい者があり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 2 全壊世帯に児童又は生徒があり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。 3 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 4 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 5 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。 6 その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由。
給付金の額	給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。
市町村	1 住宅の被害認定 2 罹災証明書等必要書類の発行 3 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 4 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	1 被害状況のとりまとめ 2 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 3 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 4 被災世帯主へ支援金の支給 5 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 6 申請期間の延長決定



【給付金の支給手続の流れ】

(3) 埼玉県・市町村人的相互応援の概要

目的	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。
対象災害	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
応援内容	被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。
被災市町村 (要請市町村)	<ol style="list-style-type: none"> 1 県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出） 2 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 3 派遣市町村又は県の派遣機関に対して派遣要請書を提出 4 派遣職員の受入
被災地以外の市町村 (派遣市町村)	<ol style="list-style-type: none"> 1 派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答 2 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 3 要請市町村から派遣要請書を受領 4 職員の派遣
県 (統括部、支部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会 2 派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付 3 要請市町村から派遣要請書を受領 4 県の派遣機関による職員の派遣

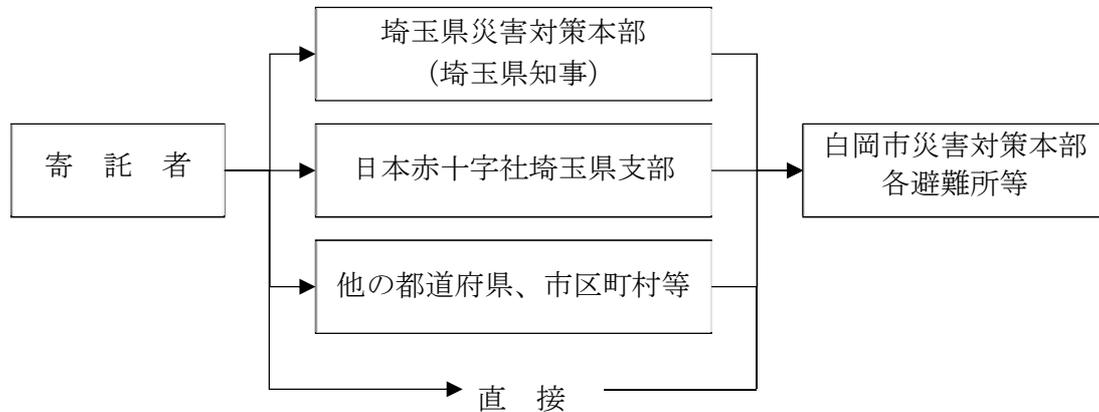


【派遣手続の流れ】

第7 義援金・義援物資等の受入、保管

【福祉班】

一般から拠出された義援金・義援物資等で、市に寄託されたもの及び県知事又は日本赤十字社埼玉県支部から送付された義援金・義援物資等を確実、迅速に被災者に配分するため、物資の保管場所、事務分担等について必要な事項を定める。



【義援金・義援物資等の経路概要】

1 義援金・義援物資等の受付

- (1) 一般から拠出された義援金・義援物資等で市に寄託されたもの及び県知事又は日赤支部から送付された義援金・義援物資等については、「福祉班」において受け付ける。ただし、災害の状況によっては、臨時にその他の場所でも受け付ける。
- (2) 義援金・義援物資等の受領については、寄託者に受領書を発行する。

2 義援金・義援物資等の配分・輸送

- (1) 義援金・義援物資等の配分は、被害状況確定後、市長の決定に基づき、被災地区の罹災人員等の被災状況を勘案して、配分計画を立案して被災者に配分する。なお、市は、被災者への義援金の支給状況について、県配分委員会に報告する。
- (2) 被災者に対する配分に当たっては、必要に応じて各種団体の協力を得て、迅速かつ公平に配分する。

3 義援金・義援物資等の保管場所

寄託又は送付された義援金・義援物資等を、被災者に配分するまでの一時保管場所として、市役所会議室等を使用するほか、市長の指定する場所に保管する。

第8 被災中小企業等への融資

県は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として施設の復旧並びに事業の再建に必要な資金が迅速かつ円滑に融資されるよう次の措置を実施する。

(1) 経営安定資金（災害復旧関連）

対象	地震、台風、大雨、火災等の災害の被害を受けた中小企業者及び中小企業組合	
申込対象者の要件	<p>信用保証協会及び取扱金融機関の保証（融資）条件を満たし、次のすべてに該当</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業に必要な許認可等を取得していること。 2 事業は、信用保証の対象となる業種に属するものであること。 3 融資申込分も含めて、保証残高が信用保証協会の保証限度額の範囲内であること。 4 経済産業大臣の指定する災害その他の突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けていること。 <p>(1) 大臣指定等貸付 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき政令で定める地域内に事業所を有し、激甚災害を受けた者のうち、災害関係保証を利用する者で、市町村長等の発行する罹災証明を受けていること。</p> <p>(2) 知事指定等貸付 災害の影響を受け、市町村の罹災証明を受けていること。</p> <p>(注) 申込の日以前6か月以上引き続き県内に事業所を有し、6ヶ月以上継続して同一事業を営んでおり、かつ、事業税を滞納していないこと</p>	
資金使途	<ol style="list-style-type: none"> 1 設備資金 災害の復旧に必要な工場、店舗の建設、機械設備の購入等の資金 2 運転資金 災害の影響を軽減するために必要な、商品の仕入れや外注費支払い等の資金 	
融資限度額	<p>設備資金 5,000 万円（組合の場合 1 億円） 運転資金 5,000 万円（組合の場合 6,000 万円）</p>	
融資条件	融資期間	<p>設備資金 10 年以内 運転資金 7 年以内</p>
	融資利率	<p>1.0%以内 固定金利：大臣指定等貸付 1.1%以内 固定金利：知事指定等貸付 （令和2年度）</p>
	担保及び保証人	<p>金融機関、埼玉県信用保証協会との協議 個人：原則不要、法人：代表者を連帯保証人</p>
	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する
据置期間	2 年以内	
申込受付場所	<p>中小企業者：商工会議所又は商工会 中小企業組合：中小企業団体中央会</p>	

第9 被災農林漁業関係者への融資等

【農政班】

市は、被災した農林漁業者又は団体の復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、資金対策として一般金融機関及び政府系金融施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう次の措置を実施する。

(1) 天災融資法に基づく資金融資

根拠法	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
法律の発動	天災による農林水産物の被害が著しく、国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合に、必要事項を定めた政令を制定し発動(法第2条)する。 具体的には、被害の規模、広がり、深さ、資金需要等を総合的に勘案し判断する。
対象者 (借受資格者)	農業者の場合、減収量30%以上、かつ、損失額が平年の農業の総収入額の10%以上の被害を受けた者で、市長の認定を受けた者
貸付対象事業 資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、労賃、水利費、共済掛金(農業共済又は漁業共済)の支払い等
貸付利率	年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内 (具体的な適用金利については、天災融資法の発動の都度定められる。)
償還期限	3～6年以内(ただし、激甚災害のときは4～7年以内)
貸付限度額	市長の認定した損失額又は200万円(個人)のいずれか低い額(激甚災害のときは250万円)
助成内容	市町村又は都道府県が金融機関(農協、銀行等)に対して、利子補給又は利子補給補助を行った場合、国は都道府県に対し利子補給補助を実施
融資機関	農業協同組合、金融機関

注) 最終改正：平成23年5月2日

(2) 農林漁業施設資金（災害復旧施設）

借入対象者	主要な事業用資産につき地震・津波などにより損害を受けた農林漁業者 1 農業：農業を営む方 2 林業：林業を営む方（育林業、素材生産業、樹苗養成事業又は特用林産物生産業等に限る。）
資金の用途	1 農業：農舎、畜舎、農産物処理加工施設、保管貯蔵施設、直売施設、農機具等の復旧、果樹の改植又は補植 2 林業：素材、樹苗及び特用林産物の生産施設、林産物処理加工・流通・販売施設及び機械等の復旧
利率（年）	0.30%（令和2年9月18日現在）
返済期間	15年以内（うち据置期間3年以内） ただし果樹の改植又は補植にあつては28年以内（うち据置期間13年以内）
融資限度額	次の1又は2に掲げる額のいずれか低い額 1 負担する額の80% 2 300万円（特に必要と認められる場合には600万円）
取扱融資機関	(株)日本政策金融公庫

※借入の際には市町村長等が発行する罹災証明書等が必要。

(3) 農林漁業セーフティネット資金

借入対象者	1 主要な事業用資産が地震・津波などにより損害を受けた主業農林漁業者	
	個人	農林漁業に係る所得が総所得の過半を占めている方 又は、農林漁業に係る粗利益が200万円以上の方
	法人	農林漁業に係る売上高が総売上高の過半を占めている方 又は、農林漁業に係る売上高が1,000万円以上の方
資金の用途	農林漁業経営の維持安定に必要な長期運転資金	
利率（年）	0.16～0.25%（平成2年9月18日現在）	
返済期間	10年以内（うち据置期間3年）	
融資限度額	600万円（特認）年間経営費等の12分の3	
取扱融資機関	(株)日本政策金融公庫	
その他	担保または保証人が必要	

※借入の際には市町村長等が発行する罹災証明書等が必要。

(4) 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく農業災害資金の貸付

貸付対象者	降ひょう、降霜、低温、暴風雨、豪雨、干ばつ、降雪等の天災による災害によって損失を受けた被害農業者であつて市町村長の認定を受けた者 被害農業者として認定を受ける条件 1 農産物・畜産物・繭等 30（減収量）/100（平均収穫量）以上で、かつ10（損失額）/100（平年農業総収入）以上のもの 2 果樹・茶樹・桑樹・花植木等 30（損失額）/100（被害時価額）以上のもの 3 農業用生産施設 30（損失額）/100（被害時価額）以上のもの
資金使途	種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、知事の指定する農業用生産施設（ビニールハウスその他プラスチックハウス、ガラス室、果樹だな、畜舎、農産物倉庫、作業場等）の復旧に必要な資金。水利費、労賃、共済掛金等、その他農業経営に必要な資金
貸付利率	年0%（県・市の利子補給により実質無利子）
償還期限	6年以内（据置1年）
貸付限度額	市町村長が認定した損失額又は500万円のいずれか低い額
融資機関	農業協同組合又は金融機関
担保	保証人
その他	当該市町村長の被害認定を受けた者

(5) 農業共済制度

農業災害補償法に基づく農業共済団体に対し、災害補償業務の迅速、適正化を図る。

支払の相手	当該共済加入の被災農家
本県で農業共済の対象としている作物等	1 農作物共済：水稲、陸稲、麦 2 家畜共済：牛、豚、馬 3 果樹共済：ぶどう、なし 4 畑作物共済：大豆、蚕繭、茶（埼玉中部のみ）、スイートコーン（埼玉北部のみ） 5 園芸施設共済：園芸施設（温室など）、付帯施設、施設内の作物 6 任意共済：建物、農機具
支払機関	農業共済組合

第10 郵便物の特別扱い

【事業者】

日本郵便株式会社においては、災害が発生した場合において、公衆の被害状況など被災地の実状に応じ、郵政事業に係る災害特別事務扱い及び援護対策を実施する。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両を除く。）
- (2) 地方公共団体又は当社が収集した被災者の避難所開設状況及び（同意の上で作成した）避難者リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

- ア 被災地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
- エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 当社が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の地方公共団体等への情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱について、各社から要請があった場合の取扱
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち、協力できる事項

■資料-83 災害時における相互協力に関する覚書

第11 尋ね人の相談

【地域振興班】【市民班】

東日本大震災等では、情報手段の混乱等により被災者の安否や移動先について全国各地の親族、知人・友人等から安否の照会が市役所、警察、避難所に寄せられ、その対応に苦慮している。この教訓を踏まえ、被災者の安否等の情報を正確に把握し、迅速な対応を図る。

- (1) 相談窓口の開設
 - ア 正確な情報の把握
「地域振興班」は、発災直後から警察、消防、医療等の関係機関、避難所、住民組織等と緊密に連絡し、被災者に関する情報を収集する。
 - イ 警察との連携
「市民班」は、収集した被災者に関する情報を整理する。久喜警察署と連携して「相談窓口」を開設する。相談件数の減少に応じて窓口を閉鎖する。
- (2) 情報の提供
 - ア 新聞、テレビ、ラジオ等マスコミ報道の活用
 - イ 臨時広報等の発行、避難所への掲示
 - ウ NTTの伝言ダイヤルサービス（171）等の活用
 - エ 市ホームページ等の活用

第12 被災者の精神的ケア

【保健衛生班】

東日本大震災等では、被災後に被災者の震災のショックと長期間にわたる避難生活等のストレスにより、心身の不調を原因とする被災者が多く見られ、被災者の精神的ケアをすることが提起されている。こうした報告を踏まえ、被災者の精神的ケアの計画を図る。

被災者の精神的ケアは、次のとおりとする。

- (1) 避難生活が長期化した場合、巡回訪問等の対応
- (2) 精神科医師、看護師、カウンセラー、ソーシャルワーカーの確保
- (3) 健康状態調査の実施
- (4) 精神面の相談所などの拠点の整備
- (5) 話し相手、介護等のボランティアの協力
- (6) 医療機関、関係機関と連携をした災害時の患者の精神的ケアの支援
- (7) 職員への惨事ストレス対策（精神科医師等の専門家の派遣要請）

第5章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

第1節 趣旨

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年12月施行)は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、平成26年3月28日現在で、1都2府26県707市町村が推進地域に指定されている。本市を含む埼玉県域は、推進地域には指定されていないが、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度5弱から5強程度が推計されている。

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表するとされているが、人口が集中している県南部でかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、本市においても、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」(内閣府(防災担当))を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

<参考：「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」について>

本市を含む埼玉県域は、大規模地震対策特別措置法に基づく防災対策強化地域に指定されていないが、東海地震が発生した場合、震度5弱から5強程度が予想されている。これまで本市地域防災計画において、同法に基づく警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と被害軽減のため、従来、本計画に「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」を記載していた。

平成29年11月から南海トラフ全域での地震発生の可能性を評価した結果を知らせる「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始され、これに伴い、現在「東海地震に関連する情報」の発表は行われなくなることとなった。このため、今後は警戒宣言が発令される見込みがないことから「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」については、参考として資料編に掲載することとする。

■資料編-〇 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置

第2節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

東海地震注意情報発表及び警戒宣言に伴う社会的混乱を防止する観点から、市が実施すべき必要な措置について定める。

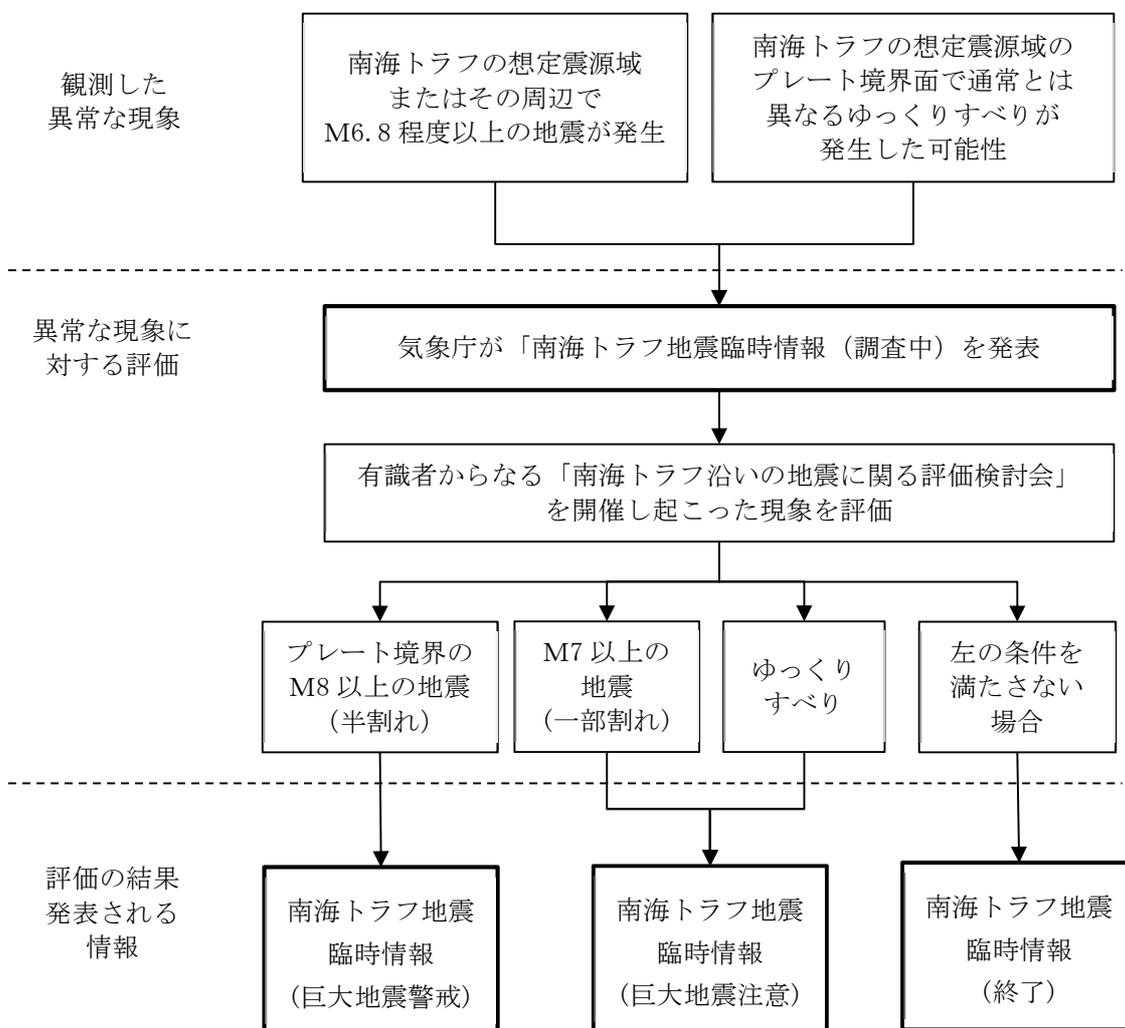
第1 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

【安心安全課】

1 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達

県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けた場合は、直ちに関係部局及び市町村、防災関係機関に伝達する。

市は、県から南海トラフ地震臨時情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内各部、関係機関に伝達する。



【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】

2 市民、企業等へのよびかけ

市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、市民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

ケース	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
半割れ	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	2週間 (警戒：1週間) (注意：1週間)
一部割れ	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	1週間
ゆっくりすべり	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	すべりの変化が収まってから 変化していた期間と概ね同程度 の期間

3 住民の防災対応

(1) 日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

<防災対応の例>

- ・家具の固定状況の確認
- ・非常用持ち出し袋の確認
- ・避難場所や避難経路の確認
- ・家族との安否確認方法の確認 等

(2) 日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

<防災対応の例>

- ・高いところに物を置かない
- ・屋内のできるだけ安全な場所で生活
- ・すぐに避難できる準備（非常用持出品等）
- ・危険なところにできるだけ近づかない 等

4 企業等の防災対応

日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

<防災対応の例>

- ・安否確認手段の確認
- ・什器の固定・落下防止対策の確認
- ・食料や燃料等の備蓄の確認
- ・災害物資の集積場所等の災害拠点の確認
- ・発災時の職員の役割分担の確認 等

第2 地震発生後の対応

【各班】

異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震（後発地震）が発生した場合は、市関は、「第2編 震災対策編」に基づき災害対応を行うものとする。

第6章 火山噴火降灰対策計画

第1節 火山噴火降灰対策の概況

市内で想定される地震と火山の噴火は直接関係ないが、中央防災会議では相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が指摘されている。

富士山については、富士山火山防災協議会による富士山ハザードマップ検討委員会報告書（2004年）や富士山火山広域防災検討会報告（2005年）による富士山降灰可能性マップによれば、県内では、南部で最大約2～10cmの降灰が予想されており、本市内でも、風向き等によっては降灰の可能性はある。

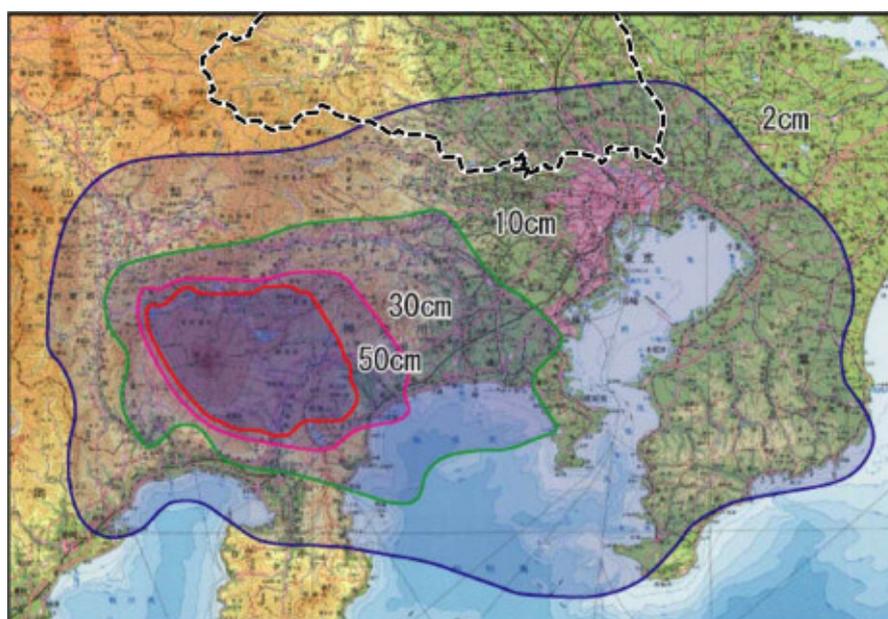
また、浅間山については、近年の大規模な噴火である天明3年（1783年）の大噴火において、県北西部にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されている。

これらの大規模な降灰に対応するため、必要な事項を定めるものである。

第1 被害想定

1 富士山が噴火した場合

本市内は、被害想定降灰範囲には含まれていないが、風向き等によっては降灰の可能性も考えられる。



出典：富士山火山防災協議会「富士山火山防災マップ」

2 その他近隣の火山

浅間山、草津白根山などが噴火した場合にも、状況によっては降灰の可能性が考えられる。

《参考》

◆降灰

細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象。火口の近くでは厚く積もり、遠くにゆくにつれ徐々に薄くなる。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、除灰や堅牢な建物への避難が必要となる。

◆火山灰の特徴

- 粒子の直径が2mmより小さな噴出物(2~0.063mmを砂、0.063mm未満をシルトと細分することもある)
- マグマが噴火時に破碎・急冷したガラス片・鉱物結晶片
- 亜硫酸ガス(SO₂)、硫化水素(H₂S)、フッ化水素(HF)等の火山ガス成分が付着
- 水に濡れると硫酸イオン等が溶出
- 乾燥した火山灰粒子は絶縁体だが、水に濡れると酸性を呈し、導電性を生じる
- 硫酸イオンは金属腐食の要因
- 溶出した硫酸イオンは火山灰に含まれるカルシウムイオンと反応し、硫酸カルシウム(石膏)となる湿った火山灰は乾燥すると固結する
- 火山灰粒子の融点は、一般的な砂と比べ約1,000℃と低い
- 粒径分布は生成過程の噴火様式によって異なる
 - 苦鉄質(シリカに乏しい) マグマ⇒非爆発的噴火⇒細粒粒子の生産率少ない
 - 珪長質(シリカに富む) マグマ⇒爆発的噴火⇒細粒粒子の生産率多い

出典：内閣府・広域的な火山防災対策に係る検討会

第2節 予防・事前対策

富士山及び浅間山の噴火が市民生活等に与える影響を最小限にするため、市では、火山噴火に関する知識の普及を図るとともに、予防・事前対策について計画する。

第1 火山噴火に関する知識の普及

【安心安全課】

火山現象や前兆現象について、火山に関する情報や報道がなされたときに理解できるよう、火山現象とその危険性に関する知識の普及・啓発及び火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と発表基準についての周知を図る。

1 気象庁が発表する火山に関する情報

(1) 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

噴火予報は、気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

(2) 噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベルを下表に示す。

【噴火警戒レベル運用状況（近隣の火山）】

区分	火山名
噴火レベルが運用されている火山	富士山、浅間山、草津白根山（白根山（湯釜付近）、草津白根山（本白根山）、那須岳、日光白根山 他
噴火レベルが運用されていない火山	赤城山、榛名山、高原山、男体山 他

【噴火警戒レベル】

種別	名称	対象範囲	レベルとキーワード		説明		
					火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル5 避難		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要(状況に応じて対象地域や方法を判断)。	
			レベル4 避難準備		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者の避難等が必要(状況に応じて対象地域を判断)。	
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで	レベル3 入山規制		居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活(今後の火山活動の推移に注意。入山規制)。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等(状況に応じて規制範囲を判断)。
		火口周辺	レベル2 火口周辺規制		火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活。	火口周辺への立入規制等(状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断)。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 活火山であることに留意		火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	通常の生活。	特になし(状況に応じて火口内への立入規制等)。

出典：気象庁 HP

(3) 噴火速報

登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合^(※)
- ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

(4) 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

ア 降灰予報(定時)

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間ごと)に発表。
- ・18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

イ 降灰予報(速報)

- ・噴火が発生した火山^(注1)に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5~10分程度で発表。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

(注1) 降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

ウ 降灰予報(詳細)

- ・噴火が発生した火山^(注2)に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

（注2）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

（5）火山ガス予報

気象庁が、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

（6）火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

2 市及び県が行う火山噴火に関する知識の普及

市は、県と協力し、次の事項について市民への普及・啓発に努める。

- （1）火山現象や前兆現象に関する知識
- （2）火山情報の種類と発表基準
- （3）降灰予想や備蓄品目、噴火時にとるべき行動等
（マスク、ゴーグル、水、食糧、衣料品、携帯ラジオなど非常持出品）

第2 降灰による災害の予防・事前対策の検討

【安心安全課】

降灰によって生じることが想定される健康被害、空調機器等への影響、視界不良時の交通安全確保、農作物等への被害、上下水道施設等への影響、降灰処理について、予防・事前対策を検討する。

第3 水、食糧、生活必需品の備蓄

【農政課】【安心安全課】

富士山が噴火した場合、高速道路への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生じる。発災時に冷静な対応を市民に要請するためにも、家庭内における食糧、飲料水、食糧、簡易トイレ、トイレトーパー等生活必需品（3日分以上を目標とし、可能であれば1週間以上を推奨）の備蓄を推進する。

第3節 応急対策

市内で富士山等の噴火により降灰が発生したとき、災害応急対策を迅速かつ強力で推進するため、市が実施すべき必要な措置について定める。

第1 応急活動体制の確立

【全職員共通】

市は、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策の実施に努める。

市の配備体制については、「震災対策編第3章第1節第1活動体制及び配備基準」を準用する。

第2 情報の収集・伝達

【秘書広報班】【各班】

1 降灰に関する情報の発信

気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、若しくは市内に降灰があったときは、市及び県は、協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方気象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を市民等へ周知する。

発信手段は、「震災対策編第3章第2節第1情報の連絡体制」を準用する。防災情報提供システムで取得する情報は次のとおりとする。

- (1) 噴火警報・予報
- (2) 火山の状況に関する解説情報
- (3) 噴火に関する火山観測報
- (4) 火山に関するお知らせ

2 降灰に関する被害情報の伝達

市は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、埼玉県防災情報システム等により県に伝達する。

県は、気象庁地震火山部火山監視・情報センターに降灰の情報を伝達する。降灰調査項目は次のとおりとする。

- (1) 降灰の有無・堆積の状況
- (2) 時刻・降灰の強さ
- (3) 構成粒子の大きさ
- (4) 構成粒子の種類・特徴等
- (5) 堆積物の採取
- (6) 写真撮影
- (7) 降灰量・降灰の厚さ
- (8) 構成粒子の大きさ

3 降灰に伴うとるべき行動の周知

降灰が予測される場合は、降灰時にとるべき行動を、市民に発信する。市民への発信に当たっては、即時性の高いメディア（緊急速報メール、防災行政無線、エリアメール、ツイッター、データ放送など）も活用する。

【とるべき行動の例】

- 外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。
- 家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。
- 自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。

第3 避難所の開設・運営

【避難所運営職員】

降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った市民を収容するため、市は避難所を開設・運営する。「震災対策編第3章第11節 避難支援」を準用する。

ただし、避難所の運営に当たっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

また、大量降灰等により浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は、速やかに避難所等への給水体制を確立させる。

第4 医療救護

【保健衛生班】【消防署】

「震災対策編第3章第9節 救急救助・医療救護」を準用する。

現段階では、火山灰による健康被害について、明確な見解は明らかになっていないが、特に喘息疾患には悪影響を与える可能性が高いため、対応が必要である。

第5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策

【財政班】【土木班】【水道班】【ライフライン事業者】

「震災対策編第3章第13節 緊急輸送」を準用する。

降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を各実施主体が平常時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を講じる。なお、他県においては以下の事例が報告されている。

電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・降灰の荷重により、電線が切れる。 ・雨を含んだ火山灰が付着した碍子の絶縁不良によってショートする。
上水道	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設内のろ過池に降灰があり、濁水により取水ができなくなる。 ・火山灰は火山ガスを付着しているため、状況によりフッ素や塩素などの水質の値が上昇する。
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・降灰が側溝に溜まり流れが悪くなる。
鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ・分岐器に降灰が堆積し、運行に支障が出る。

※碍子：電線とその支持物との間を絶縁するために用いる器具。一般には電柱・鉄塔などに装着される電力用又は電信用のものを指す。

第6 農業者への支援

【農政班】

農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、付着した火山灰を、できるだけ速やかに除去するよう市は県と協力し、支援する。

また、火山灰が多量に土壌に混入すると、土壌の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、土壌への土壌改良資材等の混和や除灰等の的確な指

導を行う。

第7 降灰の処理

【環境班】

1 火山灰の除去

火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。なお、道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には道路管理者間で調整を行い、速やかな降灰の除去を行う。

2 降灰の収集

市は、家庭から排出された灰の回収を一般廃棄物と別にして実施するとともに、回収した灰の一時的な仮置場を設置する。なお、市は火山灰の処分場所を事前に選定する。

また、市は各家庭が集めた灰を詰めて指定の場所に出すためのポリ袋（克灰袋）を配布する。用意が間に合わない場合は、レジ袋等を二重にして出す等、指定の場所への出し方を周知する。

各事業者から排出された灰については、一時的な仮置場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施するものとする。

第8 広域一時滞在

【安心安全班】

市は、火山の噴火により広域避難を余儀なくされる他都道府県の住民を受入れる。受入に当たっては、「広域応援編第2節第3 広域避難の支援」を準用する。

第9 物価の安定、物資の安定供給

【商工班】

市及び県は、食糧をはじめとする生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、事業者による買い占め、売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行う。

第7章 最悪事態（シビアコンディション）への対応計画

第1節 シビアコンディションを設定する目的

防災計画策定の基礎となる被害想定は、過去の被害履歴や各種調査研究に基づく発生確率をもとに、将来発生する可能性が高いとされる地震に限定して平均的な被害程度を推計したものである。

しかし、実際に大規模地震が発生した時は、平均的に算出された被害想定を超えた、最悪な事態（首都圏長期大停電や燃料枯渇、首都機能の麻痺、大量の避難者や帰宅困難者の発生など）が生じる可能性もあるため、防災関係機関は、最悪事態（シビアコンディション）を想定しておく必要がある。

第2節 シビアコンディションへの対応

震災対策編の第1章から第6章に定める計画は、被害想定に基づく防災対策として、ハード面の整備を始め、市民の命だけではなく、財産、生活基盤、社会的安定等を災害から守るために実施する取組である。

一方、シビアコンディションを引き起こすような大規模災害に対して、ハード整備だけで対応することには限界がある。また、確実に守ってくれる構造物という概念は、その想像をも上回る大規模な災害に対しては、迅速な避難行動を阻害するマイナスの要因にも成り得る。

そこで、シビアコンディションに対処する場合は、目的を「人命を守る」ことに絞って対策を進め、その上で生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこととする。人命を守る上で有効なのは「避難」であり、迅速な避難を実現するための情報伝達、土地利用計画、教育、啓発、訓練が重要になる。

第3節 シビアコンディションの共有と取組の実施

市は、従来どおり被害想定に基づく特定地震をターゲットとした防災対策をしっかりと進めながら、その上で、最悪の事態をもシミュレーションし、防災関係機関や市民と共有しておくこととする。大規模地震が発生したときには、局地的災害に対応するために整備したハード面や救助の枠組みで被害の最小化を図りながらも、「逃げる」「逃がす」対策と組み合わせることによって、なんとしても市民の命を守ることが重要である。

また、首都直下地震発災時には、比較的被害が少ないとされる埼玉県が、全国からの応援業務の拠点として、積極的な広域支援を行い、市はそれに協力していくことになる。市域のみの局地的災害だけを対象としていた従来の対策では、首都直下地震に備えることはできない。次項から、科学的根拠は薄いが発生する可能性がある主なシビアコンディションと、その対策の方向性を検討する。

1 命を守るのは「自分」が基本

項目	内容
リスク状況の認識	<p>市、県及び防災関係機関は、今までの災害対応の教訓を踏まえ、現場対応力の強化や避難者支援に力を入れている。</p> <p>しかし、阪神・淡路大震災で亡くなった方の8割以上は、家屋の倒壊、家具の転倒等による圧死・窒息死が原因で、そのほとんどが即死だったと言われている。震度6弱の揺れで、家具は部屋の中を飛び交い、家族の命を奪う凶器となる。</p> <p>発災直後に命が助からなければ、いくら消防や警察が救助に力を入れても、いくら行政が被災者支援を強化しても、役には立たない。</p> <p>また、タンスや家電で重傷を負ってしまうと、その後の避難行動にも困難が伴う。</p> <p>県が実施した「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月埼玉県）では、東京湾北部地震により県内に7,215人の負傷者が生じる（本市の死者・負傷者はなし）予測になっている。また、首都圏全体では3万人以上の重傷者が発生する見込みである。</p> <p>緊急医療の収容能力や輸送能力を考えるに、迅速に十分な医療処置を施すのが難しい、膨大な人数である。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 家屋の倒壊や家具の転倒に伴う死亡者、負傷者を減らす。 ▶ 室内の避難経路に家具等が散乱し、延焼火災からの避難が遅れる状況をなくす。
対策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 家屋の耐震性を確認し、必要な耐震改修等を行う。 ▶ 家具の配置を見直し、家具の固定を進める。 ▶ 地震に備えた防災総点検を行う。

2 支援者の犠牲はあってはならない

項目	内容
リスク状況の認識	<p>総務省消防庁のまとめによると、東日本大震災で犠牲になった消防団員は、岩手県・宮城県・福島県で合わせて254人になる。同じ3県で犠牲になった消防本部の職員は27人、警察官は30人で、比較すると消防団員の犠牲者が際立って多い。</p> <p>阪神・淡路大震災における消防団員の犠牲者は1名のため、大震災の津波被害が甚大であったとも考えられるが、この教訓を生かさなくてはならない。</p> <p>犠牲になった消防団員は、多くは水門や車両が通り抜ける陸閘（りくこう）の閉鎖や避難支援に関わり、津波の被害を受けている。</p> <p>内陸県の埼玉県でも、津波警報の発令や、一定規模以上の地震が起きた場合、荒川等の遡上に備え、水門等の閉鎖を行う消防団もある。</p> <p>また、大規模かつ広域的な災害では、消防団員も含め、自主防災組織や民生委員・児童委員等の地域防災を担う多くの支援者が、消火活動支援や避難支援を行い、被害の拡大を防ぐ。大規模広域型災害で地域の命を救うためには、こうした各地域の支援者の存在が不可欠となる。</p> <p>しかしそのために、支援者が犠牲になることは、あってはならない。「生命に危険を感じた場合、避難を優先させる」「正しく撤退する」ことを徹底した上で、自助・共助の取組を進めていくことが重要である。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 発災後、救出救助・初期消火にあたっている支援者が、二次災害に巻き込まれることを防止する。 ▶ 現場で活動する防災関係者に正確な危険情報が伝えられず、撤退のタイミングを逃す事態を回避する。
対策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 救出救助・初期消火活動に伴う危険行動や危険からの回避方法について、事前の研修や訓練を進める。 ▶ 支援者側の退避ルールをあらかじめ定める。 ▶ 必要な資機材（無線機や倒壊家屋からの人命救助用エンジンカッター等）の装備を進める。 ▶ 防災指揮システムの可視化を進め、現場への情報提供をより迅速かつ的確に行う。

3 火災から命を守る

項目	内容
リスク状況の認識	<p>関東大震災が起こった大正12年9月1日は、台風通過直後で、風速10～15mの強風が吹く日だった。昼食時の発災で、かまど使用も多かった当時は、各所で火災が発生し、時速400～800mの速さで延焼していった。</p> <p>延焼地帯は拡大していき、「合流火災」「火災旋風」が発生した。関東大震災では百か所で「火災旋風」が発生、約2万坪の被服廠跡では3万8千人が焼死や圧死で命を落としたと言う。</p> <p>一方、首都直下地震（都心南部直下地震）に係る国の想定では、火災による死者は、首都圏で最大約1万6千人、建物倒壊と合わせ最大約2万3千人の死者とされている。</p> <p>シビアコンディションとして考えられるのは、地震発災直後から、火災が同時多発的に発生する中、断水により消火栓が機能停止し、道路閉塞や交通渋滞等により消防車が現場に到着できず、消防力が分散する中、特に都心の木造住宅密集市街地において大規模な延焼火災に至ることである。</p> <p>また、高圧ガス施設、火薬類施設からの発火・爆発による延焼地域の拡大、危険物取扱施設や毒劇物取扱施設からの発火が加わると、更に消火活動は遅れ、住民への被害が多くなる。</p> <p>【参考：東京都被害想定】 区部西部から南西部にかけての環状7号線と8号線の間、区部東部の荒川沿いの地域は木造住宅密集地域が大規模に連担している。これらの地域を中心に、焼失等約20万棟、4,000人の死者が発生する。</p> <p>【参考：国被害想定】 地震火災による焼失最大約41万2千棟、倒壊等と合わせ最大約61万棟</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 消防機関に頼らない初期消火を確実にし、火災を拡大させない。 ➢ 消防機関の現場到達を早める。 ➢ 火災から逃げ遅れる人をなくす
対策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自主防災組織や消防団の消火活動訓練を推進し、初期消火を推進する。 ➢ 安否情報の確認方法や、迅速な避難を促す啓発や訓練を行う。 ➢ 被害や危険地域の正確な把握と、住民への情報提供を迅速に行う。特に「逃げる」「逃がす」ための情報提供を優先提供し、インターネット、携帯電話、報道機関、防災行政無線等あらゆる手段を活用する。 ➢ 通行可能な緊急交通路を迅速に確保する。

4 首都圏長期大停電と燃料枯渇

項目	内容
リスク状況の認識	<p>東日本大震災では、震源から離れた首都圏であっても、多くの発電所が稼働停止に追い込まれる事態となった。復旧にも長い時間を要し、常陸那珂発電所の1号機は5月15日、鹿島火力発電所の2・3・5・6号機は4月6日から20日にかけてようやく復旧した。</p> <p>発電所の施設や設備に直接被害を受けた場合は、更に復旧に時間がかかる。東日本大震災では、地震の影響を直接的に受けた福島県・広野火力発電所の復旧に4ヶ月を要した。</p> <p>これらのことを踏まえると、首都直下地震のシビアコンディションとして、首都圏広域大停電が発災後1ヶ月以上続くことも想定しなければならない。</p> <p>大災害が発生し、電気の供給がストップすると、各種石油燃料も枯渇する。製油所が被災するほか、急激な需要増やタンクローリー・ドライバーの不足、ガソリンスタンドでの停電により、応急対応・緊急輸送用を始めとする車両のガソリン・軽油、避難の生活のための灯油が長期間にわたり不足する状態が続く。</p> <p>公的機関や災害拠点病院等の防災拠点では、非常用発電設備が備えられているが、消防法等により燃料の備蓄量が限られていることから、常に燃料を補給することが前提となる。製油所や輸送インフラの被災により、長期間に渡り燃料が流通されない場合、非常用発電機の燃料が枯渇し、市災害対策本部や防災活動拠点における災害対応、医療機関における医療行為、各指定避難所における避難生活等に大きな影響がでる。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害対応を行う防災活動拠点や病院等は、1ヶ月以上の長期間にわたる停電時においても、活動を継続させなければならない。 ▶ 電力、ガス、水道等のライフライン被害を軽減するとともに、復旧を早める。 ▶ 首都圏長期停電下でも、被災者が安全・快適に生活を送れる環境を整える。
対策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 主な防災拠点では、燃料又は電源を多重的に確保する。例えば災害対策本部が設置される市役所等には、補給不要な都市ガスや備蓄が可能なLPガスを使用する発電設備の導入等を検討する。 ▶ 災害時重要施設への燃料供給体制を見直し、確実な入手手段を事前に確保する。 ▶ 非常用発電機及び緊急車両用の燃料確保について、協定の締結を検討する。 ▶ ライフライン事業者による減災活動や早期復旧に関し、目標設定や計画作成、復旧活動を支援する。 ▶ 市外からの避難者の受入れについて、自治体間の協定に基づく広域訓練の実施や応急仮設住宅の適地調査等を通じ、実効性を高める。 ▶ 長期避難を想定し、指定避難所の環境を向上させるとともに、市民の広域移送・集団疎開を調整し、計画的に移送する。

5 その時、道路は通れない

項目	内容
リスク状況の認識	<p>高速道路や国道、主要な県道等、緊急輸送ルートとして想定されている道路の橋梁は、耐震化対策がおおむね施されている。しかし、首都圏全体としては、沖積低地等の軟弱地盤を中心に、地盤の変位（隆起や沈下・陥没・断層）や液状化による道路自体の損壊、落橋も懸念される。加えて、沿道建造物から道路へのがれきの散乱、電柱の倒壊、道路施設の損傷による道路閉塞、鉄道の運行停止に伴う道路交通需要の増大等により、深刻な道路交通麻痺が発生する可能性もある。</p> <p>走行中の自動車にも激震が直撃する。一般的には、震度5はタイヤがパンクしたような感覚、震度6以上では車を制御することが困難と言われる。高速道路を中心に事故車両が多発し、火災が近ければ輻射熱を原因とする車両火災も発生する。</p> <p>一方で、車両での避難者が続出するため、交通渋滞が発生する。また、ガス欠や事故車両、置き去り車両が道路上に多数放置され、渋滞の原因となる。レッカー車の不足及び道路渋滞によりレッカー車の現場到達が困難になるという渋滞悪化の悪循環が発生する。</p> <p>鉄道については、東日本大震災では、緊急地震速報の受信によって首都圏の電車は安全停止できたが、直下型地震では緊急地震速報の到達が間に合わないため、走行中に脱線事故を起こす可能性がある。また、都心では液状化及び施設欠損により、地下鉄や地下街への浸水が発生する恐れもある。</p> <p>これらはすべて、最悪の可能性を挙げたに過ぎない。しかし、万が一の時に冷静に対処するためにも、その最悪の事態を想像することは無意味ではない。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害対応活動拠点への交通路を速やかに確保する必要がある。 ▶ 緊急車両の通行を阻害する緊急交通路上の障害物、幹線道路上の放置車両への対応が必要となる（平成26年の災害対策基本法の改正により）。 ▶ 道路渋滞に伴う混乱やパニック、災害に付随する交通事故を防ぐ。
対策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害時における交通ルール（緊急交通路への進入禁止や、車両を降りて避難する際のルール（鍵はつけたまま等））について、普及啓発を進める。 ▶ 既存の災害時応援協定を見直し、緊急交通路上の障害物や放置車両の撤去体制や優先的的道路啓開のシミュレーションを行う。

6 デマやチェーンメールは新たな災害

項目	内容
リスク状況の認識	<p>東日本大震災では、広い範囲で電話回線や携帯電話の基地局が被災し、被災地での情報取得が著しく制限された。</p> <p>その中で、SNS等、新たな情報伝達手段の有効性が確認され、震災以降、多くの団体が活用している。しかし、これらは強力な拡散性を持つことから、「嘘の情報」いわゆるデマやチェーンメールによる新たな危険（二次災害）を引き起こす可能性がある。</p> <p>これらは、①情報が極度に不足した状態で現れやすい、②危険回避を指示する内容が多い、③伝播速度が早い、という特徴があり、親切心から周囲に知らせようとした人から、情報を渴望していた人へ急速な勢いで拡散していくことになる。</p> <p>東日本大震災でも例えば、「被災地で外国人窃盗団が暗躍している」「被災地で、略奪、強盗、暴行等が発生している」等の治安情報や、「ヨウ素を含むうがい薬や海藻類を摂取すると内部被曝が防げる」等の放射能関係情報、「某県の水は汚染されている」等の不正確な情報が、検証もされずに広がった。</p> <p>デマや流言が拡散すると、過剰な自衛行為やパニックが思いもよらない二次災害に発展する可能性がある。「そんな嘘は見抜ける」「信じるはずがない」という平時の自信は、大規模災害時にはかえって危険かもしれない。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 情報通信基盤が破壊又は電源喪失し、情報収集・伝達手段が制限される。 ▶ 政府、行政による正確な情報発信が不足する。 ▶ 不安や恐怖心から、不正確な情報や流言・デマが拡散する。
対策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 正しい情報の発信者・取得方法等の防災情報教育を行い、プッシュ型の災害情報を取得するための事前登録等を進める。 ▶ 政府や行政は発災後速やかに、多様なメディアを使い、正しい情報を発信し続けるとともに、デマ、流言の存在を素早く察知し、拡散を防ぐ。

7 超急性期医療と慢性疾患の同時対応

項目	内容
リスク状況の認識	<p>阪神・淡路大震災では、建物倒壊に伴う負傷者が多く、圧挫症候群を始め、外傷傷病者に対する超急性期医療が求められた。</p> <p>一方、東日本大震災は、多くの被災者が津波で亡くなったが、生存者の多くが軽傷者で、どちらかと言えば慢性疾患への対応が課題となった。</p> <p>首都直下地震の被害の様相は、阪神・淡路大震災に近い都市型であると考えられる。</p> <p>国の被害想定では、首都圏で最大約12万3千人の負傷者が発生し、そのうち約2万4千人が重傷者の見込みである。</p> <p>医療活動の主体は、超急性期（48時間以内）から急性期（1週間以内）では、災害派遣医療チーム（DMAT）が中心になる。しかし、深刻な道路交通麻痺により、救急車両等による現場到達が困難となることも見込まれる。</p> <p>また、大量の負傷者が同時に発生すると、医師や看護師、医薬品、医療資器材の不足が生じ、十分な診療ができない可能性がある。</p> <p>さらに、地震によって直接的に負傷しなかった被災者でも、復旧に時間がかかる場合は、慢性疾患に対するケアが大量に必要なことになる。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 首都圏約12万3千人の重傷者に対し、DMAT等による迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入医療機関を確保する必要がある。 ▶ 道路啓開の遅延や交通渋滞により、救援部隊の投入に時間がかかる可能性がある。 ▶ 電力・水道等の断絶により、医療行為の存続が困難になる。
対策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平常時に訓練等を実施し、トリアージスキルを向上させるとともに、トリアージポストの設置を早期に実施する。 ▶ 一定の安全を確保した上での住民、自主防災組織、地域の民間事業者等による救命救助活動が行える仕組みの検討及び地域医療者の協力の下、地域でできる医療対応を検討する。

8 都心からの一斉帰宅は危険

項目	内容
リスク状況の認識	<p>県では、平成24年度に「モバイル空間統計」を利用した帰宅困難者の推計調査を行った。</p> <p>まず、県外で帰宅困難になる県民の発生数は、136万人であると推計した。そのうち88万人は東京23区内で被災するため、交通機関が麻痺している中、安全に帰宅させるための帰宅タイミングやルート選定が課題になる。</p> <p>次に、発災後、一斉帰宅の混乱を市町村ごとにシミュレーションした。例えば、都内にいる埼玉県民と県内にいる埼玉県民と都民252万人が一斉に徒歩で帰宅した場合、さいたま市では72万人、川口市では45万人の通過人数が見込まれる結果となった。帰宅経路に当てはめると、例えば、国道17号戸田橋の通過人数は1時間あたり最大12万人という大混雑が予測される。</p> <p>その結果、主な緊急輸送道路が徒歩帰宅者であふれ、緊急車両が通行できないことなども考えられる。</p> <p>発災直後の一斉帰宅は二次被害の危険があるだけでなく、消防・警察等による救助・救出活動を阻害し、被害を拡大させる要因になる。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 余震による落下物の恐れがある地域や火災延焼地域など、危険地帯を通過する徒歩帰宅者が二次被害に巻き込まれる。 ▶ 徒歩帰宅者が特定の箇所集まり、混乱が生じる ▶ 緊急交通路や緊急輸送道路に徒歩帰宅者があふれ、救助・救出活動を阻害する。
対策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 発災直後における一斉帰宅の危険性を周知し、一斉帰宅抑制の取組を進める。 ▶ 慌てて帰宅を開始しないですむよう、安否確認手段として、災害用伝言ダイヤル等の利用を促進する。 ▶ 市内の被害情報や避難所開設情報、帰宅経路の危険情報を様々な手段で発信する。 ▶ 徒歩帰宅者支援として、帰宅支援道路の沿道サービス（水道水、情報、トイレ等）による安全で確実な徒歩帰宅を支援する。 ▶ 公共交通機関を利用した遠距離通勤者がいる企業など、実情に応じて企業内備蓄を推進する。

9 危険・不便な首都圏からの避難

項目	内容
リスク状況の認識	<p>国の被害想定では、冬の18時発災、風速15m/sの都心南部地震で、首都圏で1日後に約300万人、2週間後に約720万人の避難者が発生すると想定される。</p> <p>1ヶ月後に1都3県の約9割の断水が解消した場合でも、約120万人が避難所生活を続けており、継続的な余震の発生や気象条件によっては、避難所生活者はさらに増加することになる。また、避難所そのものや周囲生活施設の被災、ライフラインの復旧の遅れが重なると、被災地内での避難所運営はさらに難しくなる。</p> <p>道路の復旧が遅れ、あるいは輸送手段が不足すると、避難所へ物資や医療が十分に提供できなくなり、長期化に伴う健康管理や安全確保の観点から、被災地外への遠距離避難（疎開）を検討する必要がある。</p> <p>特に、医療や介護が必要な要配慮者は、安全で健康的な環境に速やかに避難させることが急務であり、埼玉県は、被害が大きい都心南部からの避難者を受け入れるとともに、さらに北側（北関東や東北地方）に向けて二次避難の調整を行うこととなる。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 避難所における長期生活が困難な者の把握（配慮の種類や規模）。 ▶ 緊急避難的な広域受入れは速やかに、また、生活困難（不便地からの脱出）に伴う広域受入れは計画的に行う必要がある。それぞれ手法を検討する。 ▶ 市外からの被災者が大量に流入することにより、避難者管理が複雑になる。
対策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 都内からの避難者の輸送や受入れについて、発災時に混乱が生じないように、あらかじめ受入先や輸送手段等を確保する。 ▶ 計画的な受入れについて、事前に関係自治体とシミュレーションを行う。 ▶ 発災後、避難所における長期生活が困難な者を把握し、広域避難の調整を行う。 ▶ 被害状況や避難に係る情報は、報道機関等の協力の下、あらゆる手段でこまめに発信する。

10 助かった命は守り通す

項目	内容
リスク状況の認識	<p>大規模な災害では、発災後、長期間にわたり生活基盤が麻痺する。その結果、発災時には助かった命が、震災関連死という形で失われてしまう恐れがある。</p> <p>東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者の死亡率は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の約2倍に上った。死亡に影響のあった事由としては、「避難所等における生活の肉体・精神的疲労」が約3割、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が約2割、「病院の機能停止による初期治療の遅れ等」が約2割であった。</p> <p>首都直下地震により電気・水道が長期にわたり断絶した時、被災地内での処置は極端に制限される。万一の場合に備え、遠方への二次避難を検討し、助かった命を守り通す取組が重要になる。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 配慮事項ごとに必要とされる避難施設の確保 ▶ 福祉避難所等の比較的環境が整備された場所へ、要配慮者を移送する体制の確立 ▶ 在宅避難している要配慮者への対策（高リスク者の事前把握、物資の供給、見回り）
対策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 受入可能な医療機関の事前把握や移送手段の確認を行い、平常時から情報を持ち合う。 ▶ 指定避難所、医療機関等における毛布や燃料等の備蓄、非常用電源・通信手段の確保、物資や燃料の供給手段の確保を行う。 ▶ 発災後は、帰還できる体制（道路、住宅、医療等）を早期に整備する。 ▶ 被災者の見守り活動や孤立防止、メンタルケアの長期的提供を行う。

11 食糧が届かない

項目	内容
リスク状況の認識	<p>東日本大震災では、宮城県内最大避難者数約32万人に対し、発災後3日間に県下の市町村が確保できた食糧は62万食だけだった。また国の物資調達は、発災1週間後に約39万人が避難所に滞在していたのに対し、6日後までの到着済み食糧は約290万食、水が約213万本だけで、おおよそ一人一日約1食であった。</p> <p>道路の不通やライフラインの途絶、生産工場や倉庫の損壊により、首都直下地震でも同様の課題が生じる。</p> <p>また、在宅避難者には支援が届きづらい、という問題もある。</p> <p>シビアコンディションの極めつけは、首都直下地震と南海トラフ地震が同時期に起こることである。安政地震では、東海・東南海地震が起きた後、すぐに安政江戸地震が起きている。南海トラフ付近を震源地とする地震が発生し、被災地に備蓄食糧のほとんどを提供した後に、首都直下地震が起こることも、可能性としてゼロではない。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 救援物資の不足 ▶ 物資調達の困難
対策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 被災情報及び指定避難所の開設情報等を地図上に可視化して集約・展開し、必要な輸送ルートを選定及び啓開を速やかに行う。 ▶ 原則3日以上、可能であれば1週間以上の家庭内備蓄を推進する。 ▶ 複合災害も視野に入れ、市及び県と合わせた備蓄を十分に行う。